
平成 23 年度

さいたま市総合振興計画次期基本計画
策定のための基礎調査報告書

平成 24 年 3 月

さいたま市

さいたま市総合振興計画次期基本計画策定のための
基礎調査報告書 目次

序	本調査の概要	序-1
1	調査の目的	序-1
2	調査の構成	-2
I	社会経済状況の変化と見通し	I-1
1	人口減少・超高齢社会の到来	I-1
2	先行き不透明感が強まる国内経済	-2
3	地域のつながりの重要性の高まり	-3
4	深刻化する地球環境問題	-4
5	全国的にさらに厳しさを増す財政運営	-5
II	全市的な現状と課題	II-1
1	位置及び地勢	II-1
2	市の沿革	II-3
3	人口等	II-4
	(1) 人口・世帯数	-4
	(2) 年齢別人口	-8
	(3) 人口動態	-11
4	土地利用等	II-12
	(1) 地目別土地面積	-12
	(2) 都市計画の状況	-14
	(3) 地価	-16
	(4) オフィスビルの平均募集賃料及び空室率	-18
	(5) 新設住宅着工戸数	-19
	(6) 住宅の建て方別比率	-20
5	行財政	II-21
	(1) 歳入	-21
	(2) 歳出	-24
	(3) 主要財政指標	-29
	(4) 定員管理	-31
	(5) 公共施設	-32

1	環境・アメニティ	Ⅲ-1
(1)	地球環境保全	-1
(2)	水と緑	-10
(3)	景観	-13
2	健康・福祉	Ⅲ-15
(1)	保健福祉体制	-15
(2)	子育て支援	-18
(3)	高齢者福祉	-22
(4)	障害者福祉	-25
(5)	健康・医療	-27
(6)	食品衛生	-35
3	教育・文化・スポーツ	Ⅲ-37
(1)	学校教育	-37
(2)	生涯学習等	-43
(3)	スポーツ・レクリエーション	-48
(4)	歴史・文化	-52
4	都市基盤・交通	Ⅲ-54
(1)	市街地整備	-54
(2)	道路・交通	-56
(3)	公園・緑地	-63
(4)	情報化	-67
5	産業・経済	Ⅲ-70
(1)	産業構造	-70
(2)	新しい産業の育成	-77
(3)	生活関連産業の振興	-80
(4)	産業活動の活性化の環境づくり（雇用等）	-90
6	安全・生活基盤	Ⅲ-94
(1)	都市防災	-94
(2)	事故や犯罪の防止	-98
(3)	生活基盤	-101
7	交流・コミュニティ	Ⅲ-107
(1)	世界に開かれた都市づくり	-107
(2)	男女共同参画	-110
(3)	地域コミュニティ	-115

IV 将来推計

IV-1

1 将来人口の推計 -----	IV-1
(1) 推計方法の概要-----	-1
(2) 将来人口の推計結果-----	-3
(3) 市内10区別の将来推計人口-----	-9
2 将来世帯数の推計 -----	IV-19
(1) 推計方法の概要-----	-19
(2) 将来世帯数の推計結果-----	-22

序 本調査の概要

1 調査の目的

総合振興計画は、長期的な展望に基づいて、さいたま市の都市づくりの将来目標を示すとともに、市政を総合的、計画的に運営するために、各行政分野における計画や事業の指針を明らかにするものであり、市政運営の最も基本となる計画です。

現行の総合振興計画「さいたま希望（ゆめ）のまちプラン¹」は、本市の将来都市像や行政施策の大綱を掲げる「基本構想」、基本構想に基づき各行政分野の施策を総合的、体系的に示す「基本計画」、さらに、基本計画に定められた施策を展開するため、具体的な事業を定める「実施計画」の3層から構成されています。

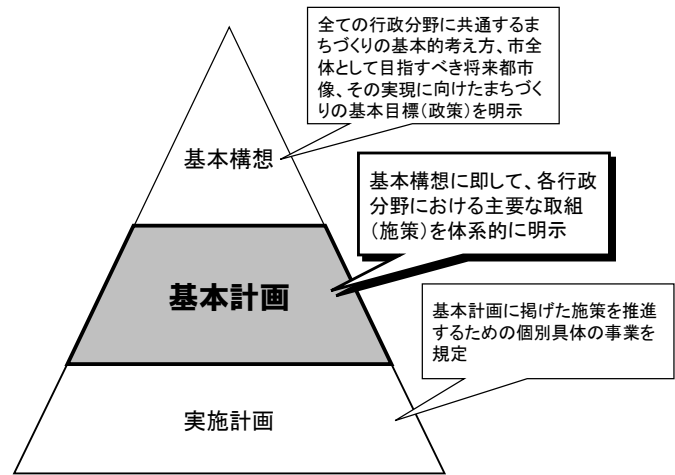


図-1 現行の総合振興計画の階層

これまで本市では、「さいたま希望（ゆめ）のまちプラン」に基づき、基本構想に掲げた将来都市像「多彩な都市活動が展開される東日本の交流拠点都市」、「見沼の緑と荒川の水に象徴される環境共生都市」及び「若い力の育つゆとりある生活文化都市」の実現に向けたまちづくりを積極的に推し進めてきました。

しかし、現行の基本計画策定後から今日に至るまで、市政を取り巻く社会経済状況は、世界にも類を見ないスピードで進行する少子高齢化、他国の経済変動が地域社会にも多大な影響を及ぼす経済のグローバル化、人為的な行為が原因とされる地球環境問題の顕在化、国・地方を問わず深刻さを増す危機的な財政状況、さらに、東日本大震災の発生等、私たちがかつて経験したことのないような厳しい時代に直面しています。

このたび、本市では、このような厳しい現実を受け止めながら、選択と集中のもと、社会経済状況の変化に即応したより一層戦略的な市政運営を展開すべく、平成24年度から2ヶ年をかけて、平成26年度を開始年度とする次期基本計画の策定に着手することとしました。

本調査は、これに先立ち、各種統計指標などを活用しながら、本市の強み・弱みや特徴をできる限り客観的に抽出した上で、基本構想に掲げた将来都市像の実現に向け、全市的及び分野別に、今後どのようなことに重点を置き、まちづくりを推進すべきかを明らかにし、次年度以降、論点を明確にした中で効率的に検討を進めていくことを狙いに実施するものです。

¹ 「さいたま希望（ゆめ）のまちプラン」では、基本構想の目標年次を平成32年度、基本計画の計画期間を平成16年度～25年度としています。

2 調査の構成

本調査の構成は、次図に示す通りです。このうち、「市民・職員意向の把握（アンケート調査）」及び「まちづくりへの提言（市民・職員ワークショップ）」は、市民と職員のそれぞれの視点から、本市の強み・弱みや特徴、今後のまちづくりに向けた意見・要望やアイデアを把握するため、今年度、本調査とは別途実施しています。

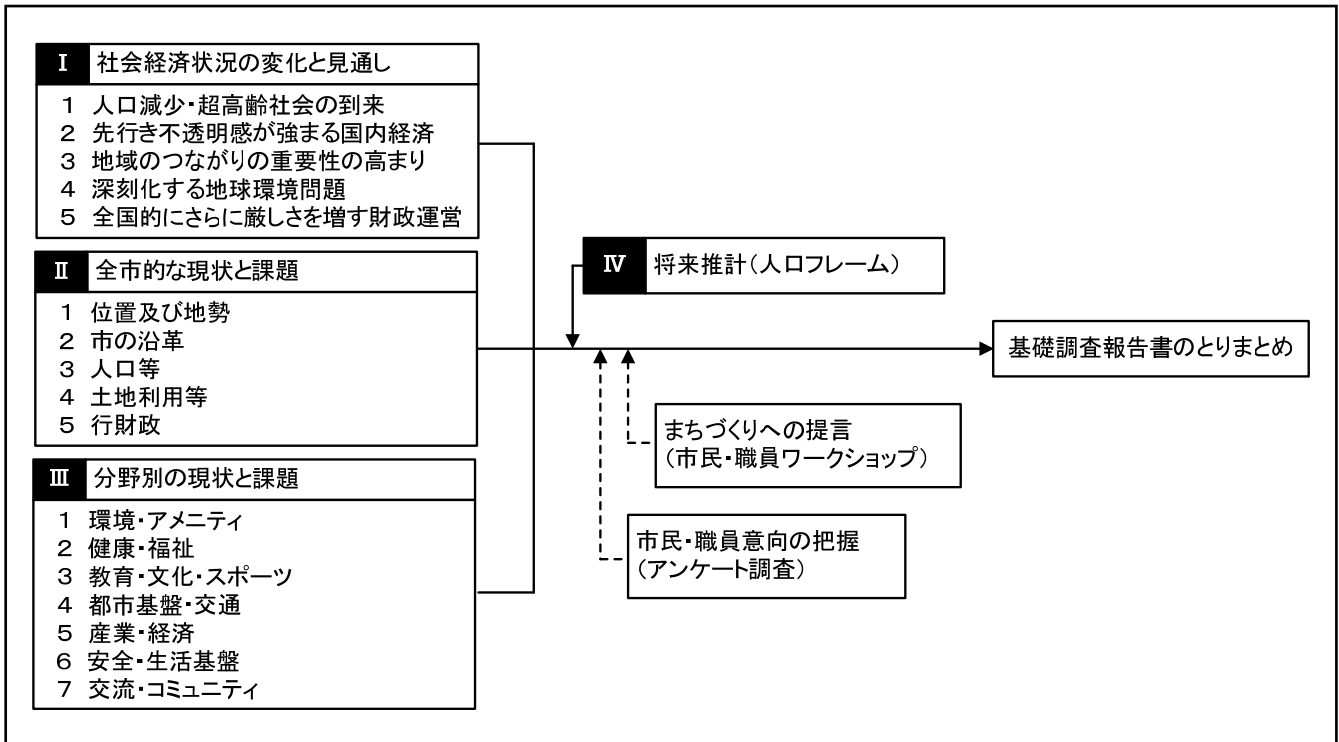


図-2 調査の構成

<調査の概要>

I 社会経済状況の変化と見通し

各省庁が毎年度、政治経済社会の実態を国民に周知することを目的に、自らが所管する行政分野の現状や今後の課題等をまとめた「白書」などの既存資料を参考としつつ、今後のまちづくりのあり方を検討する上で、本市が特に念頭に置くべきマクロ的な社会経済状況の変化や今後の見通しを洗い出すとともに、これらを踏まえた重点課題を明らかにしています。

II 全市的な現状と課題

今後のまちづくりのあり方を検討するための基本的な前提の1つとして、「人口」、「土地利用」、「行財政」などに関する各種統計指標の推移、他都市との相対的な水準比較などに基づき、本市の強み・弱みや特徴を洗い出し、強みの強化・弱みの改善に向けた全市的な重点課題を明らかにしています。

Ⅲ 分野別の現状と課題

現行の総合振興計画基本計画に位置付けられている「環境・アメニティ」～「交流・コミュニティ」まで、7つの主要な行政分野別に各種統計指標の推移、他都市との相対的な水準比較などに基づき、本市の強み・弱みや特徴を洗い出すとともに、適宜、当該分野に関わる国・埼玉県及び本市の近年の取組動向などを交えながら、強みの強化・弱みの改善に向けた各分野の主要課題を明らかにしています。

Ⅳ 将来推計

今後のまちづくりのあり方を検討するための最も基本的な前提として、平成22年10月1日現在の国勢調査人口・世帯数に基づき、男女別・5歳階級別・10区別の将来人口及び世帯数フレームの推計を行っています。

I 社会経済状況の変化と見通し

1 人口減少・超高齢社会²の到来

○埼玉県が平成22年の国勢調査の結果を基に行った、平成42年までの県人口の将来推計結果によると、県の人口は今後数年のうちに減少に転じ、平成42年頃には約703万人まで減少すると予測されています。(図1-1)

○年齢階層別にみると、年少人口(0～14歳)は、今後も一貫して減り続け、平成32年では88万人と対平成12年比で14万人(13.7%)減少するとともに、その影響を受け、地域の経済社会を支える中心的な世代である生産年齢人口(15～64歳)も平成32年には438万人と、対平成12年比で63万人(12.6%)減少し、総人口に占める比率も72.4%から60.6%に低下すると予測されています。(同上)

○一方、老年人口(65歳以上)は、団塊世代の加齢化に伴い一貫して増え続け、平成32年では198万人と対平成12年比で2.2倍に増加するとともに、高齢化率(老年人口/総人口)も平成12年の12.8%から平成32年の27.3%へと大きく上昇すると予測されています。(同上)

○今後予測される本格的な人口減少・超高齢社会の到来は、定住・交流人口の確保や企業誘致を巡る県内外との都市間競争の熾烈化、消費の減少による経済活力の低下、医療・福祉等の社会保障給付費の増大とこれを支える現役世代の負担増、既存の公共施設を介した公共サービスの需給バランスの不均衡など、多方面にわたり本市がかつて直面したことのないような深刻な問題や課題を引き起こすことが大いに懸念されます。

○本市が将来にわたって活力ある都市であり続けるためには、これからの時代の流れを的確に見据え、今後起こり得る問題や課題に対する認識を市全体でしっかりと共有しながら、予算・職員・施設など限りある行政の経営資源を従来にも増して適正に配分するとともに、市民と行政が共に手を携え、知恵と力を出し合い、地域課題の解決に取り組み、より多くの人々から、住み続けたい、住んでみたい、何度も訪れてみたいと強く支持されるまちづくりを着実に推進していくことが求められます。

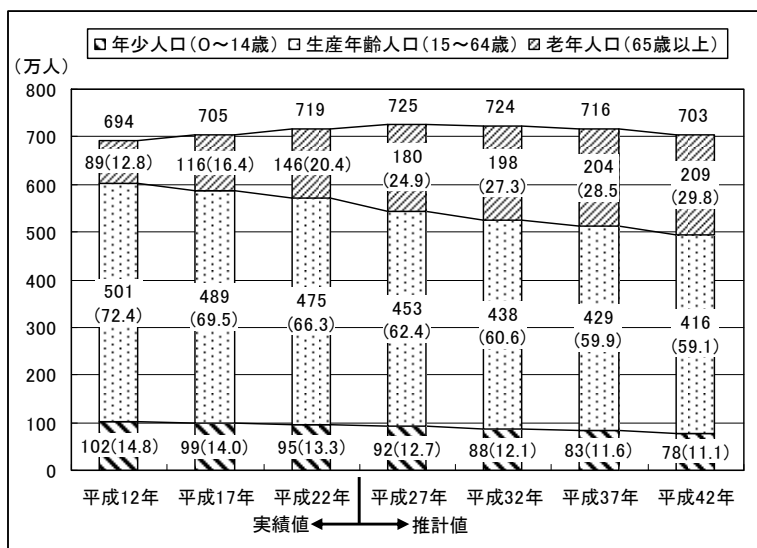


図1-1 埼玉県の将来人口推計結果

出典：埼玉県企画財政部「埼玉県の将来人口の推計」
注) 図中のカッコ内は総人口(年齢不詳を除く)に占める比率。

² 世界保健機構や国連によると、65歳以上人口の割合が7%超で「高齢化社会」、14%超で「高齢社会」、21%超で「超高齢社会」とされています

2 先行き不透明感が強まる国内経済

- 我が国は平成 14 年 1 月から景気回復過程に入り、中国をはじめとする新興国の高い経済成長や米国の旺盛な需要などを背景として、その回復期間は平成 20 年 2 月まで戦後最長の 73 ヶ月に及びました。
- その後、米国のサブプライム・ローン問題やリーマン・ショックを端緒とした世界同時不況の発生により、平成 20 年度の実質経済成長率は、全国が▲4.1% (23 兆 510 億円減)、埼玉県が▲2.8% (6,585 億円減) と、いずれも大きく落ち込みました。(図 1-2)
- 平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災は、生産活動の大幅な停滞や消費者・企業マインドの急激な悪化を招きました。さらに、これに追い討ちをかけるように、タイで発生した洪水は現地に進出していた日本企業にも多大な被害をもたらし、欧米の財政・金融不安の影響により急激な円高が進行したことなどにより、現在、国内経済の先行きは極めて不透明な状況となっています。
- 本格的な人口減少・超高齢社会の到来やそれに伴う経済成長の鈍化によって、国内経済が縮小していくことが大いに懸念される中、本市が都市としての経済活力を高めるためには、120 万人超にも及ぶ人口規模の優位性を活かし、地域の中でより活発な経済循環が生まれるような自立型の経済産業構造の構築を目指すとともに、サッカーに代表されるような地域の資源を最大限に活用し、国内外からより多くの人と消費を市内へ引き込むことが極めて重要な課題といえます。

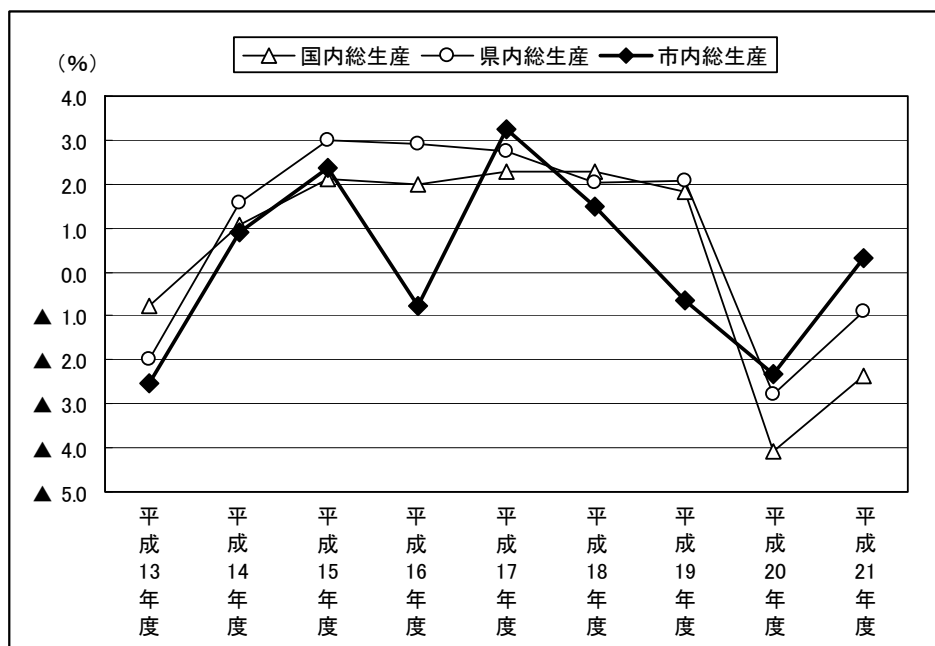


図 1-2 実質経済成長率の推移

出典：総務局総務部総務課「さいたま市の市民経済計算 平成 21 年度」

3 地域のつながりの重要性の高まり

○近年、地域社会を取り巻く環境は、世界にも類を見ないスピードで進行する少子高齢化や人々の価値観・ライフスタイルの変化から、夫婦と子どもからなる世帯が減少する一方、相対的に地域社会とのつながりが弱いと考えられる単独世帯や夫婦のみ世帯が増加していることなどを背景に、地域住民同士がお互いに連携し支え合う、地域のつながりの希薄化や地域力の低下が大いに懸念されています。

○「ソーシャル・キャピタル」とは、一般に「社会関係資本」と呼ばれるものであり、「人と人とのつながり・絆」あるいは「つながり・絆の強さの程度」といった意味合いで使われている言葉です。

○過年度に内閣府が実施したソーシャル・キャピタルの試算結果によると、ソーシャル・キャピタルが豊かな地域ほど、犯罪率は低く、出生率は高くなる傾向があり、ソーシャル・キャピタル、すなわち地域のつながりや地域力を高めていくことは、地域社会全体の利益の向上につながると考えられます。(図1-3・4)

○一方、地方自治体を取り巻く社会経済状況は、本格的な人口減少・超高齢社会の到来、経済のグローバル化による世界規模での都市間競争の激化、増加の一途をたどる国と地方の長期債務残高、戦後最悪の被害をもたらした東日本大震災の復興財源の確保、地方分権改革の進展に伴う各市町村の役割と責任の増大などから、今後ますます厳しさを増していくと見込まれます。

○このような時代背景のもと、本市が将来にわたり安全・安心で快適に暮らすことができる都市であり続けるには、地域のつながりや地域力を維持・向上させるための対策を強化するとともに、行政と市民、地域活動団体、NPO、事業者など地域社会を構成する多様な主体が、適切に役割と責任を分担し合いながら、地域の課題を解決していく協働のまちづくりを、様々な面でさらに拡大していくことが極めて重要な課題の1つと考えられます。

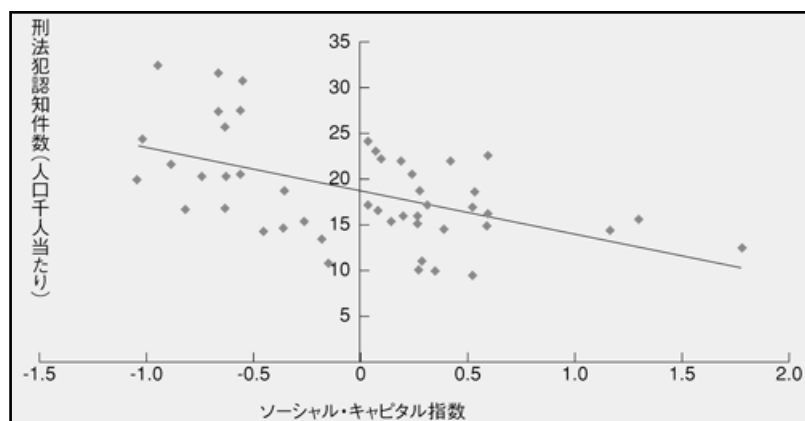


図1-3 ソーシャル・キャピタルと刑法犯認知件数の相関
出典：内閣府「ソーシャル・キャピタル：豊かな人間関係と市民活動の好循環を求めて」(平成15年)

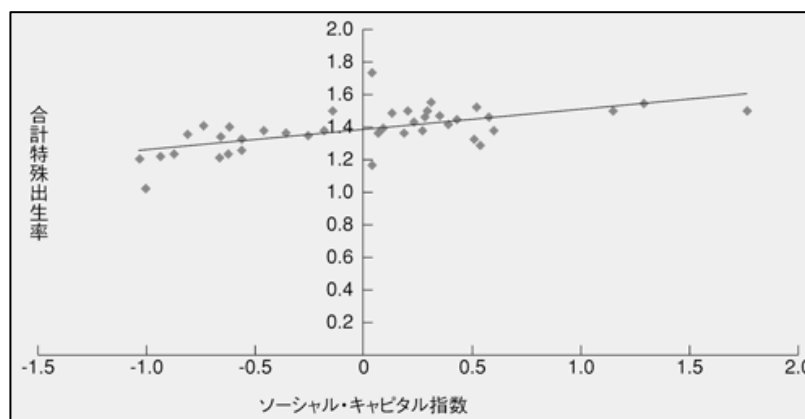


図1-4 ソーシャル・キャピタルと合計特殊出生率の相関
出典：内閣府「ソーシャル・キャピタル：豊かな人間関係と市民活動の好循環を求めて」(平成15年)

4 深刻化する地球環境問題

- 近年、国内でも酷暑による健康被害の拡大や局地的な大雨による災害の発生、異常な高温による農作物への被害など、気候変動による影響が多方面において深刻化しています。
- 埼玉県内で最も長期間にわたり気象観測が行われている熊谷気象台のデータによると、1897（明治30）年から1979（昭和54）年までの年平均気温は、100年当りに換算すると1.43℃の上昇であったのに対し、1980（昭和55）年から2007（平成19）年では、100年当りに換算すると6.54℃も大きく上昇しています。（図1-5）

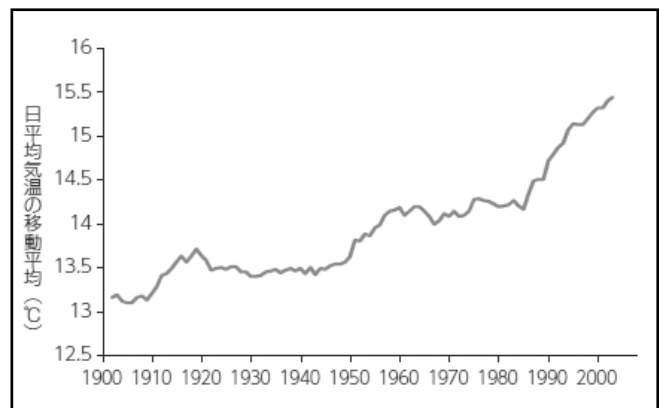


図1-5 熊谷気象台の年平均気温の推移
出典：「埼玉県地球温暖化対策実行計画」（平成21年2月）

- このような急激な気温の上昇は、二酸化炭素（CO₂）に代表される温室効果ガスの大量排出による地球温暖化のほか、都市化の進展によるコンクリートやアスファルトなどの地表面被覆の人工化、様々な都市活動に伴って発生する人工排熱の増加、緑地の減少などによるヒートアイランド現象が要因とされています。
- 東日本大震災とこれに続く福島第一原子力発電所の事故により、関東地方では大規模な計画停電を余儀なくされ、企業活動や社会生活に極めて深刻な影響を及ぼすとともに、未だ目には見えない放射線による人々の健康への不安が払拭されていない状況にあるなど、我が国のエネルギー政策は今まさに大きな転換点を迎えようとしています。
- このような状況下、太陽光をはじめ、小水力、地中熱などの再生可能エネルギーの普及を拡大するとともに、蓄電設備の導入を推進することで、温室効果ガスの削減や災害等の非常時におけるエネルギーの供給体制の確保はもとより、地域経済の活性化や新たな雇用の創出にもつなげていこうとする動きが急速に活発化しつつあります。
- 本市でも、低炭素社会の実現に向け、電気自動車や燃料電池自動車等の次世代自動車や、「低炭素型パーソナルモビリティ」、また、これらの様々な車両に燃料を供給可能な「ハイパーエネルギーステーション」の普及により、全国より約1割高い運輸部門のCO₂対策を進める必要があります。また、太陽光発電や蓄電池等を活用し、地域で創ったエネルギーを地域で共有する「スマートコミュニティ」の普及など、民生部門対策を進める必要があります。

5 全国的にさらに厳しさを増す財政運営

○平成 23 年 9 月に財務省が公表した「日本の財政関係資料」によると、一般会計における歳出・歳入の状況は、一貫して歳出が歳入を上回る財政赤字が続いており、特に平成 21 年度以降は、景気の悪化に伴う税収の減少などによって、3 年連続で公債金収入が税収を上回っています。その結果、平成 23 年度末の公債残高は、一般会計税収の約 16 年分にも相当する 667 兆円にまで膨れ上がると見込まれています。(図 1-6)

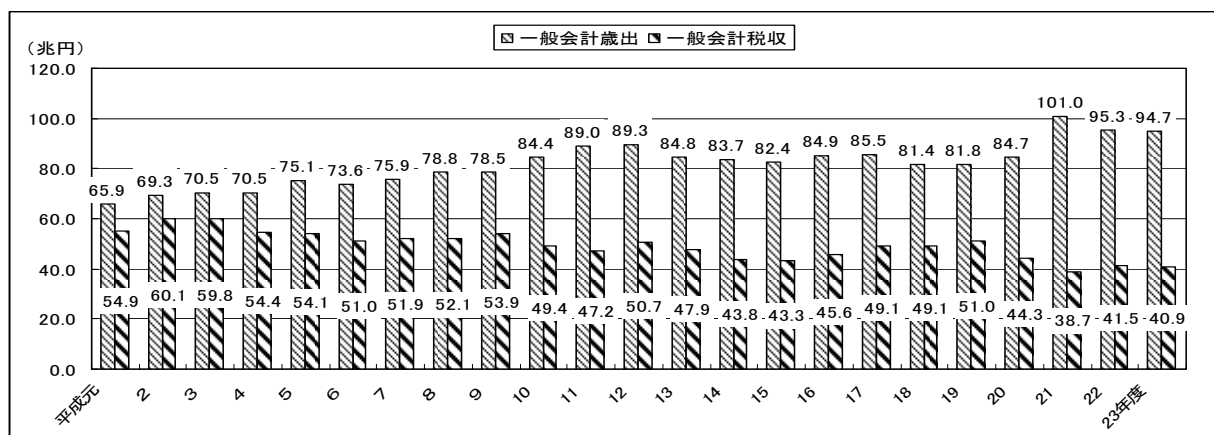


図 1-6 国の一般会計における歳出・歳入の推移

出典：財務省「日本の財政関係資料（平成 23 年 9 月）」に基づき作成

注）平成 22 年度までは決算、平成 23 年度は補正後予算による。

○平成 23 年度末には債務残高の対 GDP（国内総生産）比が 212.7%に上り、主要先進国の中でも最悪の水準になることが見込まれている中、高齢化の進行や単身世帯の増加などの社会経済状況の変化を背景に、年金、医療・介護、生活保護に代表される社会保障給付費の膨張に歯止めがかからない状況が続いています。

○海外の出来事が国内経済にも多大な影響を与える経済のグローバル化が急速に進展する中、平成 23 年 5 月に開催された主要国首脳会議（G8 サミット）では、震災からの復興と財政健全化の両立が我が国の課題として宣言に盛り込まれました。また、税と社会保障の一体改革の行方など、東日本大震災の発生以降、国の地方に対する財政政策の動向は、見通しが極めて不透明な事態に陥っています。

○本市においても、現状のまま推移した場合、生産年齢人口の減少に伴い税収が減少する一方、急速な高齢化の進行によって今後ますます社会保障給付費が増大すると見込まれるとともに、人口が急増した昭和 40 年代から 50 年代に相次ぎ整備された公共施設や道路・下水道等の社会インフラの老朽化が一斉に進み、これらの維持・更新費用が増大するなど、今後の財政運営はより一層厳しさを増していくと考えられます。

○このような状況下において、本市が持続可能な行財政運営を堅持するためには、行政の透明性の確保と市民への説明責任を十二分に果たしながら、選択と集中のもと、前例にとらわれることなく、さらに徹底した行財政改革に取り組み、財源の捻出及び予算の重点化を推し進めることが求められています。

Ⅱ 全市的な現状と課題

1 位置及び地勢

- 本市は、埼玉県南東部、東京都心部から約 20～30 km 圏に位置しており、市域の東は春日部市・越谷市・白岡町、西は川越市・富士見市・志木市・朝霞市、南は川口市・蕨市・戸田市、北は上尾市・蓮田市にそれぞれ隣接しています。(図 2-1-1)
- 市域は、東西約 19.6 km、南北約 19.3 km、面積は 217.49 km²、平成 23 年 10 月 1 日現在の面積は、県内 64 市町村中、第 2 位の規模を有しています。また、市内 10 区別では、岩槻区が 49.16 km²で最も広く、以下、見沼区 30.63 km²、西区 29.14 km²の順となっています。(表 2-1-1)

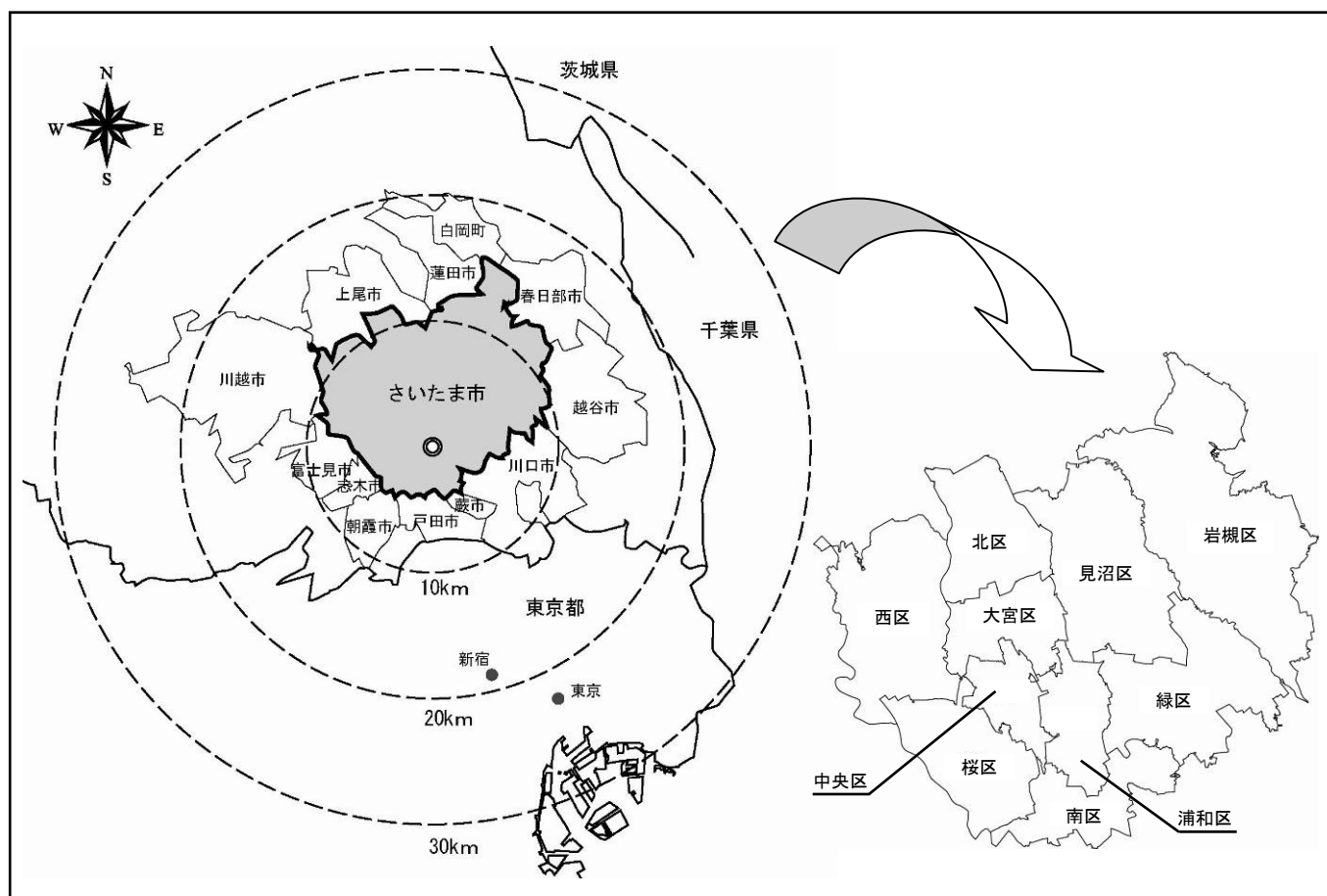


図 2-1-1 広域的な位置

表 2-1-1 市内 10 区別の面積 (平成 23 年 10 月 1 日現在)

	西区	北区	大宮区	見沼区	中央区	桜区	浦和区	南区	緑区	岩槻区	計
面積(km ²)	29.14	16.91	12.75	30.63	8.39	18.60	11.51	13.89	26.51	49.16	217.49
構成比(%)	13.4	7.8	5.9	14.1	3.9	8.6	5.3	6.4	12.2	22.6	100.0

出典:国土交通省国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」

○地形は、関東ローム層の堆積した台地部と河川の浸食によって形成された低地部に大別され、全市的に高低差の少ない平坦な地形をなしています。また、市内を荒川・鴨川・鴻沼川・芝川・綾瀬川・元荒川などの幾筋もの河川が流下し、荒川・芝川・元荒川沿いには見沼田圃に代表される広大な農地や樹林地が広がり、首都圏でも有数の緑豊かな自然環境が残されています。

○本市の骨格を形成する広域交通網は、東北、上越、山形、秋田及び長野新幹線、京浜東北線、宇都宮線、高崎線、埼京線が市中央部を南北に、武蔵野線、川越線、東武野田線が東西に走り、埼玉新都市交通伊奈線、埼玉高速鉄道線とあわせ、14路線の鉄道が乗り入れています。(図2-1-2)

○さらに、東北自動車道をはじめとする自動車専用道路や国道が市内外を東西南北にネットワークしており、人・物・情報が盛んに行き交う東日本の一大交流拠点都市を支える重要な役割を担っています。(同上)

表2-1-2 政令指定都市の面積(平成23年10月1日現在)

	面積(km ²)
さいたま市	217.49
札幌市	1,121.12
仙台市	785.85
千葉市	272.08
横浜市	437.38
川崎市	142.70
相模原市	328.83
新潟市	726.10
静岡市※	1,411.85
浜松市※	1,558.04
名古屋市※	326.43
京都市	827.90
大阪市※	223.00
堺市	149.99
神戸市※	552.26
岡山市	789.92
広島市	905.41
北九州市	488.78
福岡市	341.70

出典:国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」

注)※は境界が一部未定のため、参考値扱い。

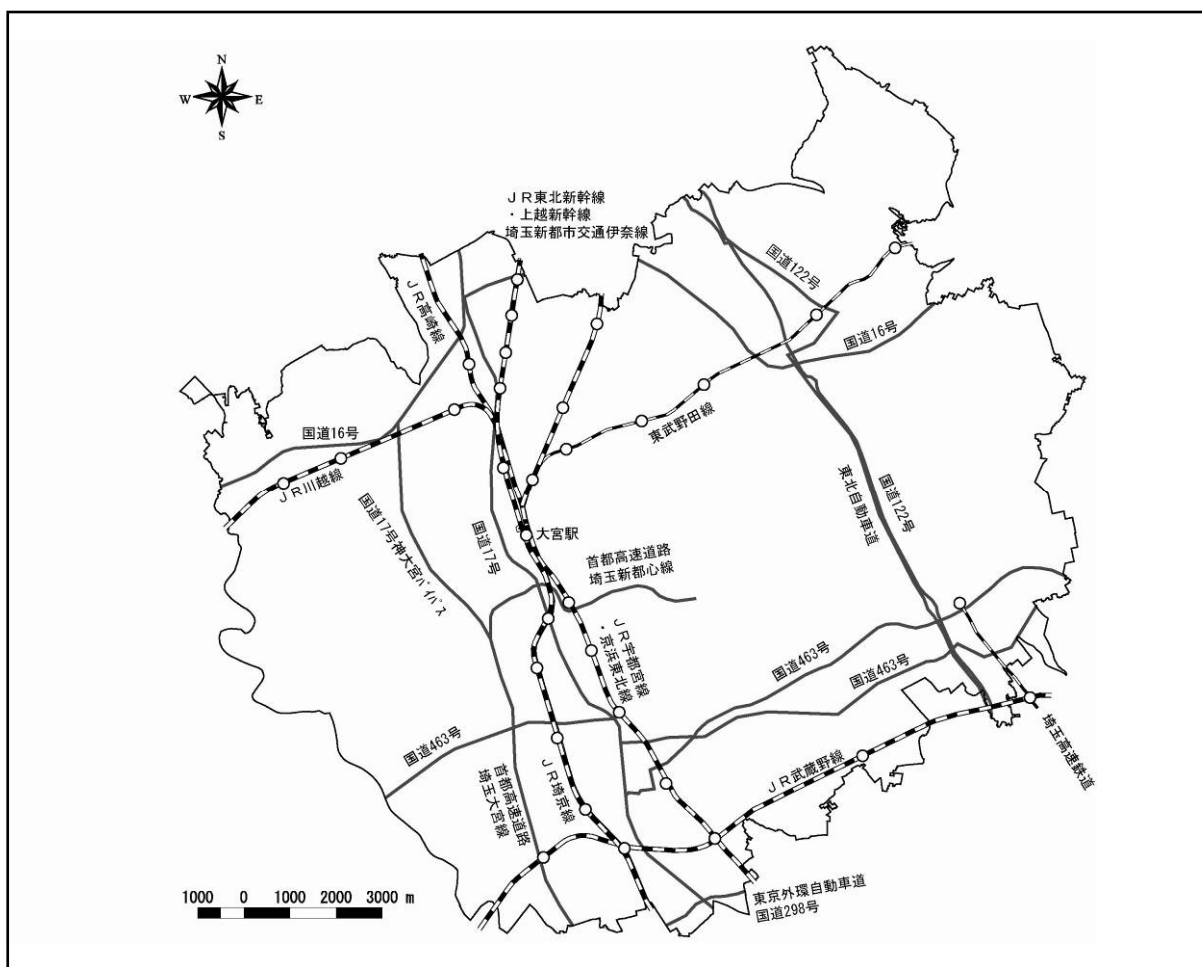


図2-1-2 広域交通ネットワークの状況

2 市の沿革

- 本市は、古くは江戸時代の五街道の一つ中山道や、徳川幕府の歴代将軍が日光東照宮へ社参する際に利用した日光御成街道などの宿場町として栄えました。その後、明治4年(1871年)には埼玉県が置かれ、県庁所在地に、また、明治18年(1885年)には高崎線と東北本線の分岐点として、大宮駅が開設され、鉄道の結節点として発展しました。
- 大正12年(1923年)の関東大震災後は、震災による被害が少なかったことや、都心部との近接性などから、東京から移り住む人々が増え、さらに、昭和の初めになると、現在の東武野田線や京浜東北線などが相次いで開通したことによって、都市化が進みました。
- 戦後は、右肩上がりの経済成長を背景に、東北自動車道や国道16号などの幹線道路の整備や東北・上越新幹線、埼京線などの開通によって、広域交通網のさらなる充実が図られ、首都圏のベッドタウンとして人口及び市街地の拡大が急速に進み、東日本の一大交流拠点都市として飛躍的な発展を遂げました。
- 昭和の終わり頃には、東京都区部への一極依存構造がもたらす長時間通勤や住宅問題、交通渋滞などの解決を図るため、国の「首都圏基本計画(第4次)(昭和61年6月決定)」の中で、旧浦和市・大宮市が「業務核都市」に位置付けられ、諸機能が充実した自立性の高い地域づくりを進める上での拠点として、さいたま新都心への国の行政機関の集中的な移転や民間の商業・業務施設の立地が進みました。
- 平成13年5月1日には、旧浦和市・大宮市・与野市の3市合併により、さいたま市が誕生、平成15年4月1日には全国で13番目となる政令指定都市へと移行し、9つの行政区を設置、平成17年4月には旧岩槻市との合併を果たし、新たに岩槻区を設置し、現在に至っています。
- 堅調な発展を続けている本市ですが、今後は少子高齢化の急速な進行に伴い、地域の経済・社会を支えている中心的世代ともいうべき15~64歳の生産年齢人口の割合が低下し、財政的な制約が強まることが大いに懸念されます。このような状況下、時代潮流の変化に伴って新たに発生すると考えられる事象をも的確に見据えた上で、限りある財源を従来にも増して無駄なく、効率的に活用していくことが求められています。



3 人口等

(1) 人口・世帯数

<人口>

○本市の総人口は、第1回国勢調査（大正9年）から一貫して増加を続けており、平成22年10月1日現在の人口は、122万2,434人となっています。（図2-3-1）

○調査ごとの人口の推移をみると、人口増加率については、昭和45年～50年まで概ね10%を超える高い水準を保っていましたが、昭和50年～55年以降は10%を下回るようになり、平成17年～22年の増加率は3.9%（46,120人増）となっています。（同上）

○なお、平成17年～22年の増加率は3.9%（46,120人増）であり、政令指定都市19市の中では4番目に高い伸びとなっています。（表2-3-1）

表2-3-1 人口の都市間比較
（平成17～22年の増減率の高位順）

順位	市名	平成12年	平成17年		平成22年	
		実数(人)	実数(人)	対平成12年増減率(%)	実数(人)	対平成17年増減率(%)
1	川崎市	1,249,905	1,327,011	6.2	1,425,512	7.4
2	福岡市	1,341,470	1,401,279	4.5	1,463,743	4.5
3	千葉市	887,164	924,319	4.2	961,749	4.0
4	さいたま市	1,133,300	1,176,314	3.8	1,222,434	3.9
5	横浜市	3,426,651	3,579,628	4.5	3,688,773	3.0
6	相模原市	681,150	701,630	3.0	717,544	2.3
7	名古屋市	2,171,557	2,215,062	2.0	2,263,894	2.2
8	仙台市	1,008,130	1,025,098	1.7	1,045,986	2.0
9	岡山市	674,375	696,172	3.2	709,584	1.9
10	札幌市	1,822,368	1,880,863	3.2	1,913,545	1.7
11	広島市	1,134,134	1,154,391	1.8	1,173,843	1.7
12	大阪市	2,598,774	2,628,811	1.2	2,665,314	1.4
13	堺市	829,636	830,966	0.2	841,966	1.3
14	神戸市	1,493,398	1,525,393	2.1	1,544,200	1.2
15	京都市	1,474,471	1,474,811	0.0	1,474,015	▲0.1
16	新潟市	808,969	813,847	0.6	811,901	▲0.2
17	浜松市	786,306	804,032	2.3	800,866	▲0.4
18	静岡市	729,980	723,323	▲0.9	716,197	▲1.0
19	北九州市	1,011,471	993,525	▲1.8	976,846	▲1.7
政令指定都市		25,263,209	25,876,475	2.4	26,417,912	2.1
埼玉県		6,938,006	7,054,382	1.7	7,194,556	2.0
東京都区部		8,134,688	8,489,653	4.4	8,945,695	5.4
全国		126,925,843	127,767,994	0.7	128,057,352	0.2

出典：「国勢調査」（各年10月1日現在）を基に作成

注）数値は、可能な限り平成22年10月1日現在の市域に組み替えている。

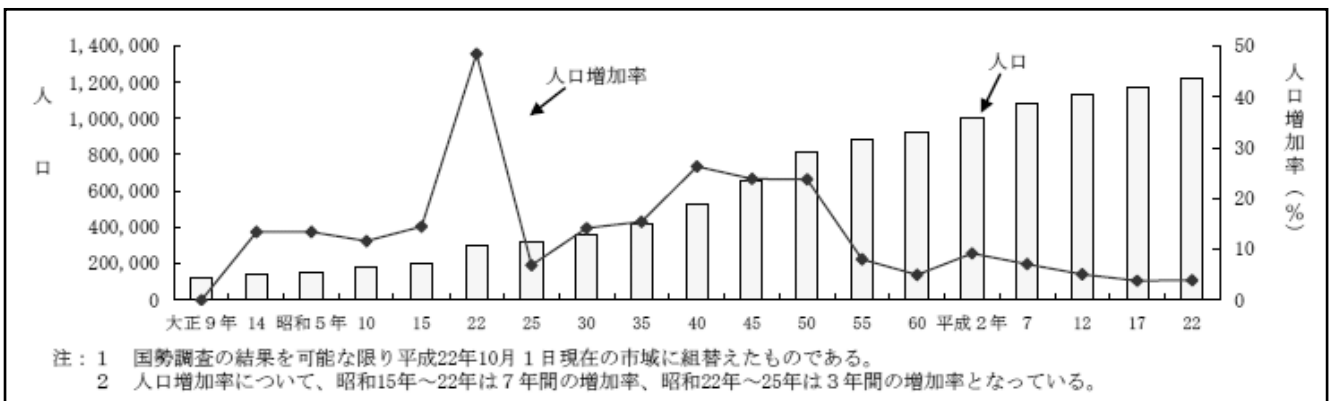


図2-3-1 人口及び人口増加率の推移

出典：総務局総務部総務課「平成22年国勢調査さいたま市人口等基本集計結果」

○全国の人口が横ばい傾向で推移³している中、埼玉県全体では平成17年～22年に2.0%（140,174人）増加しています。県内では、40市中14市で減少している一方、八潮市や吉川市など県南部・南西部地域を中心に本市の増加率を上回る市が8市あります。（表2-3-2）

○区別では、岩槻区を除く全ての区で人口は一貫して増加傾向で推移しています。このうち、平成17年～22年の増加率が最も高いのは、中央区の6.3%（5,674人増）であり、以下、緑区の5.9%（6,100人増）、南区の5.0%（8,314人増）の順となっています。（図2-3-2）

表2-3-2 人口の都市間比較
（平成17～22年の増減率の高位順）

順位		平成17年	平成22年	
		実数(人)	実数(人)	対平成17年増減率(%)
1	八潮市	75,507	82,977	9.9
2	吉川市	60,284	65,298	8.3
3	日高市	53,619	57,473	7.2
4	戸田市	116,696	123,079	5.5
5	和光市	76,688	80,745	5.3
6	鳩ヶ谷市	58,355	60,908	4.4
7	川口市	480,079	500,598	4.3
8	朝霞市	124,393	129,691	4.3
9	さいたま市	1,176,314	1,222,434	3.9
10	ふじみ野市	101,960	105,695	3.7
11	新座市	153,305	158,777	3.6
12	越谷市	315,792	326,313	3.3
13	志木市	67,448	69,611	3.2
14	草加市	236,316	243,855	3.2
15	坂戸市	98,964	101,700	2.8
16	川越市	333,795	342,670	2.7
17	三郷市	128,278	131,415	2.4
18	蕨市	70,010	71,502	2.1
19	富士見市	104,748	106,736	1.9
20	所沢市	336,100	341,924	1.7
21	上尾市	220,232	223,926	1.7
22	桶川市	73,677	74,711	1.4
23	入間市	148,576	149,872	0.9
24	鶴ヶ島市	69,783	69,990	0.3
25	鴻巣市	119,594	119,639	0.0
26	幸手市	54,006	54,012	0.0
27	本庄市	81,957	81,889	▲0.1
28	久喜市	154,684	154,310	▲0.2
29	蓮田市	63,474	63,309	▲0.3
30	加須市	115,497	115,002	▲0.4
31	春日部市	238,506	237,171	▲0.6
32	熊谷市	204,675	203,180	▲0.7
33	羽生市	56,693	56,204	▲0.9
34	東松山市	91,302	90,099	▲1.3
35	深谷市	146,600	144,618	▲1.4
36	狭山市	158,074	155,727	▲1.5
37	飯能市	84,860	83,549	▲1.5
38	北本市	70,126	68,888	▲1.8
39	行田市	88,815	85,786	▲3.4
40	秩父市	70,563	66,955	▲5.1
	埼玉県合計	7,054,382	7,194,556	2.0

出典：国勢調査（各年10月1日現在）

注）平成17年は、平成22年10月1日現在の市域に組み替えた平成17年の人口である。

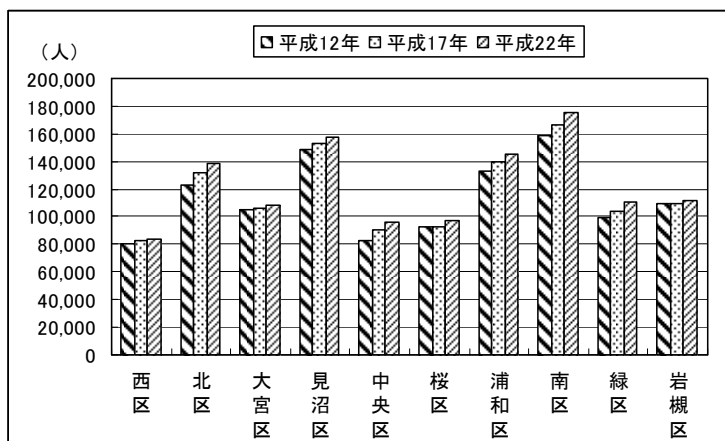


図2-3-2 区別人口の推移

出典：国勢調査（各年10月1日現在）

注）平成22年10月1日現在の市域に組み替えた数値である。

³ 平成22年国勢調査による日本の総人口は1億2,805万7,352人であり、対平成17年比で0.2%（289,358人）増と、調査開始以来最低の人口増加率となっている。

<世帯数>

○平成12年以降、世帯数は人口を上回るペースで増え続け、平成22年には503,126世帯となり、平成12年の425,037世帯に比べ18.4%（78,089世帯）大きく増加しています。平成17年～22年における世帯数の増加率は9.3%（42,669世帯）であり、政令指定都市19市の中では川崎市に次ぐ伸びとなっています。（表2-3-3）

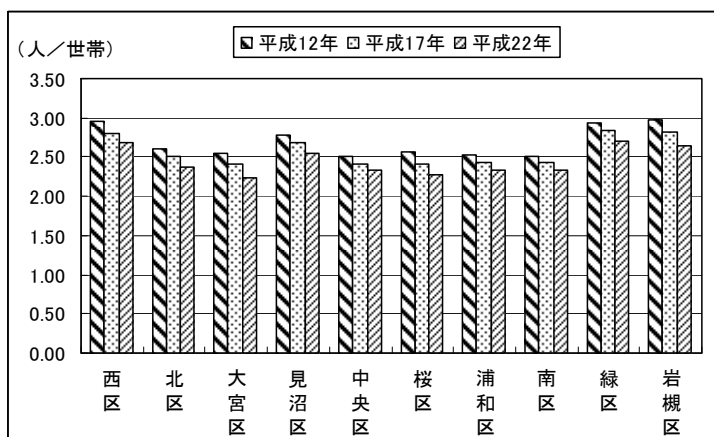


図2-3-3 区別世帯数の推移
出典：国勢調査（各年10月1日現在）

○一方、平成22年の1世帯当たり人員は2.43人/世帯、平成12年の2.67人/世帯に比べ0.24人減少しているものの、政令指定都市の中では5番目に高い水準にあります。区別にみると、最も多いのは緑区の2.69人/世帯であり、以下、西区の2.68人/世帯、岩槻区の2.65人/世帯の順となっています。（表2-3-3・4）

○全国的な晩婚化・未婚化の進行、共稼ぎ世帯や離婚の増加などを背景に、本市においても、今後も引き続き、夫婦と子どもからなる世帯が減少する一方、単独世帯や夫婦のみの世帯が増えるなど、世帯の小規模化がさらに進んでいくものと見込まれます。

表2-3-3 世帯数及び1世帯当たり人員の都市間比較
（平成17～22年の世帯数増減率の高位順）

順位	市名	平成12年		平成17年			平成22年		
		実数(世帯)	1世帯当たり人員(人/世帯)	実数(世帯)	対平成12年増減率(%)	1世帯当たり人員(人/世帯)	実数(世帯)	対平成17年増減率(%)	1世帯当たり人員(人/世帯)
1	川崎市	543,088	2.30	595,513	9.7	2.23	662,694	11.3	2.15
2	さいたま市	425,037	2.67	460,457	8.3	2.55	503,126	9.3	2.43
3	福岡市	599,989	2.24	649,138	8.2	2.16	707,358	9.0	2.07
4	千葉市	348,159	2.55	373,766	7.4	2.47	406,309	8.7	2.37
5	横浜市	1,370,346	2.50	1,478,104	7.9	2.42	1,583,889	7.2	2.33
6	相模原市	262,195	2.60	282,897	7.9	2.48	302,815	7.0	2.37
7	名古屋市	897,932	2.42	955,851	6.5	2.32	1,021,227	6.8	2.22
8	堺市	309,168	2.68	322,936	4.5	2.57	344,465	6.7	2.44
9	神戸市	606,162	2.46	643,351	6.1	2.37	684,183	6.3	2.26
10	大阪市	1,169,621	2.22	1,245,012	6.4	2.11	1,317,990	5.9	2.02
11	仙台市	421,182	2.39	439,579	4.4	2.33	465,260	5.8	2.25
12	札幌市	781,948	2.33	837,367	7.1	2.25	885,848	5.8	2.16
13	広島市	463,135	2.45	487,416	5.2	2.37	512,907	5.2	2.29
14	岡山市	259,350	2.60	282,834	9.1	2.46	296,790	4.9	2.39
15	京都市	622,473	2.37	653,860	5.0	2.26	681,581	4.2	2.16
16	新潟市	283,793	2.85	300,139	5.8	2.71	312,533	4.1	2.60
17	浜松市	268,605	2.93	289,521	7.8	2.78	300,444	3.8	2.67
18	静岡市	261,652	2.79	271,284	3.7	2.67	279,019	2.9	2.57
19	北九州市	408,080	2.48	413,510	1.3	2.40	420,702	1.7	2.32
	政令指定都市	10,301,915	2.45	10,982,535	6.6	2.36	11,689,140	6.4	2.26
	埼玉県	2,482,374	2.79	2,650,115	6.8	2.66	2,841,595	7.2	2.53
	東京都区部	3,810,919	2.13	4,146,481	8.8	2.05	4,540,746	9.5	1.97
	全国	47,062,743	2.70	49,566,305	5.3	2.58	51,950,504	4.8	2.46

出典：「国勢調査」（各年10月1日現在）を基に作成

注）数値は、可能な限り平成22年10月1日現在の市域に組み替えている。

表 2-3-4 世帯数の推移

	1世帯当たり人員(人/世帯)			世帯数				
	平成12年	平成17年	平成22年	平成12年	平成17年		平成22年	
				実数 (世帯)	実数 (世帯)	対平成12 年増減率 (%)	実数 (世帯)	対平成17 年増減率 (%)
市全体	2.67	2.55	2.43	425,037	460,457	8.3	503,126	9.3
西区	2.96	2.81	2.68	27,182	29,348	8.0	31,406	7.0
北区	2.60	2.52	2.37	47,417	52,518	10.8	58,382	11.2
大宮区	2.54	2.40	2.24	41,352	44,279	7.1	48,475	9.5
見沼区	2.79	2.68	2.55	53,192	56,914	7.0	61,585	8.2
中央区	2.50	2.42	2.33	33,164	37,373	12.7	41,153	10.1
桜区	2.56	2.42	2.28	35,951	38,413	6.8	42,442	10.5
浦和区	2.53	2.42	2.34	52,705	57,669	9.4	61,994	7.5
南区	2.51	2.42	2.34	63,387	68,770	8.5	74,885	8.9
緑区	2.93	2.84	2.69	33,953	36,606	7.8	40,862	11.6
岩槻区	2.97	2.83	2.65	36,734	38,567	5.0	41,942	8.8

出典:「国勢調査」(各年10月1日現在)を基に作成

注)数値は、可能な限り平成22年10月1日現在の市域に組み替えている。

(2) 年齢別人口

○平成22年国勢調査による人口を年齢3区分別にみると、年少人口（0～14歳）は16万6,926人（人口総数の13.8%）、生産年齢人口（15～64歳）は81万3,060人（67.0%）、老年人口（65歳以上）は23万3,564人（19.2%）となっています。（表2-3-5）

○昭和55年からの年齢3区分別人口の推移をみると、老年人口が一貫して急激な増加をみせており、平成22年には23万3,564人と、昭和55年の約4倍となっています。一方、年少人口は平成12年以降微増していましたが、平成22年には減少に転じています。（同上）

○生産年齢人口は平成2年以降増加率が低下し、平成17年以降は減少に転じています。総人口（年齢不詳を除く）に占める比率を平成17年と平成22年で比べると、年少人口は「14.5⇒13.8%」、生産年齢人口は「69.6%⇒67.0%」に低下している一方、老年人口は「15.9%⇒19.2%」に上昇しています。（図2-3-4）

○年齢3区分別人口の構成比の推移をみると、年少人口、生産年齢人口で低下、老年人口で上昇が続いており、高齢化が進んでいることがわかります。（同上）

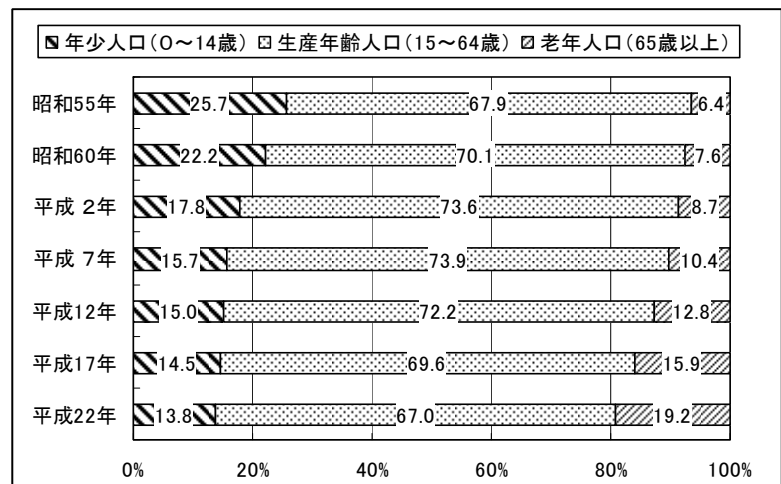


図2-3-4 年齢3区分別人口構成比の推移
出典：国勢調査（各年10月1日現在）

注）端数処理の関係で個別に積み上げた値が100%にならない場合がある。

表2-3-5 年齢3区分別人口及び構成比の推移

	実数(人)				構成比(%)		
	総数	年少人口 (0~14歳)	生産年齢人口 (15~64歳)	老年人口 (65歳以上)	年少人口 (0~14歳)	生産年齢人口 (15~64歳)	老年人口 (65歳以上)
昭和55年	879,291	225,912	596,344	56,542	25.7	67.9	6.4
昭和60年	922,757	205,192	646,911	70,414	22.2	70.1	7.6
平成2年	1,007,569	178,609	739,803	87,237	17.8	73.6	8.7
平成7年	1,078,545	168,798	796,449	112,170	15.7	73.9	10.4
平成12年	1,133,300	169,929	816,522	145,087	15.0	72.2	12.8
平成17年	1,176,314	170,239	815,659	186,779	14.5	69.6	15.9
平成22年	1,222,434	166,926	813,060	233,564	13.8	67.0	19.2

出典：国勢調査（各年10月1日現在）

注1）国勢調査の結果を可能な限り、平成22年10月1日現在の市域に組み替えたものである。

注2）総数には年齢不詳を含むが、構成比は年齢不詳を除き算出している。

○国勢調査による平成 22 年の年齢 3 区分別人口の構成比は、政令指定都市 19 市中、年少人口（13.8%）が 5 番目、生産年齢人口（67.0%）が 6 番目と相対的に高い水準であるのに対し、老年人口（19.2%）は 16 番目と低い水準になっており、比較的若い年齢構成になっているのが特徴といえます。（図 2-3-5）

○国立社会保障・人口問題研究所が平成 17 年の国勢調査に基づき推計した、「日本の市区町村別将来推計人口（平成 20 年 12 月推計）」によると、平成 47 年の老年人口及び後期高齢者（75 歳以上）は、それぞれ平成 17 年の約 1.95 倍（政令指定都市 19 市中 4 番目）、2.75 倍（同 3 番目）となることが予測されており、いずれも政令指定都市 19 市の中でも高水準の速さで増加することが見込まれています。（図 2-3-6）

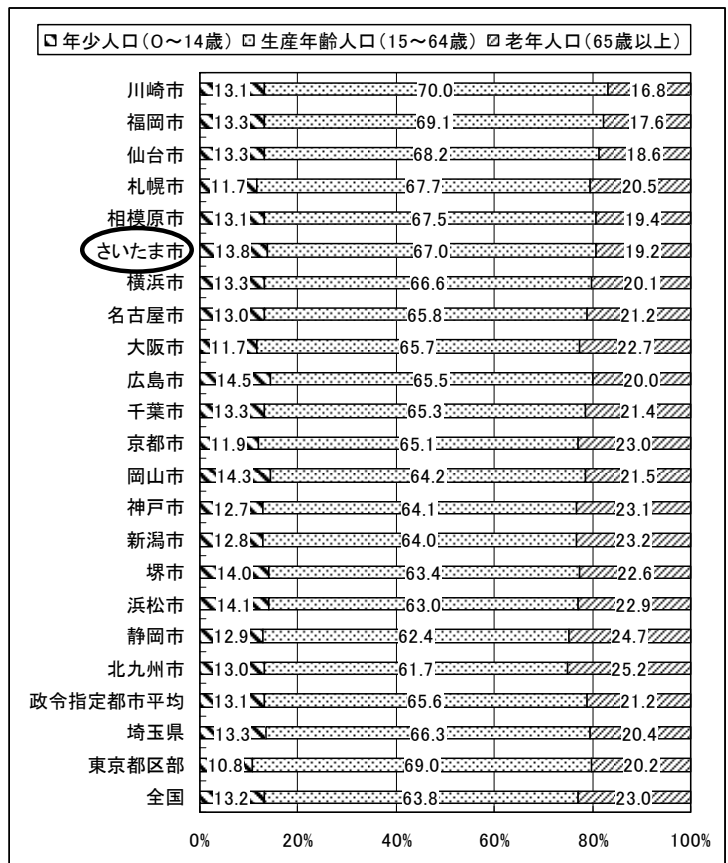


図 2-3-5 年齢 3 区分別人口構成比の都市間比較（政令指定都市は生産年齢人口比率の高位順）
出典：国勢調査（平成 22 年 10 月 1 日現在）
注）端数処理の関係で個別に積み上げた値が 100%にならない場合がある。

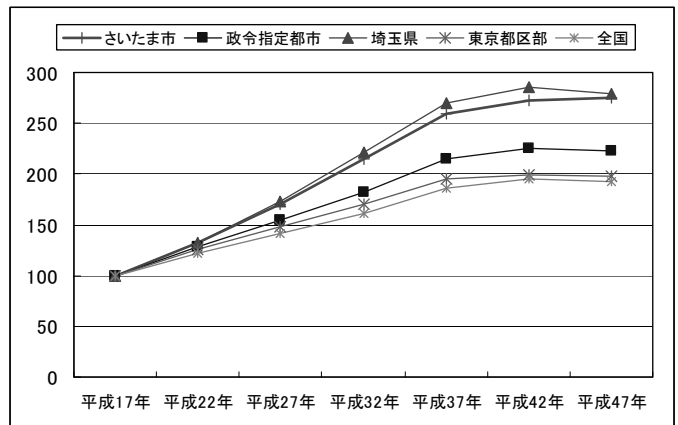
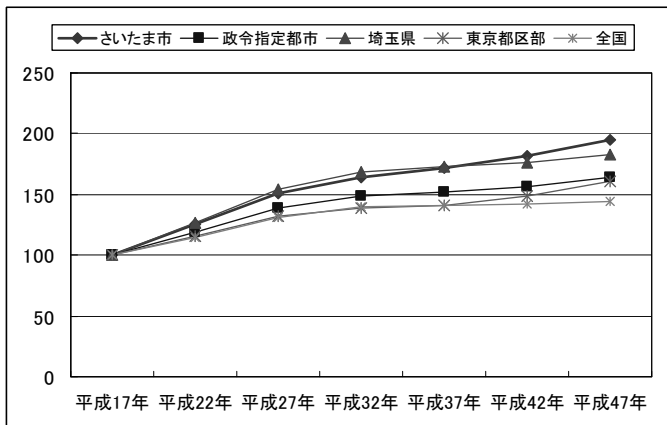


図 2-3-6 平成 17 年=100 とした場合の老年人口（左）、75 歳以上人口（右）の推移
出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」（平成 18 年 12 月推計）、「日本の都道府県別将来推計人口」（平成 19 年 5 月推計）及び「日本の市区町村別将来推計人口」（平成 20 年 12 月推計）を基に作成
注）政令指定都市は、平成 17 年 10 月 1 日現在の市域に基づく実績及び推計値。

○今後、1947（昭和 22）年～1951（昭和 26）年頃の戦後のベビーブームに生まれ、次図の円内に示す人口構成の1つの山を形成している団塊の世代と呼ばれる市民の加齢によって、人口の高齢化が加速することが見込まれます。（図 2-3-7）

○このため、より多くの市民が人生の円熟期を健やかに、生きがいを持って過ごすことができる地域づくりや、地域全体で高齢者の安心した暮らしを支援するための仕組づくりを計画的に進めていく必要があります。

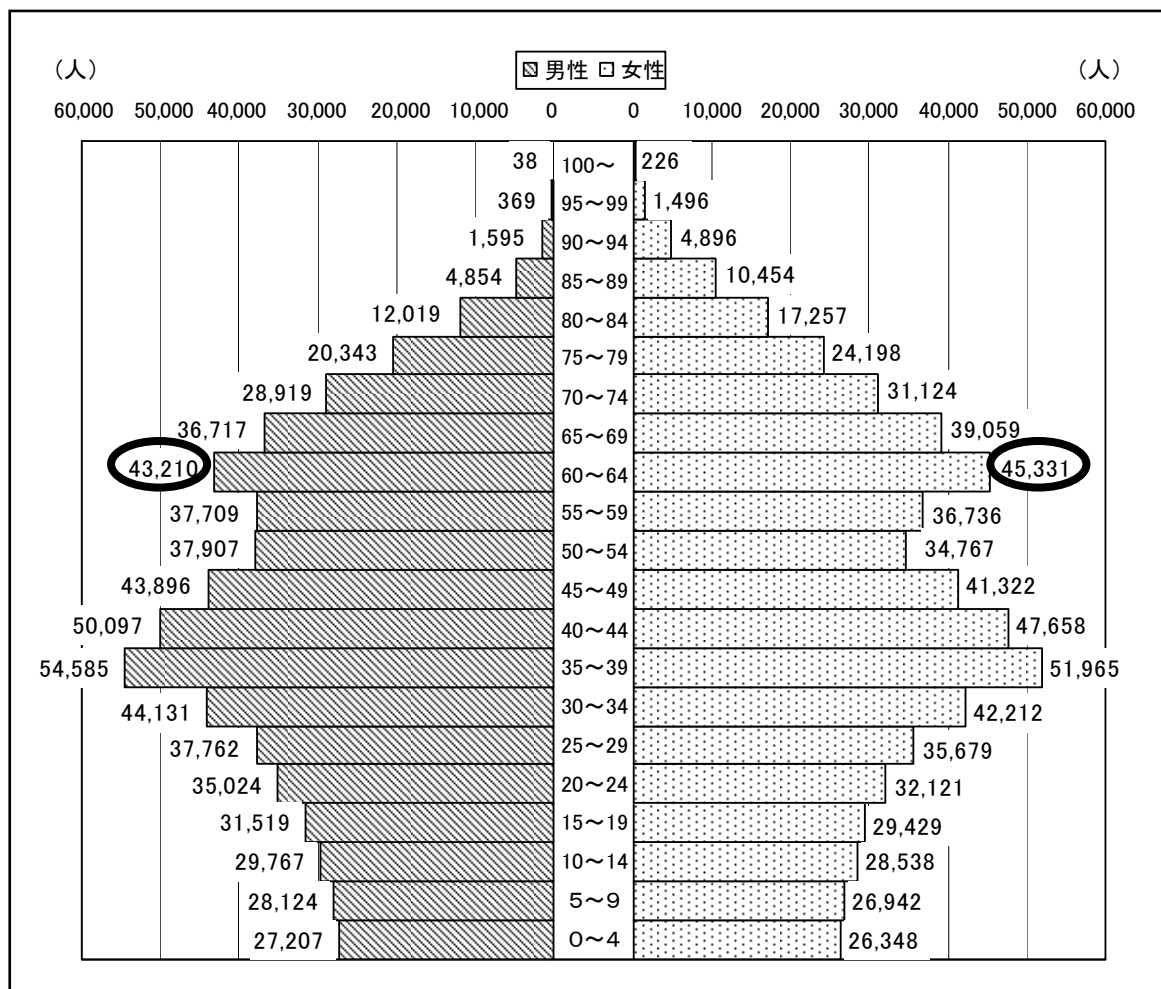


図 2-3-7 人口ピラミッド
出典：平成 22 年国勢調査に基づき作成

(3) 人口動態

○広域的な交通網の結節点という極めて高い地理的優位性などを背景に、近年、本市では出生者数から死亡者数を差し引いた自然動態、転入者数から転出者数を差し引いた社会動態（その他を含む）ともに一貫してプラスで推移しています。（表2-3-6）

表2-3-6 人口動態（住基+外国人登録）の推移

		平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
自然動態 (人)	出生者数	10,950	10,988	11,017	11,072	11,299	10,897
	死亡者数	7,585	7,679	8,039	8,137	8,693	8,777
	自然増減	3,365	3,309	2,978	2,935	2,606	2,120
社会動態 (人)	転入者数	58,170	59,757	58,798	60,447	57,339	55,053
	うち県外	40,550	41,384	41,334	41,816	40,037	38,066
	転出者数	55,751	54,855	52,607	51,747	51,510	50,743
	うち県外	37,130	37,110	35,653	34,937	34,816	35,088
	社会増減	2,866	5,336	6,578	9,148	6,322	4,494
増減人口(人)		6,231	8,645	9,556	12,083	8,928	6,614

出典：総務局総務部総務課資料
注「その他増減」とは、職権記載・消除等である。

○このうち、自然動態は、出生者数が概ね1万1千人前後で安定的に推移しているのに対し、死亡者数が増え続けていることから、増加幅は縮小傾向にあります。また、社会動態は、年間約6万人もの転入者がいる一方、約5万人が転出しており、特に、これらの7割程度が県外からの転入・転出となっているなど、出入りが比較的活発な状況にあります。（同上）

○平成23年の人口動態を区別にみると、岩槻区では自然動態がマイナス、中央区、桜区、南区及び岩槻区は社会動態は、転出者数が転入者数を上回る転出超過、その他の区では自然動態及び社会動態ともにプラスとなっています。（図2-3-8）

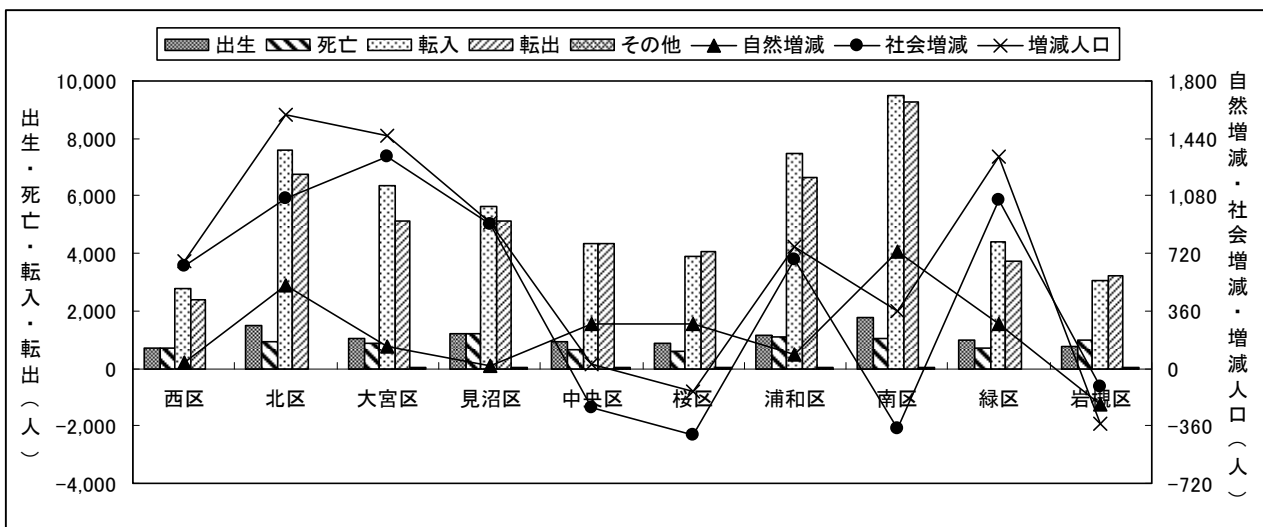


図2-3-8 平成23年の人口動態

出典：総務局総務部総務課資料

4 土地利用等

(1) 地目別土地面積

○平成 22 年 1 月 1 日現在の地目別土地面積は、宅地が 8,068.8ha（全体比 37.1%）で最も多く、以下、畑の 2,834.3ha（13.0%）、雑種地の 2,795.7ha（12.9%）、田の 2,133.3ha（9.8%）の順となっています。（図 2-4-1）

○平成 18 年以降、宅地は一貫して増え続け、平成 22 年では対平成 18 年比で 213.2ha（2.7%）増加しています。一方、田と畑は一貫して減り続け、対平成 18 年比で田が 92.3ha（4.1%）、畑が 164.2ha（5.5%）減少しており、両者を合わせた減少面積は 256.5ha、埼玉スタジアム 2002（建築面積約 5.3ha）約 50 個分に相当する規模となっています。（表 2-4-1）

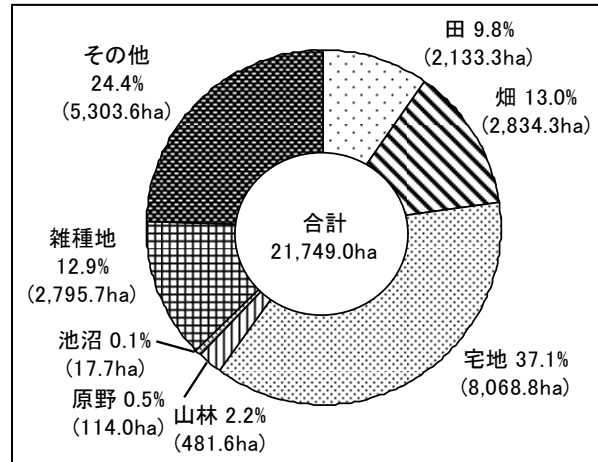


図 2-4-1 平成 22 年 1 月 1 日現在の地目別土地面積

出典：財政局税務部固定資産税課資料

○平成 22 年 1 月 1 日現在の地目別面積を区別にみると、宅地の占める比率が最も高いのは、浦和区の 59.1%（680.0ha）、以下、中央区の 57.1%（479.0ha）、大宮区の 56.4%（719.1ha）の順であり、この他に北区、南区で宅地率が 50%を超えています。また、田と畑を合わせた農地の占める比率では、岩槻区が 40.0%（1,964.4ha）で突出しており、以下、緑区の 29.0%（769.4ha）、見沼区の 28.6%（877.5ha）の順となっています。（図 2-4-2）

表 2-4-1 地目別土地面積の推移

	合計 (ha)	田		畑		宅地		山林		原野		池沼		雑種地		その他	
		面積 (ha)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)
平成18年	21,749.0	2,225.6	10.2	2,998.5	13.8	7,855.6	36.1	511.7	2.4	119.3	0.5	18.8	0.1	2,252.1	10.4	5,767.5	26.5
平成19年	21,749.0	2,203.5	10.1	2,953.2	13.6	7,884.4	36.3	502.5	2.3	119.5	0.5	18.8	0.1	2,281.8	10.5	5,785.4	26.6
平成20年	21,749.0	2,176.0	10.0	2,914.7	13.4	7,937.3	36.5	493.9	2.3	117.9	0.5	18.5	0.1	2,289.8	10.5	5,800.9	26.7
平成21年	21,749.0	2,155.2	9.9	2,861.2	13.2	7,967.8	36.6	492.1	2.3	114.2	0.5	18.3	0.1	2,313.3	10.6	5,827.0	26.8
平成22年	21,749.0	2,133.3	9.8	2,834.3	13.0	8,068.8	37.1	481.6	2.2	114.0	0.5	17.7	0.1	2,795.7	12.9	5,303.6	24.4
西区	2,914.0	433.3	14.9	382.7	13.1	732.9	25.2	81.8	2.8	34.2	1.2	0.9	0.0	503.4	17.3	744.9	25.6
北区	1,691.0	12.2	0.7	103.0	6.1	948.4	56.1	17.8	1.1	—	—	0.1	0.0	240.1	14.2	369.4	21.8
大宮区	1,275.0	24.4	1.9	18.1	1.4	719.1	56.4	4.0	0.3	0.6	0.0	—	—	202.1	15.9	306.8	24.1
見沼区	3,063.0	289.7	9.5	587.8	19.2	1,093.2	35.7	116.8	3.8	2.4	0.1	4.0	0.1	321.9	10.5	647.2	21.1
中央区	839.0	3.4	0.4	28.3	3.4	479.0	57.1	2.4	0.3	—	—	—	—	134.2	16.0	191.7	22.8
桜区	1,860.0	144.8	7.8	96.7	5.2	595.3	32.0	10.6	0.6	27.8	1.5	1.3	0.1	268.6	14.4	714.8	38.4
浦和区	1,151.0	7.5	0.7	35.5	3.1	680.0	59.1	6.0	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	170.7	14.8	251.4	21.8
南区	1,389.0	4.2	0.3	62.2	4.5	764.1	55.0	9.1	0.7	20.9	1.5	4.9	0.4	216.5	15.6	307.1	22.1
緑区	2,651.0	112.6	4.2	656.8	24.8	773.7	29.2	95.0	3.6	1.4	0.1	0.7	0.0	239.4	9.0	771.3	29.1
岩槻区	4,916.0	1,101.2	22.4	863.2	17.6	1,283.1	26.1	138.1	2.8	26.7	0.5	5.8	0.1	498.8	10.1	999.0	20.3

出典：財政局税務部固定資産税課資料（各年1月1日現在）

注1) 地目ごとに単位未満を調整しているため、個別に積み上げた値と合計が一致しない場合がある。
注2) 雑種地は、田・畑、宅地、山林、原野、池沼、その他のいずれにも属さない土地。

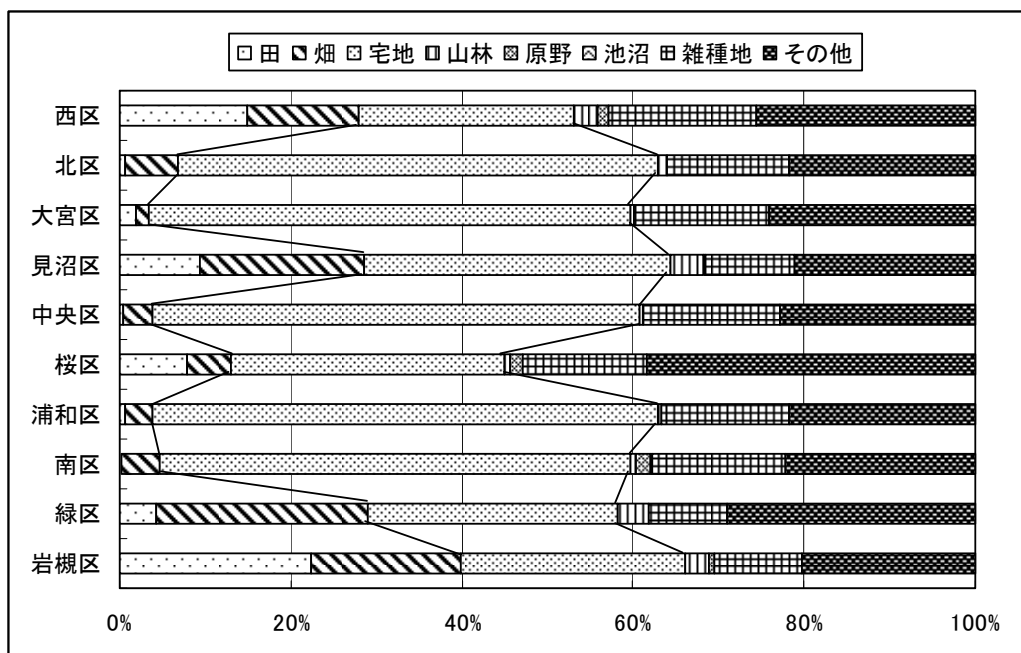


図 2-4-2 区別の地目別土地面積の構成比
出典：財政局税務部固定資産税課資料（平成 22 年 1 月 1 日現在）

○課税対象外の土地を除いた地目別土地面積の構成比を他都市と比較すると、本市では農地の占める比率が 29.7%で、首都圏の政令指定都市 4 市の中で最も高い値となっているのが特徴的といえます。（図 2-4-3）

○今後さらに、農業従事者の主力を担ってきた世代の高齢化が進行するなど、農業経営を取り巻く環境が厳しさを増すなか、良好な住宅地の維持・形成や本市らしさを象徴する源泉の 1 つともいえる豊かな自然環境の保全に努めながら、それぞれの地区にふさわしい土地利用の維持・増進を図っていくことが求められています。

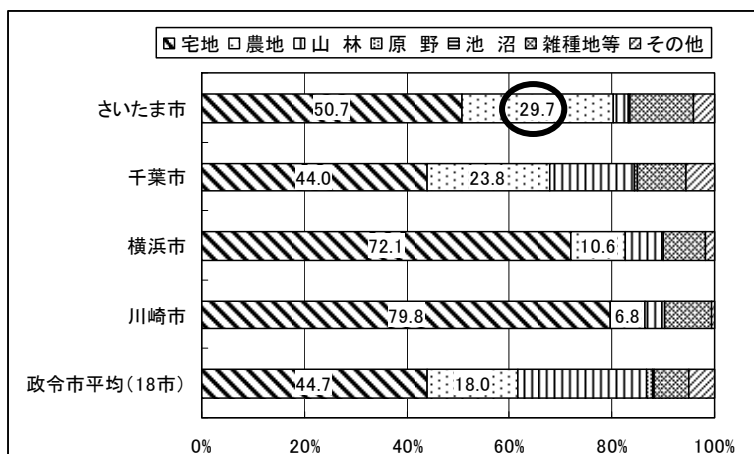


図 2-4-3 地目別土地面積の構成比の都市間比較
出典：各市資料（平成 22 年 1 月 1 日現在、相模原市を除く）
注）公有地等の課税対象外の土地を除く。

(2) 都市計画の状況

○本市では、市域全体の53.8%、11,698haが既に市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域である市街化区域に、残り46.2%、10,051haが市街化を抑制すべき区域である市街化調整区域に指定されています。(表2-4-2)

○市街地の大枠の土地利用を定め、それぞれの目的に応じて建築することができる建築物の種類と規模が決められている用途地域では、第一種住居地域⁴が3,165.8ha(対用途地域全体比27.3%)で最も多く、以下、第一種中高層住居専用地域⁵の2,063.1ha(17.8%)、第二種中高層住居専用地域⁶の1,577.5ha(13.7%)の順であり、上位3種の合計で用途地域全体の58.7%を占めています。(同上)

○住居系、商業系及び工業系用途地域の指定状況を他の政令指定都市と比較すると、本市の住居系の構成比は約82.3%で19市中、最も高い比率となっている一方、商業系は約6.4%、工業系は約11.3%でいずれも最も低い比率となっており、東京都心部のベッドタウンという都市特性を色濃く反映したものとなっています。(図2-4-4)

表2-4-2 区域区分等の指定状況

区分		面積 (ha)	構成比 (%)
都市計画区域		21,749	100.0
区域区分	市街化区域	11,698	53.8
	市街化調整区域	10,051	46.2
地域地区	第一種低層住居専用地域	約 1,525.6	約 13.2
	第二種低層住居専用地域	約 50.8	約 0.5
	第一種中高層住居専用地域	約 2,063.1	約 17.8
	第二種中高層住居専用地域	約 1,577.5	約 13.7
	第一種住居地域	約 3,165.8	約 27.3
	第二種住居地域	約 860.6	約 7.4
	準住居地域	約 281.3	約 2.4
	住居系用途地域	約 9,524.7	約 82.3
	近隣商業地域	約 277.4	約 2.3
	商業地域	約 477.5	約 4.1
	商業系用途地域	約 754.9	約 6.4
	準工業地域	約 1,040.5	約 9.0
	工業地域	約 217.8	約 1.9
	工業専用地域	約 50.1	約 0.4
工業系用途地域	約 1,308.4	約 11.3	
合計	約 11,588.0	100.0	

出典：「さいたま都市計画図(さいたま都市計画の参考資料)」
(平成23年11月現在)
注) 地域地区の構成比は、合計に対する値。

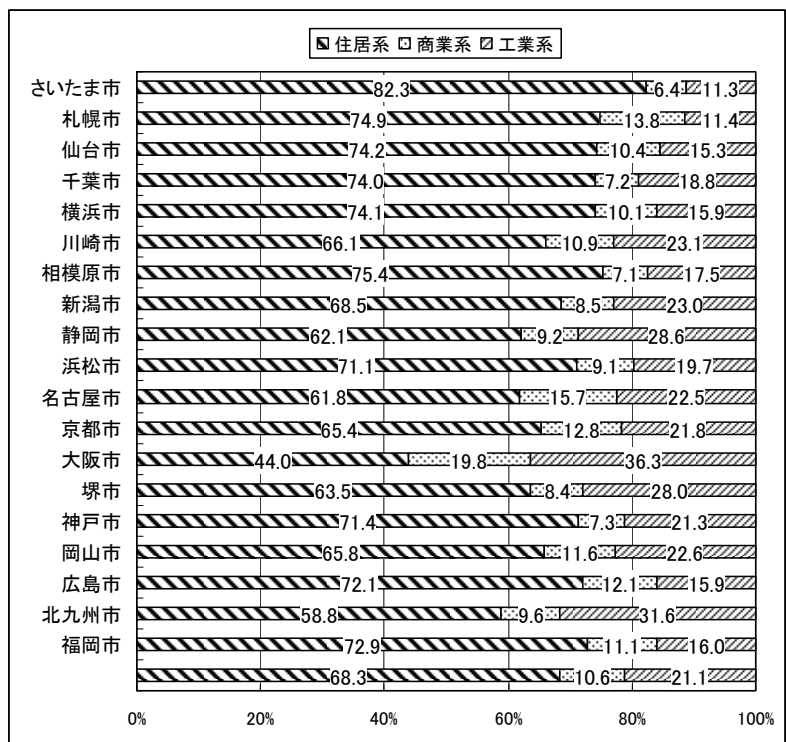


図2-4-4 用途地域の都市間比較

出典：財団法人都市計画協会「都市計画年報」
(平成22年3月31日現在)

注) 端数処理の関係で個別に積み上げた値が100%にならない場合がある。

⁴ 住居の環境を保護するため定める地域であり、大規模な店舗、事務所等の立地が制限される。

⁵ 中高層住宅に係る良好な住居の環境を保護するために定める地域。

⁶ 主として中高層住宅に係る良好な住居の環境を保護するために定める地域であり、必要な利便施設の立地は認められる。

○生産緑地地区は、市街化区域内にある農地等が有する緑地機能に着目し、公害又は災害の防止、農業と調和した都市環境づくりに役立つ農地を保全することで、良好な都市環境の形成を図るための制度です。

○平成22年3月31日現在、本市では388.6ha、1,501地区が生産緑地地区に指定されており、対市街化区域面積比は3.3%で、県内36市中、第13位となっています。(表2-4-3)

表2-4-3 生産緑地地区の都市間比較
(対市街化区域面積比の高位順)

順位	市名	決定面積 (ha)	地区数 (地区)	対市街化区 域面積比 (%)
1	新座市	110.3	257	8.3
2	富士見市	59.6	191	8.0
3	志木市	43.7	156	6.8
4	和光市	44.0	129	6.0
5	北本市	39.9	119	5.5
6	上尾市	135.2	536	5.4
7	川越市	149.7	502	4.7
8	朝霞市	44.3	184	4.4
9	草加市	97.8	362	3.9
10	飯能市	44.1	217	3.9
11	ふじみ野市	30.6	196	3.5
12	桶川市	27.4	108	3.3
13	さいたま市	388.6	1,501	3.3
14	所沢市	90.1	363	3.3
15	川口市	140.9	501	2.9
16	日高市	18.6	81	2.9
17	鴻巣市	43.2	193	2.9
18	狭山市	40.5	186	2.8
19	八潮市	29.1	172	2.2
20	坂戸市	20.9	105	2.0
21	行田市	23.0	112	2.0
22	蓮田市	12.2	58	1.9
23	三郷市	27.0	156	1.9
24	鶴ヶ島市	14.3	63	1.8
25	入間市	25.5	103	1.6
26	春日部市	29.7	162	1.3
27	加須市	12.6	75	1.1
28	越谷市	29.7	168	1.0
29	鳩ヶ谷市	5.9	41	1.0
30	幸手市	4.7	21	0.9
31	久喜市	5.6	40	0.6
32	羽生市	4.4	23	0.5
33	蕨市	2.7	16	0.5
34	東松山市	5.2	37	0.5
35	吉川市	2.3	17	0.3
36	戸田市	4.3	33	0.3
	合計	1,807.5	—	3.1

出典：財団法人都市計画協会「都市計画年報」
(平成22年3月31日現在)

(3) 地価

<住宅地平均地価>

○平成 19 年以降の住宅地平均地価の推移をみると、いわゆるリーマンショックを引き金とした世界規模での実体経済の急激な悪化を反映し、平成 21 年の住宅地平均地価は、市内 10 区ともに対前年比で▲9.2%～▲4.8%と下落しています。(表 2-4-4)

○平成 23 年も住宅地平均地価は、いずれの区も下落傾向が続いていますが、下落率は概ね▲2%台に縮小しています。また、県内における人口 10 万人以上の市の全てで、平成 23 年の住宅地平均地価は、前年を下回っており、このうち、見沼区が▲3.0%で 29 市区中 2 番目、西区が▲2.9%で 5 番目に高い下落率となっています。(表 2-4-4、図 2-4-5)

表 2-4-4 住宅地平均地価の推移

	平成19年		平成20年		平成21年		平成22年		平成23年	
	平均地価 (円/㎡)	対前年平均 変動率(%)	平均地価 (円/㎡)	対前年平均 変動率(%)	平均地価 (円/㎡)	対前年平均 変動率(%)	平均地価 (円/㎡)	対前年平均 変動率(%)	平均地価 (円/㎡)	対前年平均 変動率(%)
市全体	191,400	4.5	195,500	2.3	180,400	▲ 7.3	173,300	▲ 3.2	170,400	▲ 2.3
西区	126,000	2.5	127,700	1.3	119,700	▲ 6.2	115,200	▲ 3.8	111,800	▲ 2.9
北区	181,800	4.8	187,600	3.0	172,000	▲ 8.1	161,000	▲ 3.1	159,900	▲ 2.6
大宮区	236,400	6.3	244,600	3.2	221,500	▲ 9.2	215,800	▲ 2.7	210,900	▲ 2.4
見沼区	139,800	2.9	141,500	1.1	131,300	▲ 7.2	126,600	▲ 3.6	123,800	▲ 3.0
中央区	243,300	5.5	250,200	2.7	230,700	▲ 7.6	223,500	▲ 3.1	219,500	▲ 1.9
桜区	169,000	2.9	172,500	1.9	160,500	▲ 6.9	154,800	▲ 3.6	151,000	▲ 2.5
浦和区	272,400	6.3	281,700	3.3	258,500	▲ 8.0	251,200	▲ 3.1	247,400	▲ 1.7
南区	233,000	5.6	239,900	2.9	221,700	▲ 7.6	214,700	▲ 3.2	207,000	▲ 2.0
緑区	166,700	3.2	170,300	2.0	159,300	▲ 6.3	154,000	▲ 3.3	153,700	▲ 2.2
岩槻区	103,100	3.6	104,300	0.7	99,200	▲ 4.8	96,100	▲ 3.2	94,000	▲ 2.2

出典：県開発指導課「埼玉県地価調査」(各年7月1日現在)

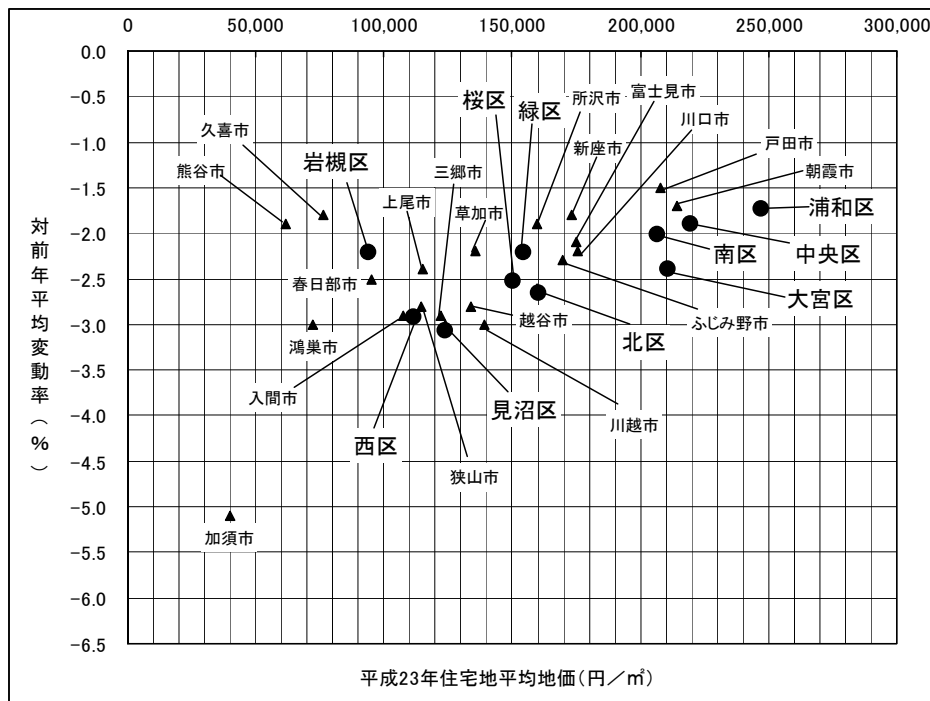


図 2-4-5 平成 23 年の住宅地平均地価×対前年平均変動率の都市間比較
出典：県開発指導課「埼玉県地価調査」に基づき作成

<商業地平均地価>

○一方、商業地平均地価も住宅地と同様に、調査地点が設けられている市内6区ともに平成21年の地価は、前年に比べ下落しており、対前年平均変動率は▲13.3%～▲5.3%と住宅地を上回る下落幅となっています。また、6区別にみると、大宮区や浦和区のように、相対的に地価が高額な区で、大きく下落している傾向となっています。(表2-4-5)

○平成23年における商業地平均地価の下落幅は、平成22年に比べ縮小傾向にあります。県内の人口10万人以上の他市と比較すると、北区が▲3.6%で25市区中4番目、浦和区が▲3.1%で8番目に高い下落率となっています。(表2-4-5、図2-4-6)

表2-4-5 商業地平均地価の推移

	平成19年		平成20年		平成21年		平成22年		平成23年	
	平均地価 (円/㎡)	対前年平均 変動率(%)	平均地価 (円/㎡)	対前年平均 変動率(%)	平均地価 (円/㎡)	対前年平均 変動率(%)	平均地価 (円/㎡)	対前年平均 変動率(%)	平均地価 (円/㎡)	対前年平均 変動率(%)
市全体	618,300	7.3	644,700	3.4	565,500	▲10.6	543,100	▲4.0	525,800	▲3.0
西区	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
北区	246,000	6.0	253,000	2.8	232,000	▲8.3	220,000	▲5.2	212,000	▲3.6
大宮区	1,057,000	10.4	1,111,600	4.7	958,000	▲13.3	923,800	▲3.4	894,200	▲2.8
見沼区	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中央区	298,500	5.5	307,000	2.8	280,000	▲8.8	269,000	▲4.0	261,500	▲2.8
桜区	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
浦和区	536,200	6.5	554,400	3.3	493,000	▲10.6	470,000	▲4.5	454,600	▲3.1
南区	333,000	5.0	341,000	2.4	310,000	▲9.1	298,000	▲3.9	289,000	▲3.0
緑区	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
岩槻区	132,000	3.1	133,000	0.8	126,000	▲5.3	122,000	▲3.2	119,000	▲2.5

出典：県開発指導課「埼玉県地価調査」(各年7月1日現在)

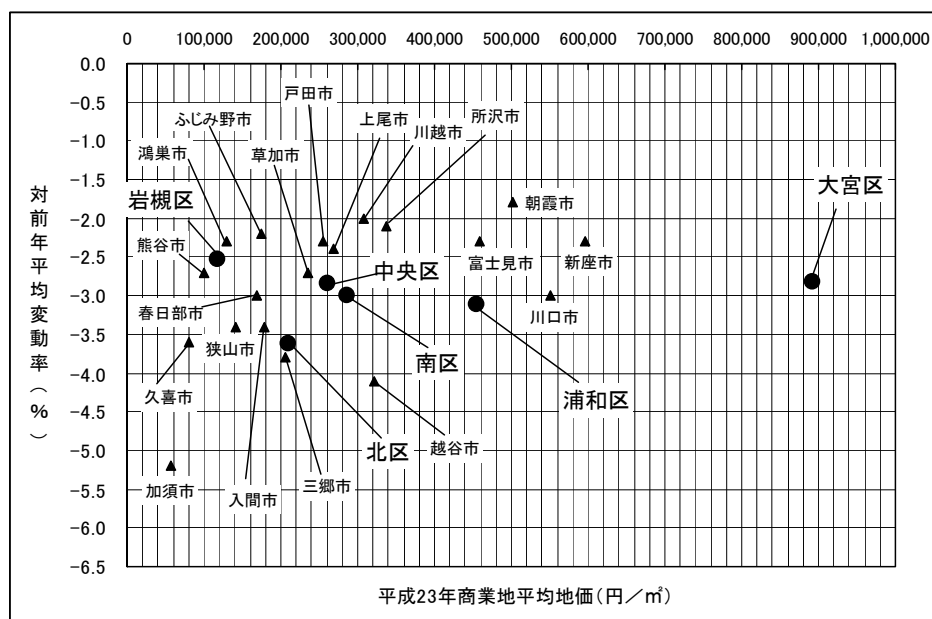


図2-4-6 平成23年の商業地平均地価×対前年平均変動率の都市間比較

出典：県開発指導課「埼玉県地価調査」に基づき作成

(4) オフィスビルの平均募集賃料及び空室率

○首都圏の主要都市におけるオフィスビルの坪当たり平均募集賃料及び空室率の推移は、次表に示すとおりです。これによると、平成22年9月の大宮西口の賃料は12,340円であり、千葉、横浜西口を上回っています。また、空室率は7.0%であり、東京都心部を含めた9ゾーンの中では4番目に低い水準にあります。(表2-4-6、図2-4-7)

○平成19年9月期以降の推移をみると、大宮西口の賃料は、平成20年9月期の13,700円をピークに減少傾向が続いており、平成22年9月期では12,340円とピーク時に比べ1,360円(9.9%)減少しています。平成21年9月期以降、9ゾーン中、大宮西口を含めた6ゾーンで賃料は2年連続で減少しています。

表2-4-6 首都圏の主要都市におけるオフィスビルの平均募集賃料と空室率

オフィスゾーン名	平成19年9月期		平成20年9月期		平成21年9月期		平成22年9月期		
	賃料 (円/坪)	空室率 (%)	賃料 (円/坪)	空室率 (%)	賃料 (円/坪)	空室率 (%)	賃料 (円/坪)	空室率 (%)	
さいたま市 大宮西口	12,620	2.7	13,700	3.7	13,230	7.5	12,340	7.0	
千葉県 千葉	8,790	13.8	8,750	14.6	8,490	16.7	8,460	15.9	
横浜市 横浜西口	12,180	2.4	12,250	4.3	11,590	7.5	11,310	8.2	
東京都	丸の内・大手町・有楽町	33,370	0.1	27,500	0.7	30,210	4.2	24,560	3.6
	内神田・神田須田町	12,750	3.0	13,110	4.2	12,350	6.5	18,860	5.3
	日本橋・八重洲・京橋	17,980	1.1	18,350	2.4	17,460	5.6	15,970	6.8
	銀座	19,400	1.5	19,770	2.7	18,720	6.3	17,830	8.4
	渋谷	19,110	1.3	22,120	2.5	18,560	7.1	14,560	9.4
西新宿	17,140	1.6	17,280	3.5	13,490	7.5	17,210	7.6	

出典：(財)不動産流通近代化センター「2011 不動産業統計集(不動産賃貸)」

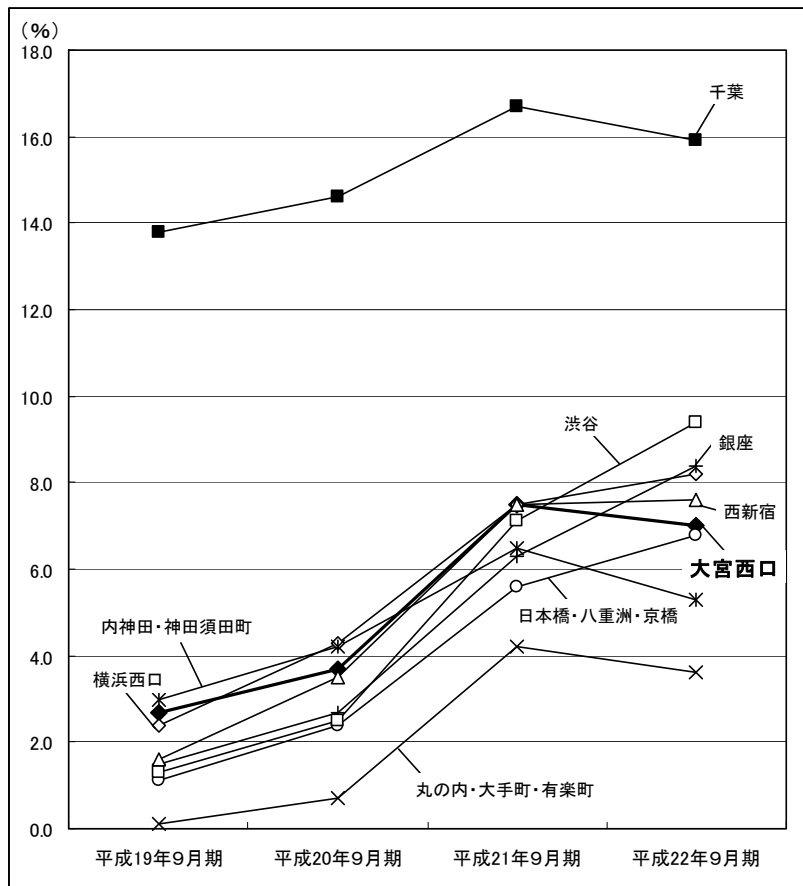


図2-4-7 首都圏の主要都市におけるオフィスビルの空室率
出典：「2011 不動産業統計集(不動産賃貸)」に基づき作成

(5) 新設住宅着工戸数

○平成 17 年以降、新設住宅着工戸数は、平成 18 年の 16,989 戸をピークに概ね減少基調で推移しており、平成 21 年では 10,549 戸と平成 18 年に比べ 6,440 戸、37.9%の減少となっています。(図 2-4-8)

○平成 18 年と平成 21 年の着工戸数の内訳をみると、分譲住宅が 8,228 戸から 3,436 戸と 58.2% (4,792 戸) 大きく減少しているのが目立ちます。また、持ち家は、平成 19 年では対前年比

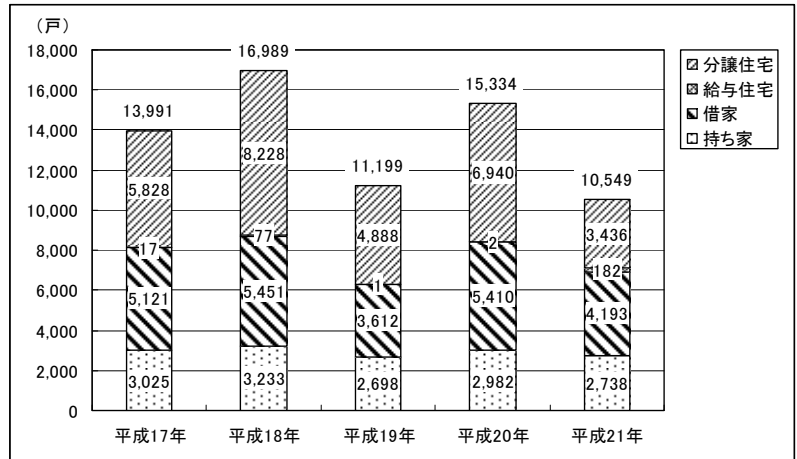


図 2-4-8 新設住宅着工戸数の推移
出典：(財)建設物価調査会「建設統計年報」

で 535 戸、16.5%減少したものの、その後は 2,700 戸超でやや持ち直しています。(同上)

○10 区別にみると、総数では西区が平成 18 年の 691 戸から平成 21 年の 699 戸の微増となっている以外は、いずれの区も 2 桁を超える減少率となっており、特に、桜区が 1,972 戸から 665 戸、大宮区が 2,051 戸から 1,020 戸と、それぞれ 66.3% (1,307 戸)、50.3% (1,031 戸) 大きく減少しています。(表 2-4-7)

表 2-4-7 新設住宅着工戸数の推移

	平成17年					平成18年					平成19年				
	総数	利用関係別				総数	利用関係別				総数	利用関係別			
		持ち家	借家	給与住宅	分譲住宅		持ち家	借家	給与住宅	分譲住宅		持ち家	借家	給与住宅	分譲住宅
市全体	13,991	3,025	5,121	17	5,828	16,989	3,233	5,451	77	8,228	11,199	2,698	3,612	1	4,888
西区	724	289	189	—	246	691	287	212	—	192	673	279	214	1	179
北区	1,515	312	624	15	564	1,837	323	579	40	895	2,162	300	457	—	1,405
大宮区	1,598	276	952	—	370	2,051	253	840	36	922	1,309	234	595	—	480
見沼区	1,711	545	694	—	472	1,875	578	633	—	664	1,325	452	457	—	416
中央区	1,059	186	368	1	504	2,176	174	479	—	1,523	693	150	354	—	189
桜区	991	180	452	—	359	1,972	183	313	—	1,476	589	177	201	—	211
浦和区	2,042	312	780	—	950	1,801	301	867	—	633	1,194	247	555	—	392
南区	2,192	294	655	—	1,243	1,916	375	781	—	760	1,131	246	387	—	498
緑区	1,506	346	281	1	878	1,404	332	297	1	774	1,054	290	241	—	523
岩槻区	653	285	126	—	242	1,266	427	450	—	389	1,069	323	151	—	595

	平成20年					平成21年				
	総数	利用関係別				総数	利用関係別			
		持ち家	借家	給与住宅	分譲住宅		持ち家	借家	給与住宅	分譲住宅
市全体	15,334	2,982	5,410	2	6,940	10,549	2,738	4,193	182	3,436
西区	689	283	221	—	185	699	277	234	30	158
北区	1,753	288	603	—	862	1,213	307	706	—	200
大宮区	3,070	226	648	—	2,196	1,020	231	537	—	252
見沼区	1,757	483	497	—	777	1,302	445	245	150	462
中央区	981	173	583	1	224	1,118	151	411	—	556
桜区	1,419	176	645	—	598	665	153	338	—	174
浦和区	1,913	294	782	—	837	1,596	271	516	1	808
南区	1,832	322	780	1	729	1,308	284	669	—	355
緑区	907	336	258	—	313	935	296	281	—	358
岩槻区	1,013	401	393	—	219	693	323	256	1	113

出典：(財)建設物価調査会「建設統計年報」

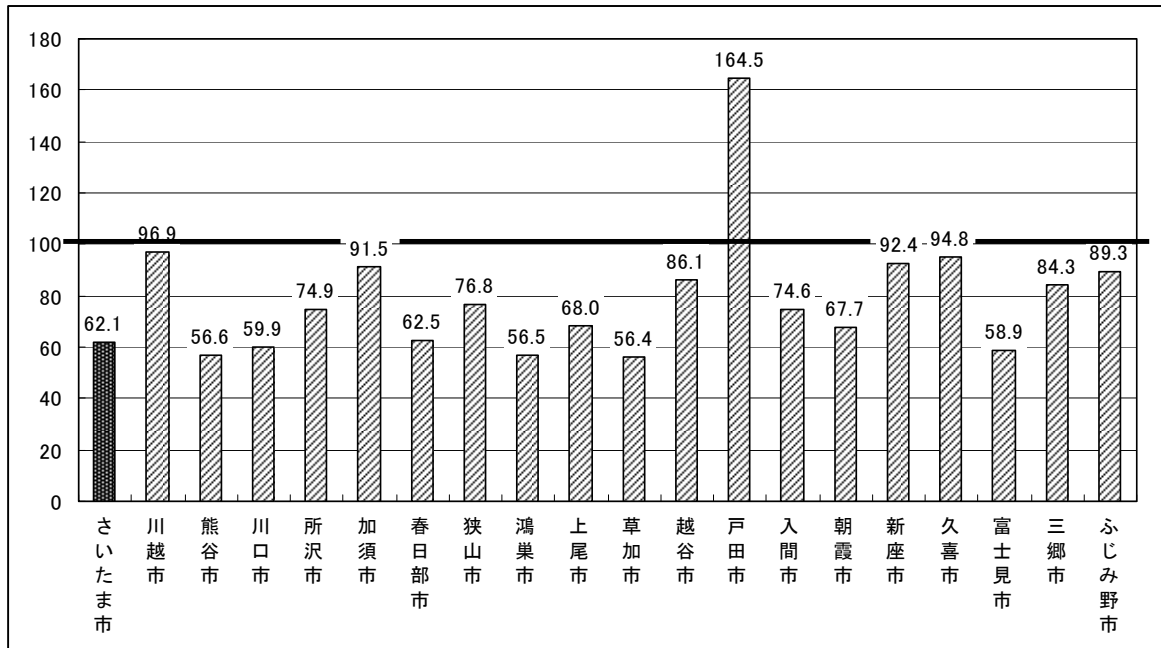


図 2-4-9 「平成 18 年=100」とした場合の平成 21 年新設住宅着工戸数の都市間比較
 出典：(財)建設物価調査会「建設統計年報」に基づき作成

(6) 住宅の建て方別比率

○総務省の平成 20 年住宅・土地統計調査に基づき、専用住宅に占める住宅の構成比を建て方別にみると、本市では一戸建が 45.2% (206,300 戸)、共同住宅が 53.4% (244,000 戸)、長屋建等その他が 1.4% (6,400 戸)となっています。
 (図 2-4-10)

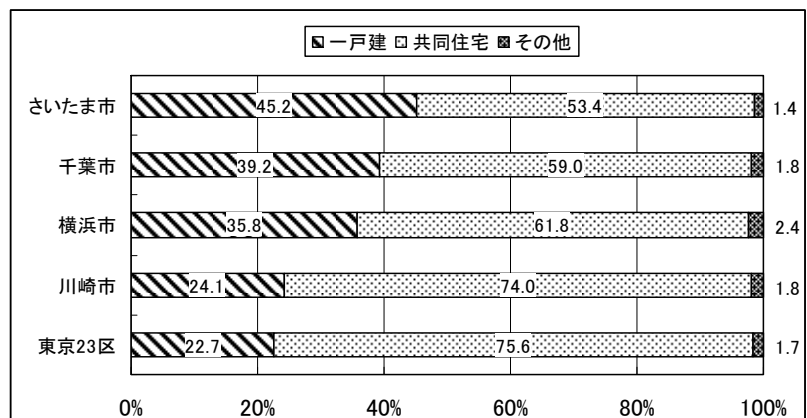


図 2-4-10 専用住宅に占める住宅の建て方別構成比
 出典：総務省「平成 20 年住宅・土地統計調査」
 注) 端数処理の関係で個別に積み上げた値が 100%にならない場合がある。

○東京 23 区を含めた首都圏の他の主要都市と比べると、一戸建が占める比率では本市が最も高く、また、共同住宅が占める比率では最も低くなっているのが特徴的といえます。(同上)

(1) 歳入

- 平成 18 年度以降、普通会計の歳入額は増加傾向を続けており、平成 18 年度の 3,893 億円に対し、平成 22 年度では 4,383 億円と 12.6% (490 億円) 増加しています。(図 2-5-1・2)
- 普通会計の歳入額の内訳をみると、市税をはじめとする自主財源は平成 20 年度の 2,896 億円をピークに漸減傾向に転じている一方、国庫支出金や県支出金などの依存財源が平成 18 年度の 1,363 億円から平成 22 年度の 1,633 億円と 19.8% (270 億円) 増加しているのが目立ちます。(同上)
- 平成 21 年度以降、自主財源の約 8 割、歳入全体の約 5 割を占めている市税は 2,170 億円前後で頭打ちの状況にあります。また、平成 20 年度には 330 億円であった市債は、平成 21 年度以降は 500 億円台で推移しており、歳入全体に占める割合も 1 割を超える状況が続いています。(同上)

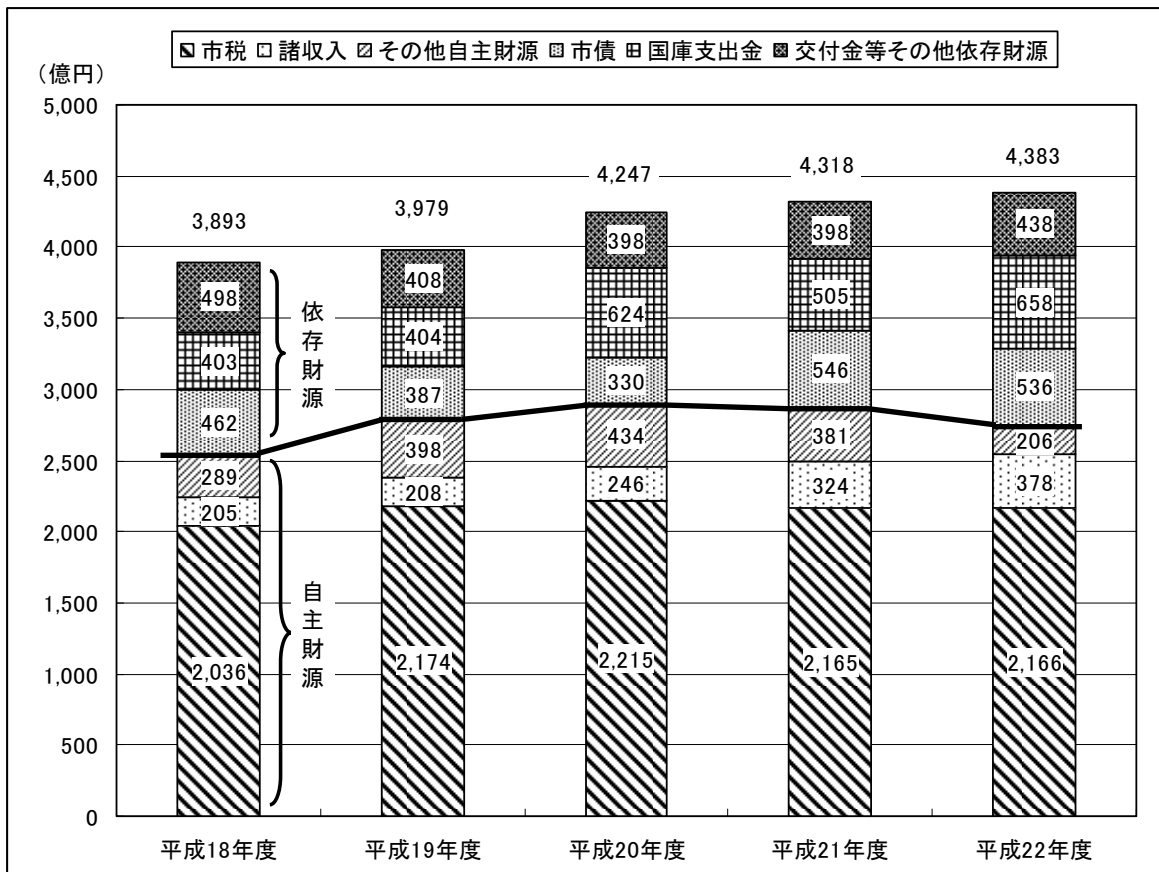


図 2-5-1 普通会計歳入（決算）の推移

出典：財政局財政部財政課資料

注) 端数処理の関係で積み上げた値と合計が一致しない場合がある。

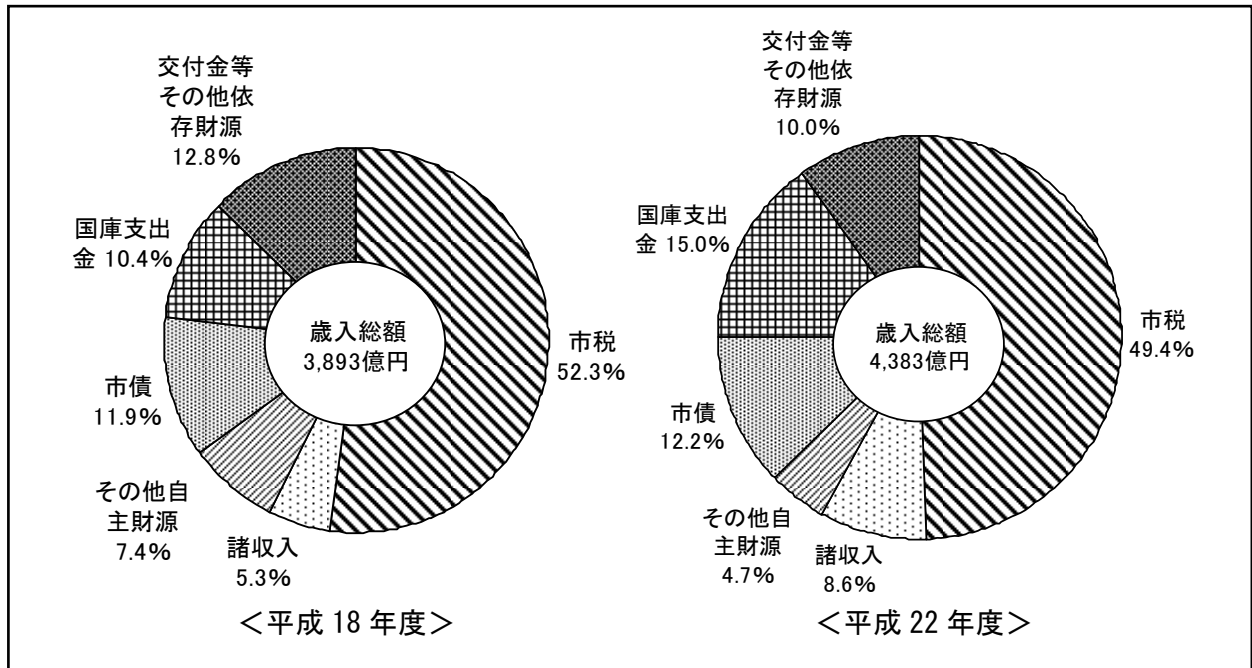


図 2-5-2 普通会計歳入（決算）の構成比

出典：財政局財政部財政課資料

注）端数処理の関係で個別に積み上げた値が 100%にならない場合がある。

○平成 21 年度決算に基づき、政令指定都市における普通会計の歳入の内訳をみると、本市の自主財源比率は 66.4%で、横浜市に次いで 2 番目に高い水準にあります。また、本市の平成 21 年度における市民 1 人当たりの市税収入は合計 179,014 円で 9 番目、また、個人市民税が川崎市、横浜市、名古屋市に次ぐ 4 番目となっている一方、固定資産税が 16 番目となっているのが特徴的といえます。（図 2-5-3・4）

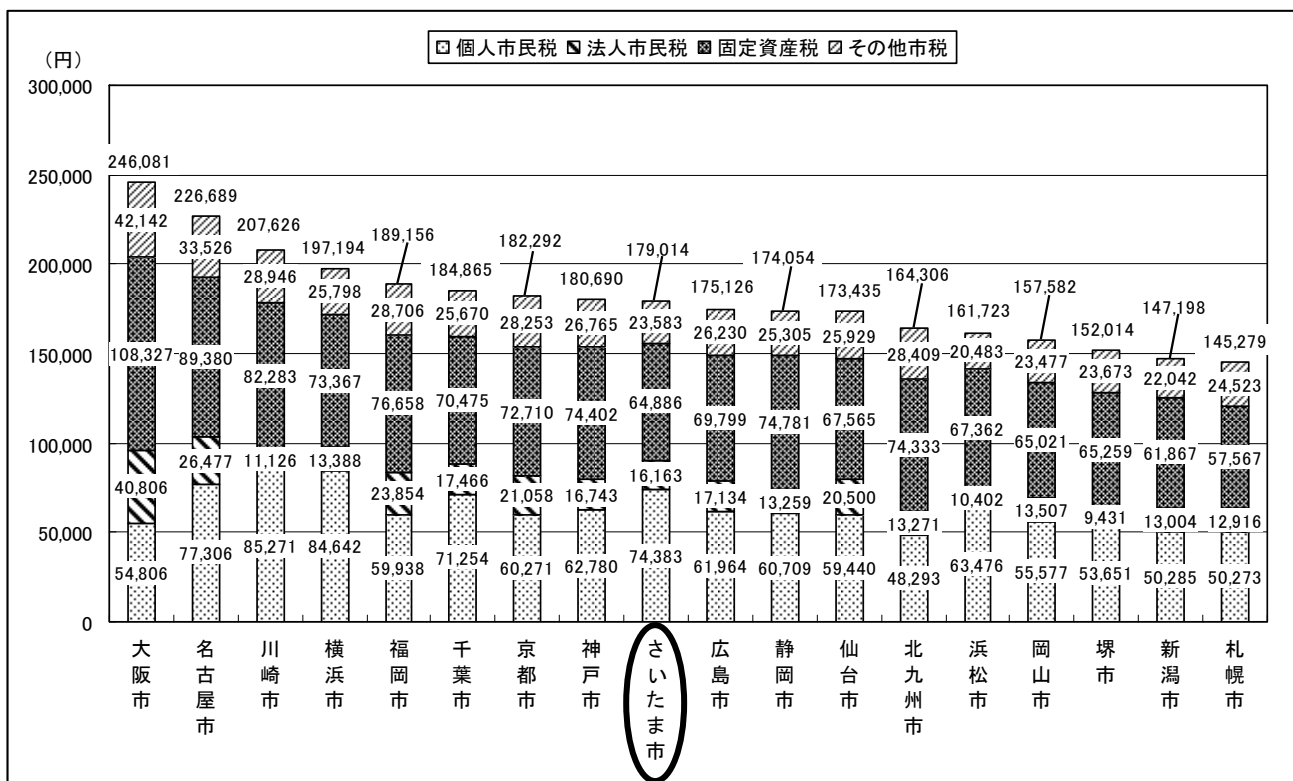


図 2-5-3 市民 1 人当たりの市税収入の都市間比較（平成 21 年度決算）

出典：各市資料に基づき作成（相模原市を除く）

注）端数処理の関係で個別に積み上げた値と合計が一致しない場合がある。

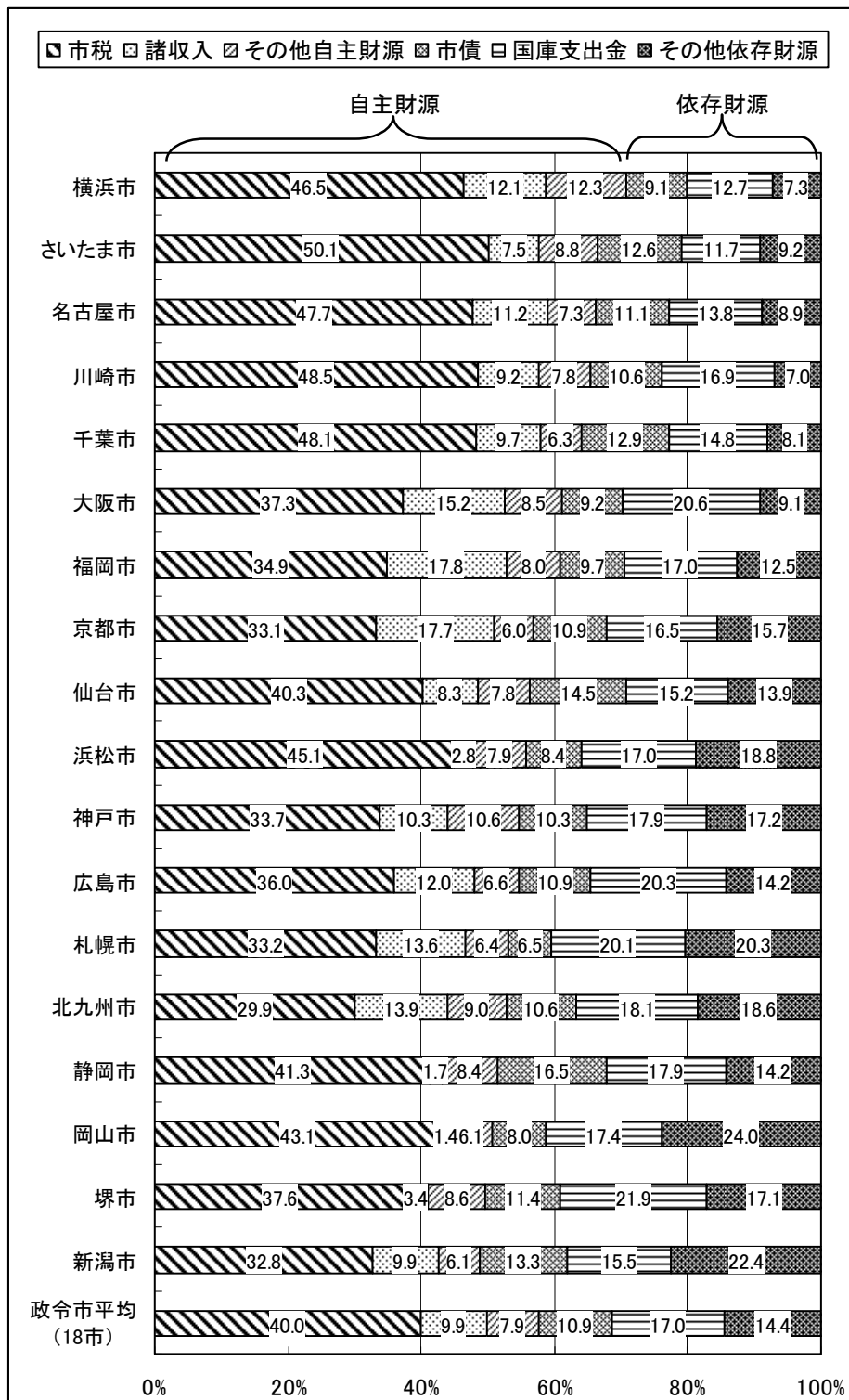


図 2-5-4 平成 21 年度の普通会計歳入（決算）の構成比（自主財源比率の高位順）

出典：各市資料（相模原市を除く）

注）端数処理の関係で個別に積み上げた値が 100%にならない場合がある。

(2) 歳出

<目的別>

○普通会計では、歳入の規模拡大に伴い、歳出額も一貫して増え続けており、平成 21 年度決算では 4,000 億円を突破し、その後も増加傾向にあります。目的別の内訳をみると、児童・高齢者福祉や生活保護などの経費である民生費は、平成 18 年度決算の 949 億円から平成 22 年度決算の 1,404 億円と 1.5 倍に増え、歳出全体に占める割合も 25.2%から 32.8%に上昇しています。(図 2-5-5・6)

○いずれの年度も民生費に次いで金額の多い土木費は、平成 19 年度決算の 949 億円をピークに減少傾向に転じており、平成 22 年度決算では 784 億円とピーク時に比べ 17.3% (165 億円) 減少し、歳出全体に占める割合も 24.9%から 18.3%に低下しています。(同上)

○少子高齢化の進行や雇用環境の悪化など、近年の社会経済状況の急速な変化を背景として、全国的に社会保障給付費の増大に歯止めのかからない状況が続いており、本市においても、民生費の圧縮は財政運営上の大きな課題となっています。

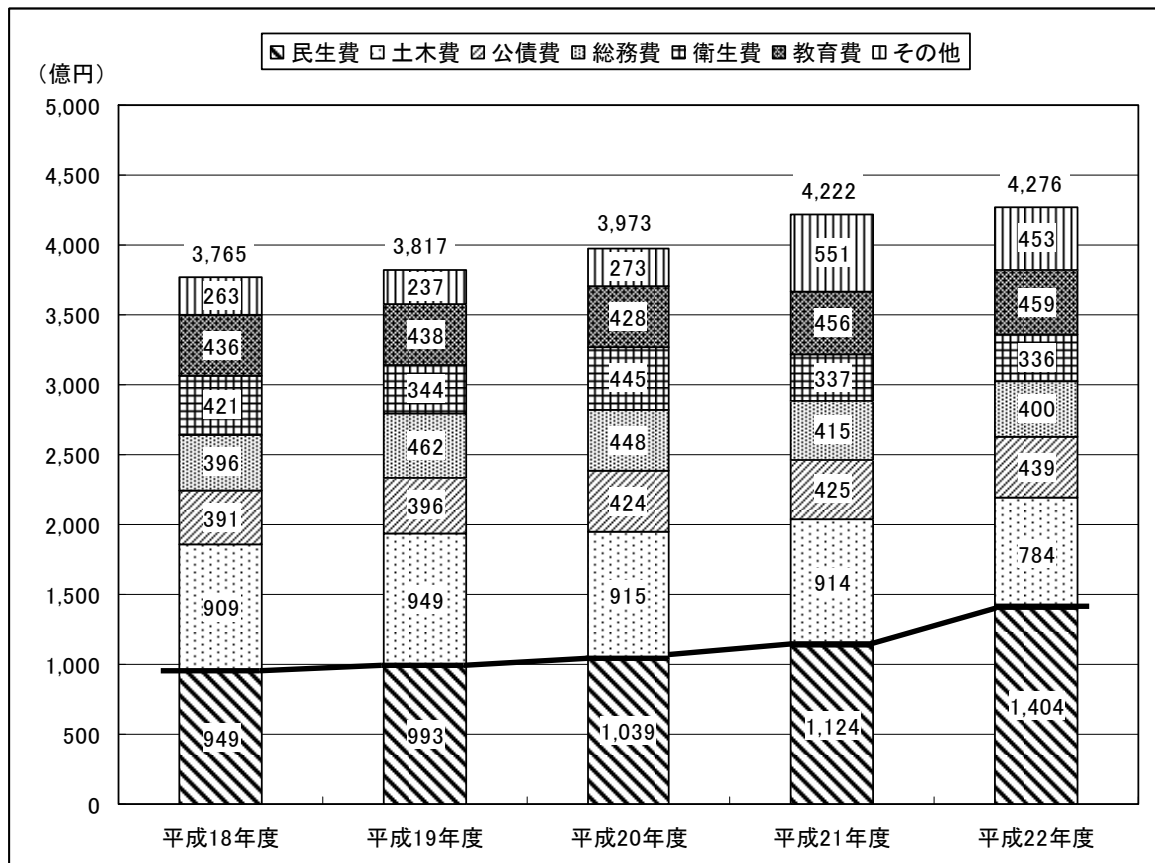


図 2-5-5 目的別の普通会計歳出(決算)の推移

出典：財政局財政部財政課資料

注) 端数処理の関係で積み上げた値と合計が一致しない場合がある。

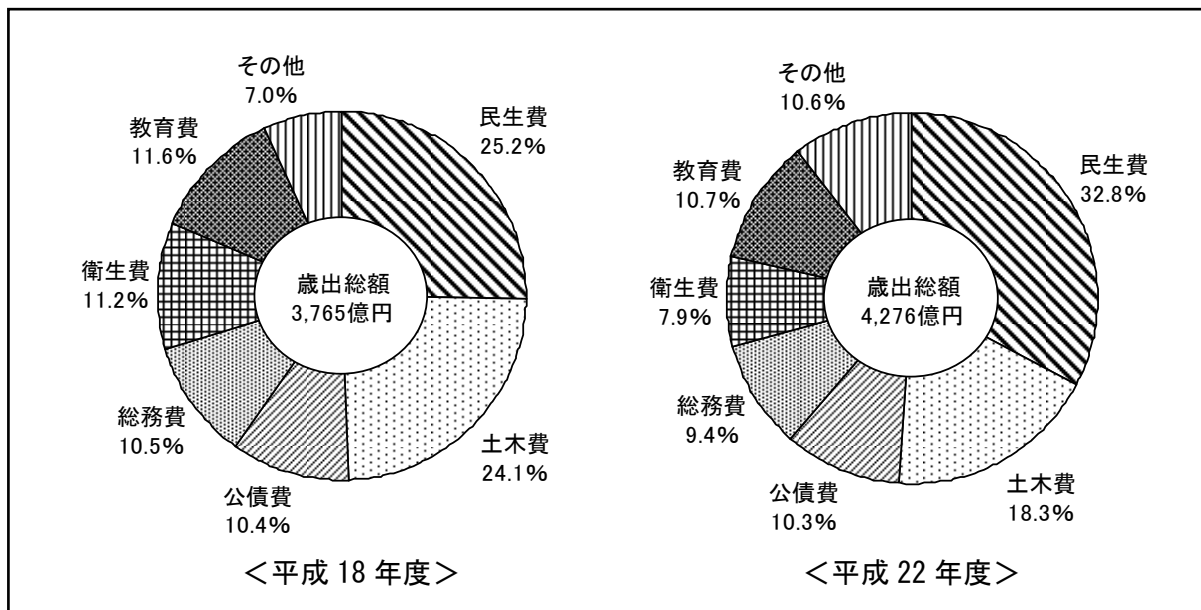


図 2 - 5 - 6 目的別の普通会計歳出（決算）の構成比
 出典：財政局財政部財政課資料

<性質別>

- 普通会計決算の歳出を性質別にみると、支出が義務付けられ、任意に節約できない経費であり、人件費、扶助費及び公債費からなる義務的経費が平成18年度の1,654億円から平成22年度の2,077億円と1.3倍に増加し、歳出全体に占める割合も43.9%から48.6%に上昇しています。(図2-5-7・8)
- 義務的経費のうち、生活保護法、児童福祉法及び老人福祉法などの法令に基づき支出する経費である扶助費は、子ども手当の支給開始、生活保護費や子育て支援医療費の増加などによって、平成22年度には885億円に達し、平成18年度の496億円の1.8倍となっています。(同上)
- 平成21年度の普通会計決算に基づき、政令指定都市における性質別の歳出の構成比を比較すると、本市の義務的経費比率は43.1%、18市中5番目であり、最も高い都市(54.7%)の約8割の水準となっています。(図2-5-9)
- 今後も引き続き、扶助費が増加し、義務的経費を押し上げることによって、道路、公園、学校などの社会資本整備のために支出される投資的経費の減少を招き、財政余力の低下にも拍車がかかることが大いに懸念されます。

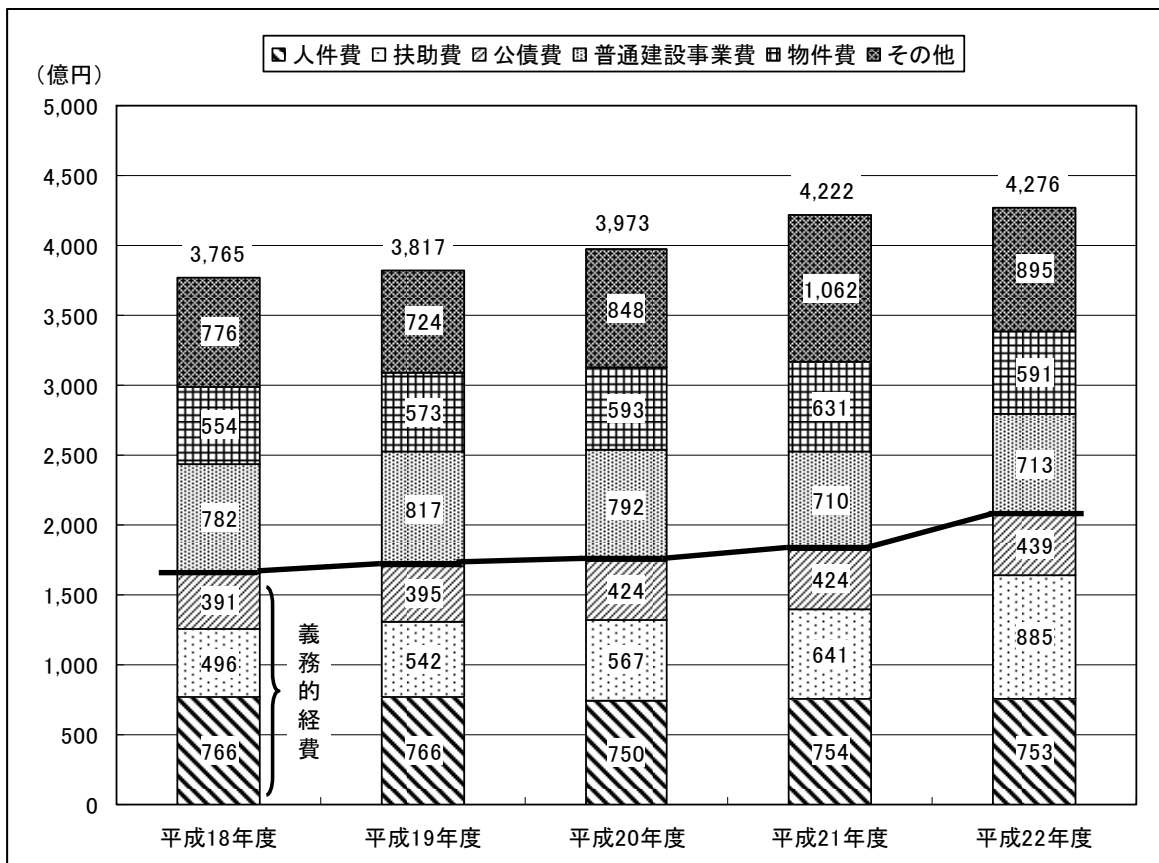


図2-5-7 性質別の普通会計歳出(決算)の推移

出典：財政局財政部財政課資料

注) 端数処理の関係で積み上げた値と合計が一致しない場合がある。

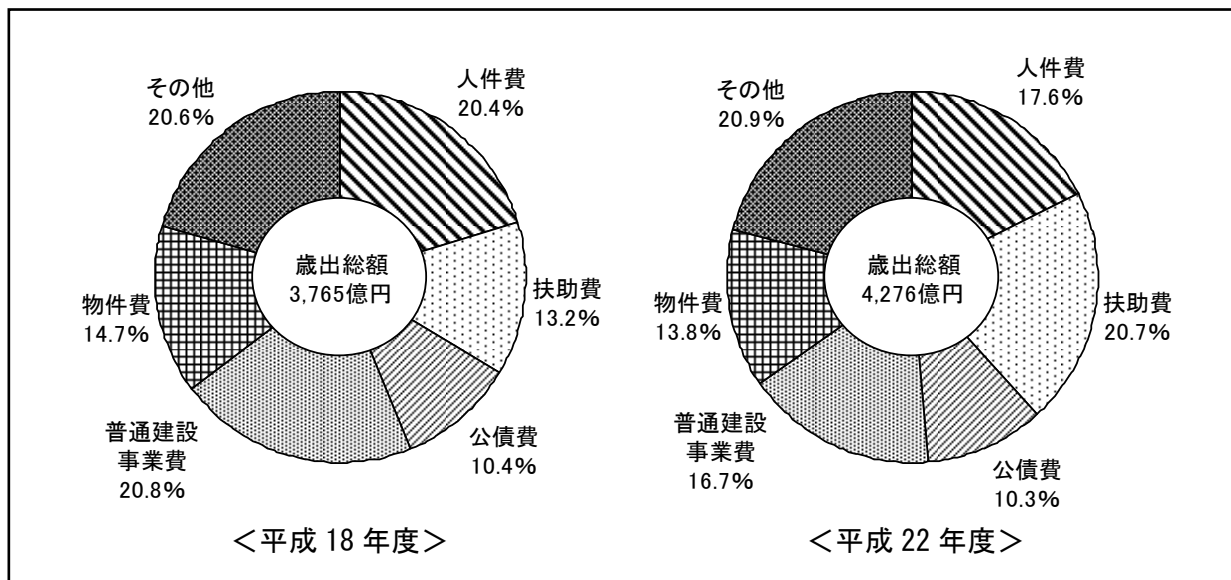


図 2-5-8 性質別の普通会計歳出（決算）の構成比

出典：財政局財政部財政課資料

注) 端数処理の関係で個別に積み上げた値が 100%にならない場合がある。

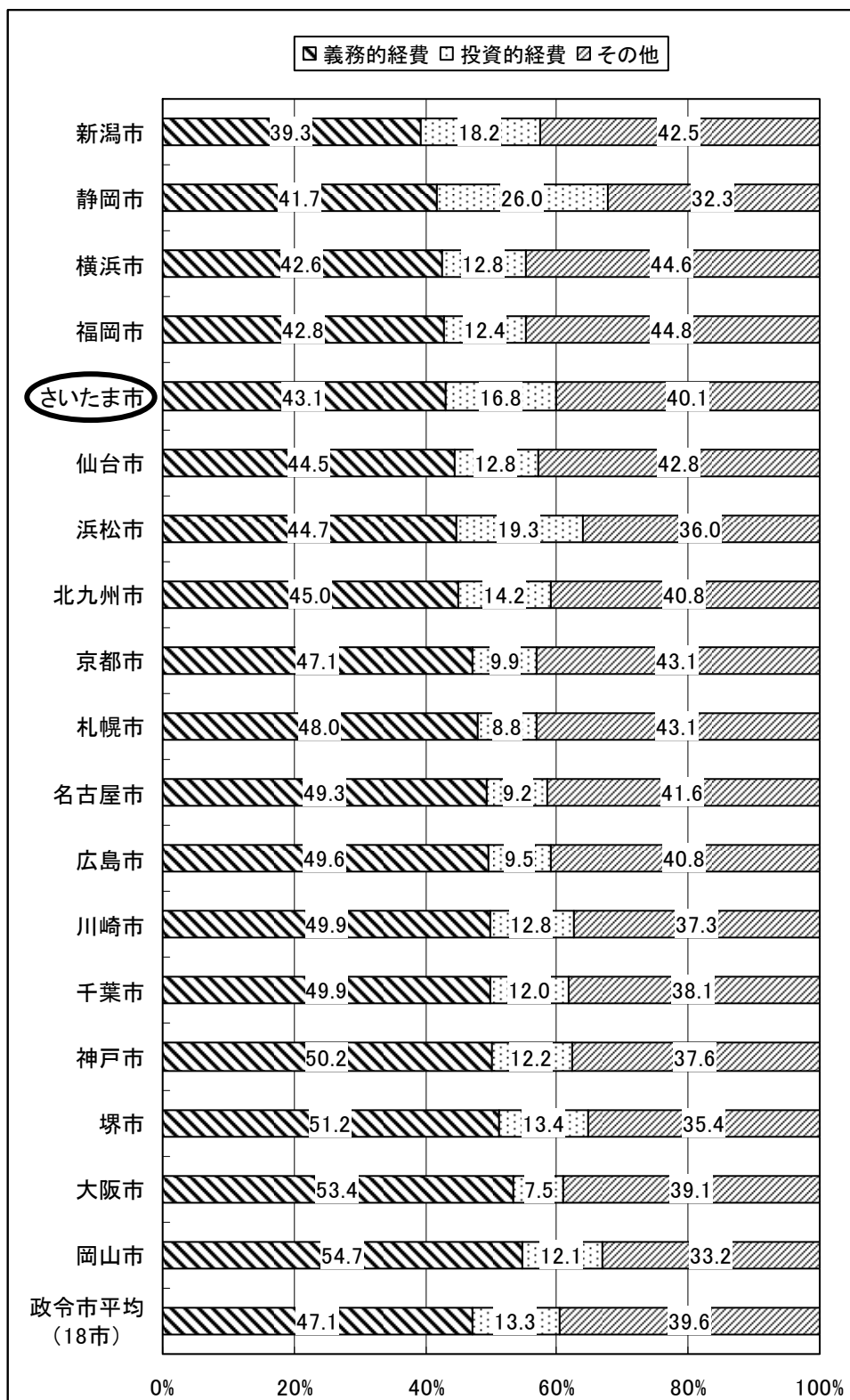


図 2-5-9 平成 21 年度の普通会計歳出（決算）の構成比（義務的経費比率の低位順）

出典：各市資料（相模原市を除く）

注）端数処理の関係で個別に積み上げた値が 100%にならない場合がある。

(3) 主要財政指標

- 主要財政指標のうち、財政基盤の強弱を判断する指数であり、標準的な行政活動を行うために必要な財源をどの程度自力で調達できるのかを表す財政力指数は、平成 21 年度までは増加傾向で推移していたものの、平成 22 年度には減少に転じています。(図 2-5-10)
- 人件費や扶助費、公債費など毎年度経常的に支出される経費に充当された毎年度経常的に収入される一般財源の割合であり、この値が低いほど財政構造の弾力性が高いとされている経常収支比率は年々上昇し、財政の硬直化が進んでいます。今後、本市は高齢化の急速な進行に伴う扶助費の増加によって、財政の硬直化がさらに加速し、将来に向けた投資にも大きな影響を及ぼすと考えられます。(同上)
- 地方債の償還や一時借入金利子などの合計額の標準財政規模⁷に対する比率であり、財政負担の適正度を表す指標として、起債に協議を要する団体と許可を要する団体の判定⁸に用いられる実質公債費比率は、財政措置の有利な地方債の割合が高いことなどを要因に、相対的に良好な水準を保っています。(同上)

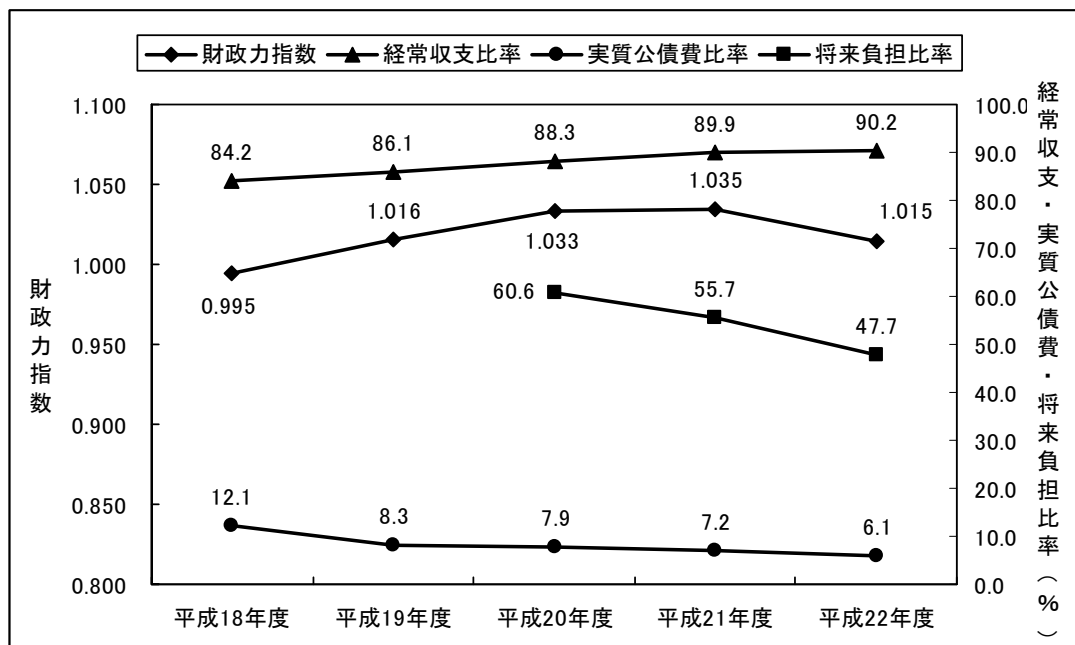


図 2-5-10 主要財政指標の推移

出典：財政局財政部財政課資料

- 将来負担する必要がある実質的な負債額が、当該団体の財政の大きさに占める割合を示し、将来的に財政が圧迫される可能性が高いかどうかを表す将来負担比率は、平成 22 年度には 47.7%まで低下し、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律⁹」に基づく早期健全化基準の 400%を大きく下回っています。(図 2-5-10)

⁷ 地方公共団体が標準的な行政活動を行う上で必要となる一般財源の規模であり、標準税収入額等（地方交付税法に基づき一定の算式で算出された税収入総額）に普通交付税及び臨時財政対策債発行可能額を加えたもの。

⁸ 実質公債費比率が 18%以上になった場合には、起債にあたって国の許可が必要となる。

⁹ 地方公共団体の財政状況を統一的な指標で明らかにし、財政の健全化や再生が必要な場合に迅速な対応をとるため、平成 21 年 4 月に全面施行された。

表2-5-1 主要財政指標の都市間比較（平成21年度決算ベース）

順位	市名	財政力指数	順位	市名	経常収支比率 (%)	順位	市名	実質公債費比率 (%)	順位	市名	将来負担比率 (%)
1	川崎市	1.10	1	浜松市	89.2	1	相模原市	4.7	1	相模原市	36.6
2	相模原市	1.06	2	新潟市	89.5	2	堺市	6.3	2	さいたま市	55.7
	名古屋市	1.06	3	さいたま市	89.9	3	さいたま市	7.2	3	堺市	77.8
4	さいたま市	1.03	4	岡山市	90.5	4	北九州市	9.9	4	浜松市	86.2
5	千葉市	1.02	5	静岡市	90.9	5	大阪市	10.4	5	静岡市	123.3
6	横浜市	1.01	6	福岡市	94.0	6	新潟市	11.1	6	新潟市	130.9
7	大阪市	0.96	7	横浜市	95.8	7	札幌市	11.3	7	岡山市	135.6
8	静岡市	0.92	8	京都市	95.9	8	静岡市	12.4	8	札幌市	137.1
9	浜松市	0.91	9	川崎市	96.4	9	浜松市	12.5	9	川崎市	137.4
10	仙台市	0.86	10	堺市	96.8	10	仙台市	12.7	10	仙台市	170.9
11	福岡市	0.85	11	相模原市	96.9	11	名古屋市	12.7	11	北九州市	173.5
12	堺市	0.82	12	仙台市	97.4	12	京都市	12.7	12	神戸市	175.6
13	広島市	0.81	13	神戸市	97.9	13	川崎市	13.4	13	名古屋市	218.6
14	岡山市	0.78		広島市	97.9	14	神戸市	13.9	14	福岡市	237.7
15	京都市	0.76	15	名古屋市	98.1	15	広島市	15.7	15	大阪市	238.7
16	神戸市	0.73	16	千葉市	99.2	16	福岡市	16.8	16	京都市	247.7
17	北九州市	0.71	17	札幌市	99.8	17	岡山市	17.0	17	横浜市	255.2
18	札幌市	0.70		北九州市	99.8	18	横浜市	19.1	18	広島市	260.9
	新潟市	0.70	19	大阪市	100.2	19	千葉市	21.1	19	千葉市	306.4
政令指定都市平均		0.88	政令指定都市平均		95.6	政令指定都市平均		12.7	政令指定都市平均		168.7

出典：総務省自治財政局財務調査課資料

(4) 定員管理

○本市では、平成 17 年度に策定した定員適正化計画において、職員数を平成 17 年 4 月 1 日の 9,574 人から平成 22 年 4 月 1 日の 9,044 人へと、5.5% (530 人) 削減することを目標に定員管理に取り組んだ結果、これを上回る 5.9% (568 人) の削減を達成しています。

(図 2-5-11)

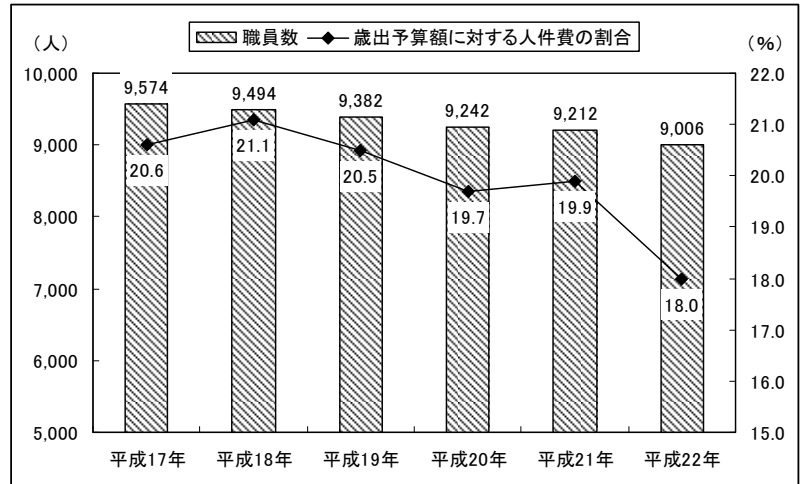


図 2-5-11 歳出予算額に対する人件費の割合
出典：行財政改革推進本部「さいたま市行財政改革推進プラン 2010」

○平成 22 年 4 月 1 日の普通会計職員数と平成 22 年 3 月 31 日の住民基本台帳人口から求めた、人口 1 万人当たりの職員数は 62.6 人であり、政令指定都市 19 市の中では 6 番目に少なく、他市に比べ少ない職員数で行政運営を推進しています。(表 2-5-2)

○将来的に財政を取り巻く環境がさらに厳しさを増していくと予測される一方、社会経済状況の変化とともに、行政サービスに対するニーズの多様化・高度化が進む中、強固な財政基盤の確立に向け、今後も引き続き、定員管理と行財政改革の連携のもと、より簡素で効率的な執行体制の構築と業務量に見合った適正な職員配置に努める必要があります。

○将来的に財政を取り巻く環境がさらに厳しさを増していくと予測される一方、社会経済状況の変化とともに、行政サービスに対するニーズの多様化・高度化が進む中、強固な財政基盤の確立に向け、今後も引き続き、定員管理と行財政改革の連携のもと、より簡素で効率的な執行体制の構築と業務量に見合った適正な職員配置に努める必要があります。

表 2-5-2 人口 1 万人当たりの職員数の都市間比較 (平成 22 年 4 月 1 日現在)
(人口 1 万人当たりの普通会計職員数の低位順)

順位	市名	住民基本台帳人口① (H22.3.31)	普通会計				公営企業等会計 ⑥	合計 ⑦=⑤+⑥	人口 1 万人当たり職員数	
			一般行政 ②	教育 ③	消防 ④	計 ⑤=②+③+④			普通会計 ⑧=⑤÷①	合計 ⑨=⑦÷①
1	横浜市	3,620,562	13,590	2,613	3,378	19,581	7,619	27,200	54.1	75.1
2	福岡市	1,396,789	5,482	1,281	1,044	7,807	1,846	9,653	55.9	69.1
3	札幌市	1,891,494	6,999	2,029	1,857	10,885	3,488	14,373	57.5	76.0
4	堺市	837,680	3,491	722	914	5,127	1,282	6,409	61.2	76.5
5	相模原市	696,994	3,078	526	715	4,319	194	4,513	62.0	64.7
6	さいたま市	1,209,234	4,967	1,349	1,251	7,567	1,439	9,006	62.6	74.5
7	仙台市	1,010,256	4,141	1,254	1,078	6,473	2,973	9,446	64.1	93.5
8	静岡市	717,578	3,149	810	763	4,722	1,667	6,389	65.8	89.0
9	千葉市	932,421	4,159	1,064	943	6,166	1,209	7,375	66.1	79.1
10	浜松市	792,446	3,303	1,065	892	5,260	553	5,813	66.4	73.4
11	北九州市	979,233	4,913	878	972	6,763	1,984	8,747	69.1	89.3
12	岡山市	688,996	3,227	905	654	4,786	1,087	5,873	69.5	85.2
13	広島市	1,157,495	5,517	1,394	1,340	8,251	3,419	11,670	71.3	100.8
14	新潟市	803,421	3,927	1,052	905	5,884	1,689	7,573	73.2	94.3
15	川崎市	1,373,851	7,504	1,401	1,425	10,330	3,348	13,678	75.2	99.6
16	神戸市	1,511,351	8,177	2,313	1,433	11,923	4,146	16,069	78.9	106.3
17	名古屋市	2,178,272	11,714	3,107	2,356	17,177	8,907	26,084	78.9	119.7
18	京都市	1,384,896	7,583	2,001	1,903	11,487	3,716	15,203	82.9	109.8
19	大阪市	2,534,176	16,972	4,734	3,425	25,131	13,848	38,979	99.2	153.8
	合計	25,717,145	121,893	30,498	27,248	179,639	64,414	244,053	69.9	94.9

出典：「平成22年地方公共団体定員管理調査結果」(総務省自治行政局公務員部給与と能率推進室)より作成

(5) 公共施設

○平成 22 年度末日現在、本市が保有又は借り上げている公共施設（土地を含む）は約 1,700 施設であり、その内訳は延床面積ベースで学校教育系施設が約 51%、庁舎などの行政系施設が約 11%、市民文化・社会教育系施設が約 9%となっています。公共施設の多くは、昭和 40 年代から昭和 50 年代の人口急増期に集中的に整備されたものであり、これらのうち、昭和 56 年以前の旧耐震基準に基づく施設が、延床面積ベースで全体の約 52%に上っています。（図 2-5-12）

○本市では、財政状況が厳しさを増す中、これまで投資的経費全体の平準化を図り、公共施設の管理運営にかかる総額の抑制に努めてきましたが、今後は、施設・設備の老朽化の進行や耐震性の不安などの問題から、大規模改修や建替えを要する施設が急増し、財政を大きく圧迫することになると予測されます。

○このため、現在、本市では公共施設を重要な経営資源として捉え、市民のニーズや人口動態などを踏まえた施設の建物・運営・利用の状況やトータルコストなどを調査・分析した上で、全市的・総合的な視点から効果的かつ効率的な管理運営を推進することを目的として、既存施設の有効利用や統廃合、適切な改修・維持管理、稼働率の向上などを旨とする「公共施設マネジメント」に取り組んでいます。

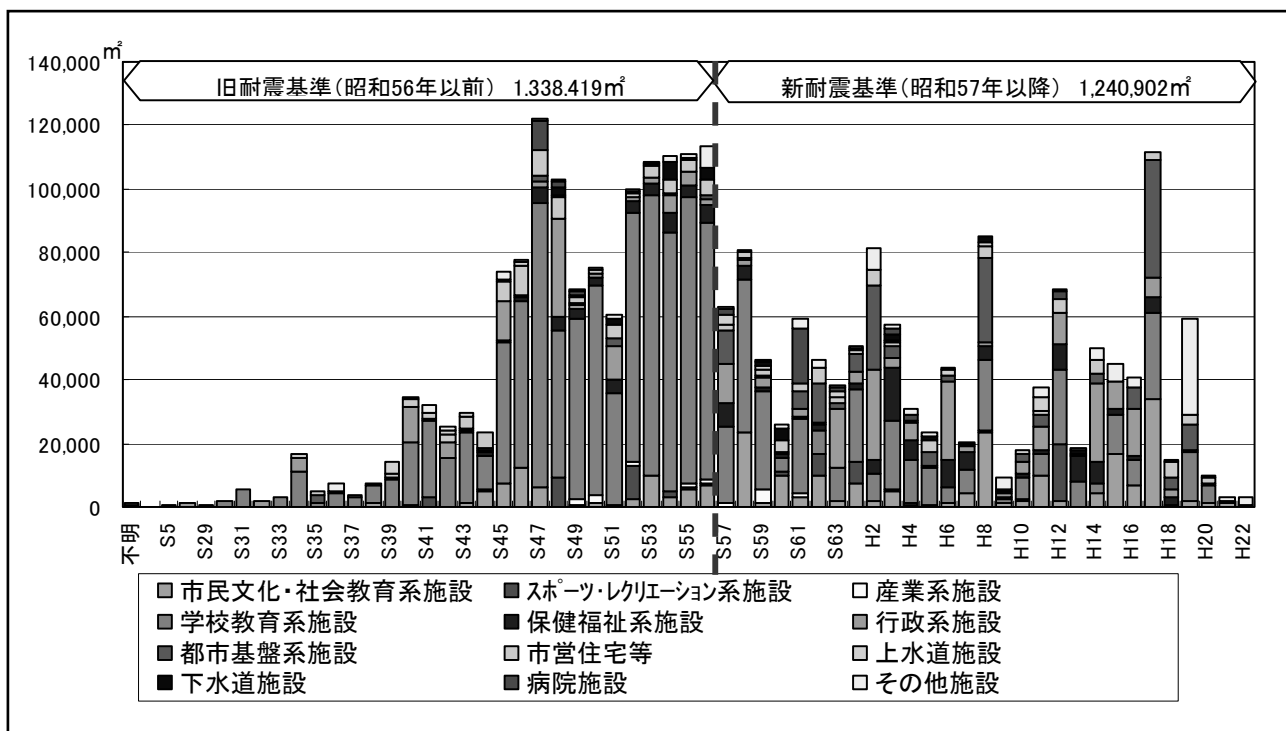


図 2-5-12 公共施設の整備年別の延床面積の状況

出典：行財政改革推進本部「公共施設マネジメント計画（方針編）素案」

資料：建設局建築部保安全管理課「平成 22 年 2 月実施の耐震化調査」及び財政局 財政部用地管財課「公有財産表」

注）借上げ施設の延床面積及び棟数は含まれない。

Ⅲ 分野別の現状と課題

1 環境・アメニティ

(1) 地球環境保全

① 温暖化対策

ア) 概況

- 地球温暖化の防止は、もはや人類共通ともいえる最重要の政策課題であり、公平かつ実効性のある国際的な枠組みのもと、様々な主体と連携を図りながら施策に取り組むことが強く求められています。平成 21 年 12 月にデンマークのコペンハーゲンで開催された国連気候変動コペンハーゲン会議（COP15・COP/MOP 5）では、先進国は温室効果ガスの削減目標を、途上国は削減行動を提出することなどを盛り込んだコペンハーゲン合意が作成されました。
- 政府は、平成 22 年 3 月に地球温暖化対策に関する基本原則や国、地方公共団体、事業者及び国民の責務、温室効果ガスの排出量の削減に関する中長期的な目標¹⁰を設定し、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画、基本的施策などを盛り込んだ「地球温暖化対策基本法案」を閣議決定しました。
- 近年、このような国内外の動向、さらに東日本大震災及びその後の電力供給の制約を背景に、太陽光・風力に代表される再生可能エネルギーの普及促進や温室効果ガスの排出量取引制度の導入、電力の流れを供給側・需要側の両方から制御し、最適化するための有力な手段としてスマートグリッド（次世代送電網）に注目が集まるなど、全国的に地球温暖化対策の推進に向けた動きが急速に拡大しています。
- 現在、本市では、平成 17 年度に策定した「さいたま市地球温暖化対策地域推進計画」において、平成 24 年度における 1 人当たりの温室効果ガス排出量を対平成 2 年度比で 6 % 以上削減することを目指し、取組を推進しています。
- 平成 21 年度の温室効果ガス排出量は 508.4 万 t-CO₂であり、目標値の 485.3 t-CO₂を 4.8% (23.1 万 t-CO₂)、また、人口 1 人当たりの排出量は 4.15 t-CO₂/人を目標値の 3.86 t-CO₂/人を 7.5% (0.29 t-CO₂) いずれも上回っています。一方、1 世帯当たりの排出量は、世帯の小規模化の進行などを背景に、平成 21 年度では 9.77 t-CO₂/世帯、対基準（平成 2 年度）年度比で 20.2% (2.47 t-CO₂) 減少しています。（表 1-1-1）

¹⁰ 温室効果ガスの排出量を 2020（平成 32）までに 1990 年（平成 2 年）比で 25%、2050（平成 62）年までに 1990 年比で 80%を削減する。また、再生可能エネルギーの供給量を 2020 年までに一次エネルギー供給量に占める割合を 10%に達するようにするとされている。

表 1-1-1 温室効果ガス排出量の推移及び伸び率

		基準年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	目標年度 (平成24年度)
エネルギー起源CO ₂	排出量(万t-CO ₂)	383.5	516.9	506.1	481.9	526.4	508.9	479.4	453.0
	基準年度比増減率(%)	—	34.8	32.0	25.7	37.3	32.7	25.0	18.1
産業部門	排出量(万t-CO ₂)	83.4	79.9	80.4	76.4	90.2	87.1	80.1	71.1
	基準年度比増減率(%)	—	▲ 4.1	▲ 3.6	▲ 8.4	8.1	4.4	▲ 4.0	▲ 14.8
民生部門	排出量(万t-CO ₂)	172.0	279.4	273.6	257.3	287.6	278.2	255.7	224.0
	基準年度比増減率(%)	—	62.4	59.0	49.6	67.2	61.7	48.6	30.2
民生業務部門	排出量(万t-CO ₂)	85.5	151.8	144.6	135.2	144.3	137.0	126.5	114.6
	基準年度比増減率(%)	—	77.5	69.1	58.1	68.8	60.3	47.9	34.0
民生家庭部門	排出量(万t-CO ₂)	86.5	127.6	129.0	122.1	143.3	141.1	129.2	109.4
	基準年度比増減率(%)	—	47.5	49.1	41.1	65.6	63.1	49.3	26.4
運輸部門	排出量(万t-CO ₂)	128.0	157.6	152.1	148.2	148.6	143.6	143.6	157.9
	基準年度比増減率(%)	—	23.1	18.8	15.7	16.1	12.2	12.2	23.3
非エネルギー起源CO ₂ 、CH ₄ 、N ₂ O	排出量(万t-CO ₂)	23.9	28.3	28.6	28.7	28.3	27.4	26.4	29.6
	基準年度比増減率(%)	—	18.6	19.9	20.0	18.6	14.8	10.5	23.9
代替フロン等	排出量(万t-CO ₂)	7.1	3.4	2.8	2.5	2.6	2.7	2.6	2.7
	基準年度比増減率(%)	—	▲ 52.7	▲ 60.3	▲ 65.5	▲ 63.5	▲ 62.6	▲ 63.5	▲ 62.1
温室効果ガス総排出量	排出量(t-CO ₂ /人)	414.4	548.6	537.6	513.0	557.3	538.9	508.4	485.3
	基準年度比増減率(%)	—	32.4	29.7	23.8	34.5	30.1	22.7	17.1
人口1人当たり温室効果ガス排出量	排出量(万t-CO ₂)	4.11	4.65	4.53	4.30	4.64	4.45	4.15	3.86
	基準年度比増減率(%)	—	13.0	10.1	4.6	12.8	8.2	1.1	▲ 6.1
1世帯当たり温室効果ガス排出量	排出量(t-CO ₂ /世帯)	12.24	11.47	11.06	10.39	11.09	10.54	9.77	—
	基準年度比増減率(%)	—	▲ 6.3	▲ 9.6	▲ 15.1	▲ 9.4	▲ 13.9	▲ 20.2	—

出典：環境局環境共生部地球温暖化対策課「平成21年度分さいたま市温室効果ガス排出量算出報告書」(平成24年2月)

注1) 端数処理の関係で小計が内訳と一致しない場合がある。

2) 基準年度は二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)及び一酸化二窒素(N₂O)が平成2年度、代替フロン等が平成7年度。

3) 非エネルギー起源二酸化炭素(CO₂)とは、廃棄物部門の二酸化炭素排出量。

4) 基準年度及び平成14年度、目標年度の値は、「さいたま市地球温暖化対策地域推進計画」に掲載されている値。

○二酸化炭素排出量を部門別にみると、本市では、エネルギー起源二酸化炭素排出量に占める産業部門の割合が15%強と相対的に少ない状況にあるのに対し、家庭や自動車、オフィスからの排出量が多いという特徴を有しています。(図1-1-1)

○平成21年度の割合では、運輸部門が28.8%で最も多く、以下、民生家庭部門の25.9%、民生業務部門の25.4%の順となっています。平成16年度以降の推移をみると、民生業務部門は概ね減少傾向、民生家庭部門も平成20年度～21年度では2年連続で前年度を下回っています。(同上)

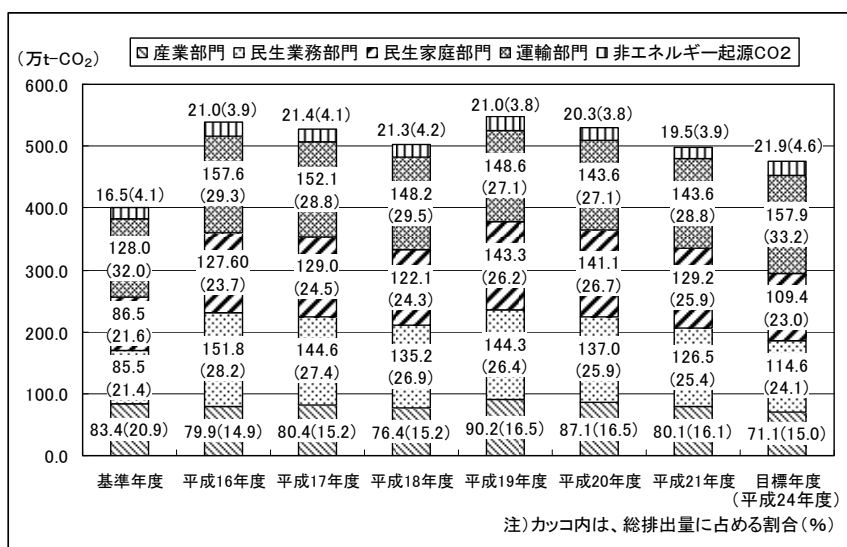


図 1-1-1 部門別二酸化炭素排出量の推移

出典：環境局環境共生部地球温暖化対策課「平成21年度分さいたま市温室効果ガス排出量算出報告書」(平成24年2月)

イ) 本市の主な取組

- 平成 13 年 5 月に制定した「さいたま市環境基本条例」に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的・計画的に推進するため、「さいたま市環境基本計画」を策定しています。
- 平成 18 年 3 月、地球温暖化対策推進法¹¹に基づき、地域に応じた温室効果ガスの排出抑制に向けた対策を総合的・効果的に推進するため、「さいたま市地球温暖化対策地域推進計画」を策定しています。
- 平成 17 年 2 月に策定した「さいたま市地域新エネルギービジョン」に基づき、本市の地域特性に合った新エネルギー¹²の導入を促進し、地域レベルから地球温暖化問題に取り組んでいます。
- 地球温暖化防止キャンペーンや、市民・事業者とともに地球環境にやさしい生活を提案し、広く省エネルギー型のライフスタイルへの転換を呼び掛けるエコライフ DAY などの普及啓発活動、新エネルギーの導入促進に向けた市民・事業者の意識醸成を図るための情報提供などを推進しています。
- 平成 20 年度～24 年度を計画期間に、行政が事業者・消費者の一員として、率先して温室効果ガスの排出削減を推進するため、「さいたま市地球温暖化対策実行計画」を策定し、市有施設への太陽光発電設備の設置や LED 化などの対策に取り組んでいます。
- 本計画に掲げた温室効果ガスの総排出量を平成 24 年度までに基準(平成 18)年度比で 5 % (4,921 t-CO₂) 削減する目標に対し、平成 22 年度の総排出量(削減対象分)は 94,842 t-CO₂であり、基準年度比▲約 3.6%、約 3,571 t-CO₂の削減となっています。
- 平成 21 年 4 月「さいたま市生活環境の保全に関する条例」に基づき、環境への負荷が相当程度大きい事業所を設置(管理)する事業者が、温室効果ガスの削減などに関する計画(環境負荷低減計画)を作成する「さいたま市環境負荷低減計画制度」を創設し、平成 22 年度から計画の提出が始まりました。平成 23 年度に計画の提出があったのは 108 事業所に上っています。
- 平成 23 年 3 月「さいたま市交通環境プラン」を改訂し、新たに自動車から排出される二酸化炭素の削減を目標に加え、「自動車から公共交通機関等への転換」「次世代自動車の普及」「エコドライブの普及」を重点項目として、対策に取り組んでいます。
- 国の地域活性化総合特区¹³の地域指定を受け、「次世代自動車・スマートエネルギー特区」の事業を、民間企業と連携して推進することにより、「暮らしやすく活力のある都市として、継続的に成長する『環境未来都市』」の実現に向けて取り組みます。(図 1-1-2)

¹¹ 地球温暖化防止京都会議(COP3)で採択された京都議定書を受け、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めたものであり、平成 10 年 10 月公布。

¹² 自然の力を利用したり、今まで使われずに捨てていたエネルギーを有効に使ったエネルギーのこと

¹³ 国の成長戦略の一環として、先駆的な取組を進める特定地域を対象に規制緩和や財政補助などで支援する制度。本市は、平成 23 年 12 月に地域活性化総合特区として第 1 次の地域指定を受けた。計画期間は、概ね 5 年を目安とされている。

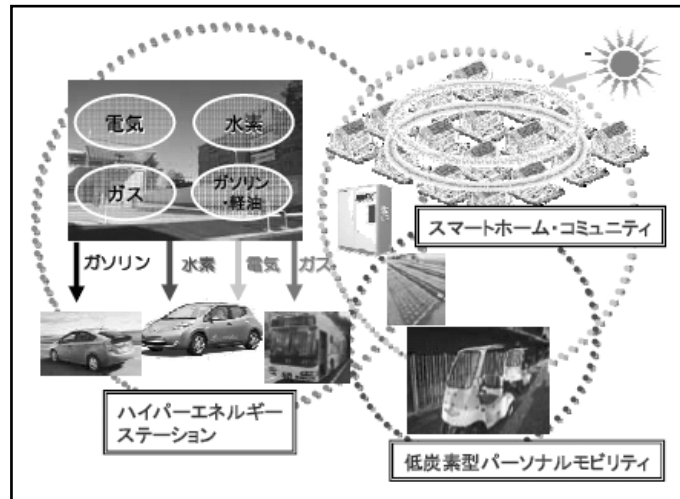


図 1-1-2 『環境未来都市』の実現に向けたプロジェクト
出典：環境局環境共生部「特区申請概要」（平成 23 年 10 月）

ウ) 今後の重点課題

- ◆温室効果ガスの排出量を着実に削減するため、行政が先導役を果たしながら、市民・事業者をはじめとする多様な主体の取組を促進することで、これらの取組が相乗効果を発揮していく好循環のシステムを確立する必要があります。
- ◆温室効果ガスの排出量の削減と新エネルギーの普及促進を図るため、市民・事業者への情報提供を充実させる必要があります。
- ◆自動車から排出される二酸化炭素などの環境負荷を低減させるため、自動車に頼り過ぎないライフスタイルへの転換やエコドライブの普及推進に努める必要があります。
- ◆地球温暖化対策や環境配慮の側面のみならず、都市機能の維持のためのリスクマネジメントとして、短期的には、節電対策の実施などの省エネルギーの推進、中長期的には、代替エネルギーとしての再生可能エネルギーの普及拡大、地域分散型発電の推進、さらに低炭素なまちづくりを推進する必要があります。
- ◆地産地消のエネルギー施策に関する総合的な効果検証を実施し、本市にふさわしいエネルギー政策の方向性を明らかにするエネルギービジョンを策定する必要があります。
- ◆全国モデルとなる「暮らしやすく活力のある都市として、継続的に成長する『環境未来都市』」の実現に向けた取組を着実に推進していく必要があります。

②ごみ処理

ア) 概況

○現在、本市では、循環型都市の構築を目指し、一般廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）を推進するとともに、自然環境に配慮した環境負荷の少ないごみ処理システムの構築に取り組んでいます。

○平成22年度のごみの総収集量は423,979t、このうち家庭系が302,902t（構成比71.4%）、事業系が105,521t（24.9%）となっています。

平成19年度以降、ごみの収集量は一貫して減少傾向で推移しており、平成22年度ではそれ以前に最も多かった平成18年度に比べ、総排出量は12.4%（60,163t）、家庭系は8.0%（26,426t）、事業系は23.4%（32,187t）減少しています。（表1-1-2）

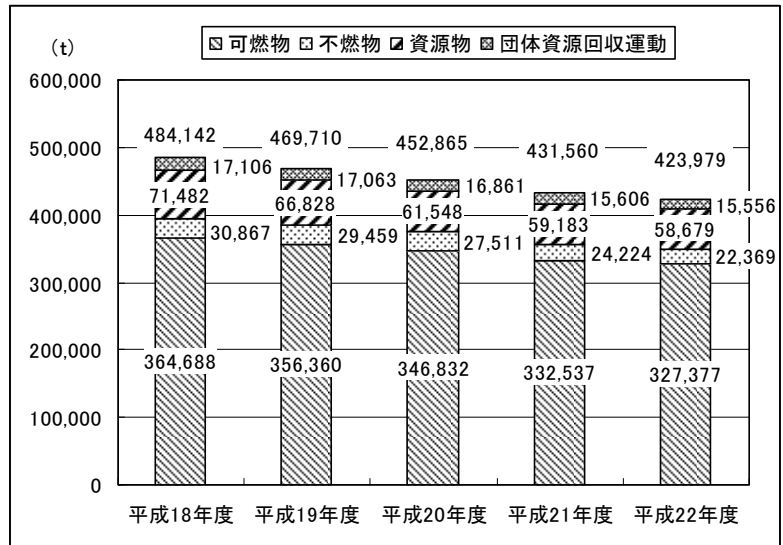


図1-1-3 ごみ収集量の推移

出典：環境局資源循環推進部廃棄物対策課資料

表1-1-2 ごみ収集量及び総資源化量の推移

		収 集 量									
		総 数				可 燃 物			不 燃 物		
		総数	家庭系	事業系	団体資源回収	総数	家庭系	事業系	総数	家庭系	事業系
平成18年度	実数(t)	484,142	329,328	137,708	17,106	364,688	234,168	130,520	30,867	28,483	2,384
平成19年度	実数(t)	469,710	319,165	133,482	17,063	356,360	228,540	127,820	29,459	29,964	2,495
	増減率(%)	▲ 3.0	▲ 3.1	▲ 3.1	▲ 0.3	▲ 2.3	▲ 2.4	▲ 2.1	▲ 4.6	5.2	4.7
平成20年度	実数(t)	452,865	311,754	124,250	16,861	346,832	226,963	119,869	27,511	25,431	2,079
	増減率(%)	▲ 3.6	▲ 2.3	▲ 6.9	▲ 1.2	▲ 2.7	▲ 0.7	▲ 6.2	▲ 6.6	▲ 15.1	▲ 16.7
平成21年度	実数(t)	431,560	303,300	112,654	15,606	332,537	223,287	109,249	24,235	22,908	1,327
	増減率(%)	▲ 4.7	▲ 2.7	▲ 9.3	▲ 7.4	▲ 4.1	▲ 1.6	▲ 8.9	▲ 11.9	▲ 9.9	▲ 36.2
平成22年度	実数(t)	423,979	302,902	105,521	15,556	327,377	224,310	103,067	22,369	22,189	181
	増減率(%)	▲ 1.8	▲ 0.1	▲ 6.3	▲ 0.3	▲ 1.6	0.5	▲ 5.7	▲ 7.7	▲ 3.1	▲ 86.4

		収 集 量			総資源化量
		資源物			
		総数	家庭系	事業系	
平成18年度	実数(t)	71,482	66,678	4,804	93,595
平成19年度	実数(t)	66,828	63,661	3,167	88,718
	増減率(%)	▲ 6.5	▲ 4.5	▲ 34.1	▲ 5.2
平成20年度	実数(t)	61,662	59,360	2,302	84,097
	増減率(%)	▲ 7.7	▲ 6.8	▲ 27.3	▲ 5.2
平成21年度	実数(t)	59,183	57,105	2,078	77,198
	増減率(%)	▲ 4.0	▲ 3.8	▲ 9.7	▲ 8.2
平成22年度	実数(t)	58,677	56,403	2,274	76,509
	増減率(%)	▲ 0.9	▲ 1.2	9.4	▲ 0.9

出典：環境局資源循環推進部廃棄物対策課資料

○平成21年度における本市のリサイクル率は21.8%であり、政令指定都市18市の中では5番目と比較的高い水準にあります。また、1人1日当たりの排出量をみると、生活系は725g/人日で18市中7番目に多い水準となっているのに対し、事業系は256g/人日で18市中4番目に少ない水準となっているのが特徴的といえます。(表1-1-3)

表1-1-3 リサイクル率の都市間比較（リサイクル率の高位順）

順位	市名	リサイクル率(%)	ごみ総排出量(t)	資源化量合計(t)	直接資源化量(t)	中間処理後再生利用量(t)	集団回収量(t)	1人1日当たりの排出量(g/人日)		
								合計	生活系	事業系
1	神戸市	39.7	7,323	2,904	0	2,904	0	13	554	235
2	福岡市	33.9	5,332	1,787	0	1,787	0	10	615	222
3	浜松市	27.3	57,337	15,698	0	6,979	8,719	198	684	247
4	新潟市	24.4	40,932	9,967	14	6,148	3,805	139	664	506
5	さいたま市	21.8	431,549	94,131	36,669	41,856	15,606	981	725	256
6	川崎市	21.5	121,704	26,200	2,219	12,982	10,999	242	647	293
7	広島市	21.0	18,580	3,899	0	3,623	276	44	810	495
8	静岡市	20.4	73,131	14,940	0	12,129	2,811	279	758	322
9	札幌市	20.4	2,099,594	444,809	33,487	262,207	149,115	3,030	714	323
10	仙台市	19.6	738,850	145,150	0	86,641	58,509	2,000	720	347
11	横浜市	19.3	54,056	10,414	0	6,842	3,572	41	683	412
12	名古屋市	19.1	45,127	9,273	1,640	7,633	0	57	690	292
13	大阪市	17.9	39,073	6,985	0	1,830	5,155	42	793	382
14	堺市	17.2	16,050	2,756	170	2,049	537	53	739	388
15	岡山市	16.8	84,339	14,587	5,957	3,481	5,149	331	780	549
16	千葉市	16.0	116,744	18,718	0	9,442	9,276	344	708	416
17	北九州市	13.8	10,180	1,402	0	1,402	0	28	710	345
18	京都市	4.1	4,893	200	200	0	0	9	862	309

出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」(平成21年度)

注)平成22年4月1日に政令指定都市に移行した相模原市を除く。

○市内に4箇所ある処理施設で焼却・破砕されたごみの焼却灰（資源化されない部分）や残渣などの最終処分量の合計は、平成22年度で31,241tであり、平成21年度の34,949tに比べ約10.6%（3,708t）減少しました。

○市内の最終処分場の残余容量は、平成22年度末現在で約128,759m³であり、平成27年4月稼働予定の新クリーンセンターでの残渣の有効利用状況を加味した場合、今後15年程度で市内処分ができなくなるものと考えられています。

イ) 本市の主な取組

□廃棄物の発生を抑制し、再生利用を促進するとともに、資源の循環利用を図ることを目的として、「さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例」と「さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する規則」を定めています。

□市報やパンフレット、ホームページを通じた啓発活動などを通じ、ごみの発生抑制・分別収集の徹底や、家庭や事業所でのごみの減少・リサイクルの促進に取り組んでいます。

□平成24年度～33年度を計画期間とする「第3次さいたま市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、長期展望と環境や資源の保全の視点に立って、一般廃棄物処理の推進や市民・事業者が行うべき方策及び行動の支援・促進に取り組んでいます。

□本計画では、市民1人1日当たりのごみの総排出量（資源物を含む）を平成22年度の944g／人・日に対し、平成28年度までに47g以上（897g／人・日）、平成33年度までに94g以上（850g／人日）削減することを目標に掲げています。

□また、ごみ排出量に対する最終処分比率を平成22年度の7.4%に対し、平成28年度までに6%以下、平成33年度に4%以下とするとしています。

ウ) 今後の重点課題

- ◆今後も引き続き、循環型都市の構築に向け、多様な主体の連携・協力のもと、ごみの発生及び排出の抑制、資源のリサイクルを適切に推進するとともに、より環境への負荷の少ないごみ処理システムの構築に取り組むことが求められています。
- ◆合併前に建設した処理施設が老朽化しており、順次建替えしていく必要があります。
- ◆1トン当たりのごみ処理に約4万円の経費がかかっているため、新たな数値目標に沿ってごみ排出量を抑制し、老朽化施設の建替え時に市内施設の統廃合を実現することにより、ごみ処理経費の削減を図る必要があります。
- ◆最終処分場の確保が困難な本市としては、7～8割程度の水分を含む生ごみの水切りの徹底、燃えるごみに含まれがちな雑紙等の資源物の一層の分別徹底を図るとともに、焼却灰等を溶融し、改良土やセメントとして有効利用するなど、埋立量を抑制し、現存施設の延命化に努める必要があります。

③生活環境

ア) 概況

○平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災によって引き起こされた福島第一原子力発電所の事故に伴い、首都圏でも周辺より放射線量が高い箇所、いわゆる“ホットスポット”の存在が報告され、未だ目には見えない放射線による被害に対する人々の不安は、払拭されていない状況が続いています。

○市内でも雨どいの下など雨水のたまりやすい一部の箇所において、局所的に周辺より高い放射線量が確認されたことから、本市では平成 23 年 11 月に「放射線量の高い箇所への対応方針」を策定し、市立の全ての学校、幼稚園及び保育園並びに一部の放課後児童クラブ、公園及び遊水地などを対象に、放射線量が周辺より高いことが予想される箇所について、詳細な調査を実施し、当該対応方針で示した判断の目安を上回る放射線量が確認された箇所については、放射線量の低減措置を講じていきました。その状況は HP で公開しています。

○平成 21 年度の公害苦情件数は 494 件であり、過去 5 年間で最も件数の多かった平成 19 年度の 623 件に比べ 20.7% (129 件) 減少しています。

表 1-1-4 公害苦情件数の推移

	総数 (件)	増減率 (%)	種 類 別(件)							
			大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭	その他
平成17年度	518	—	187	10	—	171	34	—	111	5
平成18年度	448	▲ 13.5	137	18	1	181	20	—	84	7
平成19年度	623	39.1	209	18	—	210	49	2	120	15
平成20年度	468	▲ 24.9	181	15	—	152	29	2	84	5
平成21年度	494	5.6	163	28	—	174	33	3	88	5

出典：環境局環境共生部環境対策課資料

内訳をみると、騒音に関するものが最も多く 174 件、ついで大気汚染に関するものが 163 件でした。騒音では、建設作業及び工場・事業場を発生源とするものが多く、騒音全体の 83.3%、大気汚染では、野外焼却に関するものが多く、大気汚染全体の 66.8% を占めています。近年は、環境意識の高まりなどから、公害の態様が多様化・小規模化しており、都市型・生活型の公害の占める割合が増加する傾向にあります。(表 1-1-4)

イ) 本市の主な取組

□平成 21 年 4 月 1 日、生活環境の保全に関し、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境への負荷の低減を図るための措置及び公害等の発生源に対する規制を定めた「さいたま市生活環境の保全に関する条例」を施行しました。

□市民の安心を確保し、特に、子供たちの健康に対する不安を解消するため、周辺より高い数値の空間放射線量が確認された際の放射線量の低減措置などに関して、現時点での基本的な考え方を「放射線量の高い箇所への対応方針」として掲げるとともに、住宅の敷地内などで特に高い放射線量が測定された場合の対応策を「生活空間の“ホットスポット”対応マニュアル」に示しています。

□交通量の多い主要幹線道路沿道に自動車排出ガス測定局を設置し、主として自動車から排出される大気汚染物質を常時監視しています。大気汚染物質のうち、二酸化窒素は平成 16 年度に環境基準を全局で達成、浮遊粒子状物質は平成 18 年度に初めて環境基準を全局で達成した後、いずれも平成 22 年度も引き続き達成率 100% を維持しています。

- 国や県及び周辺自治体と連携し、ディーゼル車の運行規制や自動車 NOx・PM 法の車種規制等を推進しています。
- 市内を流れる 10 河川 23 地点を対象に、水質汚濁防止法等に基づき水質の常時監視を実施しています。これらのうち、埼玉県の測定計画に基づき調査を行っている荒川、鴨川、芝川、綾瀬川及び元荒川の 5 河川のうち鴨川を除くすべての河川で「BOD の年間 75%水質値」の環境基準を満足しています。
- 平成 32 年度における騒音・振動に関する苦情申立件数の目標値を、基準値（平成 12 年度～16 年度の平均（180 件））の 3 分の 2 に当たる 120 件と設定し、騒音・振動の防止対策の指導を行っています。
- さいたま市生活環境の保全に関する条例の施行により、悪臭規制の対象業種が埼玉県条例の対象であった塗装工事業など 13 業種から全業種に拡大しています。

ウ) 今後の重点課題

- ◆市民の暮らしの安全・安心をしっかりと確保するため、今後も引き続き、大気や河川の水質、土壌・地盤、騒音・振動などの状況を把握し、状況の変化に応じた対策を迅速かつ確実に推進することが求められています。
- ◆未だ環境基準を達成できていない光化学オキシダント及び平成 21 年 9 月に環境基準が告示された PM2.5（微小粒子状物質）について、発生メカニズムの解明や発生源の特定など今後の対応に向けた調査等を進め、国や県及び周辺自治体と情報の共有を行うなど広域的な取組を推進する必要があります。

(2) 水と緑

ア) 概況

○平成 22 年 10 月に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議 (COP10) において、2020 (平成 32) 年までの生物多様性に関する世界目標として「愛知目標」が採択されました。

○我が国では、平成 20 年 6 月に生物多様性基本法が施行されました。同法では、都道府県や市町村が生物多様性地域戦略を策定することが努力義務として規定されています。

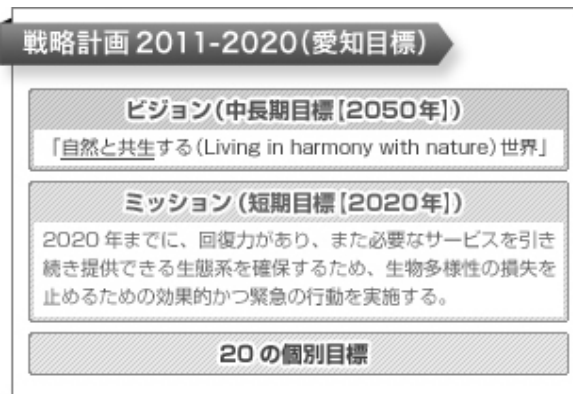
○地方公共団体は、自然環境の保全に係る各種条例のほか、各種の生態系に係る法制度の運用や事業を実施しており、今後これらの戦略は、各地域が地域の自然条件や社会条件に応じてきめ細かな取組を進めていく上で重要な役割を果たすと考えられます。

○本市には、中央部の見沼田圃、西部の荒川及び東部の元荒川の周辺を中心として、大規模な緑地や屋敷林・雑木林等の樹林地、河川・池沼等の水辺が広がり、都心部近郊にありながら、潤いのある水と緑に恵まれた都市環境を醸成し、さいたまらしさを特徴付けている極めて重要な要素の 1 つとなっています。

○しかし、都市化の進展に伴い、樹林地や池沼は年々減少しており、今後もこの傾向は続く予想されます。市内では 3 つの大規模緑地を中心に、タヌキなどの中型獣や野鳥、水生生物などの豊かな生態系が育まれている一方、繁殖の可能性のある場所の減少等によって、現在は絶滅したと考えられる種もあります。

○平成 23 年 3 月 31 日現在、市内では 1,817 箇所 (2,512.3ha) の地域制緑地が指定されています。これらのうち、市域の東西に広がる荒川近郊緑地保全区域や安行武南自然公園、中央部にある風致地区等は、法律などの規制により大規模な緑地として残されています。(表 1-2-1)

○南北に広がる市街地には、生産緑地地区や公園等のオープンスペースやさいたま市みどりの条例に基づく自然緑地等に指定されている緑地があります。



<愛知目標の概要>

表 1-2-1 地域制緑地の現況
(平成 23 年 3 月 31 日現在)

種別	件数 (箇所)	面積 (ha)	根拠法令等
風致地区	1	284.0	都市計画法
生産緑地地区	1,495	387.1	生産緑地法
近郊緑地保全地区	1	1,328.0	首都近郊緑地保全法
自然公園	1	431.0	埼玉県立自然公園条例
市民緑地	2	0.2	都市緑地法
特別緑地保全地区	3	2.0	
ふるさとの緑の景観地	2	10.5	ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例
ふるさとの森	4	5.1	
自然緑地	27	7.5	さいたま市みどりの条例
保存緑地	278	54.4	
環境緑地	1	0.6	
さいたま緑のトラスト保全地	2	1.9	さいたまの緑のトラスト基金条例
合計	1,817	2,512.3	

出典: 都市局都市計画部みどり推進課

○市内には、荒川、鴨川、芝川、綾瀬川、元荒川などの一級河川のほか、多くの小河川が流れています。これらのうち、荒川は、水質が良好で安定しており、飲料水の取水源にもなっています。また、その他の河川は、農業用排水路などとして利用されてきましたが、現在は都市化による生活排水の影響が見受けられます。

イ) 本市の主な取組

- 平成 23 年 3 月に「さいたま市環境基本計画」を改訂し、その施策項目「生物多様性・自然環境の保全」を当面の本市の生物多様地域戦略に相当するものとしています。
- 平成 13 年 5 月、みどりの保全及び緑化の推進を図ることによって、市民の健康で快適な生活環境を確保することを目的とした「さいたましみどりの条例」を制定しています。
- 中長期的な観点から、緑豊かなまちづくりを計画的に推進するための指針として、平成 19 年 3 月に「さいたま市緑の基本計画改訂版」を、さらに、本計画をより実効性のあるものとするため、短期の目標や具体的な推進方法を定めた「さいたま市緑の基本計画アクションプラン」を平成 22 年 3 月に策定しています。
- 平成 32 年度までに、自然緑地等の指定面積を 180ha とすることを目標に掲げ、土地所有者の協力のもと、現在指定されていない個人所有の屋敷林などの樹林地を、地域の重要な緑の資産として自然緑地等に指定し、その保全に努めています。
- 平成 23 年 1 月、農・自然・歴史とふれあう、憩いのふるさと“みぬま”をテーマに基づき、各部門の諸施策を体系的にとりまとめた「さいたま市見沼田圃基本計画」を策定したほか、平成 24 年度～28 年度を計画期間に、地区・分野を横断する市民プロジェクトや重点的・優先的に取り組む施策を示した「さいたま市見沼田圃基本計画アクションプラン」を策定しています。
- 平成 18 年 3 月、水環境への負荷を低減するとともに、豊かで安定した水量を確保し、生物の生息空間として水辺環境の再生を図るため、水環境に対する施策の方向性を示した「さいたま市水環境プラン」を策定し、これに基づき公共用水域の水質改善、地下水のかん養、雨水の有効利用などに取り組んでいます。

ウ) 今後の重点課題

- ◆次世代に継承すべき貴重な財産として、水と緑の豊かな自然環境の保全・再生を図るため、1人でも多くの市民に市内に残されている貴重な自然環境の保全や再生に取り組む意義を正しく理解してもらえよう、その普及啓発に努めるとともに、多様な主体のパートナーシップに根差した取組を積極的に推進する必要があります。
- ◆緑豊かなまちづくりを推進するため、今後も引き続き、市内に残された緑の保全や都市公園の計画的な整備などに努めるとともに、民有地や民間建築物における緑化の促進などを通じ、新たな緑を創出する必要があります。
- ◆本市はもとより、首都圏に残された貴重な緑地空間として、見沼田圃の保全・活用・創造を図るため、土地利用、農、自然環境、歴史・文化、観光・交流、教育・市民活動などに関する様々な取組を総合的に推進する必要があります。
- ◆市内に残された自然度の高い優れた水辺の保全や、市街地でのまちづくりを踏まえた水辺の整備など、多様な水辺空間の創出を図る必要があります。

(3) 景観

ア) 概況

- 全国的に、人々の価値観が量的な充実から質的な向上へと変化し、景観に対する意識が高まり、今まで以上に個性ある美しい街並みや景観の形成が求められるようになってきたことを背景として、平成16年6月に景観法が制定されました。
- 景観法は、都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、良好な景観の形成に関する基本理念及び国等の責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区等における良好な景観の形成のための規制、景観整備機構による支援など所要の措置を講ずる我が国で初めての景観についての総合的な法律であり、都市緑地法、屋外広告物法とともに景観緑（みどり）三法と呼ばれています。
- また、景観法では、同法で規定する景観行政を行う自治体として、都道府県、政令指定都市、中核市を景観行政団体として位置付け、その他の市町村は、都道府県と協議の上、景観行政事務を行うことができるとされています。
- 市内には、見沼田圃と斜面林、荒川や元荒川などを骨格とする水と緑、氷川神社や氷川参道、盆栽村、岩槻城址などの歴史と文化、さいたま新都心に代表される新たな街並み、さらに様々な伝統行事やイベントなどの様々な景観資源が広く分布しています。



＜景観資源の一例＞

(左から右へ：荒川、氷川神社、新しい集合住宅地)

イ) 本市の主な取組

- 平成19年10月に都市景観形成のマスタープランとなる「さいたま市都市景観形成基本計画」を策定しています。また、平成22年3月には、同計画に掲げた「ひと まち みらい 輝く都市景観の創造」という理念のもと、景観法に基づき、優れた都市景観に関する方針や行為の制限などの事項を定めた「さいたま市景観計画」を策定し、都市景観の印象や地域の個性を表わす要素の一つである色彩に関する手引きとして、「さいたま市景観色彩ガイドライン」を定めました。
- 本市では、「さいたま市美しいまちづくり景観条例」を制定し、大規模建築物などの景観誘導を独自に行ってまいりましたが、同条例を全部改正し、平成22年10月1日から景観法の規定に基づく良好な景観形成に必要な事項や事前協議の申出、氏名等の公表及びその他市独自の景観計画の実効性を高めるための事項を規定した「さいたま市景観条例」を施行しています。

○良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止を目的として、平成 15 年度に屋外広告物のルールを定めた「さいたま市屋外広告物条例」を施行した後、平成 22 年 3 月に策定した「さいたま市景観計画」を踏まえ、同条例の一部改正し、同年 10 月 1 日から施行しています。(図 1-3-1)

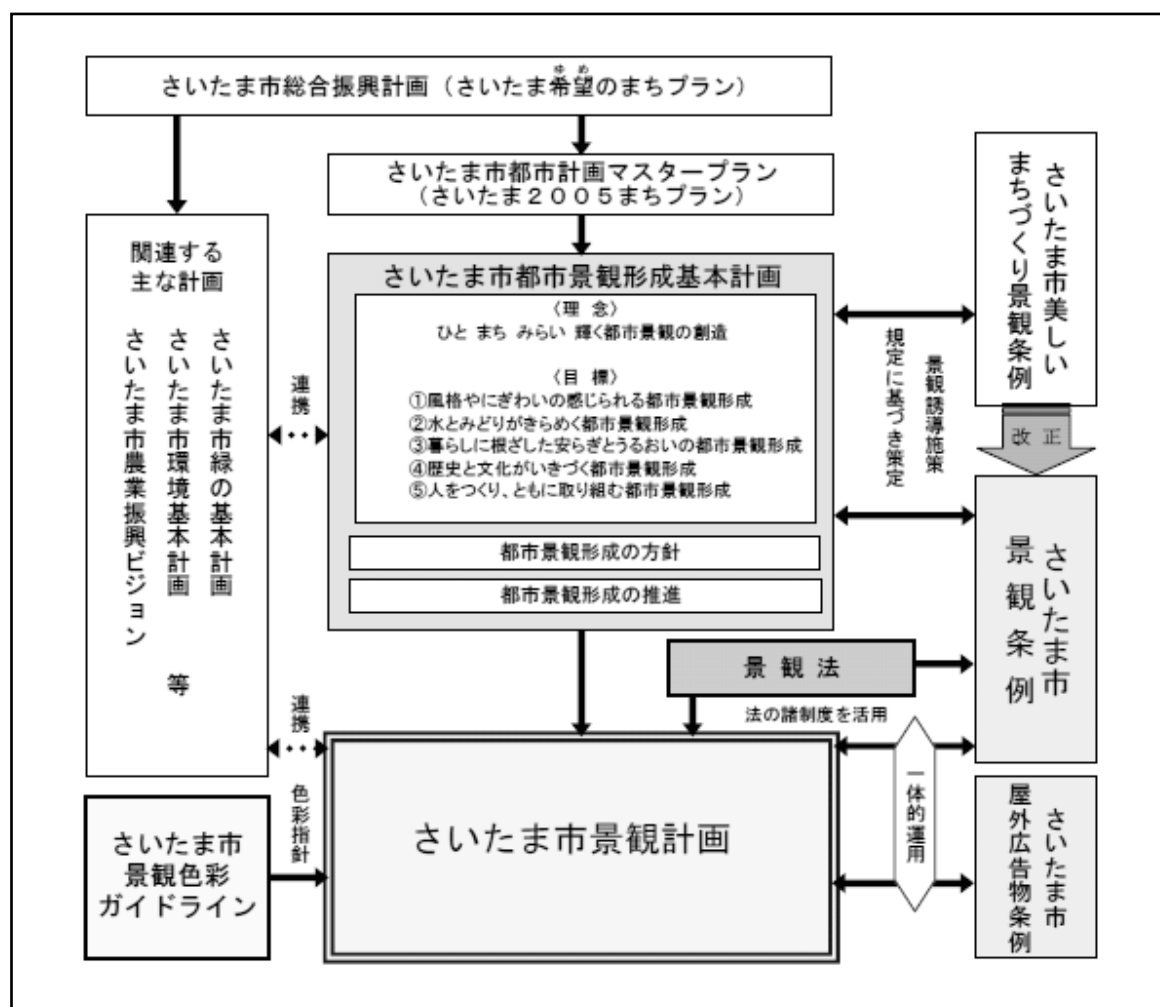


図 1-3-1 優れた都市景観の形成に向けた計画等の体系
 出典：都市局都市計画部都市計画課「さいたま市景観計画」(平成 22 年 3 月)

ウ) 今後の重点課題

- ◆ 今後さらに優れた都市景観や良好な住環境の形成を目指し、地区計画制度や建築協定など、各地区の特性に応じた秩序ある街並みを誘導するためのルールの導入を促し、景観や住環境が調和した一体感のある市街地の形成を計画的に進める必要があります。
- ◆ 屋外広告物についても、それぞれの地区の特性や広告物の実態を踏まえた規制や景観形成を誘導するとともに、市民や事業者と景観ビジョンを共有し、協働で計画的かつ効率的に取り組を進める必要があります。

(1) 保健福祉体制

ア) 概況

○少子・高齢化や核家族化が進展する中で、家庭や地域での育児、介護にかかわる相互扶助機能が低下し、保健福祉サービスに対する需要が多様化、高度化しているため、市民が自分にあった福祉サービスが選択でき、多様な保健福祉サービスを身近な地域で提供できる体制を整備する必要があります。

○本市では、市民に身近な保健福祉体制を実現するため、地区社会福祉協議会エリアを健康福祉地区として、市内に47の福祉圏域を設定し、地域福祉の担い手となる社会福祉法人、民生委員・児童委員、食生活改善推進員などによる地域健康福祉連絡会の設置と地域福祉行動計画の策定を促進するとともに、健康福祉地区ごとに健康福祉推進員を設置しています。(図2-1-1)

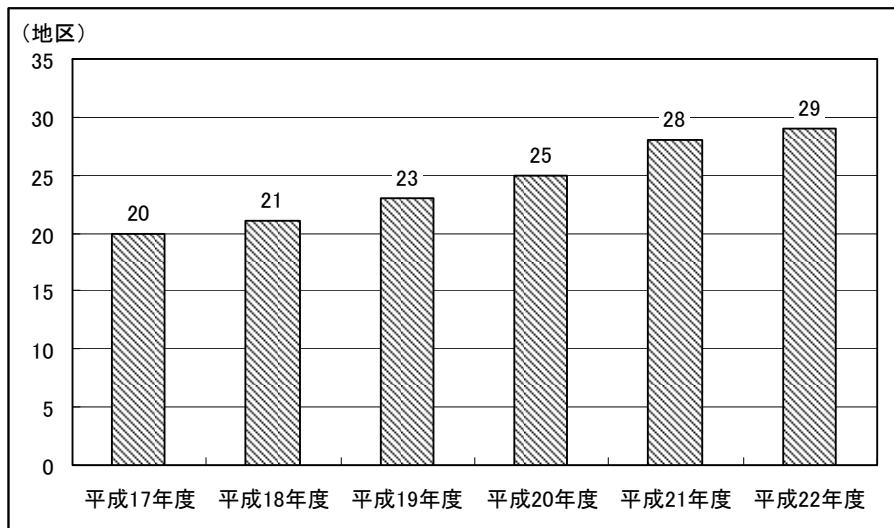


図2-1-1 健康福祉地区で地域福祉行動計画を策定した地区数の推移
出典：保健福祉局福祉部福祉総務課資料

○近年、全国的に生活保護の受給者が急増し、過去最多を更新し続けています。平成22年度の1ヶ月平均の被保護世帯数¹は1,410,049世帯(過去最高)であり、前年度に比べ135,818世帯(前年度比10.7%)増加しています。(図2-1-2)

○世帯類型別にみると、「高齢者世帯」が603,540世帯(7.2%増)で最も多く、次いで「障害者世帯・傷病者世帯」の465,540世帯(同6.8%増)となっているほか、働き世代を含む「その他の世帯」が227,407世帯で、前年度の171,978世帯から32.2%も大きく増加しているのが特徴的といえます。(同上)

¹ 現に保護を受けた世帯数・実人員(月中に1日(回)でも生活保護を受けたもの)及び保護停止中の世帯数・実人員(月の初日から末日まで引き続いて保護が停止されていたもの)

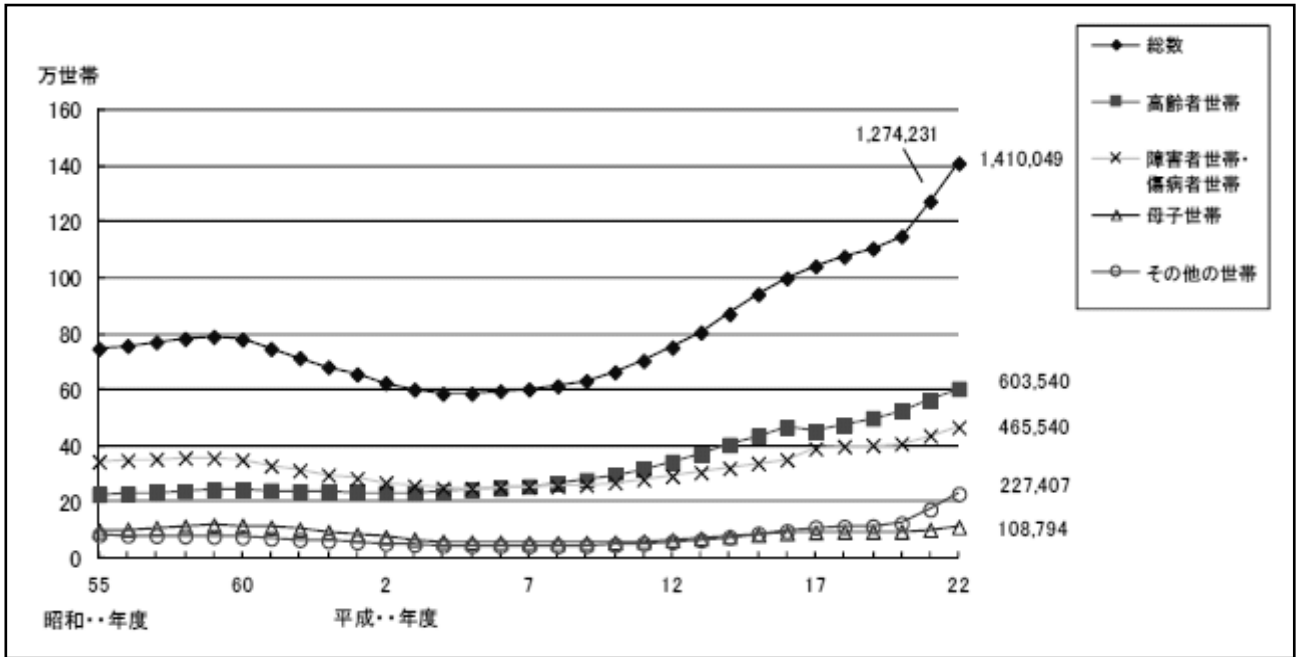


図2-1-2 世帯類型別被保護世帯数 (1ヶ月平均) の推移
 出典：厚生労働省「平成22年度福祉行政報告例の概況」

○本市でも生活保護を受給している市民は、増加の一途をたどっています。平成22年度の1ヶ月平均の被保護世帯数は11,609世帯、被保護人員は16,156人であり、対平成17年度比でそれぞれ73.7% (4,926世帯)、65.4% (6,391人) 増加しています。(図2-1-3)

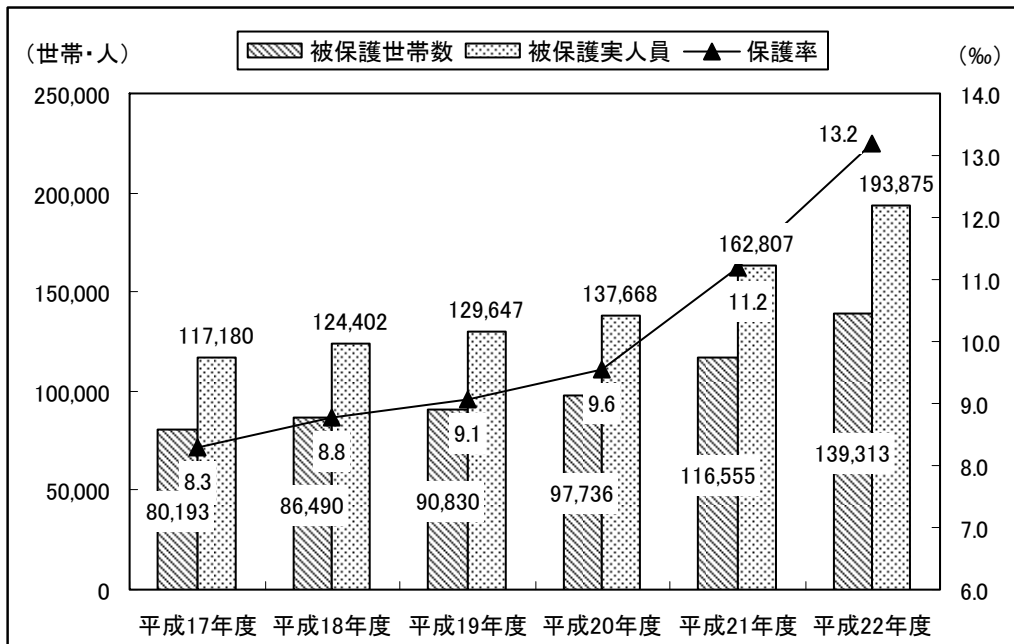


図2-1-3 生活保護の受給状況の推移
 出典：保健福祉局福祉部福祉総務課資料

○平成 21 年度の保護率を他の政令指定都市と比べると、本市の保護率は 11.2%で 18 市の中では 16 番目に低い値となっているものの、急速な高齢化の進行などに伴い、今後さらに生活保護を受ける市民が増え続けることは否めない状況にあります。(表 2-1-1)

表 2-1-1 生活保護の受給状況の都市間比較 (保護率の高位順)

順位	市名	実世帯 (世帯)	実人員 (人)	保護率 (%)
1	大阪市	102,483	132,856	49.9
2	札幌市	40,701	59,530	31.3
3	京都市	28,531	41,999	28.7
4	神戸市	29,620	42,874	27.9
5	堺市	14,864	21,957	25.8
6	福岡市	23,525	32,896	22.7
7	川崎市	19,626	27,005	19.2
8	広島市	15,294	22,144	18.9
9	北九州市	14,104	18,365	18.7
10	名古屋市	27,905	36,198	16.0
11	横浜市	41,934	57,014	15.6
12	千葉市	10,283	14,402	15.1
13	岡山市	7,433	10,514	15.0
14	仙台市	9,581	13,838	13.4
15	新潟市	6,462	9,142	11.3
16	さいたま市	9,713	13,567	11.2
17	静岡市	4,589	6,252	8.7
18	浜松市	3,954	5,355	6.6

出典:各市資料

注)平成22年4月1日に政令指定都市に移行した相模原市を除く。

イ) 本市の主な取組

□高齢者や障害者等をはじめ、全ての市民が人権を尊重され、安心して生活し、自らの意思で自由に行動するとともに、あらゆる分野の活動に参加するための障壁を除去するため、福祉のまちづくりに関わる施策の基本事項を定め、市、事業者及び市民が相互に協力し、だれもが心豊かに暮らすことのできる都市

の実現に資するよう、平成 17 年 4 月 1 日から「さいたま市だれもが住みよい福祉のまちづくり条例」を施行しています。

□平成 20 年 3 月、社会福祉法第 107 条に定められた地域福祉計画であり、保健福祉の推進に関する本市の理念や基本的方向などを示すとともに、市民生活に密接に関係する教育、住宅、労働、情報、まちづくりなどの関連領域における施策・事業を含んだ総合的な計画である「さいたま市保健福祉総合計画」を改訂しています。

□平成 18 年 2 月に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」が制定されたことを受け、鉄道駅を中心としたバリアフリー化を推進するとともに、市民等がバリアフリーに関する理解を深めるための事業に取り組んでいます。

□平成 22 年 8 月には、本市がこれまで展開してきた福祉のまちづくりに関する施策を総合的・計画的に体系付け、市、事業者及び市民が主体的に取り組むための指標として、「さいたま市福祉のまちづくり推進指針」を改訂しています。

ウ) 今後の重点課題

◆全ての市民が安心して生活し、だれもが心豊かに暮らすことのできる都市の実現に向け、今後も引き続き、関係機関との連携のもと、福祉のまちづくりを総合的かつ計画的に進めていく必要があります。

◆地域健康福祉連絡会の機能の設置をはじめとした地域の支え合い活動への幅広い市民参加の推進、保健福祉にかかわる人材の育成・確保を引き続き行っていく必要があります。

◆現在、国によって検討が進められている「社会保障と税の一体改革」の行方を見据えながら、今後より一層、個々の状況に応じた自立更生のための積極的な支援に取り組むことが急務となっています。

(2) 子育て支援

ア) 概況

○国勢調査の結果を基に算出した、平成22年のさいたま市全体の合計特殊出生率¹⁴は1.38です。これは県内40市中上位11番目で、埼玉県の平均1.32を上回っているものの、全国平均の1.39を下回っている状況です。一方で、さいたま市内を区別にみると、北区が1.62となっており、県内で最も高い戸田市の1.60を上回る値を示しています。(表2-2-1)

○全国的に少子高齢化の進行に伴い、今後ますます定住人口の確保を巡る都市間競争が激しさを増していくと見込まれる中、本市においても、平成18年以降、約1.1万人台で比較的安定して推移している出生者数をいかに維持・増加していくのかは、極めて重要な政策課題の1つと考えられます。

○現在、本市では、「さいたま子ども・青少年希望(ゆめ)プラン」のもと、市の未来を担う子ども・青少年が、心身ともに健やかに育ち、自立するために、市民・事業者・行政を絆で結び、子ども・青少年の希望をかなえる「子育てしやすいまち 若い力の育つまち」の実現に取り組んでいます。

○平成23年4月1日現在、市内の保育所は131箇所、利用児童数は11,738人であり、対平成17年比でそれぞれ26.0%(27箇所)、20.5%(1,998人)増加しているものの、保育所入所待機児童の解消までには至っていない状況にあります。

表2-2-1 合計特殊出生率の埼玉県内比較(平成22年の出生率の高位順)及びさいたま市内の推移

●埼玉県内

順位	市名	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
1	戸田市	1.39	1.36	1.41	1.39	1.60
2	八潮市	1.27	1.27	1.46	1.33	1.54
3	秩父市	1.30	1.43	1.47	1.32	1.53
4	朝霞市	1.35	1.35	1.46	1.31	1.51
5	鳩ヶ谷市	1.30	1.29	1.40	1.43	1.47
6	本庄市	1.21	1.15	1.26	1.17	1.47
7	川口市	1.25	1.22	1.25	1.24	1.43
8	深谷市	1.36	1.29	1.26	1.32	1.43
9	富士見市	1.19	1.31	1.25	1.23	1.39
10	川越市	1.15	1.17	1.18	1.23	1.38
11	さいたま市	1.20	1.20	1.24	1.24	1.38
12	草加市	1.24	1.22	1.25	1.22	1.37
13	和光市	1.21	1.28	1.23	1.33	1.35
14	羽生市	1.03	1.15	1.15	1.10	1.34
15	新座市	1.18	1.21	1.19	1.28	1.34
16	吉川市	1.30	1.37	1.47	1.36	1.33
17	越谷市	1.16	1.21	1.19	1.23	1.32
18	ふじみ野市	1.22	1.19	1.22	1.28	1.32
19	熊谷市	1.15	1.25	1.21	1.22	1.32
20	鶴ヶ島市	1.33	1.20	1.20	1.18	1.32
21	加須市	1.08	1.20	1.26	1.18	1.31
22	三郷市	1.17	1.21	1.18	1.17	1.29
23	坂戸市	1.14	1.14	1.19	1.16	1.29
24	志木市	1.14	1.13	1.15	1.14	1.27
25	飯能市	1.04	1.08	0.99	1.08	1.27
26	春日部市	1.08	1.09	1.16	1.12	1.26
27	所沢市	1.17	1.15	1.22	1.18	1.26
28	狭山市	1.10	1.05	1.14	1.09	1.26
29	上尾市	1.23	1.26	1.19	1.24	1.25
30	東松山市	1.08	1.08	1.10	1.13	1.25
31	入間市	1.14	1.14	1.16	1.15	1.25
32	日高市	1.10	1.18	1.18	1.14	1.24
33	桶川市	1.18	1.13	1.19	1.18	1.23
34	蕨市	1.02	1.10	0.97	1.08	1.23
35	鴻巣市	1.09	1.12	1.07	1.05	1.21
36	蓮田市	1.11	1.12	1.21	1.17	1.20
37	久喜市	1.00	1.11	1.01	1.05	1.19
38	幸手市	1.02	0.92	1.03	1.02	1.18
39	行田市	1.21	1.15	1.09	1.08	1.13
40	北本市	1.26	1.08	1.12	1.15	1.07
	埼玉県	1.24	1.26	1.28	1.28	1.32
	全国	1.32	1.34	1.37	1.37	1.39

●さいたま市内

区名	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
西区	1.20	1.17	1.28	1.21	1.33
北区	1.36	1.31	1.33	1.29	1.62
天宮区	1.11	1.13	1.10	1.12	1.30
見沼区	1.09	1.19	1.15	1.19	1.35
中央区	1.25	1.27	1.24	1.28	1.32
桜区	1.20	1.12	1.30	1.33	1.45
浦和区	1.10	1.09	1.15	1.13	1.22
南区	1.23	1.27	1.32	1.30	1.52
緑区	1.31	1.31	1.32	1.35	1.50
岩槻区	1.11	1.08	1.14	1.16	1.25

出典:埼玉県保健医療部保健医療政策課資料

注)埼玉県内各市の国勢調査年(平成22年)の合計特殊出生率は「国勢調査人口」で算出されるため、「各年1月1日現在埼玉県町(丁)字別人口(総人口)」で算出される他の年に比べ、率が高くなる傾向にある。

¹⁴ 女性の年齢別出生率を15歳から49歳まで合計した値であり、通常はある年の年齢別出生率を合計して算出する。人口が自然減とならないためには、一般的に2.08程度以上が必要とされている

表 2-2-2 保育所入所待機児童数の都市間比較(平成 23 年の児童数の低位順)

順位	市名	平成23年(人)	対前年増減(人)	平成22年(人)
1	新潟市	0	—	0
	岡山市	0	—	0
	北九州市	0	▲ 16	16
2	静岡市	41	1	40
3	浜松市	115	▲ 138	253
4	京都市	118	▲ 118	236
5	さいたま市	143	▲ 11	154
6	広島市	210	▲ 10	220
7	千葉市	350	26	324
8	大阪市	396	191	205
9	堺市	431	141	290
10	相模原市	460	▲ 54	514
11	神戸市	481	58	423
12	仙台市	498	▲ 96	594
13	福岡市	727	238	489
14	川崎市	851	▲ 225	1,076
15	札幌市	865	25	840
16	横浜市	971	▲ 581	1,552
17	名古屋市	1,275	677	598

出典:厚生労働省「保育所関連状況取りまとめ」
(各年4月1日現在)

○平成 23 年 4 月 1 日現在の保育所入所待機児童数は 143 人であり、県内では朝霞市の 116 人、川口市の 103 人とともに 100 人を超えています。近年最も多かった平成 17 年の 258 人と比べ約半数に減少しており、また、政令指定都市 19 市の中では 5 番目の少なさとなっています。(表 2-2-2)

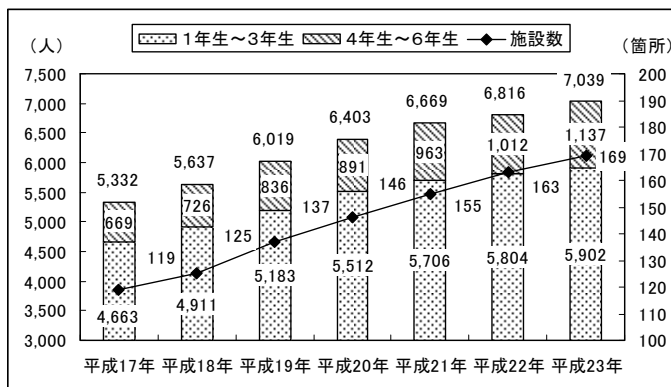


図 2-2-1 放課後児童クラブの室児童数及び施設数の推移
出典:子ども未来局子ども育成部青少年育成課資料
(各年4月1日現在)

○放課後児童クラブの入室児童数及び施設数は、平成 17 年以降、一貫して前年を上回っています。平成 23 年の入室児童数は 7,039 人、施設数は 169 箇所であり、対平成 17 年比でそれぞれ 32.0% (1,707 人)、42.0% (50 箇所) 増加しています。しかし、利用児童数の増加ペースに施設の整備が追い付いておらず、待機児童数は増えています。(図 2-2-1・2)

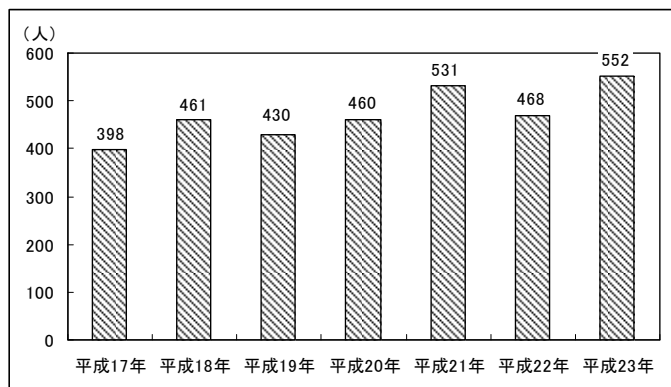


図 2-2-2 放課後児童クラブの待機児童数の推移
出典:子ども未来局子ども育成部青少年育成課資料
(各年4月1日現在)

○近年、全国的に世帯の小規模化の進行や地域社会における人間関係の希薄化などによって、親が子育てに関する不安や悩みを抱えやすい状況に置かれています。平成 17 年度以降、市内の児童相談所における児童相談の受理件数及び処理件数は、概ね一貫して増え続けており、平成 22 年度は対平成 17 年度比でそれぞれ 23.2% (528 件)、25.6% (584 件) 増加しています。(表 2-2-3)

表 2-2-3 児童相談所の相談受理及び処理件数の推移

	相談受理件数(件)							処理件数(件)								
	総数	養護相談	保健相談	障害相談	非行相談	育成相談	その他の相談	総数	面接指導	児童福祉司指導	福祉事務所送致又は通知	児童福祉施設入所	児童福祉施設通所	里親・保護受委託	法27条第1項第4号による家庭裁判所送致	その他
平成17年度	2,273	643	9	923	249	322	127	2,283	1,914	33	7	113	48	7	5	156
平成18年度	2,809	687	2	1,407	165	368	180	2,536	2,246	26	4	101	46	5	—	108
平成19年度	2,549	779	6	1,159	163	277	165	2,712	2,249	38	14	96	—	5	—	310
平成20年度	2,724	833	6	1,191	184	315	195	2,781	2,221	67	19	98	—	11	—	365
平成21年度	2,871	851	11	1,374	147	301	187	2,791	2,197	42	14	71	—	17	2	448
平成22年度	2,801	941	8	1,275	136	313	128	2,867	2,281	39	29	65	—	31	—	422

出典：子ども未来局子ども育成部児童相談所資料

○共働き世帯の増加や親の価値観の変化、さらに先行き不透明感を増す景気の動向など、子育てを取り巻く環境が変化を続ける中、今後ますます子育て支援に対するニーズも多様化・複雑化していくと考えられます。

イ) 本市の主な取組

- 平成22年3月、妊娠・出産から乳幼児期を経て、青少年期（概ね24歳まで）に至るまで一貫した施策の展開を推進していくため、平成22年度～26年度を計画期間とする「さいたま子ども・青少年希望（ゆめ）プラン」を策定しています。
- 平成21年10月には、通院医療費の助成対象年齢の拡大を行い、0歳から中学校卒業前までの乳幼児・児童に対し、子育て支援の観点から所得制限を設けず、入院・通院に係る医療費の一部負担金等の助成を行う子育て支援医療費助成事業を実施しています。
- 民間活力を活用した認可保育所の設置支援による保育の受け入れ拡大、認可保育所の整備が進んでいない地域を中心に、本市が独自に定めた基準を満たす認可外保育施設に対する保育の委託や、幼稚園における一時預かり実施施設の拡大等により、保育所入所待機児童の解消に取り組んでいます。
- 子育て中の全ての家庭が、地域の中で安心して子育てができるよう、各種子育て支援センター（単独型、保育所併設型）や子育てサロン（のびのびルームなど）の整備を通じた仲間づくりや相談、情報提供などを進めています。
- 子育ての負担感や不安を軽減するため、市内の子育て情報を一元的に把握し、広く提供するとともに、援助を必要とする子育て家庭に対する子どもの一時預かりやヘルパーによる家事援助などの生活支援に取り組んでいます。

ウ) 今後の重点課題

- ◆将来にわたり活力のある地域社会を築くため、今後の子どもの数の推移や地域的なニーズを十分に見極めながら、市民・事業者との適切な役割分担のもと、ハード・ソフトの両面から、各種子育て支援サービスの量的・質的な充実に努める必要があります。
- ◆現在、国により検討が進められている新しい子育て支援制度（幼稚園と保育園を一体化した「(仮称)総合子ども園」の創設など）の行方を踏まえつつ、今後も引き続き、保育所入所待機児童の解消をはじめ、放課後児童クラブの入室待機児童の解消に向けた取組を積極的に推進する必要があります。
- ◆より安心して妊娠、出産ができるとともに、親が自信を持って子育てに取り組み、また、青少年を含めた子どもたちが心身ともに健やかに成長できるよう、地域のニーズに応じた母子保健サービスの提供や地域ぐるみで子育てを支援する体制を強化する必要があります。

(3) 高齢者福祉

ア) 概況

○平成 22 年 10 月 1 日現在、我が国の老年人口（65 歳以上）は過去最高の 2,948 万人、高齢化率は 23.1%となっています。

○平成 24 年 1 月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の将来推計人口」によると、総人口が減少する中で、高齢者が増加することにより、今後も高齢化率は上昇を続け、平成 25（2013）年には国民の 4 人に 1 人、平成 47（2035）年には 3 人に 1 人が 65 歳以上の高齢者となる社会が到来すると推計されています。

（図 2-3-1）

○平成 24 年 3 月に本市が行った将来人口推計においても、今後、本市の高齢化率は、我が国全体の傾向と同様に一貫して上昇を続け、平成 37 年（2025 年）には 25.7%、平成 47 年（2035 年）には 29.6% に達すると予測されています。

（図 2-3-2）

○単身高齢者世帯と高齢者のいる夫婦のみ世帯も高い伸びを続けています。平成 17 年～22 年の増加率は、前者が 39.1%（10,423 世帯）、後者が 25.7%（9,329 世帯）であり、いずれも全国（24.0%、17.0%）の伸びを上回っています。（表 2-3-1）

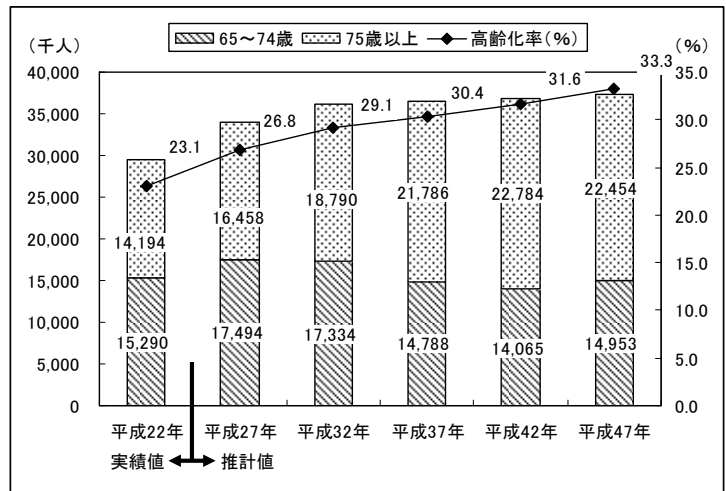


図 2-3-1 日本の老年人口の将来予測
出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成 24 年 1 月推計）」を基に作成

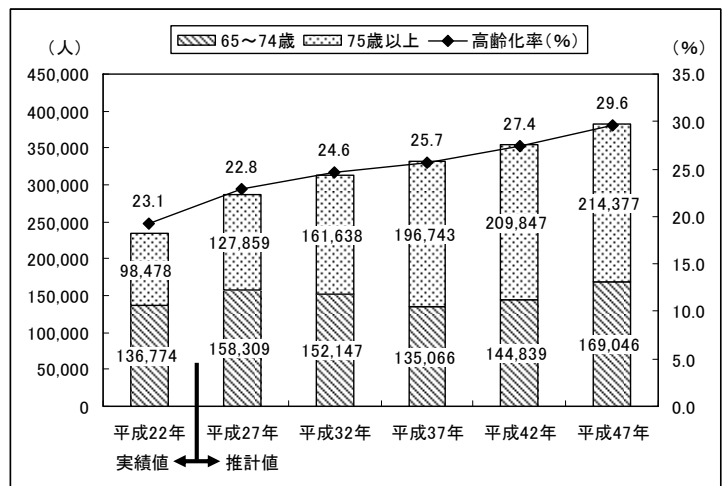


図 2-3-2 本市の老年人口の将来予測
出典：「さいたま市政策局推計」（平成 24 年 3 月）

表 2-3-1 単身高齢者世帯及び高齢者のいる夫婦のみ世帯の状況

		単身高齢者世帯		高齢者のいる夫婦のみ世帯	
		実数	増減率	実数	増減率 (%)
さいたま市	平成 7 年	10,864 世帯	—	19,188 世帯	—
	平成12年	17,201 世帯	58.3 %	27,239 世帯	42.0 %
	平成17年	26,661 世帯	55.0 %	36,253 世帯	33.1 %
	平成22年	37,084 世帯	39.1 %	45,582 世帯	25.7 %
埼玉県	平成 7 年	60,766 世帯	—	104,876 世帯	—
	平成12年	97,324 世帯	60.2 %	161,584 世帯	54.1 %
	平成17年	143,923 世帯	47.9 %	209,242 世帯	29.5 %
	平成22年	204,212 世帯	41.9 %	277,297 世帯	32.5 %
全国	平成 7 年	2,202 千世帯	—	3,042 千世帯	—
	平成12年	3,032 千世帯	37.7 %	3,977 千世帯	30.7 %
	平成17年	3,865 千世帯	27.5 %	4,487 千世帯	12.8 %
	平成22年	4,791 千世帯	24.0 %	5,251 千世帯	17.0 %

出典：国勢調査（各年10月1日現在）

注）「高齢者のいる夫婦のみ世帯」は、国勢調査集計基準により、夫65歳以上、妻60歳以上が条件。

○平成 17 年度以降、本市の要介護（要支援）の認定者数は、一貫して前年度を上回る状況が続いています。平成 22 年度の認定者数は 35,494 人であり、平成 17 年度の 27,887 人と比べ 27.3%（7,607 人）増加しています。今後、単身高齢者世帯や高齢者のいる夫婦のみ世帯の増加等に伴い、家庭における介護力が低下し、要介護（要支援）の認定者数はさらに増えていくと見込まれます。（図 2-3-3）

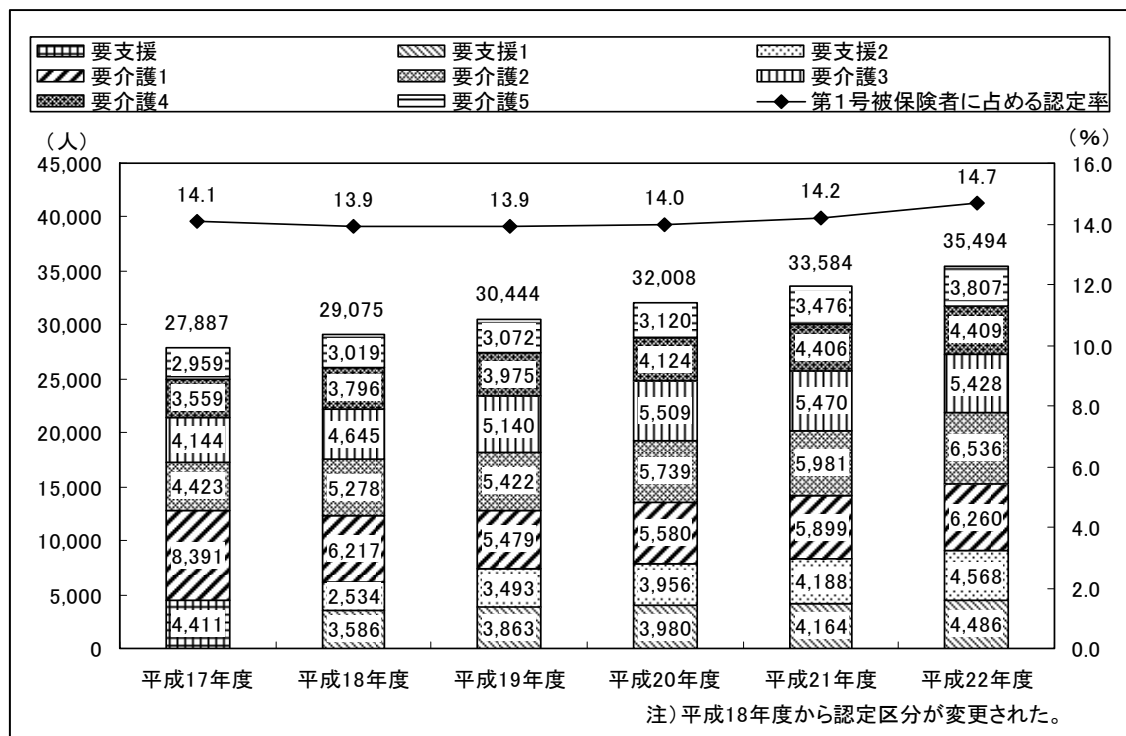


図 2-3-3 要介護・要支援認定者数の推移（各年度末現在）
出典：保健福祉局福祉部介護保険課資料

○平成 22 年 10 月 1 日現在、本市における 65 歳以上人口 1 人当たりの施設定員数は、政令指定都市 19 市の中で介護老人福祉施設が第 7 位、介護老人保健施設が第 15 位、介護療養型医療施設は第 16 位という状況にあります。（図 2-3-4）

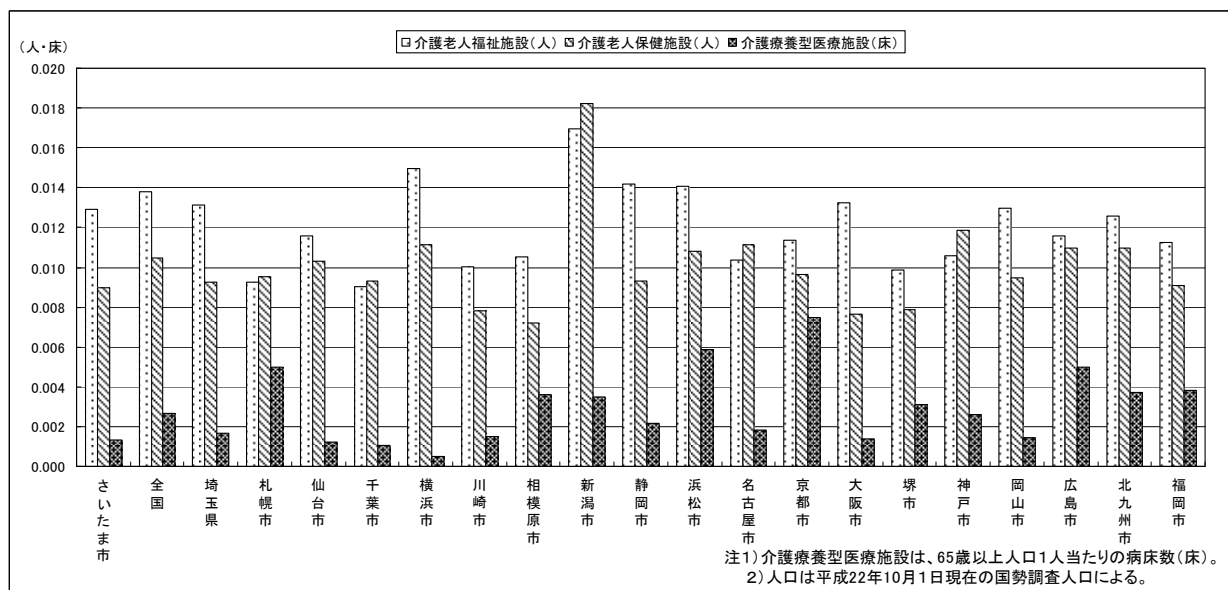


図 2-3-4 65 歳以上人口 1 人当たりの介護施設定員数
出典：厚生労働省「平成 22 年介護サービス施設・事業所調査」に基づき作成

○世界にも類を見ないスピードで高齢化が進行する中、現在、国では、高齢者が地域の中で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく、有機的かつ一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の実現を推進しています。

イ) 本市の主な取組

- 平成 18 年度に、地域包括支援センターを 25 か所設置し、平成 22 年度からは、1 箇所増設し、年末年始を除いて年中無休としています。介護する人への支援体制を充実するため、全ての地域包括支援センターで、介護者サロンを実施しています。
- 平成 21 年度から、専門医療相談、鑑別診断と初期対応・合併症や周辺症状への急性期対応を行う認知症疾患医療センターを委託により設置しています。
- 高齢者が安心して暮らせるよう、定期的に食事を配達する配食サービスを、平成 22 年度から週 4 回を週 5 回としています。
- 高齢者の健康増進のため、外出を促進する、シルバー元気応援ショップ事業を平成 22 年度から行っています。また、高齢者の生きがい活動を支援するため、介護ボランティア制度を平成 23 年度から実施しています。
- 「さいたま市誰もが安心して長生きできるまちづくり条例」を平成 24 年 4 月 1 日から施行し、市民一人一人が生涯にわたって尊厳を保ち、安心して長生きすることができる地域社会の実現を目指し、庁内横断の取組を進めます。
- 平成 24 年度～26 年度を計画期間とする、「第 5 期 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、「だれもが、自立と尊厳を保ちつつ、住み慣れた地域で、安心して長生きできる、支え合いとふれあい豊かな活力あるまち」を目指して、次のような施策に取り組みます。

重点プログラム「支え合いのネットワークづくり」

基本目標「健康の維持と介護予防」「高齢者が活躍できる場の確保」「長寿を尊ぶ地域社会の醸成」「地域で幅広く高齢者の生活を支援」「誰もが安心して暮らせる環境の整備」「介護サービスの充実」「医療と介護の連携の強化」

ウ) 今後の重点課題

- ◆「第 5 期 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」では、重点プログラムを「支え合いのネットワークづくり」として、市民の協力を得て、見守り協力員や生活支援サポーター等の新規事業に取り組む必要があります。
- ◆上記の重点プログラムの他に、「医療」「介護」「予防」「生活支援」「住まい」の 5 つの基本的視点と、本市独自に「長寿慶祝」「活躍の場づくり」を加えた基本目標が、市内 26 の日常生活圏域内で、相互に連携して効果を発揮するような確認体制を取る必要があります。

(4) 障害者福祉

ア) 概況

○近年、本市では、人口が一貫して増加基調で推移している中、障害者の数も増え続けています。身体障害者数、知的障害者数、精神障害者数の推移を身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者数で見ると、平成17年度以降、一貫して前年を上回る状況が続いており、特に精神障害者保健福祉手帳所持者数は高い伸びが続いています。(表2-4-1)

表2-4-1 身体障害者手帳及び療育手帳の所持者数等の推移

	身体障害者手帳		療育手帳		精神障害者保健福祉手帳		心身障害者福祉手当		特別障害者手当		障害児福祉手当	
	実数(人)	増減率(%)	実数(人)	増減率(%)	実数(人)	増減率(%)	実数(千円)	増減率(%)	実数(千円)	増減率(%)	実数(千円)	増減率(%)
平成17年度	25,287	—	4,380	—	3,014	—	918,408	—	214,017	—	75,873	—
平成18年度	26,452	4.6	4,569	4.3	3,482	15.5	720,048	▲21.6	215,858	0.9	78,760	3.8
平成19年度	27,385	3.5	4,807	5.2	3,941	13.2	723,780	0.5	221,594	2.7	82,470	4.7
平成20年度	28,489	4.0	5,022	4.5	4,546	15.4	758,303	4.8	224,106	1.1	85,748	4.0
平成21年度	29,641	4.0	5,269	4.9	5,060	11.3	800,330	5.5	231,826	3.4	87,143	1.6
平成22年度	30,200	1.9	5,550	5.3	5,639	11.4	913,008	14.1	233,889	0.9	88,826	1.9

出典：保健福祉局福祉部障害福祉課資料

注)身体障害者、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者数は各年度末の数

○障害者基本法の改正(平成23年8月5日公布)では、障害者の定義が、身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものとされました。障害を克服すべき個人の問題でなく、社会がつくる障壁と偏見が障害を生み出しているという発想の転換が促されています。

○平成18年度に施行された障害者自立支援法は、身体、知的、精神の3つの障害を一元化し、共通の福祉サービスを提供することが目的とされていました。しかし、従前の応能負担から応益負担への移行に伴い、サービス利用者の経済的な負担が急増するなどの問題が顕在化したことから、平成24年4月1日からサービスの利用者負担を応能負担とすることなどを目的とした改正法が施行¹⁵されるとともに、現在、障害者自立支援法に代わる法律制度について、平成25年度からの施行に向けた準備が進められています。(図2-4-1)

① 趣旨	公布日施行	
<ul style="list-style-type: none"> 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間における障害者等の地域生活支援のための法改正であることを明記 		
② 利用者負担の見直し	平成24年4月1日までの政令で定める日(平成24年4月1日)から施行	
<ul style="list-style-type: none"> 利用者負担について、応能負担を原則に 障害福祉サービスと補装具の利用者負担を合算し負担を軽減 		
③ 障害者の範囲の見直し	公布日施行	
<ul style="list-style-type: none"> 発達障害が障害者自立支援法の対象となることを明確化 		
④ 相談支援の充実	平成24年4月1日施行	
<ul style="list-style-type: none"> 相談支援体制の強化 [市町村に基幹相談支援センターを設置、「自立支援協議会」を法律上位置付け、地域移行支援・地域定着支援の個別給付化] 支給決定プロセスの見直し(サービス等利用計画案を勧業)、サービス等利用計画作成の対象者の大幅な拡大 		
⑤ 障害児支援の強化	平成24年4月1日施行	
<ul style="list-style-type: none"> 児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実(障害種別等で分かれている施設の一元化、通所サービスの実施主体を都道府県から市町村へ移行) 放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設 在園期間の延長措置の見直し [18歳以上の入所者については、障害者自立支援法で対応するよう見直し。その際、現に入所している者が退所させられることのないようにする。] 		
⑥ 地域における自立した生活のための支援の充実	平成24年4月1日までの政令で定める日(平成23年10月1日)から施行	
<ul style="list-style-type: none"> グループホーム・ケアホーム利用の際の助成を創設 重度の視覚障害者の移動を支援するサービスの創設(同行援護。個別給付化) 		
(その他) (1)「その有する能力及び適性に応じ」の削除、(2)成年後見制度利用支援事業の必須事業化、(3)児童デイサービスに係る利用年齢の特例、(4)事業者の業務管理体制の整備、(5)精神科救急医療体制の整備等、(6)難病の者等に対する支援・障害者等に対する移動支援についての検討		
		(1)(3)(5)：公布日施行 (2)(4)(6)：平成24年4月1日までの政令で定める日(平成24年4月1日)から施行

図2-4-1 「障害者自立支援法等の改正法」の概要

出典：厚生労働省ホームページより

¹⁵ 今回は、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえ、障害保健福祉施策を見直すまでの間における障害者等の地域生活支援のための法改正とされている。

○障害者虐待防止法（平成 24 年 10 月 1 日施行）の制定を受け、誰もが権利の主体として地域社会を構成する一員として日常生活を営むことが出来るよう、障害者に対する虐待への充実した支援体制の構築と自立及び社会参加を支援するための措置を講じることが求められています。

イ) 本市の主な取組

□平成 23 年 4 月に、市民が障害の有無にかかわらず、等しく市民として個人の尊厳と権利が尊重され、その権利を享受することができる地域社会の実現に寄与することを目的として、「さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」を施行しています。

□障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」、障害者自立支援法に基づく「市町村障害福祉計画」、「さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」に基づく施策を推進するための計画として、平成 24 年度～26 年度を計画期間とする次期さいたま市障害者総合支援計画を一体的に策定しました。

□障害者が地域で安心して自立した生活を営むことができるよう、事業所、障害者施設、特別支援学校、各区の障害者生活支援センター等の関係機関と連携しながら、障害者の就労支援、生活支援、虐待防止、授産施設に対する支援、社会参加支援など、総合的な支援に取り組んでいます。

□発達障害者（児）が自分らしさを発揮し、充実した生活を送れるよう、保健、医療、福祉、教育、労働などの関係機関と連携しながら、本人やその家族に対する支援を行うとともに、地域の支援体制の充実に取り組んでいます。

ウ) 今後の重点課題

◆今後も引き続き、国の制度改正を踏まえつつ、保健・医療・福祉・教育・労働など関係機関同士の密な連携・協力のもと、障害者が必要とするサービスを適切に受けられるよう、充実に努めるとともに、障害のある人に対する誤解や偏見を無くし、不利益を被らないよう、障害に対する正しい理解を促進することが必要です。

◆さらに、障害のある人が、地域の中で自立して生活していけるよう、障害者の権利擁護に努めるとともに、各種サービスの提供を通じた日常生活への総合的な支援を推進するとともに、子どもから高齢者まで、障害者のライフステージに応じた就学・就労への支援の充実、障害者に対する虐待の防止に取り組むことが必要となっています。

(5) 健康・医療

①健康

ア) 概況

○65歳時の平均余命は、昭和22(1947)年には男性が10.16年、女性が12.22年であったのに対し、平成21(2009)年には男性が18.88年、女性が23.97年となっており、今後さらに高齢期が長くなると推計されています。

○平均寿命が延び続けると予測されている中、本市においても、市民一人ひとりが自らの心身の健康状態により一層高い関心を持ち、疾病の早期発見・早期治療に取り組み、生涯にわたって心身ともに健やかに暮らしていくことが求められています。(図2-5-1)

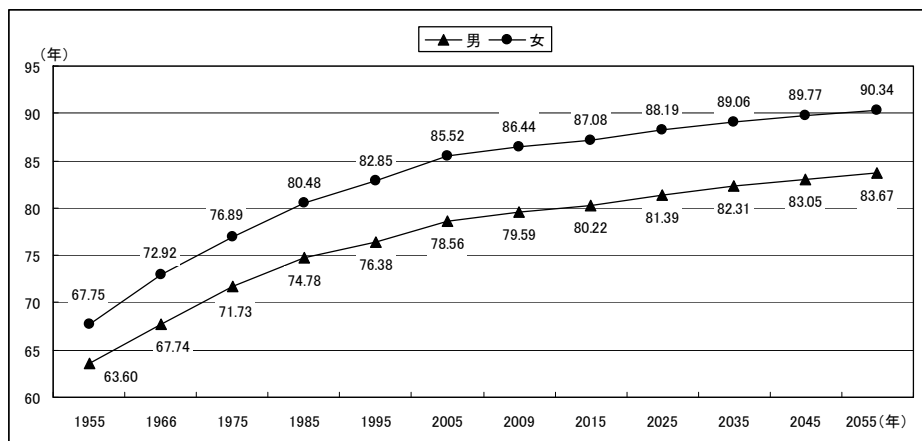


図2-5-1 平均寿命の推移と将来推計

出典：内閣府「平成23年版高齢社会白書」

○本市の平成22年の死亡統計によると主な死因としては、悪性新生物、心疾患及び脳血管疾患のいわゆる三大生活習慣病が上位3位を占め、これに肺炎、自殺、不慮の事故が続いています。(図2-5-2)

○本市では次表に示すような健康診査・検診などを通じ、市民の健康の保持増進を図っています。(表2-5-1)

○我が国では、平成10年に自殺の死亡者数が前年に比べ3割余りも急増し、その後も年間3万人を超える高い水準で推移しています。このような状況下、自殺の防止と自殺者の親族等に対する支援の充実を図るため、平成18年6月に「自殺対策基本法」が成立するとともに、平成19年6月には「自殺総合対策大綱」が閣議決定され、国として総合的な自殺対策が進められることとなりました。

○本市においても、自殺死亡者数は平成10年頃から増加し、最近数年間は年間約200人を超える人が自殺により命を落としており、また、全国と同様に中高年男性の死亡者数の割合が高いなど、深刻な事態となっています。

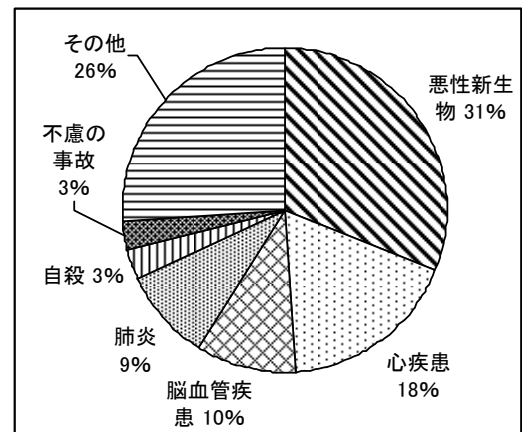


図2-5-2 本市の死因内訳 (平成22年)

出典：さいたま市保健統計より資料作成

表 2-5-1 健康診査等の実施状況

(単位：人)

	妊婦健康診査 1回目	乳幼児健康診査 受診率						国保 健康診査	基本健康 診査 ^{注1)}
		4か月児 健康診査	10か月児 健康診査	1歳6か月児 健康診査	1歳6か月児 歯科健康診査	3歳児 健康診査	3歳児 歯科健康診査		
平成17年度	10,929	92.1%	92.4%	90.6%	71.9%	79.4%	70.7%	1,098	128,683
平成18年度	10,894	91.6%	92.1%	92.5%	79.2%	80.0%	71.5%	1,063	138,122
平成19年度	10,869	93.2%	93.5%	91.8%	75.6%	81.1%	72.6%	1,065	145,016
平成20年度	11,311	92.7%	92.4%	90.0%	74.6%	86.6%	68.8%	1,488	—
平成21年度	11,133	92.2%	92.2%	92.3%	73.7%	86.9%	69.6%	1,881	—
平成22年度	11,136	92.8%	92.5%	93.4%	74.6%	87.6%	70.1%	848	—

	特定健康 診査 ^{注2)}	後期高齢者 健康診査 ^{注2)}	がん検診					C型・B型肝炎 ウイルス検診	成人歯科 健康診査 ^{注3)}
			胃がん	肺がん・結核	大腸がん	乳がん	子宮がん		
平成17年度	—	—	57,423	104,683	93,084	26,945	37,562	15,411	8,179
平成18年度	—	—	61,820	118,443	101,887	28,977	36,945	45,686	9,876
平成19年度	—	—	64,215	125,677	108,528	32,372	27,722	6,815	10,715
平成20年度	66,738	27,572	60,095	111,232	99,937	32,563	45,104	8,832	10,732
平成21年度	63,325	25,628	71,286	106,606	95,432	36,929	43,785	21,321	10,294
平成22年度	62,623	28,304	74,878	109,059	97,247	36,897	50,140	17,892	10,504

出典：保健福祉局福祉部国民健康保険課、年金医療課、保健所地域保健支援課資料

注1)基本健康診査(訪問基本健康診査を含む)は、平成19年度をもって廃止となった。

注2)平成20年度より特定健康診査、後期高齢者健康診査が実施された。

注3)成人歯科健康診査は、訪問歯科健康診査を含む。

イ) 本市の主な取組

- 全ての市民が健やかで、心豊かに生活できる活力ある社会となるよう、壮年期(働き盛り)の死亡の減少、健康寿命の延伸及び生活の質の向上を目指し、平成19年3月に「さいたま市ヘルスプラン21 後期計画」を策定しています。
- これまで本プランに掲げた3つの重点プログラムを中心に、市民が主体的に取り組む健康づくりを推進するとともに、健康づくりを継続して行う「いきいき健康づくりグループ」の育成・支援や、ウォーキングによる健康づくりの推奨、健康づくりに関する情報発信などに取り組んでいます。
- 市民、各種団体、民間事業所と行政とで協働して食育を進めることにより、市民の心と身体健康と豊かな人間性、また自然への感謝の気持ちを育むため、「さいたま市食育推進計画」を平成20年3月に策定しています。
- 平成21年3月に「さいたま市自殺対策推進計画」を策定し、市民1人ひとりが、かけがえのない命を大切にし、ともに支え合い、安心して暮らせる地域社会の実現に向け、失業、倒産、多重債務、長時間労働などの社会的要因への働き掛けを含めた様々な施策を講じることで、市民が周囲の人たちを気に掛け支え合い、自殺を考えている人を地域全体で1人でも多く救うことを目指しています。

ウ) 今後の重点課題

- ◆今後も引き続き、疾病の予防と早期発見・早期治療が進むよう、乳幼児から高齢者に至るまで、それぞれのライフステージやライフサイクルに応じた各種健康診査・検診の受診率の向上などに積極的に取り組む必要があります。
- ◆加えて、健康や食育に関する正しい知識の普及啓発や健康管理の重要性に対する市民の意識向上に努める必要があります。
- ◆家庭や学校、職場など地域の関係機関・団体などとの緊密な連携のもと、自殺の事前予防、危機対応、事後対応などの各段階に応じた対策や、ライフステージ別の対策、性差に配慮した対策など、きめ細やかで具体的な対策を推進する必要があります。

②医療

ア) 概況

<医療機関>

○平成 21 年現在、市内には病院 41 施設、一般診療所 855 施設、歯科診療所 645 施設などの医療機関が立地しています。人口 10 万人当たりの一般病床数(療養型病床を除く)は 440.8 床であり、政令指定都市 18 市の中では第 17 位の横浜市の 506.9 床に次ぐ最下位、埼玉県の 490.6 床をも下回っている状況にあります。(表 2-5-2、図 2-5-3)

表 2-5-2 医療施設の状況

	医療施設(施設) ^{注1)}									病床数(床) ^{注2)}	
	病 院				一般診療所	歯科診療所	助産所	施術所	歯科技工所	病院	一般診療所
	総数	公立	法人	個人							
平成17年	42	2	38	2	777	613	19	917	153	8,053	479
平成18年	41	2	37	2	811	625	20	961	149	7,956	498
平成19年	41	2	38	1	836	634	18	1,006	150	7,956	550
平成20年	41	2	38	1	850	645	17	1,094	152	8,072	532
平成21年	41	2	38	1	855	645	16	1,174	156	8,224	525
西区	5	—	5	—	37	24	—	70	14	1,077	21
北区	2	—	2	—	86	71	3	151	16	429	68
大宮区	7	—	6	1	155	91	1	184	11	1,078	89
見沼区	5	—	5	—	74	69	2	121	17	1,408	21
中央区	2	—	2	—	83	58	1	77	7	992	27
桜区	3	—	3	—	36	35	—	64	16	528	13
浦和区	4	—	4	—	188	127	—	164	15	560	162
南区	4	—	4	—	91	82	3	151	23	473	49
緑区	3	1	2	—	52	46	3	77	22	745	34
岩槻区	6	1	5	—	53	42	3	115	15	934	41

出典:保健福祉局保健所保健総務課

注1)病院に関する数値は各年末現在、その他の施設に関する数値は各年度末現在の数値。

2)病院に関する数値は各年末現在、その他の施設に関する数値は各年度末現在の数値。

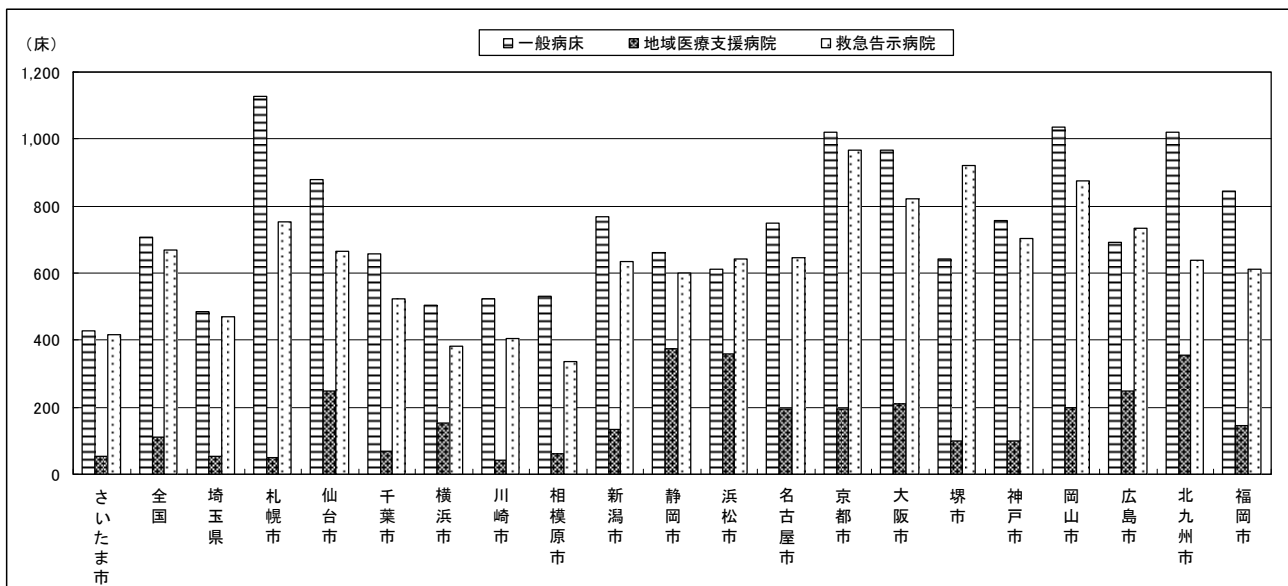


図 2-5-3 人口 10 万人当たりの病床数の都市間比較

出典:厚生労働省「平成 21 年医療施設調査」(平成 21 年 10 月 1 日現在)に基づき作成

○また、人口 10 万人当たりの医師数は 157.1 人で、埼玉県の 146.1 人は上回っているものの、政令指定都市の中では堺市の 189.0 人に次ぐ最下位となっています。(図 2-5-4)

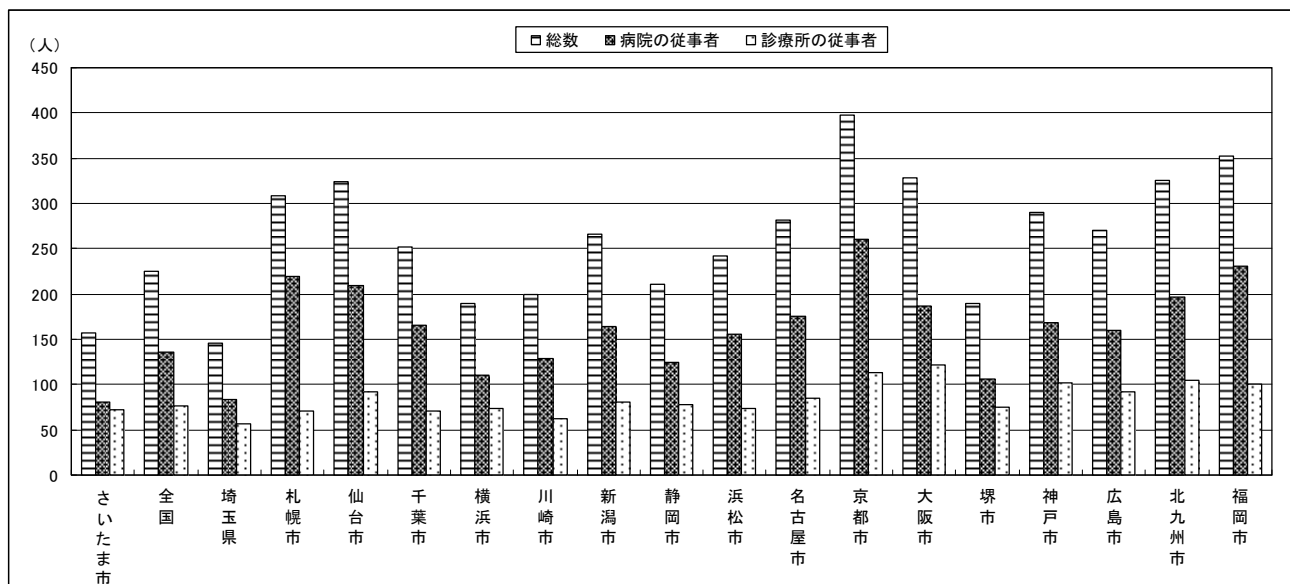


図 2-5-4 人口 10 万人当たりの医師数の都市間比較

出典：厚生労働省「平成 20 年医師・歯科医師・薬剤師調査」（平成 20 年 12 月 31 日現在）に基づき作成

○平成 23 年度に実施した市民意識調査によると、本市が行っている施策の現状の満足度に関する質問の中で、「地域医療」は満足 of 7.1%に対し、不満が 25.1%と大きく上回っている状況にあります。また、今後の重要度に関する質問の中で、「地域医療を重視する」とした回答者の比率は 65.9%であり、全 28 施策中 4 番目に高くなっています。しかしながら、平成 23 年 12 月 31 日現在の本市の既存病床は 6,945 床となっており、医療法に基づく本市の基準病床数（6,500 床）を大幅に超えているため、新たな病床を増やすことは困難な状況にあります。

<市立病院>

○市立病院の経常収支は、平成 16 年度以降、7 年間黒字を継続していますが、平成 24 年度から着手する ESCO・防災エネルギーセンター更新事業に始まる一連の老朽化施設の更新を控え、医療機能の充実とあわせ、健全な経営基盤の確立が求められています。（表 2-5-3）

表 2-5-3 市立病院の収支及び損益の推移

単位：百万円

区分		平成20年度	平成21年度	平成22年度
収益的収支	収入	11,785	12,481	13,160
	医業収益	10,572	11,093	11,856
	医業外収益	1,214	1,341	1,300
	特別利益	—	47	4
	支出	11,702	12,376	13,019
	医業費用	11,268	11,905	12,559
	医業外費用	433	471	460
特別損失	—	—	—	
経常損益		84	58	137
純利益		84	106	141

出典：保健福祉局市立病院資料

○医業に関する指標も順調に推移しており、一般病床利用率や手術件数、救急搬送件数等が増加傾向にあります。(表2-5-4)

表2-5-4 市立病院の年度別経営指標の推移

指標		平成20年度	平成21年度	平成22年度
項目	単位			
一日平均入院患者数	人/日	436	445	457
一日平均外来患者数	人/日	1,070	1,044	1,036
平均在院日数	日	13.6	13.9	13.5
一般病床利用率	%	80.4	81.8	84.0
手術件数	件	3,750	3,595	3,785
救急搬送件数	件	6,005	6,428	6,800

出典:保健福祉局市立病院資料

<国民健康保険>

○我が国では、今後さらに65歳以上の高齢者数が増加を続け、2020(平成32)年には総人口に占める65歳以上の高齢者の割合(高齢化率)が30%近くに達し、世界でも群を抜いた超高齢社会になることが見込まれています。これにより、半世紀前には高齢者1人を約9人の現役世代で支えていたのが、このままの状況で推移した場合、国民の約4割が高齢者となる2050(平成62)年頃には、高齢者1人を1.2人の現役世代で支えることになると考えられています。

○このような状況下、医療、年金、介護などの社会保障を持続可能なものとするため、給付の中心は高齢世代、負担の中心は現役世代という現行の社会保障制度を抜本的に見直し、給付と負担の両面から、人口構成の変化に対応した世代間・世代内の公平が確保された制度へと改革することを目指した「社会保障と税の一体改革」が、もはや待ったなしともいえる我が国全体の喫緊の政策課題として、大きな注目を集めています。

○本市の国民健康保険加入率は、平成20年度から後期高齢者医療制度¹⁶の運用が始まったことで急激に減少し、平成21年度では世帯数ベースで34.0%、人口ベースで24.9%となっています。(表2-5-5)

表2-5-5 国民健康保険の加入状況の推移

	さいたま市						埼玉県			
	被保険者 世帯数 (世帯)	総世帯数 (世帯)	世帯加入 率 (%)	被保険者 数 (人)	総人口 (人)	加入率 (%)	被保険者 世帯数 (世帯)	世帯加入 率 (%)	被保険者 数 (人)	加入率 (%)
平成17年度	209,924	488,402	43.0	383,208	1,188,883	32.2	1,432,111	51.3	2,783,002	39.4
平成18年度	212,402	496,144	42.8	383,079	1,195,005	32.1	1,445,279	51.6	2,773,521	39.1
平成19年度	213,722	505,157	42.3	381,183	1,204,461	31.6	1,456,052	51.1	2,761,470	38.8
平成20年度	177,102	514,736	34.4	306,379	1,215,846	25.2	1,261,193	41.9	2,319,011	31.4
平成21年度	178,103	523,156	34.0	305,594	1,226,487	24.9	1,271,365	41.7	2,318,963	31.3
平成22年度	179,132	530,099	33.8	305,439	1,234,274	24.7	—	—	—	—

出典:保健福祉局福祉部国民健康保険課、総務局総務部総務課、埼玉県保健医療部国保医療課資料

注)被保険者の人数及び世帯数は年度末、総人口及び総世帯数は翌年度4月1日現在のデータ。

¹⁶ 後期高齢者医療制度は廃止される見込みであり、現在、国により廃止後の新たな制度の検討が進められている。

○国民健康保険を支える財源である保険税の収納率は、平成19年度の88.0%をピークに平成20年度が85.0%、平成21年度が84.7%と年々低下しており、全国や埼玉県の水準を下回っ

表2-5-6 国民健康保険税の収納状況の推移

	さいたま市			埼玉県		全国
	調定額 (百万円)	収納額 (千円)	収納率 (%)	調定額 (千円)	収納率 (%)	収納率 (%)
平成17年度	35,973	31,358	87.2	249,197	89.7	91.3
平成18年度	36,699	32,065	87.4	255,201	89.9	91.5
平成19年度	36,722	32,317	88.0	257,081	89.9	91.5
平成20年度	32,135	27,315	85.0	235,583	88.2	89.8
平成21年度	31,582	26,750	84.7	234,933	87.8	89.5
平成22年度	31,224	26,669	85.4	—	—	—

出典：保健福祉局福祉部国民健康保険課、総務局総務部総務課、埼玉県保健医療部国保医療課資料

ています。その大きな要因の1つには、低所得などの経済的な理由から保険税を払えない被保険者が増加していることが考えられます。(表2-5-6)

○一方、医療費の給付件数及び給付額は、年々増加の一途¹⁷をたどっておりますが、平成22年度は対前年対比で件数が0.02%(1,008件)減少し、給付額が2.8%(2,319百万円)増加しています。さらに、1人当たり換算した医療費も、平成21年度は対前年比2.8%(521円)増加しています。(図2-5-5、表2-5-7)

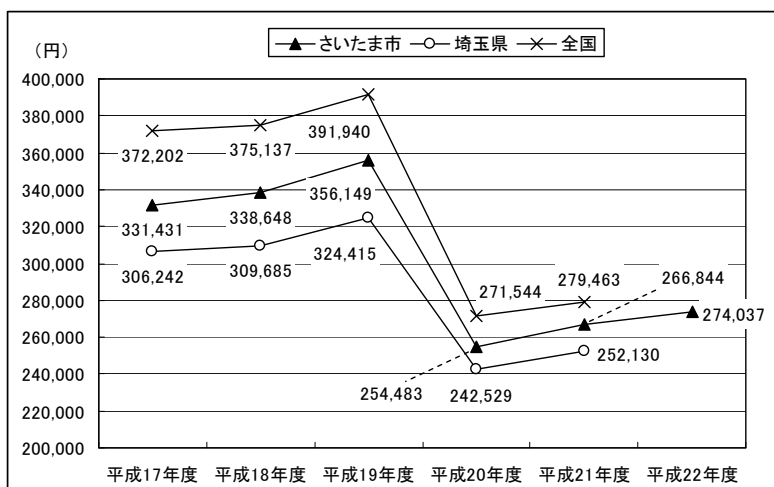


図2-5-5 1人当たり医療費の推移

出典：保健福祉局福祉部国民健康保険課、総務局総務部総務課、埼玉県保健医療部国保医療課資料

表2-5-7 医療費の給付件数及び給付額の推移

	さいたま市			埼玉県	1人当たりの医療費(円)		
	療養給付 件数(件)	給付額 (百万円)	1件当たり 給付額(円)	総医療費 (百万円)	さいたま市	埼玉県	全国
平成17年度	5,938,922	127,007	21,386	850,111	331,431	306,242	372,202
平成18年度	6,234,363	129,729	20,809	862,988	338,648	309,685	375,137
平成19年度	6,462,110	135,758	21,008	899,901	356,149	324,415	391,940
平成20年度	4,397,078	78,438	17,839	564,042	254,483	242,529	271,544
平成21年度	4,494,369	82,172	18,283	587,939	266,844	252,130	279,463
平成22年度	4,493,361	84,491	18,804	—	274,037	—	—

出典：保健福祉局福祉部国民健康保険課、総務局総務部総務課、埼玉県保健医療部国保医療課資料
注)さいたま市の1人当たり医療費は、給付額と被保険者数から算出。

¹⁷ 平成20年度に後期高齢者医療制度が創設され、75歳以上の方が抜けたため、件数、金額共に大きく減少しています

○平成 21 年度以降、国民健康保険は一貫して歳出が歳入を大きく上回り、平成 24 年度では不足額 69 億円になると見込まれています。本市では、一般会計からの繰入金等で不足分を補う厳しい状況が続いていますが、今後の高齢化の進行に伴って保険給付費や後期高齢者支援金等、介護納付金などの支出額がさらに増加し、市全体の財政収支をより一層圧迫することが懸念されます。(表 2-5-8)

表 2-5-8 国民健康保険の不足額の推移
(見込みを含む)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
歳入額計(億円)	918	937	1,025	1,036
国民健康保険税	289	290	300	298
国庫支出金等	507	525	595	582
基盤安定繰入金	16	26	28	26
共同事業交付金	106	96	102	130
歳出額計(億円)	963	970	1,091	1,105
保険給付費	665	685	758	731
後期高齢者支援金等	143	134	149	155
介護納付金	49	51	59	66
特定健診等事業	6	7	13	10
共同事業搬出金	100	93	112	143
不足額見込(億円)	▲ 45	▲ 33	▲ 66	▲ 69

出典:さいたま市歳入歳出決算書・予算書
(平成21・22年度は決算、23・24年度は予算額)

イ) 本市の主な取組

- 市民の暮らしの安全・安心を確保するため、小児を含む初期救急から重篤な身体状況の管理が最優先される第三次救急まで、医療機関の機能に応じた救急医療体制の充実や、妊娠満 22 週から生後 1 週末満までの周産期医療体制の整備の促進に取り組んでいます。
- 患者やその家族が、適正な医療機関の選択や相談ができるよう、医療に関する情報提供や相談事業の充実に取り組んでいます。
- 「さいたま市立病院のあり方検討委員会」での医療機能・施設面や経営・財務面、経営形態等の多岐にわたる議論を反映し、本市の「行財政改革推進プラン 2010」と整合を図りつつ、公立病院改革プランの後継として、平成 24 年 3 月に「さいたま市立病院中期経営計画」を策定しました。

ウ) 今後の重点課題

- ◆急速な高齢化の進行に伴い、今後ますます医療サービスに対するニーズは高まってくると見込まれます。このため、今後も引き続き、サービスの量的・質的な拡大に努めるとともに、市民一人ひとりがそれぞれの疾病やケガの状況に応じ、的確な医療サービスを利用するよう促す必要があります。
- ◆さいたま市立病院が、今後も引き続き、地域の基幹病院としての役割を十分に発揮することができるよう、より質の高い医療の提供に向けた機能の充実と健全経営の維持に努める必要があります。
- ◆国民健康保険事業の財政健全化のため、特定健康診査、特定保健指導を推進し、疾病の予防及び早期発見・早期治療を進めることやジェネリック医薬品の普及促進により、医療費支出の適正化を図るとともに、収納率の向上を図ること、また実態に応じた保険税率の見直しなどを進めることが極めて重要な課題となっています。

(6) 食品衛生

ア) 概況

○近年、牛海綿状脳症（BSE）や鳥インフルエンザ、食品の不正表示、輸入農産物の残留農薬問題、ノロウイルスによる大規模食中毒など、全国的に食品の安全性を脅かす問題が相次いで発生したことを契機に、食の安全・安心に対する消費者の関心が大きく高まっています。さらに、福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の農畜水産物等への影響は、極めて深刻な社会不安を引き起こしています。

○本市は、食品衛生法第24条第1項の規定¹⁸に基づき、毎年度「さいたま市食品衛生監視指導計画」を策定し、飲食店や食品製造施設、販売施設等への監視指導を行うとともに、市内を流通する食品の検査を行い、その結果をホームページ上で広く公開するなど、食品などに起因する健康被害を適切に防止するために必要な監視・検査の実施及び市民への情報提供の充実などに努めています。（図2-6-1・2）

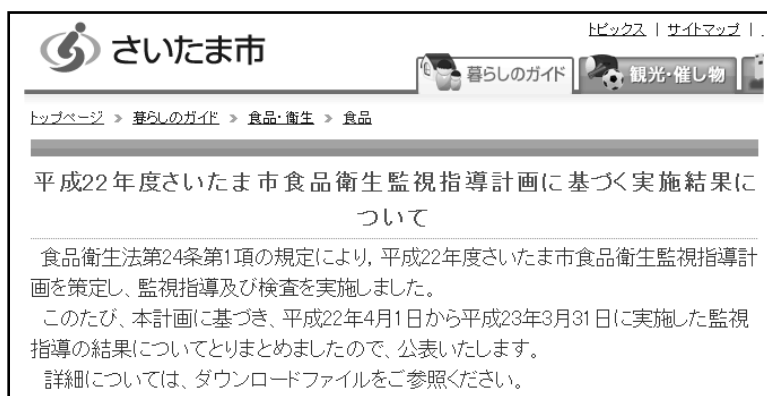


図2-6-1 食品に関する監視指導及び検査の実施結果
出典：市ホームページより

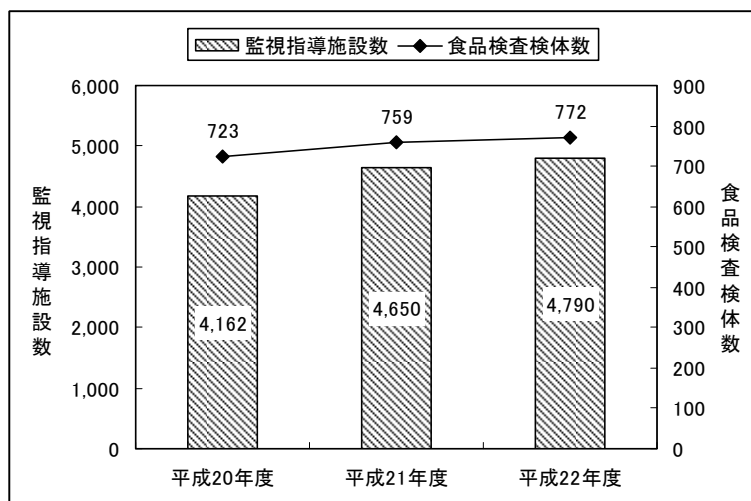


図2-6-2 食についての監視指導施設数・食品検査検体数の推移
出典：保健福祉局保健部食品安全推進課、保健所食品衛生課、健康科学研究センター生活科学課作成資料

¹⁸ 「都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、指針に基づき、毎年度、翌年の当該都道府県等が行う監視指導の実施に関する計画を定めなければならない」と規定されている。

○食品の安全性の向上を図る観点から、予防原則¹⁹に立った総合的な食の安全対策を積極的に推進するため、平成 16 年 8 月には「さいたま市食の安全委員会」を設置し、消費者、生産者、事業者及び学識経験者から意見をもらい、「さいたま市食の安全基本方針²⁰」などを策定するとともに、各委員からの提言等を「食品衛生監視指導計画」などの施策に反映させています。

イ) 本市の主な取組

□平成 20 年度から、さいたま市食の安全基本方針に基づく施策を体系化し、数値目標などを定めた「さいたま市食の安全基本方針アクションプラン」を策定するとともに、国内外の食品衛生を取り巻く環境の変化に対応するため、平成 22 年 3 月に基本方針を一部改正しています。

□さいたま市食の安全基本方針に基づき、市民への食の安全に関する正しい知識の普及啓発や、情報の収集・整理・分析・提供及び研究を実施しています。また、生産者や食品関係事業者などへの食品表示に関する正しい知識の普及啓発や、食品関係営業施設に対する監視・指導の強化及び検査機能の充実に取り組んでいます。

□食品衛生管理の強化のため、平成 17 年度から大宮・浦和市場に H A C C P 方式²¹の概念による「一般的衛生管理プログラム」の導入や衛生管理講習会を開催し、業者の意識啓発に取り組んでいます。

ウ) 今後の重点課題

◆今後も引き続き、市内を流通する食品の安全性の確保と市民の食に対する不安解消を図るため、監視・指導の強化及び検査機能の充実並びに食の安全に関するリスクコミュニケーション等について積極的に推進する必要があります。

¹⁹ 事故が起きてから対応を取るのと違い、事故が起きないように、日頃から意識して行動する考え方のこと。

²⁰ 生産、製造から流通、消費に至るまで総合的な食の安全の確保を図る上での基本的な考え方や施策の方向などを示すものとして策定した方針。

²¹ 危害分析重要管理点方式 (Hazard Analysis Critical Control Point の略) のことをいい、食品の製造過程で発生する可能性のある衛生上の危険性を分析し、安全性確保のために監視すべき重要管理点を定め、厳格に管理・記録を行うシステム。

(1) 学校教育

ア) 概況

- 昭和 22 年に教育基本法²²が制定されてから半世紀以上が経過し、この間、科学技術の進歩や情報化、国際化、少子高齢化など、我が国の教育を取り巻く環境が大きな変化を遂げるとともに、様々な課題が生じたことから、平成 18 年 12 月、約 60 年振りに教育基本法が改正され、これからの教育の基本理念が明示されました。
- これを受けて、平成 19 年 6 月には学校教育法²³の一部が改正され、学校教育の一層の充実を図るため、義務教育の目標が新たに定められるとともに、各学校種の目的及び教育の目標が見直されました。
- さらに、平成 20 年 3 月には小・中学校の学習指導要領²⁴及び幼稚園教育要領が、平成 21 年 3 月には高等学校・特別支援学校の学習指導要領が改訂され、学校種ごとに順次、実施されています。新しい学習指導要領は、次代を担う子どもたちが自ら学び、自ら考える力をはぐくむことを基本に、知・徳・体のバランスのとれた教育を展開し、確かな学力・豊かな心・健やかな体からなる「生きる力」をはぐくむことを目的に掲げているのが大きな特徴となっています。
- 本市では、平成 19 年度～22 年度の全国学力・学習状況調査²⁵において、小・中学校ともに、4 年連続で教科に関する調査の平均正答率が全国平均を上回るなどの成果を挙げています。(表 3-1-1)
- 本市の小・中学校は、全国学力・学習状況調査抽出対象校の調査結果とさいたま市独自に実施した「生活や学習に関する調査」結果でみると、「家や図書館で、普段(月～金曜日)、1 日当たり 30 分以上、読書をする」習慣や「自分には、よいところがあると思う」という自己肯定感が全国や大都市よりも高いなどの結果が出ています。

²² 教育の目的及び理念並びに教育の実施に関する基本を定めるとともに、国及び地方公共団体の責務を示した、我が国における教育の基盤となる法律。

²³ 幼稚園から大学までの学校教育に関する基本的かつ総合的な法律。

²⁴ 幼稚園、小・中・高等学校及び特別支援学校において、どのような内容をどの学年で、どのくらい学習するかなどを示した教育課程(カリキュラム)を編成する際の基準を定めたもの。

²⁵ 文部科学省が全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、改善を図ることなどを目的に実施。平成 22 年度に本市では、文部科学省の抽出による小学校 17 校(約 1,800 名)、中学校 18 校(約 3,400 名)を対象に調査を実施。

表3-1-1 全国学力・学習状況調査 教科に関する平均正答率

小学校(公立)								中学校(公立)									
(%)								(%)									
教科	年度	さいたま市	全国	埼玉県	大都市			教科	年度	さいたま市	全国	埼玉県	大都市				
国語A (基礎・基本)	平成19年度	83.9	(+2.2)	81.7	82.2	(+0.5)	82.2	(+0.5)	国語A (基礎・基本)	平成19年度	83.8	(+2.2)	81.6	81.6	(±0)	81.6	(±0)
	平成20年度	69.3	(+3.9)	65.4	66.2	(+0.8)	66.5	(+1.1)		平成20年度	76.0	(+2.4)	73.6	73.2	(-0.4)	73.6	(±0)
	平成21年度	72.9	(+3.0)	69.9	70.1	(+0.2)	70.5	(+0.6)		平成21年度	79.7	(+2.7)	77.0	76.5	(-0.5)	76.7	(-0.3)
	平成22年度	86.0	(+2.7)	83.3	84.1	(+0.8)	—	—		平成22年度	78.0	(+2.9)	75.1	74.9	(-0.2)	—	—
国語B (活用)	平成19年度	68.0	(+6.0)	62.0	64.0	(+2.0)	64.0	(+2.0)	国語B (活用)	平成19年度	77.0	(+5.0)	72.0	72.0	(±0)	72.0	(±0)
	平成20年度	55.6	(+5.1)	50.5	51.8	(+1.3)	52.1	(+1.6)		平成20年度	65.5	(+4.7)	60.8	61.1	(+0.3)	61.3	(+0.5)
	平成21年度	55.0	(+4.5)	50.5	51.0	(+0.5)	52.1	(+1.6)		平成21年度	77.4	(+2.9)	74.5	74.2	(-0.3)	73.9	(-0.6)
	平成22年度	80.8	(+3.0)	77.8	78.9	(+1.1)	—	—		平成22年度	70.2	(+4.9)	65.3	66.1	(+0.8)	—	—
算数A (基礎・基本)	平成19年度	83.7	(+1.6)	82.1	82.1	(±0)	82.6	(+0.5)	算数A (基礎・基本)	平成19年度	75.6	(+3.7)	71.9	70.6	(-1.3)	71.9	(±0)
	平成20年度	74.7	(+2.5)	72.2	72.3	(+0.1)	72.8	(+0.6)		平成20年度	66.7	(+3.6)	63.1	61.1	(-2.0)	63.5	(+0.4)
	平成21年度	79.5	(+0.8)	78.7	77.5	(-1.2)	79.3	(+0.6)		平成21年度	66.4	(+3.7)	62.7	61.6	(-1.1)	63.1	(+0.4)
	平成22年度	76.6	(+2.4)	74.2	74.7	(+0.5)	—	—		平成22年度	69.2	(+4.6)	64.6	63.7	(-0.9)	—	—
算数B (活用)	平成19年度	67.1	(+3.5)	63.6	63.6	(±0)	64.3	(+0.7)	算数B (活用)	平成19年度	65.3	(+4.7)	60.6	60.0	(-0.6)	60.6	(±0)
	平成20年度	56.1	(+4.5)	51.6	52.5	(+0.9)	53.4	(+1.8)		平成20年度	52.3	(+3.1)	49.2	47.8	(-1.4)	49.6	(+0.4)
	平成21年度	58.5	(+3.7)	54.8	55.5	(+0.7)	56.7	(+1.9)		平成21年度	60.3	(+3.4)	56.9	55.9	(-1.0)	57.3	(+0.4)
	平成22年度	52.4	(+3.1)	49.3	49.6	(+0.3)	—	—		平成22年度	48.0	(+4.7)	43.3	42.6	(-0.7)	—	—

出典：文部科学省 国立教育政策研究所「全国学力・学習状況調査調査結果資料」

注1) ()内の数値は、同年度内における国全体の平均正答率と比べたときの差を表す。

2) 大都市は、政令指定都市及び東京23区を指す。

3) 平成22年度は、大都市の集計は行われていない。

○平成23年5月1日現在、市内には市立102校、国立1校、私立3校の合計106校の小学校があります。また、市立小学校1校当たりの児童数は660.2人であり、政令指定都市19市の中で最も規模が大きくなっています。(表3-1-2)

○平成23年5月1日現在の中学校は、市立57校、国立1校、私立8校の合計66校、また、市立中学校1校当たりの生徒数は556.0人であり、政令指定都市19市の中で最も規模が大きくなっています。(表3-1-3)

表3-1-2 市立小学校の都市間比較(1校当たり児童数の高位順)

順位	市名	学校数 (校)	学級数 (学級)	児童数 (人)	1校当たり 学級数 (学級)	1校当たり 児童数 (人)
1	さいたま市	102	2,139	67,343	21	660.2
2	川崎市	113	2,605	70,271	23	621.9
3	横浜市	345	6,754	190,265	20	551.5
4	相模原市	72	1,341	37,479	19	520.5
5	福岡市	146	2,646	75,925	18	520.0
6	堺市	94	1,737	47,593	18	506.3
7	神戸市	166	2,851	79,156	17	476.8
8	広島市	142	2,539	66,348	18	467.2
9	千葉市	118	1,854	52,569	16	445.5
10	札幌市	206	3,227	90,440	16	439.0
11	名古屋市	262	4,188	113,702	16	434.0
12	岡山市	91	1,452	38,971	16	428.3
13	浜松市	107	1,595	45,145	15	421.9
14	仙台市	128	2,031	53,432	16	417.4
15	静岡市	87	1,293	36,113	15	415.1
16	大阪市	303	4,604	118,525	15	391.2
17	北九州市	131	1,799	49,993	14	381.6
18	京都市	178	2,600	65,659	15	368.9
19	新潟市	114	1,604	41,604	14	364.9

出典：指定都市教育委員会事務局調査統計主管課「平成23年度刊 指定都市教育統計資料の比較」

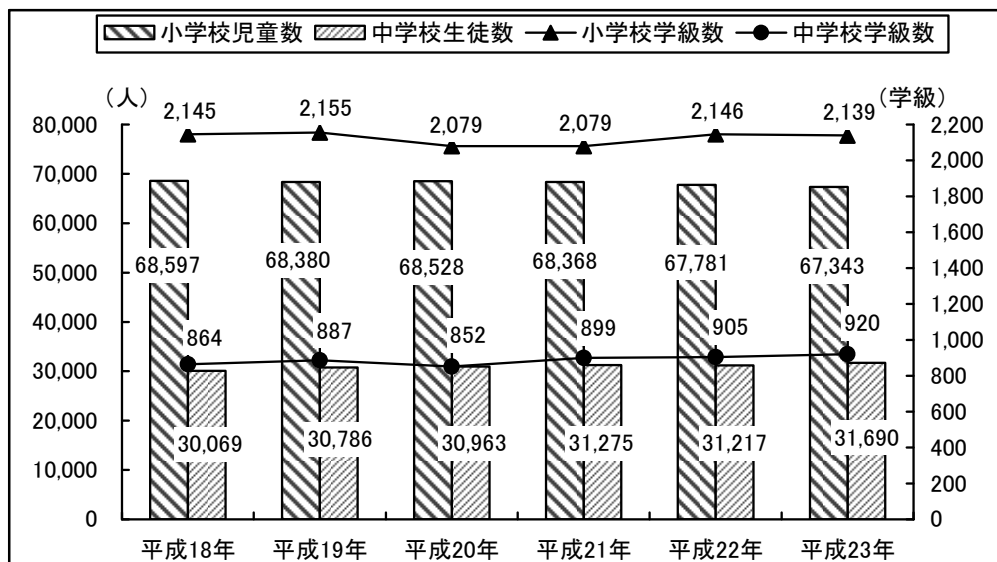
表 3-1-3 市立中学校の都市間比較（1校当たり生徒数の高位順）

順位	市名	学校数 (校)	学級数 (学級)	生徒数 (人)	1校当たり 学級数 (学級)	1校当たり 生徒数 (人)
1	さいたま市	57	920	31,690	16	556.0
2	川崎市	51	934	27,966	18	548.4
3	横浜市	148	2,540	79,458	17	536.9
4	福岡市	69	1,084	35,451	16	513.8
5	堺市	43	692	22,001	16	511.7
6	岡山市	38	639	18,781	17	494.2
7	相模原市	37	579	17,960	16	485.4
8	名古屋市	110	1,683	53,279	15	484.4
9	札幌市	99	1,464	46,268	15	467.4
10	広島市	64	963	29,332	15	458.3
11	浜松市	49	712	21,336	15	435.4
12	神戸市	84	1,143	36,453	14	434.0
13	大阪市	131	1,908	56,676	15	432.6
14	千葉市	57	767	24,076	13	422.4
15	仙台市	64	906	26,300	14	410.9
16	京都市	76	1,113	31,157	15	410.0
17	静岡市	43	600	17,497	14	406.9
18	北九州市	62	789	24,745	13	399.1
19	新潟市	58	686	21,137	12	364.4

出典：指定都市教育委員会事務局調査統計主管課「平成23年度刊 指定都市教育統計資料の比較」

○児童生徒数の推移をみると、平成18年度から平成23年度まで10万人をわずかに下回る人数で、横ばいで推移しています。（図3-1-1）

図 3-1-1 児童生徒数及び学級数の推移



出典：さいたま市教育委員会「教育要覧」(各年5月1日現在)

○平成24年3月31日現在、市立学校等の校舎及び屋内運動場の耐震化の状況は、小学校410棟のうち、耐震化済み（旧耐震基準による棟のうち補強が不要のもの及び新耐震基準による棟を含む。以下同様）345棟、耐震化率84.1%、中学校236棟のうち、耐震化済み222棟、耐震化率94.1%、高等学校34棟のうち、耐震化済み31棟、耐震化率91.2%となっています。（表3-1-4）

表 3-1-4 市立学校等の耐震化状況（平成 24 年 3 月 31 日現在）

	学校数 (校)	全棟数 (棟)					耐震化率 (%)
			旧耐震基 準による 棟(棟)	耐震診断 実施率 (%)	うち耐震性 のある棟 (棟)	うち耐震性 のない棟 (棟)	
小 学 校	102	410	337	100.0	272	65	84.1
中 学 校	57	236	147	100.0	133	14	94.1
高 等 学 校	4	34	18	100.0	15	3	91.2
特別支援学校	1	5	—	—	—	—	100.0
幼 稚 園	1	2	2	100.0	2	0	100.0

出典:教育委員会事務局管理部学校施設課資料

注)耐震率=(新耐震基準による棟+旧耐震基準のうち、耐震性のある棟)/全棟数

イ) 本市の主な取組

- 平成 21 年 3 月に、本市では、中長期的な目指すべき教育の方向性を広く市民に明確に示すとともに、教育行政を総合的・計画的に推進するために、「さいたま市教育総合ビジョン」を策定しました。このビジョンでは、生涯をとおした教育を 4 つのステージに分け、およそ小学校就学前の幼児教育から高等学校までの時期を対象とした「さいたま市学校教育ビジョン」で、学校教育の方向性を示しました。
- 「さいたま市学校教育ビジョン」は、さいたま市の目指す子ども像である「ゆめをもち、未来を切り拓く、さいたま市の子ども」を実現するために、学校・家庭・地域・行政が協力して、「知」「徳」「体」「コミュニケーション」のバランスのとれた子どもをはぐくむことを基本理念としています。
- 知育の総合的な振興策として「学びの向上さいたまプラン」、心の教育推進計画として「子ども潤いプラン」、子どもの体力向上のための総合的な振興策として「子どものための体力向上サポートプラン」、コミュニケーション能力の育成を目指して「さいたま市小・中一貫『潤いの時間』」の推進を図っています。
- 「学びの向上さいたまプラン」では、学校図書館資源共有ネットワークを積極的に活用するとともに、「基礎学力定着プログラム」及び「さいたま市国語力向上プログラム」の一層の充実を図るなどして、基礎学力向上のための「読み・書き・そろばんプロジェクト」を推進しています。また、大学と連携・協力し、学生による児童生徒への学習支援などの教育ボランティア活動や学生へのキャリア教育、大学教授等を講師とした教職員研修などを行う「さいたま教育コラボレーション構想」に基づき、教職員の資質向上と学校教育の充実に取り組んでいます。
- 「子ども潤いプラン」では、学校、家庭、地域社会において、コミュニケーションの基盤である「おはようございます」「ありがとうございます」「はい」「ごめんなさい」の「心を潤す 4 つの言葉」推進運動を展開するとともに、文化・芸術及びスポーツ等の分野においてトップレベルの実績がある方などを市立幼稚園、小・中・特別支援学校に講師として派遣する「夢工房 未来(みら)くる先生 ふれ愛推進事業」などのアクションプログラムを展開しています。また、児童生徒の抱える悩みを早期に発見し、組織的に対応していき、不登校等の解消を目指すとともに、心の状況把握に努め、教育相談を実施する「心のサポート推進事業」に取り組んでいます。

- 「子どものための体力向上サポートプラン」では、「体力アップメニューの活用」による体育授業の充実や「なわとび・鉄棒（逆上がり）プロジェクトの実施」による体育的活動の充実などを図っています。
- 「さいたま市小・中一貫『潤いの時間』」では、平成 17 年度から教育特区の認定を受け、また、平成 21 年度からは教育課程特例校として、人に接する際に必要な姿勢・態度・感情のコントロールの仕方を学ぶ「人間関係プログラム」及び英語によるコミュニケーション力を育成する「英会話」からなる「潤いの時間」を展開しています。
- 学級経営の改善や児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援として、児童生徒の個性や能力に応じたきめ細かな学習支援を行うため、全市立小・中学校への学校図書館司書や少人数指導等支援員の配置、学級等支援員の配置などの学校に対する人的支援の充実を図っています。
- 地域に開かれた学校づくりでは、学校・家庭・地域がそれぞれの教育力を結集し、連携・協力しながら、豊かな心をもち、たくましく生きる児童生徒の健全育成を図るため、「スクールサポートネットワーク（SSN）」の構築等を推進しています。
- 平成 24 年 4 月に本市 2 校目となる特別支援学校を開校するとともに、「さいたま市特別支援教育推進計画」に基づき、障害のある児童生徒が地域で学べるよう特別支援学級や通級指導教室を整備するほか、発達障害のある児童生徒等への支援、特別支援学級や特別支援学校の児童生徒と通常の学級の児童生徒の交流及び共同学習を積極的に行っています。
- すべての学校の校舎及び体育館の耐震化を平成 24 年度で完了させます。また、中高一貫教育校として市立浦和中学校を平成 19 年 4 月に開校、過大規模校の解消のために、辻南小学校を平成 19 年 4 月に、つばさ小学校を平成 21 年 4 月に開校しました。また、新たに美園小学校及びさくら草特別支援学校を平成 24 年 4 月に開校しました。このほか、老朽化した校舎や体育館、プールの改修・改築及びバリアフリー化など、良好な教育環境の整備に取り組んでいます。

ウ) 今後の重点課題

- ◆「知」「徳」「体」「コミュニケーション」のバランスのとれた豊かな人間性と創造性を備えた子どもを育成するため、教職員の力量を高め、教育活動の一層の充実を図る必要があります。
- ◆スクールサポートネットワーク（SSN）を確立し、学校・家庭・地域・行政が連携・協力体制の充実を図る必要があります。
- ◆子どもたちの安全・安心な環境の確保を図るため、より効果的かつ効率的に老朽化した施設・設備の改修を推進するとともに、災害時に避難場所となる学校体育館の非構造部材の耐震化をはじめとする防災機能の向上を図る必要があります。また、災害時に児童生徒や教職員が適切な行動が取れるよう、各学校における防災計画の見直しを行うとともに、防災への意識や能力の向上、緊急時の対応、事故防止など学校の安全度を高める必要があります。

(2) 生涯学習等

ア) 概況

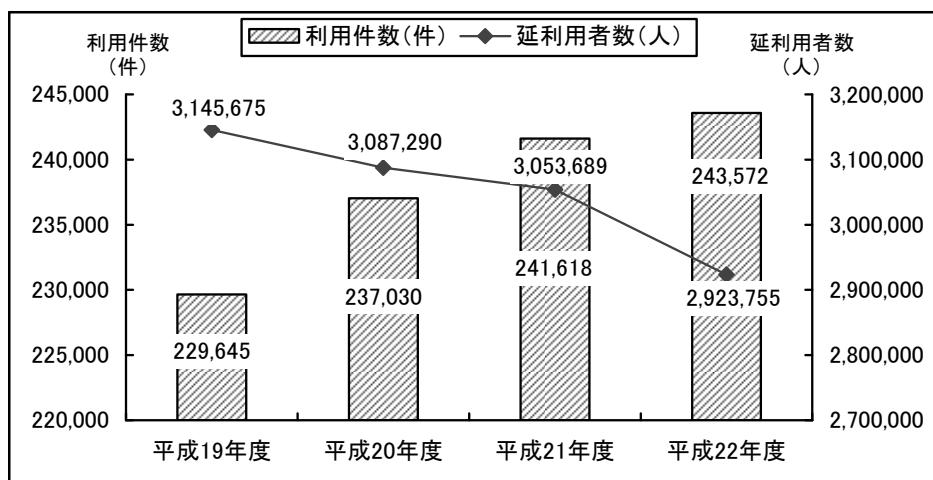
<生涯学習>

○平成 23 年度に実施した市民意識調査によると、本市が行っている施策の現状の満足度に関する質問の中で、「生涯学習の振興／図書館・公民館などの文化的公共施設の充実」に対する満足の平均ポイント得点は、2年連続で 28 施策中 2 番目に高い得点となっています。

○公民館の利用状況を見ると、延利用者数が減少したものの諸室の利用件数は増加しています。これは、少人数で活動する団体が増加している傾向があることが要因と考えられます。(図 3-2-1)

○生涯学習総合センター及び公民館(58 館)は、地域における生涯学習の拠点として設置されており、地域住民の教養の向上、健康の増進等を目的として主催講座を実施しています。平成 19 年度と平成 22 年度を比較すると、事業数は減少しているものの、現代的課題である食育・環境などをテーマとした事業や、介護予防事業を含む高齢者支援事業の参加者が大幅に増加しています。(表 3-2-1)

図 3-2-1 公民館の利用状況の推移



出典:教育委員会事務局生涯学習部生涯学習総合センター資料

表 3-2-1 生涯学習総合センター・公民館主催事業の推移

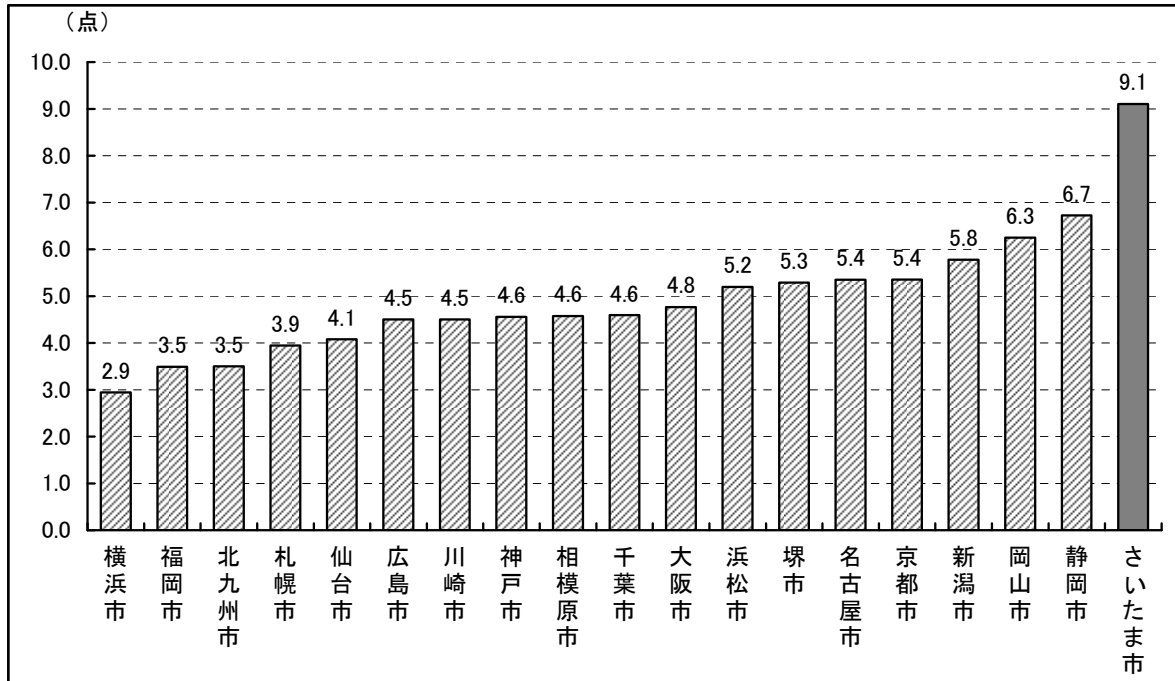
年 度	平成 19 年度 (58 館 / 開館延 20,449 日)			平成 22 年度 (59 館 / 開館延 20,015 日)		
	事業数	延回数	参加延数 (人)	事業数	延回数	参加延数 (人)
子育て支援事業(親の学習含む)	191	1,011	35,984	205	906	31,555
高齢者支援事業(介護予防事業含む)	208	1,890	52,639	211	1,923	55,282
現代的課題(食育・環境など)をテーマとした事業	151	341	16,940	212	362	21,069
子ども向け事業(子ども体験教室等)	283	1,284	38,267	282	1,101	30,412
スポーツ教室	36	351	5,586	31	362	5,985
地区運動会	21	22	16,606	15	16	13,077
公民館文化祭	64	243	90,141	56	205	78,152
文化・芸術・歴史講座	283	747	24,868	259	627	21,446
パソコン教室	68	246	4,186	36	195	2,590
人権教育・啓発事業	36	48	2,090	44	54	2,119
その他(国際理解・ボランティア支援等)	283	916	15,297	208	778	14,423
合計	1,624	7,099	302,604	1,559	6,529	276,110

出典：教育委員会事務局生涯学習部生涯学習総合センター資料

注) 主催事業には、市民・団体・NPO及び県との共催事業も含まれます。

○平成 23 年度現在、市民にとって最も身近な学びの場といえる市立図書館を 23 館設置しています。平成 22 年度における人口 1 人当たりには換算した市立図書館の蔵書冊数は 2.7 冊で、政令指定都市の中では第 2 位、また、人口 1 人当たりの貸出点数は 9.1 点で、第 2 位の 6.7 点を大幅に上回って第 1 位となっており、図書館の整備及び利用状況は、他都市と比較しても良好な水準にあるといえます。(図 3-2-2)

図3-2-2 図書館の都市間比較・人口1人当たり貸出点数（平成22年度実績）



出典：「平成23年度指定都市立図書館長会議資料」平成23年7月

＜青少年育成＞

○都市化の進展や、インターネット・携帯電話の普及など、情報化の進展により、青少年を取り巻く環境が大きく変化しています。このため、対人関係の希薄化やコミュニケーション能力の低下、体験不足により、青少年の自立の遅れが指摘されており、困難を抱える青少年が増えています。

○コンビニやゲームセンター、公園などに集まっている青少年が増えるとともに、青少年がエネルギーを発散し、地域で安心して過ごせる居場所も少なくなっています。(図3-2-3)

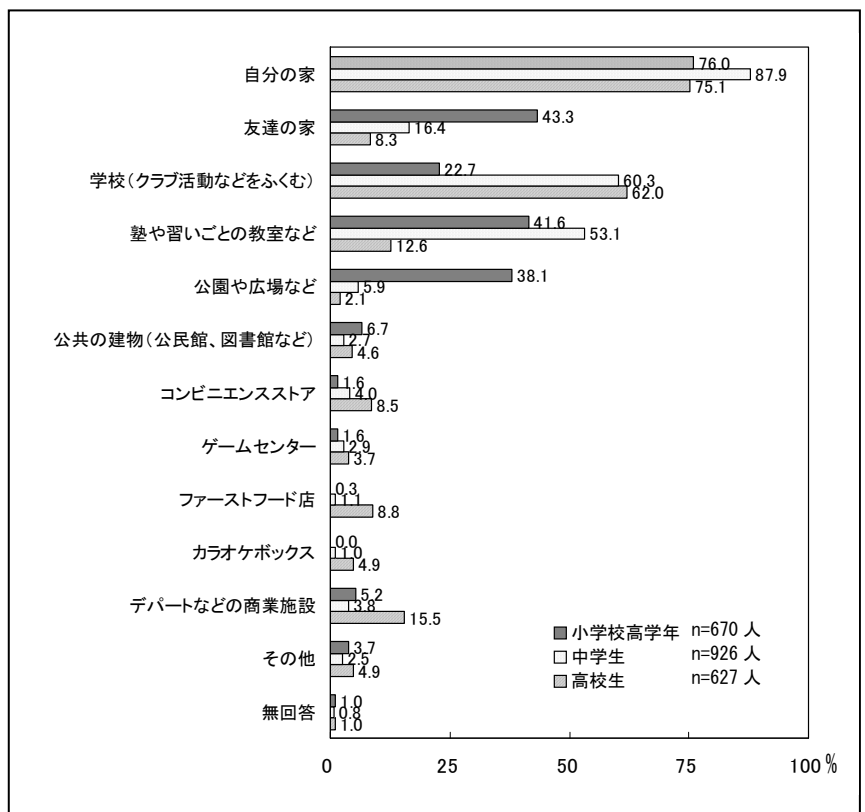


図3-2-3 放課後を過ごすことが多い場所（複数回答）
出典：「さいたま 子ども・青少年希望プラン策定に係るアンケート調査」(平成20年)

○青少年の地域参画については、年齢が上がるほど少なくなっています。青少年の自主的な活動や体験のできる場・機会が少なく、相談対応や様々な青少年のニーズにこたえる居場所が必要になっています。

○市内における刑法犯少年の検挙人員は、平成19年～20年では、2年連続で減少していたものの、平成21年では1,120人と対前年比で205人、22.4%増加し、その後は横ばい傾向となっています。また、平成22年における犯罪の内訳では、窃盗犯が604件で全体の59.4%を占め、占有離脱物横領が259件、25.5%でこれに次いでいます。(表3-2-2)

表3-2-2 刑法犯少年の検挙人員の推移

	総数 (件)	凶悪犯 (件)	粗暴犯 (件)	窃盗犯 (件)	知能犯 (件)	風俗犯 (件)	占有離脱 物横領 (件)	その他 (件)
平成18年	1,060	19	78	483	7	2	412	59
平成19年	985	16	62	556	5	3	307	36
平成20年	915	28	81	533	6	5	201	61
平成21年	1,120	16	60	682	5	12	270	75
平成22年	1,017	5	77	604	4	4	259	64

出典:埼玉県警察さいたま市警察部資料

注)岩槻署については、管轄地域分を集計したものであるため、蓮田市分を含む。

イ) 本市の主な取組

□平成17年度～25年度を計画期間として、本市行政の様々な分野にまたがる生涯学習施策の基本的な方向を示した「さいたま市生涯学習推進計画」を策定し、生涯学習施策を総合的に推進しています。

□本計画に掲げた生涯学習推進の目標である「だれもが『学べる・選べる・生かせる』生涯学習環境の創造」に向け、市民の主体的な生涯学習活動の展開や地域における生涯学習の振興、協働による生涯学習の推進などに取り組んでいます。

□地域住民の生涯学習の活動拠点となる公民館については、うるおいと生きがいのある地域文化づくりを目指し、地域的課題や現代的課題に取り組み、高齢介護事業や子育て支援事業を推進しています。なお、平成24年度は、子育て中の親を支援するための親の学習事業を全公民館で実施します。また、公民館の整備に関しては、平成16年度に公民館を統括する役割を担う生涯学習総合センター及び大久保東公民館、平成19年度に鈴谷公民館、平成22年度に善前公民館を整備し、現在は、平成26年度の開館に向け、(仮称)内野地区公民館の整備を進めています。

□市民の主体的な学習の場として需要の高い図書館については、市民の学習意欲及び知的好奇心にこたえる資料や情報を計画的、積極的に収集し、提供するとともに、学校との連携やビジネス支援など、あらゆる世代に向けたサービスの充実を進めています。また、図書館の整備に関しては、平成16年度に桜木図書館、平成17年度に桜図書館、平成18年度に片柳図書館、平成19年度に中央図書館、平成20年度に北図書館を整備し、現在は、平成24年度開館予定の武蔵浦和図書館の整備を進めています。

□青少年が健やかに成長し、自立心や社会性などの豊かな人間性をはぐくむことができるよう、青少年の地域行事・イベントへの参画を促す青少年事業の推進、キャンプ場などの青少年活動施設の運営、青少年育成関係団体などへの支援に取り組んでいます。

ウ) 今後の重点課題

- ◆今後の高齢化の進行などを踏まえ、市民がより豊かで生きがいにあふれた毎日を送ることができ、学習で得た成果や力をよりよい地域づくり、人づくりにも積極的に活かすことができる仕組みの整備を目指し、次期生涯学習推進計画の策定に取り組み、生涯学習環境をより充実させる必要があります。
- ◆多種・多様化している市民の学習ニーズに効果的かつ効率的に応えていくためには、既存施設の機能を適切に維持管理しながら、各種事業の企画・運営への市民参加をより一層促進することも重要なポイントといえます。
- ◆青少年の非行や犯罪を未然に防止するとともに、自主性や社会性をはぐくむため、家庭、地域、学校及び関係団体と連携・協力を図りながら、同世代・異世代とのふれあいや交流、自主的活動のできる居場所づくりを推進するなど、青少年の健やかな成長を促す環境を充実させる必要があります。

(3) スポーツ・レクリエーション

ア) 概況

- 国（文部科学省）では、新たなスポーツ文化の確立を目指し、「人（する人、観る人、支える（育てる）人）の重視」と「連携・協働の推進」を基本的な考え方として、今後概ね10年間で実施すべき重点戦略や政策目標、重点的に実施すべき施策などを示した「スポーツ立国戦略」を、平成22年8月に策定しています。
- その翌年には、昭和36年に制定されたスポーツ振興法が50年ぶりに改正され、スポーツに関する基本理念や、国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力など、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めた「スポーツ基本法」が施行されています。
- さらに、観光による内需拡大の必要性が高まる中、訪日外国人旅行者の拡大及び国内観光振興の起爆剤とするため、スポーツを「観る（観戦）」「する（楽しむ）」ための移動だけではなく、周辺の観光要素やスポーツを「支える」人々との交流や地域連携も付加した旅行スタイルとして、「スポーツツーリズム」の推進に向けた動きが拡大しつつあります。
- 本市は、明治41（1908）年に埼玉師範学校（現埼玉大学教育学部）に蹴球部が創設されたことを起源に、100年を超える歴史と伝統を誇る、日本屈指の「サッカーのまち」であり、現在では、Jリーグの2チームのホームタウンとしても知られるなど、全国的にも極めて高い知名度を有しています。
- 平成23年度に実施した市民意識調査において、さいたま市にどのようなイメージを持っているのかを質問したところ、「スポーツの盛んなまち」は34.1%で、「交通の利便性が高いまち（55.9%）」、「関東の主要都市（36.9%）」に次ぐ第3位となっています。

○本市には、サッカースタジアムなどの大規模な施設から、各地域の施設まで、様々なスポーツ施設があり、多くの市民に親しまれています。さらに、市民の健康増進及び余暇活動の充実を図ることを目的としたレクリエーション施設等を有しています。（表3-3-1）

表3-3-1 市内の利用可能なスポーツ施設

種類	面数	種類	面数
テニスコート	164	柔道場	5
卓球台	159	剣道場	5
バドミントンコート	90	ハンドボール場	3
野球場	41	陸上競技場	2
ソフトボール場	72	ゲートボール場	35
サッカー場	34	グラウンドゴルフ場	10
フットサルコート	5	ターゲットバードゴルフ場	1
バレーボールコート	32	相撲場	1
バスケットボールコート	17	ランニングコース	2
プール	12	ラグビー場	1

出典：さいたま市スポーツ振興まちづくり計画（平成23年7月策定）
注）県所有の施設を含む。

- 既存のスポーツ・レクリエーション施設の中には、建築後30年以上が経過し、老朽化の進行に伴う機能の低下が懸念される施設も見受けられます。
- 先述した市民意識調査によると、本市が行っている施策の現状の満足度に関する質問の中で、「スポーツ・レクリエーションの振興／関連公共施設の充実」に対する満足の平均ポイント得点は、28施策中3番目に高い得点となっています。

○本市が平成 22 年に実施したスポーツに関する市民意識調査によると、「現在の週 1 回以上の市民のスポーツ実施率（週 4 回以上と週 1 回以上の合計）」は、平成 15 年の 28.5%から 11.2 ポイント増の 39.7%に上昇するなどの現状がありますが、一方で、平成 21 年に実施した同調査によると、市民の 86.8%が運動不足を感じているという状況にあります。（図 3-3-1・2）

○スポーツに関する市民意識調査（平成 22 年度）によると、スポーツを行わない人の理由では、「仕事や家事等により時間がとれない」が 41.3%で最も高く、次いで「きっかけがない」の 37.2%、「お金がかかる」の 33.7%、「気軽にできる場所がない」の 29.8%の順となっています。（図 3-3-3）

○本市では、各種スポーツ大会やイベントの運営支援、各地域での少年団などのチーム・クラブの運営支援、スポーツの指導、審判の実施など、様々な場面でスポーツボランティア活動が行われています。しかし、スポーツに関する市民意識調査（平成 22 年度）によると、スポーツボランティアに参加したことがある人の割合は 8.0%であり、平成 15 年の 9.5%に比べ、1.5 ポイント低下しています。

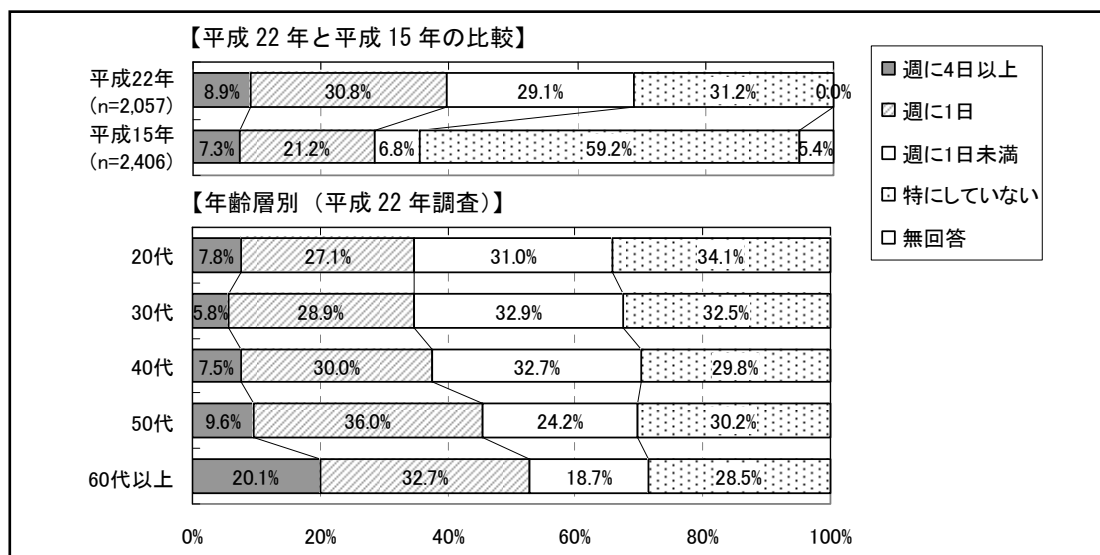


図 3-3-1 スポーツの実施状況

出典：市民・スポーツ文化局スポーツ文化部スポーツ企画課
「スポーツに関する市民意識調査」（平成 15 年、22 年）

注）端数処理の関係で個別に積み上げた値が 100%にならない場合がある。

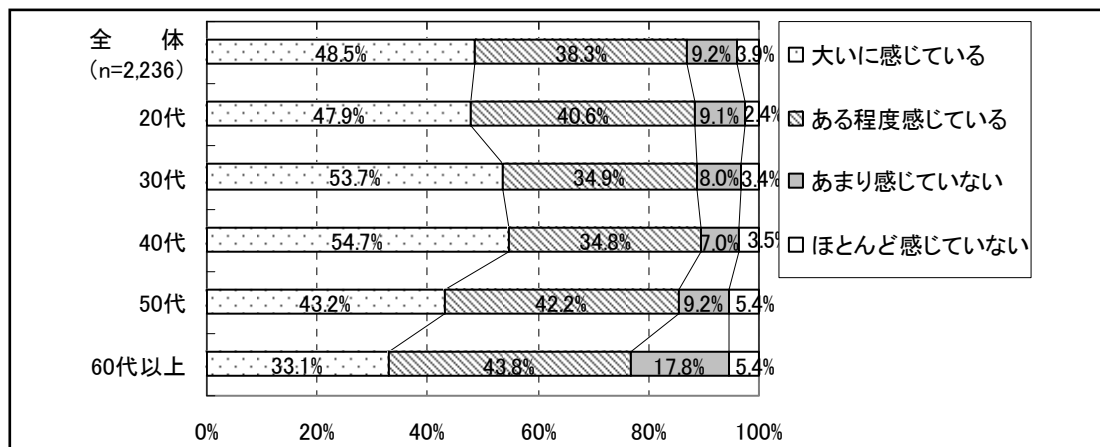


図 3-3-2 市民の運動不足感

出典：「スポーツに関する市民意識調査」（平成 21 年）

注）端数処理の関係で個別に積み上げた値が 100%にならない場合がある。

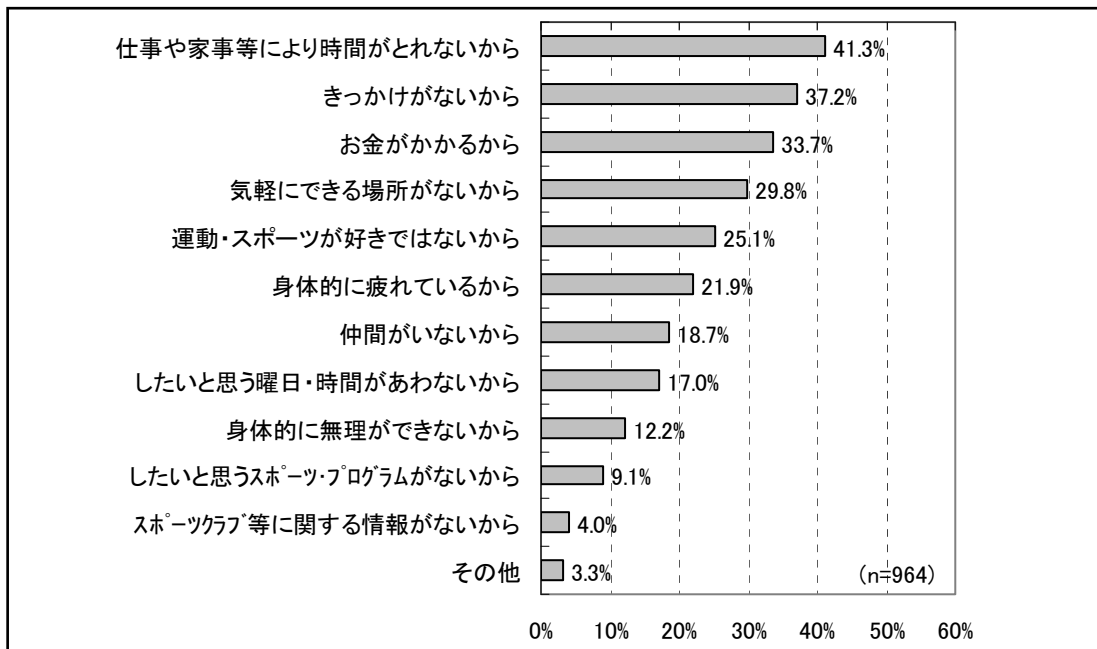


図 3-3-3 スポーツを行わない理由
出典：「スポーツに関する市民意識調査」（平成 22 年）

イ) 本市の主な取組

- さいたまシティマラソン（平成 14 年度～）の開催、FIBA バスケットボール世界選手権への支援など、各種スポーツイベントに取り組むとともに、さいたまシティカップ（平成 15 年度～）の開催、さいたま市サッカーのまちづくり推進協議会への支援、サッカー人材育成のための事業の実施など、サッカーを核としたスポーツのまちづくりに取り組んでいます。
- 「一市民一スポーツ」の基本理念のもとに、生涯スポーツの振興と普及を図るため、平成 21 年 4 月にスポーツ・レクリエーションリーダーバンク制度及びスポーツボランティアバンク制度を立ち上げ、市民への適切なスポーツ・レクリエーションリーダーの紹介や、生涯スポーツの振興の担い手としてスポーツボランティアの奨励・育成、自主的・積極的な活動の支援に取り組んでいます。
- 平成 22 年 4 月、生涯スポーツを推進し、スポーツを活用した総合的なまちづくりの推進を図るため、「さいたま市スポーツ振興まちづくり条例」を施行しています。
- 本条例に基づき、平成 23 年 7 月には、従前のスポーツ振興計画を見直し、スポーツとまちづくりの広範な分野において、市民等、スポーツ関連団体、事業者及び行政が連携を図るための方向性や、スポーツ振興まちづくりの具体的な施策を体系的に定めた「さいたま市スポーツ振興まちづくり計画」を策定し、諸施策の展開を図っています。
- 平成 23 年 10 月、スポーツの分野で新たな観光・交流人口の拡大を図るため、本市のスポーツに関するシティセールスや関連マーケティング活動を専門的に展開する組織として、本格的なスポーツコミッションとしては国内初となる、「さいたまスポーツコミッション」を設立しています。

ウ) 今後の重点課題

- ◆より多くの市民がスポーツを気軽に楽しめる環境づくりに積極的に取り組み、青少年の健全な育成をはじめ、市民の体力向上や健康の保持増進を図るとともに、スポーツを通じた地域コミュニティの形成・醸成を図っていく必要があります。
- ◆生涯スポーツの振興と併せ、スポーツコミッションを核として、本市のスポーツに関するシティセールスや関連マーケティング活動に取り組み、スポーツの分野で新たな観光・交流人口の拡大を図るなど、スポーツを活用した総合的なまちづくりを推進する必要があります。
- ◆今後、超高齢社会の到来に伴い財政の自由度の低下が大いに懸念されるとともに、老朽化の進行に伴いスポーツ・レクリエーション施設の維持管理コストの増大が見込まれる中、施設については、公共施設マネジメント計画を踏まえながら、適正配置や利活用（利用料金や利用時間等）、未利用地の活用などについて検討する必要があります。

(4) 歴史・文化

ア) 概況

- 平成 13 年に成立した文化芸術の振興のための基本的な法律である「文化芸術振興基本法」は、文化芸術に関する活動を行う人々の自主的な活動を促進することを基本としながら、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に貢献することを目的としています。
- 文化芸術振興基本法に基づき、平成 23 年 2 月に閣議決定された「第 3 次文化芸術の振興に関する基本的な方針」では、文化芸術は、人々が心豊かな生活を実現していく上で不可欠なものであり、かつ、持続的な経済発展や国際協力の円滑化の基盤となり、国力を高めるものとされ、心豊かな国民生活を実現するとともに、活力ある社会を構築して国力増進を図るため、文化芸術振興を国の政策の根幹に据え、新たな「文化芸術立国」を目指すことが明記されています。
- 近年、文化芸術創造都市として美しい景観やその自治体固有の文化的環境を活かすことにより、住民の創造性を育むとともに、新しい産業やまちの賑わいに結びつけることを目指す自治体が増えており、国においても、これらの自治体を支援するため、国内外の情報収集・提供及び研修の実施等を通じた国内の文化芸術創造都市ネットワークの構築などに取り組んでいます。
- 平成 13・17 年の 2 度にわたる合併を経て誕生した本市は、多様な歴史と文化を持つ都市であることから、市全体としてのアイデンティティ²⁶の確立が求められています。これまで本市では、平成 18 年 3 月に策定した「さいたま市文化芸術振興計画」において、“「さいたま文化」を輝き放つ市民文化のまち”を文化芸術振興の将来像に掲げ、歴史と風土に育まれた市独自の伝統文化と、市民によって創り出される文化との融合による「さいたま文化」の創造に努めてきました。
- 「さいたま市文化芸術振興計画」では、「緑の文化」、「スポーツ文化」、「漫画・ユーモア文化」、「人形文化」、「鉄道文化」の 5 つを本市の特徴ある文化として掲げるとともに、各区の文化芸術に関する地域資源を掲げています。
- また、市内には、古くからの歴史・文化を今に伝える文化財や神社仏閣などが数多く残されており、平成 22 年 3 月 31 日現在、国指定 10 件、県指定 72 件、市指定 442 件の合計 524 件にも及ぶ有形・無形の指定文化財が存在します。（表 3-4-1）
- しかし、平成 23 年度に実施した市民意識調査において、さいたま市にどのようなイメージを持っているのかを質問したところ、「文化的なまち・芸術のまち」は 12.4%で、20 項目中第 10 位となっており、文化都市としてのイメージはそれほど強くない現状にあります。
- 一方、今後は、団塊の世代に代表されるような、これまで市外へ通勤し、地域社会との関係が希薄であった市民の地元への回帰現象が進むことにより、これらの人々が健康や生きがいづくりの一環として、文化芸術活動の担い手となることも大いに期待されます。

²⁶ 英語の identity で「同一性」「本人であること」「個性・独自性」などの意味。本文では「文化的固有性」又は「文化における独自性」を指す。

イ) 本市の主な取組

□平成 18 年 3 月に、新生・さいたま市としてのアイデンティティーの醸成を図るとともに、新たに生まれた 10 区のそれぞれのアイデンティティーを確立し、地域に根ざした文化を活かした豊かな市民生活の実現を目的に、文化芸術振興の基本となる方針などを示した「さいたま市文化芸術振興計画」を策定しています。(計画期間：平成 18 年度～25 年度)

□これまで、鉄道博物館(平成 19 年度開館)の整備促進、プラザノース内でのユーモアスクエアの開設(平成 20 年度)、大宮盆栽美術館の開館(平成 21 年度)などを通じて、本市の文化資源を活用した魅力あるまちづくりに取り組んでいます。

□平成 22 年度に建設事業費の 1% (一般財源ベース) を文化芸術事業に充てる仕組みの考え方を構築し、新たな文化芸術事業を推進しています。

□平成 23 年 12 月、文化芸術都市²⁷の創造に関する基本理念を定め、市の責務を明らかにするとともに、市民等の理解と協力を得ながら、文化芸術都市の創造のための施策の基本となる事項を定めることで、総合的かつ持続的な文化芸術の振興を図り、もって市民等が生き生きと心豊かに暮らせる文化芸術都市を創造するため、「さいたま市文化芸術都市創造条例」を制定しています。(平成 24 年 4 月施行)

表 3-4-1 指定文化財の状況

指定の種類	総数	国指定	県指定	市指定
総数	524	10	72	442
有形文化財	335	4	49	282
建築物	40	—	4	36
絵画	18	—	8	10
彫刻	53	—	6	47
工芸品	46	3	12	31
書跡	9	—	—	9
典籍	2	—	1	1
古文書	68	—	12	56
考古資料	48	—	4	44
歴史資料	51	1	2	48
無形文化財	2	—	1	1
有形民俗文化財	42	1	8	33
無形民俗文化財	16	1	—	15
史跡	43	2	6	35
天然記念物	83	2	5	76
旧跡	3	—	3	—

出典:教育委員会事務局生涯学習部文化財保護課資料
(平成22年3月31日現在)

ウ) 今後の重点課題

- ◆貴重な歴史・文化資源を適切に保護しながら、次代を担う子どもから大人まで、郷土の歴史や文化に対する多くの市民の関心を高め、これらの資源を将来にわたり継承するとともに、新たな文化の創造に取り組む必要があります。
- ◆市民等が文化芸術を楽しみ、自主的な文化芸術活動が活性化されることにより、文化芸術が本市の経済や教育、都市計画など様々な分野に影響を与え、地域の活性化及び都市としての魅力の向上につなげていくため、文化芸術都市創造条例に基づき、文化芸術都市の創造に取り組む必要があります。

²⁷ さいたま市文化芸術都市創造条例では、市民等が自主的に文化芸術に関する活動を行い、又は文化芸術を享受することにより、市民等の文化芸術以外の分野における活動が促進され、かつ、文化芸術の振興を契機として地域が活性化し、市民等が充実した生活を送ることのできる活力のある都市と定義している。

(1) 市街地整備

ア) 概況

○平成24年2月28日現在、都市基盤の形成や無秩序な市街化の防止などを目的とした土地区画整理事業は、完了済み55地区、2,259.77ha、施行中26地区、1,103.33haであり、両者の合計面積は3,363.10ha、市街化区域全体の約3割を占めています。

(表4-1-1)

○土地区画整理事業を都市計画として決定してから10年以上が経過しているものの、関係者との合意形成が図られず、事業化に至らぬまま市街化が進行し、宅地の細分化などによって事業の実施が難しくなっている長期未着手地区が、平成24年2月28日現在、8地区、380.26haあります。

○敷地の細分化や老朽化した木造建築物の密集、道路・公園等の公共施設が不十分なことなどを原因として、都市機能の低下がみられる地区を対象に、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図ることを目的とした市街地再開発事業は、平成24年2月末現在、完了済み18地区(約23.8ha)、施行中3地区(約8.4ha)、また、都市計画として決定したものの、事業化に至っていない地区が2地区(約2.5ha)となっています。(表4-1-2)

○地区の特性に応じて公共施設や建築物、土地利用などに関するきめ細かなまちづくりのルールを一体的かつ総合的に1つの計画として定め、地区レベルで計画的な市街地形成の誘導を目的とした地区計画は、平成24年3月末日現在、市内59地区で定められています。

○北関東・東北地方、上信越地方から首都圏への玄関口に位置する大宮駅及びその周辺は、多様な都市機能が集積する極めて拠点性の高い地域となっているものの、慢性的な交通渋滞の発生や都市基盤整備の不備など、まちの近代化が大きく遅れており、その再生は本市における市街地整備上の重点課題の1つとなっています。

表4-1-1 土地区画整理事業の実施状況

	地区数 (地区)	施行面積 (ha)	施行者別	地区数 (地区)		施行面積 (ha)		
事業完了地区	55	2,259.77	市施行	16	1,144.92	組合施行	29	771.05
			その他施行	10	343.80			
			市施行	8	285.95	組合施行	15	444.82
事業施行中地区	26	1,103.33	その他施行	3	372.56			
			市施行	24	1,430.87	組合施行	44	1,215.87
			その他施行	13	716.36			
計	81	3,363.10						
都市計画決定地区	8	380.26						
合計	89	3,743.36						

出典：都市局まちづくり推進部市街地整備課「さいたま市土地区画整理事業一覧」(平成24年2月28日現在)

表4-1-2 市街地再開発事業の実施状況

	地区数 (地区)	施行面積 (ha)	施行者別	地区数 (地区)		施行面積 (ha)		
事業完了地区	18	約23.8	市施行	3	約6.3	組合施行	11	約14.1
			その他施行	4	約3.4			
			市施行	1	約2.8	組合施行	1	約2.6
事業施行中地区 (一部完了を含む)	3	約8.4	その他施行	1	約3.0			
			市施行	4	約9.1	組合施行	12	約16.7
			その他施行	5	約6.4			
計	21	約32.2						
都市計画決定地区	2	約2.5						
合計	23	約34.7						

出典：都市局まちづくり推進部市街地整備課「再開発事業地区一覧」(平成24年2月末現在)

イ) 本市の主な取組

- 平成 17 年 12 月に、都市計画法第 18 条の 2 に位置付けられている「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、都市全体や地域の将来像などを示し、個別具体の都市計画を行うための基本的な指針の役割を担う「さいたま 2005 まちプラン（さいたま市都市計画マスタープラン）」を策定しています。
- 本プランに基づき、都市間競争、地球環境問題、少子高齢化や人口減少など、市街地を取り巻く社会経済状況の変化に対応し、既存の市街地の再構築・再生に重点を置いた「コンパクトなまちづくり」への転換を目指し、市民・企業・行政の協働によるまちづくりを推進しています。
- 平成 22 年 5 月に「大宮駅周辺地域戦略ビジョン」を公表し、大宮駅周辺地域が目指すべき将来像として「東日本の顔となるまち」、「おもてなしあふれるまち」及び「氷川の杜、継ぐまち」を掲げ、政令指定都市にふさわしい都心地区を民間と行政の協働によって実現しようと再構築に向けて取り組んでいます。
- 浦和駅周辺では、鉄道高架化事業や市街地再開発事業など市街地の再構築が進行中であり、商業・業務機能、文化・交流機能、都心居住機能などの誘導を図り、県都の玄関口として、また、文教都市としてふさわしい風格を持った新たなにぎわいの拠点として整備が進められています。
- このうち、浦和駅東口では、建築物や駅前交通広場、市民広場、公共地下駐車場、周辺街路が一体的に整備され、平成 19 年 10 月には、地下 4 階・地上 10 階建ての再開発ビルがオープンしています。
- 土地区画整理事業については、平成 24 年 2 月現在 26 地区が施行中であり、引き続き早期完成に向け事業の推進に努めていきます。また、長期未着手となっている地区については、地元との連携を図りながら新たなまちづくり方針を検討するなど解消に向けた取組みを進めています。



ウ) 今後の重点課題

- ◆将来的な人口構造の変化や各地区の特性・ニーズを踏まえつつ、柔軟性に富んだ市街地整備を推進し、より多くの人々が安全・安心で快適に暮らし続けることができる生活都市として、市街地の質的な改善や都市機能の向上に努める必要があります。
- ◆大宮駅周辺地域を政令指定都市にふさわしい都心地区として再構築していくため、地元、事業者、行政の 3 者の連携により、「大宮駅周辺地域戦略ビジョン」の具現化に向けた取組みを積極的に推進する必要があります。

(2) 道路・交通

①道路

ア) 概況

○平成22年4月1日現在、高速自動車国道を除いた道路の総延長は4,138.2kmであり、これらのうち、改良済みの延長は2,663.0km、改良率は64.4%となっています。他の政令指定都市18市と比較すると、総延長は第10位、改良率は第11位と、いずれもほぼ中位に位置しています。また、道路のうち、市民の日常生活に密着した生活道路である市道の舗装率は82.1%で、第14位となっています。(表4-2-1)

表4-2-1 種類別道路の都市間比較(改良率の高位順)

順位	市名	総延長 (km)	改良率 (%)	一般国道 (km)	主要地方道 (km)	地方道		
						都道府県道 (km)	市道 (km)	舗装率(%)
1	大阪市	3,985.4	85.6	114.3	210.6	146.0	3,514.5	92.7
2	堺市	2,069.9	85.2	24.4	142.8	70.3	1,832.4	99.0
3	仙台市	3,628.3	83.1	128.3	132.2	100.7	3,267.1	94.4
4	札幌市	5,600.2	82.7	152.2	193.6	101.0	5,153.4	81.2
5	名古屋市	6,349.4	81.2	119.5	214.7	143.3	5,871.9	97.3
6	静岡市	3,250.2	79.1	135.3	231.2	182.5	2,701.1	95.1
7	川崎市	2,483.1	78.1	41.9	76.9	19.3	2,345.1	89.3
8	福岡市	3,937.4	75.1	107.1	92.8	164.5	3,573.0	97.2
9	横浜市	7,737.3	71.8	152.8	173.1	117.8	7,293.6	98.3
10	広島市	4,306.3	70.5	161.8	228.6	185.7	3,730.2	93.4
11	さいたま市	4,138.2	64.4	47.2	107.9	88.4	3,894.6	82.1
12	北九州市	4,265.3	62.1	211.2	145.2	125.7	3,783.1	91.4
13	千葉市	3,311.8	61.1	74.8	93.9	24.4	3,118.7	87.2
14	浜松市	8,424.8	60.2	232.7	205.2	474.0	7,513.0	83.9
15	京都市	3,584.5	58.9	167.2	224.1	267.6	2,925.5	87.6
16	神戸市	5,936.1	57.6	96.9	306.0	93.0	5,440.2	70.1
17	新潟市	6,768.2	52.9	118.2	322.7	214.6	6,112.7	80.0
18	岡山市	6,528.3	52.1	143.4	264.8	298.1	5,821.9	79.4

出典:各市所管課資料(平成22年4月1日現在)

注1)道路法に基づく道路のうち、高速自動車国道を除く。

2)「主要地方道」は都道府県道及び市道の主要な路線について、国土交通大臣により指定されたもの。

3)平成22年4月1日に政令指定都市に移行した相模原市を除く。

○平成23年11月11日現在、都市計画法で定められた基幹的な都市施設(道路・公園・下水道など)の1つであり、都市の骨格を形成する都市計画道路は164路線、総延長391.8km、このうち、改良済みの延長は194.3km、改良率は49.6%にとどまっており、改良率は政令指定都市の中で最下位となっています。(表4-2-2)

○都市計画として決定された幅員による整備は完了していないものの、都市計画道路と同程度の機能を果たしうる現況道路として、概ね計画幅員の3分の2以上又は4車線以上の幅員を有する概成済み都市計画道路の延長は35.9kmであり、これと改良済みを合わせた整備済み延長は230.2km、整備率は58.8%となっています。(同上)

表4-2-2 都市計画道路（幹線道路）の都市間比較
（改良率の高位順）

順位	市名	計画延長 (km)	改良済		概成済	
			(km)	改良率(%)	(km)	整備率(%)
1	札幌市	871.2	799.3	91.7	40.1	96.4
2	名古屋市	1,004.5	872.3	86.8	135.7	100.0
3	神戸市	832.5	682.5	82.0	37.1	86.4
4	大阪市	625.3	489.0	78.2	66.7	88.9
5	福岡市	512.6	386.7	75.4	53.9	86.0
6	広島市	413.2	301.5	73.0	31.3	80.6
7	堺市	273.1	198.3	72.6	13.0	77.4
8	千葉市	401.6	281.1	70.0	20.4	75.1
9	北九州市	699.2	474.9	67.9	22.5	71.1
10	川崎市	307.1	208.2	67.8	20.0	74.3
11	京都市	535.2	358.6	67.0	13.7	69.6
12	仙台市	504.5	332.8	66.0	16.9	69.3
13	新潟市	457.9	297.9	65.1	44.3	74.7
14	岡山市	323.1	206.4	63.9	24.0	71.3
15	横浜市	806.8	487.8	60.5	64.6	68.5
16	静岡市	379.8	210.8	55.5	35.1	64.7
17	浜松市	485.2	264.2	54.4	22.5	59.1
18	さいたま市	391.8	194.3	49.6	35.9	58.8

出典：財団法人都市計画協会「都市計画年報」(平成22年3月31日現在)
注)平成22年4月1日に政令指定都市に移行した相模原市を除く。

- 都市計画道路は、延長が長く、かつ広幅員のものが多く、整備に要する費用も相応なものになることから、路線の中には都市計画として決定した後、相当な年数が経過しているものの、整備の着手に至っていない路線や区間が数多く存在しています。
- 我が国全体が右肩上がりの経済成長を前提とした社会構造から、安定・成熟型社会への移行が進む中、本市においても、他都市と同様に、今後、決定当初の都市計画道路の整備の必要性や緊急性が薄れていく路線が増加することも考えられます。
- 埼玉県では、平成17年3月に「長期未整備都市計画道路の見直しガイドライン」を策定し、県と各市町が十分に連携を図りながら、都市計画道路の必要性を再検証し、適切な見直しを進めるとともに、住民に適時適切に情報提供を行うことで、行政としての説明責任を果たすこととしています。
- これを受け本市では、後述する「さいたま市総合都市交通体系マスタープラン（さいたまSMARTプラン）」に掲げた交通体系整備の基本的な方向性を踏まえ、事業面からは、より効果的・効率的な道路整備プログラムを策定し、着実な事業実施を進めていくとともに、計画面からは、長期未整備路線への対応を含め、将来の交通需要を踏まえた適切な都市計画道路の見直しに取り組んでいます。

○平成 21 年 4 月 1 日現在、本市が管理する橋梁 965 橋中、橋齢が分かっているのは 525 橋であり、これらのうち、30 年後には橋齢が 50 年を超えるものが全体の約 70% を占め、今後、老朽化が急速に進行することが見込まれています。(図 4-2-1)

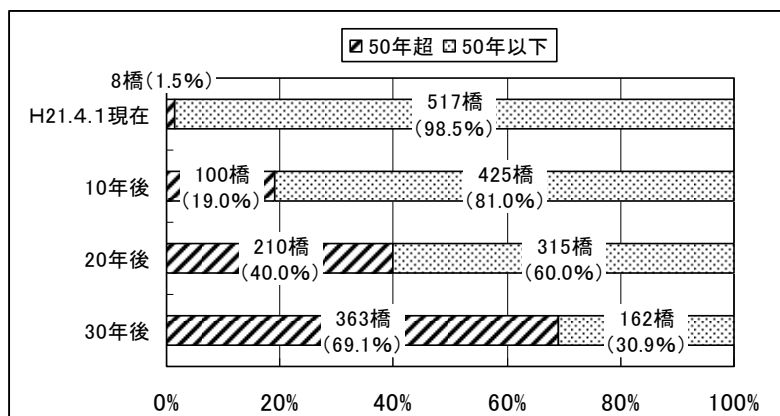


図 4-2-1 今後 30 年の橋齢比率

出典：建設局土木部道路環境課

「さいたま市橋梁長寿命化修繕計画」(平成 22 年 3 月)

イ) 本市の主な取組

- 平成 18 年 4 月、岩槻市との合併に伴い、大都市における安全快適な都市生活と、さいたま市らしさを活かした都市交通施策を戦略的に展開するため、本市としての交通問題への取組の考え方や方針を示した「さいたま市総合都市交通体系マスタープラン基本計画(さいたま SMART プラン)」を改訂しています。
- 人と環境に配慮した質の高い都市基盤の構築を目標に掲げ、平成 21 年度～25 年度を計画期間とする「さいたま市道路整備計画」に基づき、効果的かつ効率的な道路整備事業(道路改良事業、都市計画道路(街路)事業、交通安全事業)の推進に取り組んでいます。
- このうち、都市計画道路整備事業について、効率的・効果的な事業の実施を図るとともに、事業の透明性の向上を一層高めるため、事業の整備効果などを積極的に公表し、今後の道路行政マネジメントへ反映できるよう取り組んでいます。
- 平成 23 年 11 月、都市計画道路が抱える課題を整理し、将来の道路網計画をどう考えるべきか、どのようにつくっていくべきかを検討し、今後、道路網計画を策定する上での基本的な考え方を、「道路網計画づくりの指針」としてとりまとめています。
- 本指針は、道路網計画の策定にあたり、「道路の必要性と事業性を考慮した新しい道路網計画を位置付ける」「財政計画と連動して、道路の計画・整備を時間管理する」「より開かれた計画づくりを進める」という 3 つの抜本的な見直しの考え方を掲げています。
- 平成 22 年 3 月に、橋梁を良好に保全するための維持管理計画として、アセットマネジメント²⁸の手法を用いた「さいたま市橋梁長寿命化修繕計画」を策定し、これに基づく橋りょうの補修や補強、架替工事を順次実施しています。

²⁸ 資産管理 (Asset Management) の方法。道路管理においては、橋梁、トンネル、舗装等を道路資産と捉え、その損傷・劣化などを将来にわたり把握することで、最も費用対効果の高い維持管理を行うための方法。

ウ) 今後の重点課題

- ◆今後さらに財政を取り巻く環境が厳しさを増すことが懸念される中、必要な道路整備を着実に進めるためには、必要な道路を厳選し、効果の高いものから優先的に整備するなど、財政規模と連動した計画・整備を進める必要があります。
- ◆都市計画道路について、社会経済状況や道路に対するニーズの変化を踏まえつつ、各路線の必要性や計画の妥当性、道路に求められる機能の変化などを検証し、定期的な計画の見直しに取り組む必要があります。
- ◆橋梁の長寿命化に向けた補修工事等の実効性をより高めるため、「さいたま市橋梁長寿命化修繕計画」を起点とする PDCA サイクルを確立し、継続的に必要な改善に取り組む必要があります。

②公共交通

ア) 概況

< 鉄道 >

○平成22年度における1日平均の乗降客数が最も多いのは、JR大宮駅の470,302人であり、以下、JR浦和駅の158,226人、東武大宮駅の131,977人、JR南浦和駅の113,608人、JR北浦和駅の100,572人の順となっています。(表4-2-3~6)

○平成18年度以降の推移をみると、平成20年度まで各駅の乗降客数は、2年連続で概ね増加傾向で推移していたものの、平成21年度では対前年度比で減少に転じている駅が目立ち、平成22年度には全33駅中17駅と全体の約5割に及んでいます。(同上)

○沿線人口の伸びなどによって、平成22年度における埼玉高速鉄道線(地下鉄7号線)の1日当たりの輸送人員は85,100人と前年度から1,400人増加したものの、サッカー開催時の利用者数の減少などにより、計画目標の86,700人を1,600人下回っています。(同上)

表4-2-3 JRの1日平均乗降客数の推移

駅名	平成18年度	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度	
	1日平均 (人/日)	1日平均 (人/日)	対前年 増減率(%)	1日平均 (人/日)	対前年 増減率(%)	1日平均 (人/日)	対前年 増減率(%)	1日平均 (人/日)	対前年 増減率(%)
1 大宮	467,438	478,222	2.3	479,440	0.3	472,848	▲1.4	470,302	▲0.5
2 さいたま新都心	76,254	77,096	1.1	78,722	2.1	78,886	0.2	78,180	▲0.9
3 与野	48,744	49,830	2.2	50,224	0.8	49,726	▲1.0	49,014	▲1.4
4 北浦和	100,194	100,876	0.7	101,232	0.4	100,984	▲0.2	100,572	▲0.4
5 浦和	150,386	157,416	4.7	159,582	1.4	158,752	▲0.5	158,226	▲0.3
6 北与野	15,506	16,094	3.8	16,254	1.0	16,286	0.2	16,142	▲0.9
7 与野本町	28,082	28,146	0.2	28,106	▲0.1	27,756	▲1.2	27,582	▲0.6
8 南与野	30,100	30,188	0.3	30,460	0.9	30,868	1.3	31,130	0.8
9 中浦和	23,382	23,588	0.9	24,010	1.8	24,352	1.4	24,428	0.3
10 指扇	29,776	30,144	1.2	30,098	▲0.2	24,386	▲19.0	23,406	▲4.0
11 西大宮	—	—	—	6,848	—	9,240	34.9	11,066	19.8
12 日進	23,464	24,080	2.6	24,646	2.4	23,932	▲2.9	24,580	2.7
13 宮原	42,208	42,910	1.7	46,352	8.0	46,128	▲0.5	46,434	0.7
14 東大宮	61,212	61,934	1.2	62,402	0.8	61,814	▲0.9	61,132	▲1.1
15 土呂	25,520	26,084	2.2	26,234	0.6	26,108	▲0.5	26,722	2.4
16 西浦和	25,528	25,936	1.6	26,090	0.6	25,858	▲0.9	26,500	2.5
17 武蔵浦和	82,636	85,838	3.9	88,230	2.8	90,654	2.7	91,956	1.4
18 南浦和	112,454	114,708	2.0	114,936	0.2	114,492	▲0.4	113,608	▲0.8
19 東浦和	51,988	52,308	0.6	52,434	0.2	52,530	0.2	52,938	0.8

出典:都市局都市計画部都市交通課資料

注)西大宮駅は、平成21年3月14日に開業。

表4-2-4 東武野田線の1日平均乗降客数の推移

駅名	平成18年度	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度	
	乗車人員 (人)	乗車人員 (人)	対前年 増減率(%)	乗車人員 (人)	対前年 増減率(%)	1日平均 (人/日)	対前年 増減率(%)	1日平均 (人/日)	対前年 増減率(%)
1 大宮	131,328	133,240	1.5	133,987	0.6	132,676	▲1.0	131,977	▲0.5
2 北大宮	5,213	5,448	4.5	5,589	2.6	5,668	1.4	5,740	1.3
3 大宮公園	9,756	9,886	1.3	10,153	2.7	9,967	▲1.8	9,835	▲1.3
4 大和田	18,007	18,326	1.8	18,410	0.5	18,291	▲0.6	18,274	▲0.1
5 七里	20,471	20,868	1.9	20,859	▲0.0	20,495	▲1.7	20,346	▲0.7
6 岩槻	36,427	36,736	0.8	37,109	1.0	36,348	▲2.1	34,908	▲4.0
7 東岩槻	19,055	19,161	0.6	19,351	1.0	19,136	▲1.1	19,365	1.2

出典:都市局都市計画部都市交通課資料

表 4-2-5 埼玉新都市交通伊奈線の 1 日平均乗降客数の推移

駅名	平成18年度			平成19年度			平成20年度			平成21年度			平成22年度		
	乗車人員 (人)	乗車人員 (人)	対前年 増減率(%)	乗車人員 (人)	乗車人員 (人)	対前年 増減率(%)	乗車人員 (人)	乗車人員 (人)	対前年 増減率(%)	1日平均 (人/日)	1日平均 (人/日)	対前年 増減率(%)	1日平均 (人/日)	1日平均 (人/日)	対前年 増減率(%)
1 大宮	34,969	39,251	12.2	41,751	6.4	40,111	▲ 3.9	40,462	0.9						
2 鉄道博物館 (大成)	5,249	8,298	58.1	9,192	10.8	7,729	▲ 15.9	7,463	▲ 3.4						
3 加茂宮	3,645	4,001	9.8	4,632	15.8	4,787	3.3	5,042	5.3						
4 東宮原	3,773	3,980	5.5	4,083	2.6	3,841	▲ 5.9	3,907	1.7						
5 今羽	3,696	3,859	4.4	4,082	5.8	4,174	2.3	4,251	1.8						
6 吉野原	3,357	3,449	2.7	3,602	4.4	3,439	▲ 4.5	3,434	▲ 0.1						

出典：都市局都市計画部都市交通課資料

表 4-2-6 埼玉高速鉄道線の乗車人員の推移

駅名	平成18年度			平成19年度			平成20年度			平成21年度			平成22年度		
	乗車人員 (人)	乗車人員 (人)	対前年 増減率(%)	乗車人員 (人)	乗車人員 (人)	対前年 増減率(%)	乗車人員 (人)	乗車人員 (人)	対前年 増減率(%)	1日平均 (人/日)	1日平均 (人/日)	対前年 増減率(%)	1日平均 (人/日)	1日平均 (人/日)	対前年 増減率(%)
浦和美園	9,400	10,600	12.8	10,800	1.9	10,200	▲ 5.6	10,400	2.0						

出典：都市局都市計画部都市交通課資料

<バス>

○市内各所をネットワークしている民間バス路線は、平成 22 年度現在、計 251 系統、1 日平均利用者数は 142,532 人となっています。平成 18 年度以降、民間バスの利用者数は、平成 21 年度には 4 社中 3 社で前年度に比べ減少したものの、うち 2 社は平成 22 年度では再び増加に転じています。(表 4-2-7)

表 4-2-7 バス利用者数の推移

	国際興業バス			西武バス			東武バス			朝日バス			合計		
	運行 系統数	利用者数 (人/日)	対前年 増減率(%)	運行 系統数	利用者数 (人/日)	対前年 増減率(%)	運行 系統数	利用者数 (人/日)	対前年 増減率(%)	運行 系統数	利用者数 (人/日)	対前年 増減率(%)	運行 系統数	利用者数 (人/日)	対前年 増減率(%)
平成18年度	141	74,778	-	28	27,921	-	81	38,028	-	5	1,969	-	255	142,696	-
平成19年度	153	76,208	1.9	29	27,440	▲ 1.7	77	38,007	▲ 0.1	5	1,989	1.0	264	143,644	0.7
平成20年度	140	78,551	3.1	28	27,896	1.7	74	38,592	1.5	6	2,037	2.4	248	147,076	2.4
平成21年度	144	73,838	▲ 6.0	28	28,344	1.6	80	36,016	▲ 6.7	6	1,990	▲ 2.3	258	140,188	▲ 4.7
平成22年度	138	74,086	0.3	27	28,162	▲ 0.6	80	38,265	6.2	6	2,019	1.5	251	142,532	1.7

出典：都市局都市計画部都市交通課資料

注)利用者数は、市内の乗合バスについて集計したもの。路線数は各年度末現在。

○本市では、平成 15 年 4 月の政令指定都市への移行に伴う新設区役所へのアクセス手段として、交通空白地区や不便地区等を対象に、コミュニティバスを導入しており、現在、市内 6 区で運行しています。

○平成 22 年度の 1 日平均利用者数は 1,251 人であり、平成 18 年度以降、一貫して増え続けているものの、平成 21 年～22 年度では、利用者数の伸びはやや頭打ちの状況にあります。(図 4-2-1)

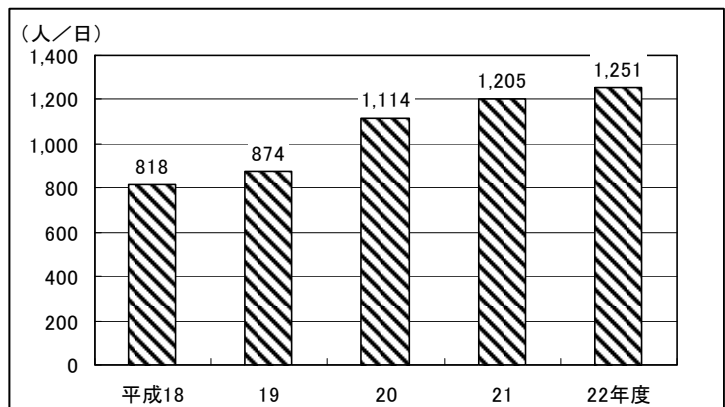


図 4-2-1 さいたま市コミュニティバスの利用者の推移
出典：都市局都市計画部都市交通課資料

イ) 本市の主な取組

- 平成 18 年 7 月に、現行の「さいたま市総合振興計画」及び「さいたま市総合都市交通体系マスタープラン基本計画」を受け、今後目指すべき公共交通ネットワークのあり方や方針を示した「さいたま市公共交通ネットワーク基本計画」を策定しています。
- 地下鉄 7 号線延伸について、平成 17 年度から本市では、埼玉県と共同で、先行整備区間の浦和美園駅から岩槻駅までの延伸事業化へ向け、社会経済状況等を考慮した需要予測、線路や駅など鉄道施設の建設費用、鉄道の運行計画、延伸線が整備された場合の効果、鉄道事業の採算性など、様々な観点から調査・検討に取り組んでいます。
- 平成 23 年度は、これまでの調査を取りまとめるにあたり、第三者の専門家（鉄道、まちづくり・経済等）による検討委員会（地下鉄 7 号線延伸検討委員会）を埼玉県と共同で設置、運営し、鉄道事業だけでなく、まちづくりを含めた総合的な観点から検討していただき報告書として取りまとめ、本市及び埼玉県に提出されました。
- 平成 22 年度に「さいたま市総合都市交通体系マスタープラン基本計画」に基づく、持続可能な公共交通の実現や、過度に車に依存しない交通体系の確立に向け、公共交通や自転車・徒歩への利用転換を図るため長期的な視点を踏まえつつ、短・中期の実行計画である「さいたま市都市交通戦略」を策定し、時間的概念をもった施策の展開とともに、定期的な評価、改善に取り組んでいます。
- 平成 23 年 3 月には、市内の交通空白地区・交通不便地区等の解消方策やその具体的な実施基準を検討するため、本協議会の下に設置した「コミュニティバス等検討委員会」での検討を経て、地域の実情にあったコミュニティバス等の導入や改善を検討するための手続き、判断基準を定めた「コミュニティバス等導入ガイドライン」を策定しています。

ウ) 今後の重点課題

- ◆少子高齢化の進行や人口減少社会の到来、地域の自立・活性化、地球温暖化をはじめとする環境問題など、社会経済状況の変化とこれに伴う諸問題への対応を図るため、公共交通サービスの活性化・再生に向けた取組を強化する必要があります。
- ◆埼玉高速鉄道線の浦和美園駅から岩槻駅までの延伸事業化について、検討委員会の報告書を勧案しつつ、埼玉県と十分な協議・調整を行うとともに、市議会、市民協議会さいたま商工会議所等と密接な連携を図りながら、延伸の方向性の判断を示す必要があります。
- ◆県及び沿線自治体とともに、埼玉高速鉄道線の経営の安定化に向けた支援に取り組む必要があります。

(3) 公園・緑地

ア) 概況

○平成 22 年度末現在、都市公園法に基づき設置・管理され、公園・緑地の最も基本的な施設である都市公園の整備量は、880 箇所、631.7ha となっています。人口 1 人当たりの都市公園面積は 5.12 m² であり、首都圏の政令指定都市の中でも、低い順位に位置しています。(表 4-3-1・2)

○市内には、県立公園をはじめ、特色のある大規模な公園が整備され、市内外の多くの人々に親しまれています。また、本市ではこれまで、市街地の拡大にあわせ、街区内に居住する住民の利用に供することを目的とした街区公園を中心に、都市公園の整備を積極的に進めてきました。

○街区公園の整備量は、平成 17 年度末現在の 677 箇所、85.7ha から、平成 22 年度末現在の 761 箇所、96.70ha と、箇所数ベースでは 12.4% 増加しています。しかしながら、人口 1 人当たりの都市公園面積は、平成 17 年の 4.96 m² から 0.16 m² の増加にとどまっており、市全体として、人口増加のスピードに都市公園の整備が追いついていない状況にあります。(表 4-3-1)

○市内には、市域を南北方向に流下する荒川をはじめ、河岸沿いを中心に、一団の緑地が市街地をはさむように帯状に広がっています。このうち、市の中央部に広がる見沼田圃は、約 1,200ha という広大な規模を誇り、豊かな田園風景が残り、多様な野生生物の生息の場でもあるなど、首都圏の中でも有数の貴重で大規模な緑地空間となっています。

表 4-3-1 都市公園の整備状況

	平成17年度末		平成22年度末	
	公園数 (箇所)	面積 (ha)	公園数 (箇所)	面積 (ha)
街区公園	677	85.66	761	96.73
近隣公園	30	57.44	31	60.77
地区公園	3	12.79	4	16.74
総合公園	10	72.30	11	83.68
運動公園	6	91.62	6	89.10
その他の都市公園	40	269.60	67	284.72
合計	766	589.41	880	631.74

出典:都市局都市計画部都市公園課資料

表 4-3-2 人口 1 人当たり都市公園等の整備状況

市名	箇所数 (箇所)	都市公園等 面積(ha)	1人当たり 公園面積 (m ² /人)
札幌市	2,661	2,236	11.7
仙台市	1,604	1,293	12.8
さいたま市	872	626	5.1
千葉市	974	851	8.9
横浜市	2,592	1,737	4.7
川崎市	1,039	518	3.7
新潟市	1,249	707	9.0
静岡市	460	396	5.7
浜松市	507	632	8.3
名古屋市	1,404	1,549	6.9
京都市	871	623	4.3
大阪市	978	937	3.5
堺市	1,114	684	8.2
神戸市	1,597	2,608	17.0
岡山市	453	1,132	16.6
広島市	1,070	833	7.4
北九州市	1,649	1,133	11.6
福岡市	1,603	1,303	9.0

出典:各市資料(平成22年3月31日現在)



<見沼田圃>

○平成 22 年度の本市の緑被率²⁹は、43.7%となっています。その内訳は、農地が 45.5%（田 19.3%、畑 26.2%）で突出しており、樹林地が 29.3%でこれに次いでいます。（図 4-3-1）

○区別では、岩槻区が 56.4%で最も高く、以下、西区の 56.3%、桜区の 51.3%、緑区の 49.3%、見沼区の 48.5%の順であり、緑被率は市域の東西に向かって広がるように高くなる傾向となっています。（同上）

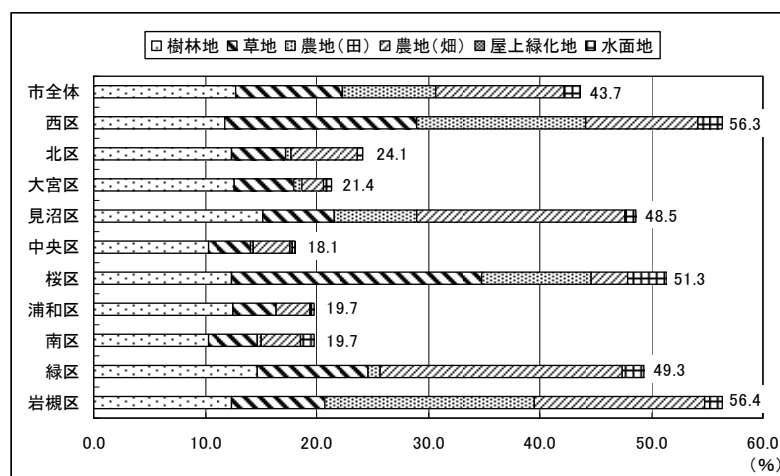


図 4-3-1 平成 22 年度の緑被率の状況
出典：都市局都市計画部みどり推進課「さいたま市緑被現況調査」

○本市が有する豊かな緑地は、ゆとりと潤いのある良好な都市環境を維持・形成し、さいたまらしさを醸し出す極めて重要な要素の 1 つとなっています。さらに、近年、世界規模で地球環境の保全が喫緊の政策課題として大きな注目を浴びる中、これらの緑地の重要性は飛躍的に増大しています。

○しかしながら、経済活動の拡大や都市化の進展、営農環境の変化などに伴い、本市でも緑地の減少や農地の荒地化・耕作放棄地化に歯止めがかからない状況にあります。将来にわたり、ゆとりと潤いのある本市らしい都市環境の維持・形成を図るため、豊かな緑地の保全・活用の強化に取り組むことが従来にも増して強く求められています。

イ) 本市の主な取組

□平成 13 年 5 月から、みどりの保全及び緑化の推進を図ることによって、市民の健康で快適な生活環境を確保することを目的とする「さいたましみどりの条例」を施行しています。本条例に基づき、良好な自然環境を有する緑地や風致又は景観が優れている緑地等を、保存緑地や自然緑地、環境緑地などに指定し、その保全に努めています。

□平成 19 年 3 月、岩槻市との合併や総合振興計画の改訂、都市計画マスタープランの策定などを受け、将来の緑のあるべき姿を明らかにするとともに、市民・団体・事業者が一体となって緑のまちづくりに取り組んでいくための長期的な計画である「さいたま市緑の基本計画改訂版」を策定しています。

□さらに、平成 22 年 3 月には、緑の基本計画をより実効性のあるものとするため、短期の目標や具体的な推進手法などを定めた「さいたま市緑の基本計画アクションプラン」を策定しています。現在は、このアクションプランに基づき、緑の基本計画に掲げた緑の将来像「いのちきらめき 緑の風そよぐ 庭園都市・さいたま」の着実な実現に向け、具体施策の効果的かつ効率的な展開に取り組んでいます。（図 4-3-2）

²⁹ 特定の区域に占める植物の緑で被覆された土地、もしくは自然的環境の状態にある土地の割合。

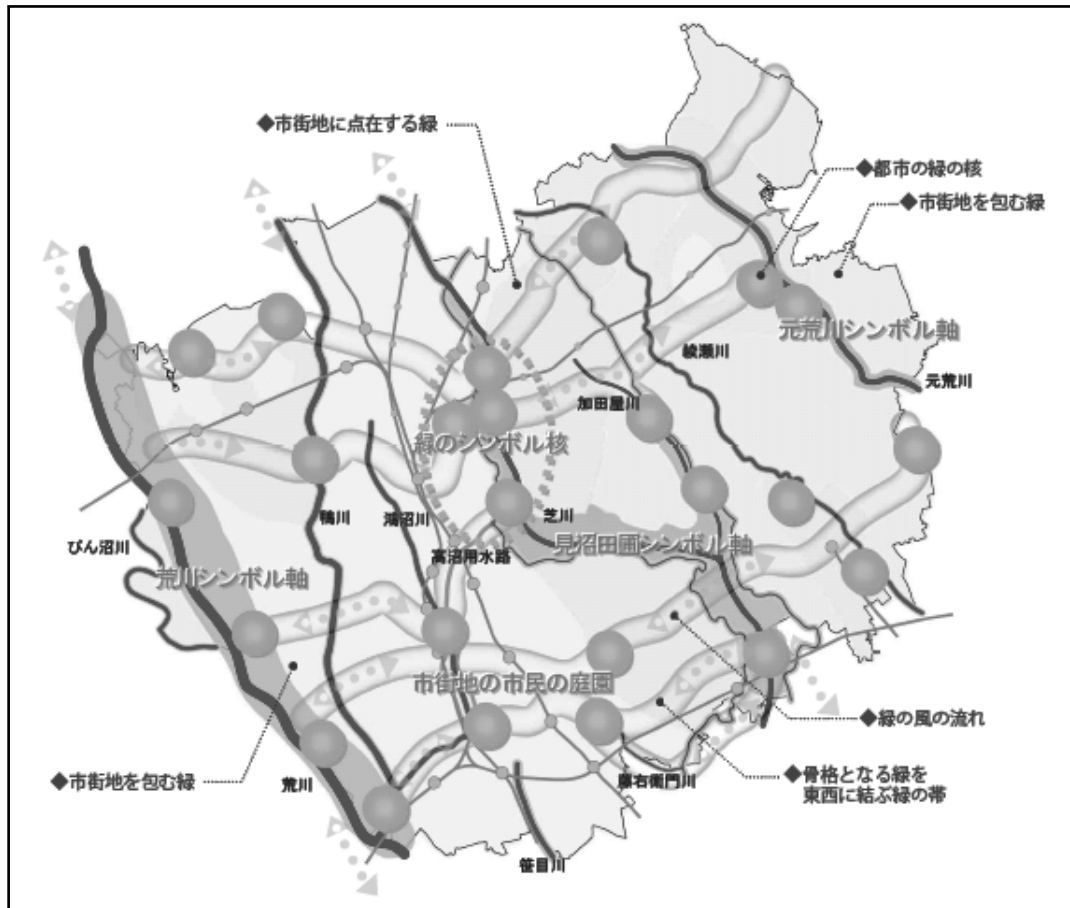


図 4-3-2 緑の将来像図

出典：都市局都市計画部みどり推進課「緑の基本計画改訂版」

- 市街地の緑化を推進し、都市環境の向上を図るため、建築物の屋上緑化・壁面緑化に係る経費の一部を助成する対象を、「さいたま市緑の基本計画」で指定されている緑化重点地区内の建築物、又は敷地面積 3,000 m²以上の建築物に拡大しています。
- 身近な緑を増やし、花や緑の豊かなまちの実現に向け、「みどり倍增プロジェクト」と銘打ち、家庭・事業所・公共施設における緑のカーテン³⁰の普及・啓発を図るため、家庭や市内の事業所で緑のカーテンに取り組みの方を「緑のカーテンサポーター」として募集しています。(平成 23 年 9 月 30 日現在、市民 2,356 名、事業所等 62 件が登録)

³⁰ ゴーヤなどのツル性の植物でつくる自然のカーテンのことで、夏の強い日差しを和らげ、ヒートアイランド現象緩和の効果や冷房の使用抑制による省エネルギー効果等が期待できる。

ウ) 今後の重点課題

- ◆見沼田圃や荒川、元荒川など、都市の骨格となる緑の保全と機能強化を図るとともに、都市レベル・地域レベルの特性に応じた核となる緑づくり、市街地を包む農地や樹林地の保全などを通じて、都市の基盤をなす緑を守り強化し、その質を高める必要があります。
- ◆屋敷林や雑木林、歴史・文化を伝える緑や農地など、市内に残された本市らしい特色のある緑の保全と活用を図るとともに、相対的に緑の量が不足している市街地中央部における新たな緑の創出に努める必要があります。
- ◆誰もが安心して利用でき、歩いていける範囲に身近な公園が不足している市街地において、公園の整備を推進する必要がある。
- ◆市全体として、緑の保全・整備や緑化を継続的に推進するため、市民や事業者による主体的な取組への支援を強化する必要があります。

(4) 情報化

ア) 概況

○総務省の平成 22 年通信利用動向調査によると、平成 22 年末のインターネット利用者数は 9,462 万人、対前年比で 54 万人 (0.6%) の増加、人口普及率は 78.2%、対前年比で 0.2 ポイントの増加となっています。(図 4-4-1)

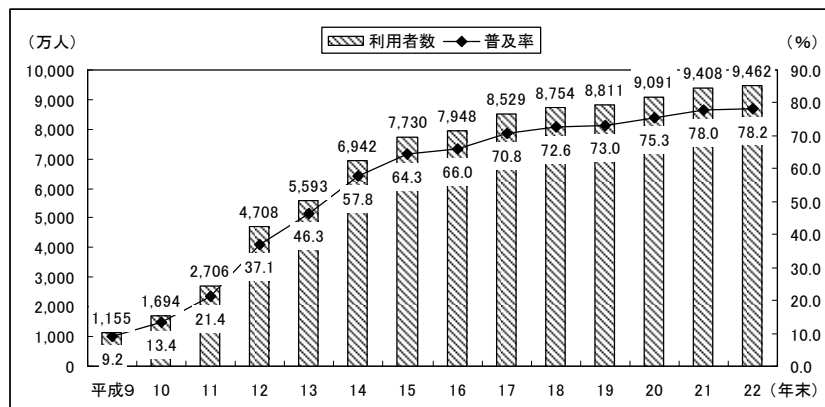


図 4-4-1 インターネットの利用者数及び人口普及率の推移
出典：総務省「平成 22 年通信利用動向調査」

○また、個人の世代別インターネット利用率をみる

と、13 歳～49 歳ではいずれも 90%を超えているほか、70 歳～79 歳が平成 21 年末の 32.9%から平成 22 年末の 39.2%と、他の世代に比べ増加が目立つ状況となっています。

○近年、多くの民間企業で急速に導入が進んでいるクラウドコンピューティング³¹を、電子自治体³²の基盤構築にも活用していこうとする動きが高まりつつあります。国では、平成 22 年 7 月に総務大臣を本部長とする「自治体クラウド推進本部」を設置し、自治体クラウドの全国展開に向けた取組を推進しています。

○このような時代潮流のもと、全国的に申請・届出などの行政サービスをインターネット上で利用できる環境の整備が進んでいます。現在、本市でも、埼玉県と県内市町村が共同利用している埼玉縣市町村電子申請共同システムを使用し、各区役所等の窓口で行っている行政手続きの一部が、原則 24 時間 365 日いつでも、自宅や職場などのパソコンからインターネットを通じて行うことができるようになっています。

○本市が平成 21 年度に実施した市民アンケート調査によると、20 歳代～70 歳代のいずれの年代も、行政情報の入手手段は主に紙媒体(市発行の情報誌)であり、ホームページからの入手割合は低くなっています。(図 4-4-2)

³¹ インターネットなどのネットワークを通じたコンピュータの利用形態で、何らかのコンピューティング資源(ソフトウェア、ハードウェア、処理性能、記憶領域、ファイル、データなど)を必要に応じて利用する方式のこと。ネットワークを雲(=cloud:クラウド)の絵で表現することが多いことから、このように呼ばれている。

³² 地方自治体において、ICT を積極的に活用することにより、行政サービスの高度化や行政の簡素化・効率化を図ろうとするもの。

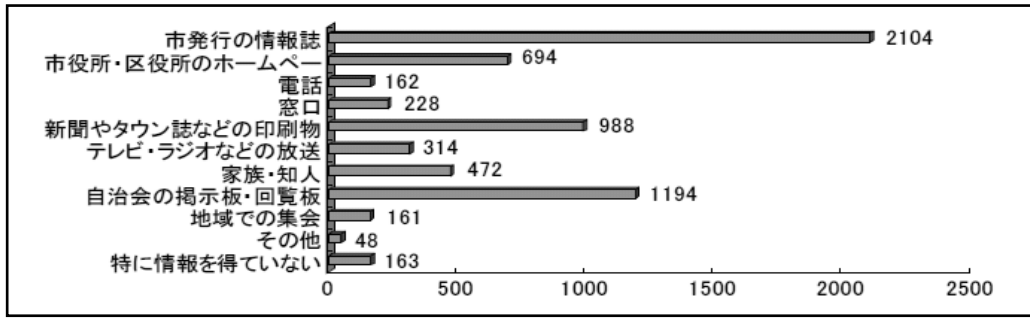


図 4-4-2 行政情報の入手方法

出典：政策局政策企画部 IT 政策課

「第三次さいたま市情報化計画市民アンケート調査結果報告書」（平成 22 年 3 月）

○また、今後、さいたま市に実施してほしい情報化政策では、「消費生活に関する情報、ごみ・リサイクル情報など」が最も多く、次いで「都市防災機能の向上として大規模災害時における情報提供など」「子育てに関する情報提供、バリアフリーの対応、高齢者向けの緊急通報システムなど」の順となっています。（図 4-4-3）

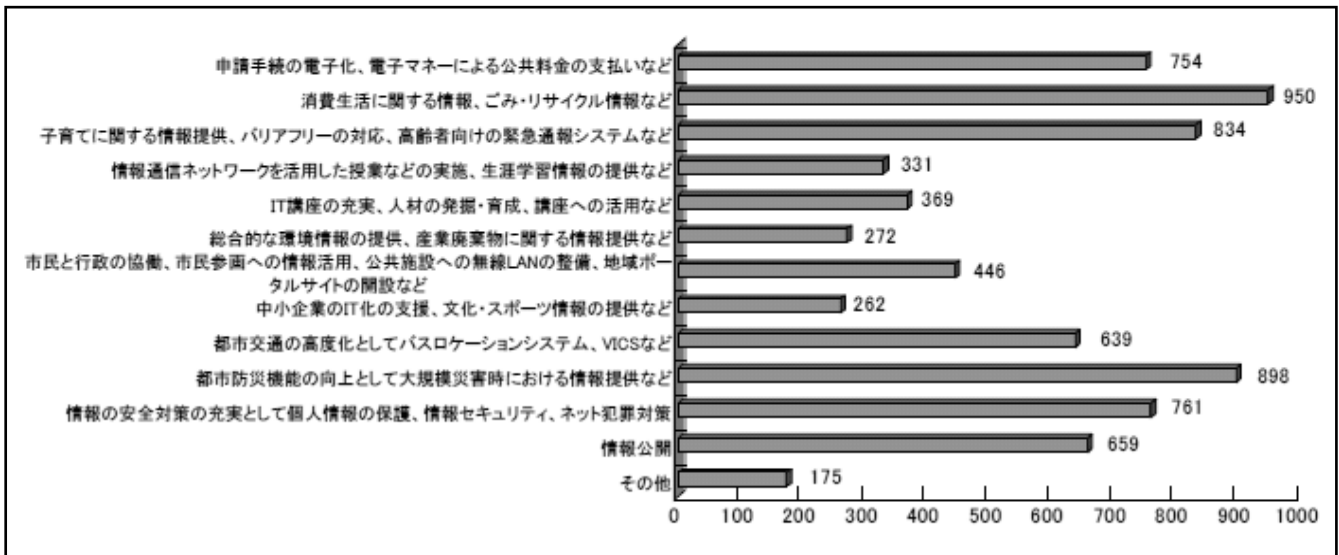


図 4-4-3 今後、さいたま市に実施してほしい情報化政策

出典：政策局政策企画部 IT 政策課

「第三次さいたま市情報化計画市民アンケート調査結果報告書」（平成 22 年 3 月）

イ) 本市の主な取組

□現在、本市では、現行の「さいたま市総合振興計画」の実現を ICT の面から支援・推進するための計画として、「第三次さいたま市情報化計画」及びその具体的な行動計画である「さいたま市情報化アクション・プラン 2011」を策定し、平成 23 年度～26 年度を計画期間に情報化施策の推進に取り組んでいます。

□情報システムの効率的な活用を図るとともに、業務の電子化を進め、行政の保有する情報の提供や共有、電子入札、設計図書の提出、その他の申請・届出などができる電子市役所の構築を推進しています。

□市内外への情報の受発信を効果的かつ効率的に行い、施策や事業に対する市民の関心を高め、理解・共感を得るとともに、都市イメージを育て定着させ、その魅力をアピールしていくため、平成23年3月に「さいたま市PRマスタープラン」を策定しています。

□平成23年度には、本プランに掲げた第1次アクションプランに基づき、市公式ホームページのトップページをリニューアルしています。また、ツイッター（Twitter）、ブログによって、災害等の緊急情報や市の施策や事業、イベント等の情報発信にも積極的に取り組んでいます。



＜市の公式ツイッター＞

ウ) 今後の重点課題

- ◆今後、本市においても、クラウドコンピューティングに代表されるような、ICT分野の技術革新の積極的な活用を図り、行政コストの圧縮と市民サービスの向上を同時並行で推進していくことが求められています。
- ◆近年、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）やブログなどに代表される情報ツールの多様化が進む中、市民の知りたい情報がより多くの人々に確実に行き渡るよう、紙媒体と電子媒体を適切に組み合わせながら、より効果的かつ効率的な情報発信に取り組む必要があります。
- ◆市民の理解と協力のもと、情報化を着実に推進するため、ネットワークのセキュリティなどに関する市民の知識向上と、デジタル・デバイドの縮小に向けた取組を積極的に推進する必要があります。

(1) 産業構造

ア) 概況

<事業所の状況>

○総務省・経済産業省の「経済センサスー基礎調査³³」によると、平成21年における市内の民営の事業所数は43,066事業所、従業者数は500,855人となっています。(表5-1-1)

○従業者の規模別に民営事業所をみると、従業者数が10人に満たない事業所が全体の約75%を占めている一方、従業者数10人以上の事業所に属する従業者数の割合は全体の約78%を占めています。(表5-1-2)

表5-1-1 民営事業所数及び従業者数の推移

	事業所数		従業者数	
	実数 (事業所)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)
平成13年(参考)	41,021	—	420,439	—
平成16年(参考)	36,769	▲10.4	397,334	▲5.5
平成18年(参考)	39,555	7.6	438,942	10.5
平成21年	43,066	—	500,855	—

出典：平成13・16・18年 総務省「事業所・企業統計調査」
平成21年 総務省・経済産業省「経済センサスー基礎調査」
注)事業所内容等不詳を含まない。(以下、同様)

表5-1-2 従業者規模別民営事業所数及び従業者数

	実数(事業所)	総数	従業者規模									派遣 従業者 のみ
			1~4人	5~9人	10~ 19人	20~ 29人	30~ 49人	50~ 99人	100~ 199人	200~ 299人	300人 以上	
事業所数	43,066	43,066	22,924	9,183	5,573	2,210	1,548	917	384	100	102	125
	構成比(%)	100.0	53.2	21.3	12.9	5.1	3.6	2.1	0.9	0.2	0.2	0.3
従業者数	500,855	500,855	51,774	60,297	75,266	52,676	58,078	62,681	52,899	24,304	62,880	—
	構成比(%)	100.0	10.3	12.0	15.0	10.5	11.6	12.5	10.6	4.9	12.6	—

出典：総務省・経済産業省「経済センサスー基礎調査」(平成21年)

○行政区別の民営事業所数では、大宮区(構成比17.3%)が最も多く、次いで浦和区(同14.3%)、北区(同11.3%)と続いており、従業者数をみても、同様の傾向となっています。なお、1事業所当たりの従業者数では、大宮区の15.3人が最も多く、次いで中央区の14.3人、北区の12.1人と続いています。

(図5-1-2)

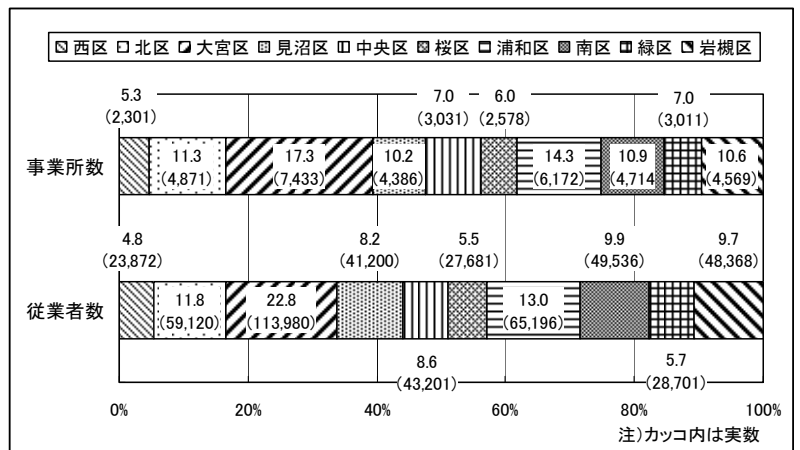


図5-1-2 区別の民営事業所数及び従業者数の構成比
出典：総務省・経済産業省「経済センサスー基礎調査」(平成21年)
注)事業所数は、端数処理の関係で個別に積み上げた値の合計が100%とならない。

³³ 本調査は、国内の事業所及び企業を対象に新たに創設された調査であり、平成18年までに実施されていた事業所・企業統計調査と調査の対象は同じだが、調査手法は異なっている。事業所・企業統計調査と本調査の差数が全て増加・減少を示すものではないことから、図5-1-1においても平成18年以前のデータはあくまで参考値扱いとする。

<産業構成>

○産業大分類別に平成21年の事業所数及び従業者数をみると、ともに卸売業・小売業が20%以上を占め、以下、サービス業³⁴、宿泊業・飲食サービス業の順であり、上位3業種が事業所数では全体の57.9%、従業者数では54.3%を占めています。(図5-1-3)

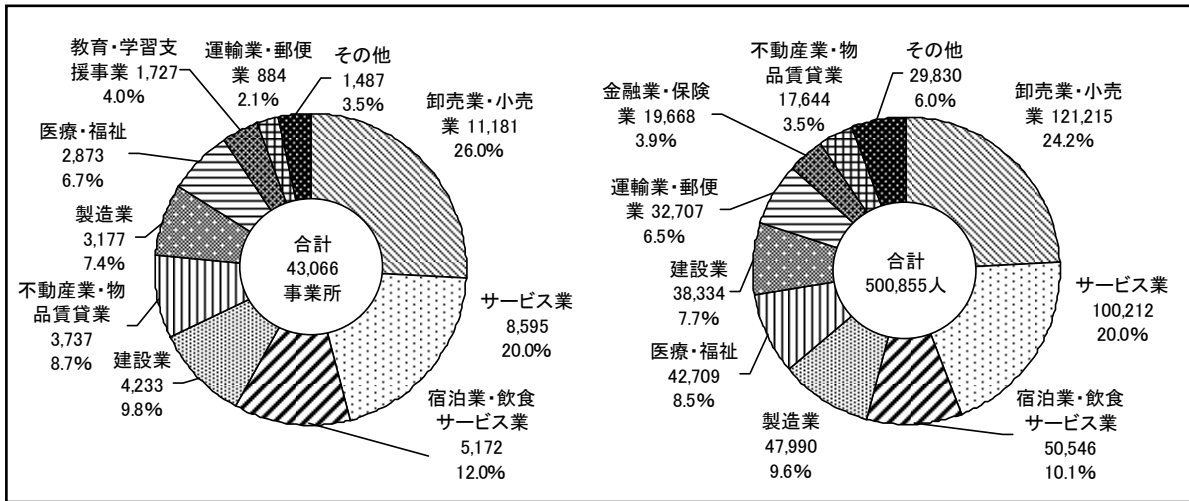


図5-1-3 産業大分類別の民営事業所数及び従業者数の構成比

出典：総務省「経済センサス—基礎調査」(平成21年)

注) 事業所数は、端数処理の関係で個別に積み上げた値の合計が100%とならない。

○平成21年度の名目市内総生産(生産側)を経済活動別にみると、サービス業が9,983億円(構成比25.7%)で最も高く、次いで、不動産業が7,695億円(19.8%)、卸売業・小売業が6,554億円(16.9%)、政府サービス生産者が4,900億円(12.6%)の順であり、第3次産業が総額3兆5,540億円と全体の91.6%を占めているのが特徴的といえます。

(表5-1-3、図5-1-4)

表5-1-3 経済活動別の名目市内総生産

	実数 (億円)	構成比 (%)
第1次産業	48	0.1
農林水産業	48	0.1
第2次産業	4,767	12.3
製造業	2,956	7.6
建設業	1,811	4.7
第3次産業	35,540	91.6
電気・ガス・水道業	716	1.8
卸売・小売業	6,554	16.9
金融・保険業	2,595	6.7
不動産業	7,695	19.8
運輸・通信業	2,373	6.1
サービス業	9,983	25.7
政府サービス生産者	4,900	12.6
対家計民間非営利サービス生産者	725	1.9
小計	40,356	104.0
輸入品に課せられる税・関税	367	0.9
(控除)総資本形成に係る消費税	184	0.5
(控除)帰属利子	1,737	4.5
市内総生産	38,801	100.0

出典：総務局総務部総務課

「さいたま市の市民経済計算 平成21年度」

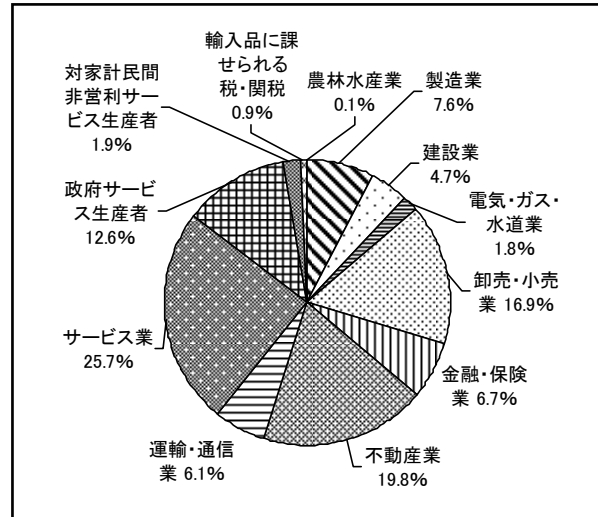


図5-1-4 名目市内総生産の経済活動別構成比

出典：総務局総務部総務課「さいたま市の市民経済計算 平成21年度」

注) 控除項目(総資本形成に係る消費税、帰属利子)は除いているため、合計は100%とならない。

³⁴ ここでは、「学術研究、専門・技術サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」「複合サービス業」及び「サービス業(他に分類されないもの)」を合算している。

○名目市内総生産の経済活動別構成比を、全国及び埼玉県の経済活動別構成比で除した「特化係数³⁵」をみると、ともに本市の卸売・小売業、金融・保険業、不動産業、サービス業、政府サービス生産者は1を超え、特に全国を1とした場合の不動産業が1.499、政府サービス生産者が1.264、埼玉県を1とした場合の卸売・小売業が1.589、金融・保険業が1.527と高い値となっているのが目立ちます。(図5-1-5)

○これは、市外への通勤者が多く、市内総生産に占める住宅賃貸業の構成比が全国に比べて高いことや、さいたま新都心に政府関係機関が数多く立地していること、市内に県内の大型商業店舗や金融・保険業の中核店舗が集中していることなどが影響していると考えられます。

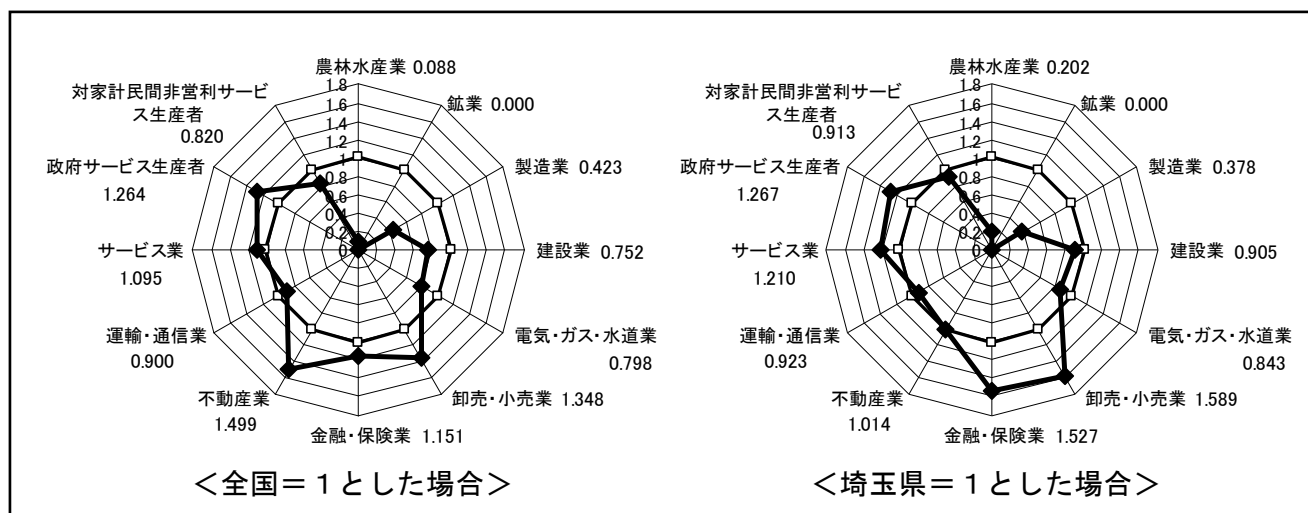


図5-1-5 名目市内総生産の経済活動別特化係数

出典：総務局総務部総務課「さいたま市の市民経済計算 平成21年度」(平成24年3月発表)

³⁵ 構成比を全国や都道府県などの構成比で割った係数であり、この係数が1を上回れば、当該部門のウェイトが全国や都道府県などに比べ大きいことを意味する。

<工業の現状>

○市内製造業の事業所数（従業者4人以上）は、平成21年以降減少基調で推移し、平成22年には1,057事業所となり、対平成20年比で19.0%（248事業所）減少しています。従業者数及び製造品出荷額等³⁶は、平成21年までは2年連続で減少していたものの、平成22年では増加傾向に転じ、対前年比でそれぞれ3.1%（892人）、6.6%（478億円）増加しています。（図5-1-6・7）

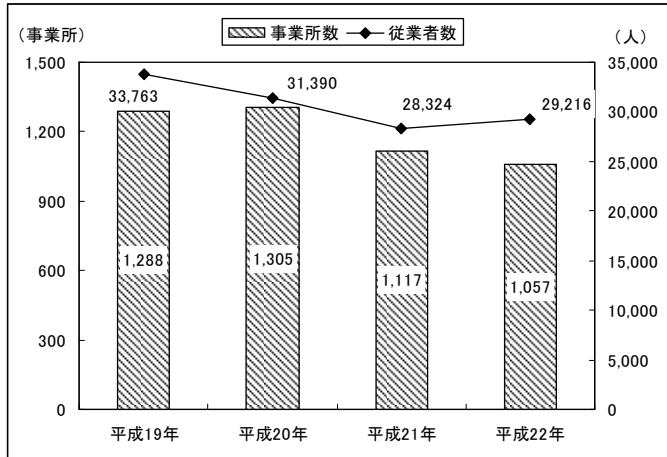


図5-1-6 事業所数及び従業者数の推移（従業者4人以上）
出典：経済産業省「工業統計調査」（各年12月31日現在）

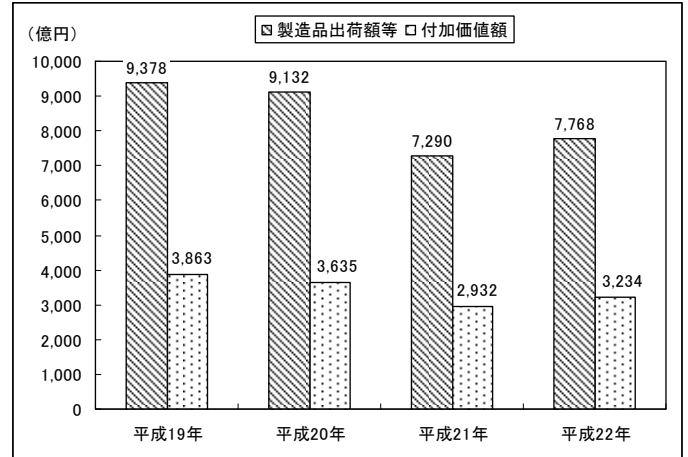


図5-1-7 製造品出荷額等の推移（従業者4人以上）
出典：経済産業省「工業統計調査」（各年12月31日現在）

○産業中分類別にみると、事業所数では「金属製品」が142事業所（構成比13.4%）で最も多く、以下、「印刷」の114事業所（同10.8%）、「生産用機械」の106事業所（同10.0%）の順となっています。（図5-1-8）

○また、従業者数では「食料品」が5,673人（構成比19.4%）で最も多く、「業務用機械」が2,712人（同9.3%）でこれに次いでいるほか、製造品出荷額等では医薬品などの「化学」が1,635億円（同21.0%）で最も多く、次いで「食料品」が1,324億円（同17.0%）、光学機器・レンズなどの「業務用機械」が785億円（同10.1%）と続き、上位3業種で全体の約48%を占めています。（図5-1-9・10）

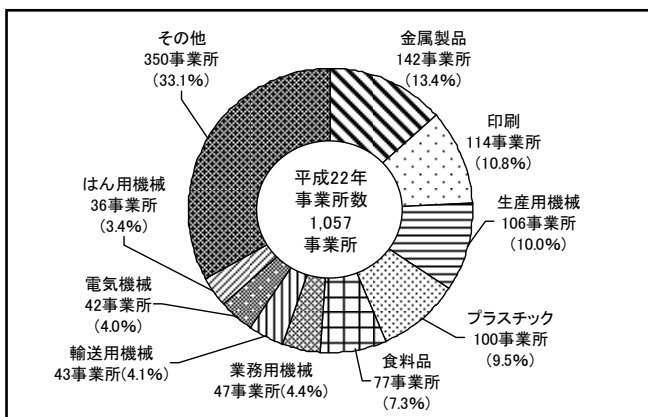


図5-1-8 産業中分類別の事業所数
出典：経済産業省「工業統計調査」（平成22年）

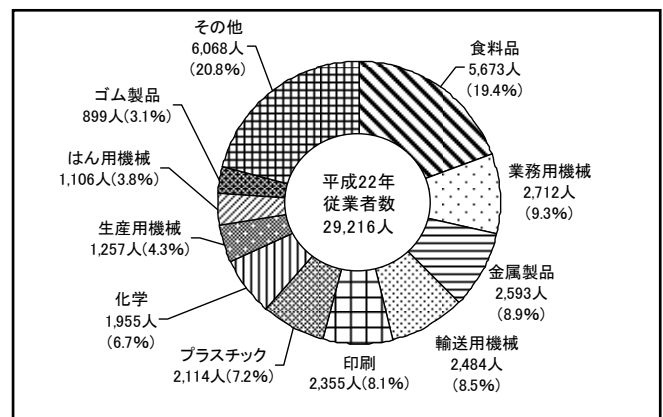


図5-1-9 産業中分類別の従業者数
出典：経済産業省「工業統計調査」（平成22年）
注）端数処理の関係で個別に積み上げた値の合計が100%とならない。

³⁶ 製造品出荷額、加工賃収入額、修理料収入額、製造工程から出たくず及び廃物の出荷額及びその他の収入額の合計で消費税等内国消費税額を含んだ額。

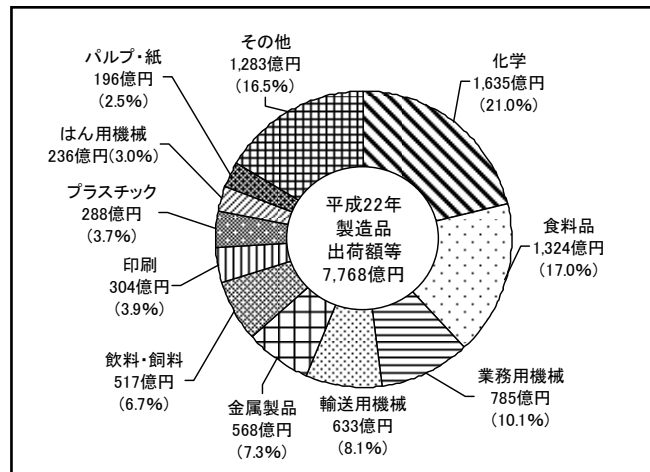


図5-1-10 産業中分類別の製造品出荷額等

出典：経済産業省「工業統計調査」(平成22年)

注) 端数処理の関係で個別に積み上げた値の合計が100%とならない。

○平成22年の工業を他の政令指定都市と比較すると、19市中事業所数及び従業員数は第14位、製造品出荷額等は第17位、1事業所当たりの製造品出荷額等は第15位となっており、相対的に低い水準にとどまっています。(表5-1-4)

表5-1-4 工業の都市間比較
(1事業所当たり製造品出荷額等の高位順)

順位	市名	事業所数 (事業所)	従業員数 (人)	製造品出荷額等 (億円)	1事業所当たり (百万円)
1	川崎市	1,452	51,990	40,793	2,809
2	千葉市	478	20,950	10,632	2,224
3	堺市	1,592	51,099	32,256	2,026
4	北九州市	1,133	51,964	21,289	1,879
5	仙台市	556	17,234	9,632	1,732
6	広島市	1,344	51,024	21,923	1,631
7	神戸市	1,864	70,267	29,834	1,601
8	横浜市	2,800	100,203	43,363	1,549
9	相模原市	1,061	37,069	11,610	1,094
10	静岡市	1,599	46,450	16,972	1,061
11	岡山市	855	28,353	9,061	1,060
12	新潟市	1,142	37,331	10,191	892
13	浜松市	2,323	76,309	20,146	867
14	京都市	2,689	65,261	21,926	815
15	さいたま市	1,057	29,216	7,768	735
16	名古屋市	4,775	106,668	33,059	692
17	福岡市	892	21,283	5,660	635
18	大阪市	6,873	128,897	35,669	519
19	札幌市	950	28,066	4,696	494

出典：経済産業省「工業統計調査」(平成22年)

<商業の現状>

○平成19年商業統計調査による本市の商業の概要は、事業所数9,604事業所、従業員数96,002人、年間商品販売額4兆7,341億円であり、対平成14年比で事業所数及び従業員数が8.3%(872事業所)、2.6%(2,556人)いずれも減少している一方、年間商品販売額は2.3%(1,065億円)の増加となっています。(表5-1-5)

○平成14年以降の推移をみると、卸売業では事業所数及び従業員数が一貫して減り続けているのに対し、年間商品販売額は平成19年に対平成16年比で増加傾向に転じています。また、小売業については、事業者数、従業員数及び年間商品販売額ともに、平成19年は対平成16年比で増加傾向に転じています。(同上)

表5-1-5 商業の推移

	卸売業			小売業			合計		
	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	年間商品 販売額 (億円)	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	年間商品 販売額 (億円)	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	年間商品 販売額 (億円)
平成14年	3,085	37,157	35,174	7,391	61,401	11,102	10,476	98,558	46,276
平成16年	2,647 ▲ 14.2	31,236 ▲ 15.9	29,281 ▲ 16.8	6,823 ▲ 7.7	61,283 ▲ 0.2	11,406 2.7	9,470 ▲ 9.6	92,519 ▲ 6.1	40,687 ▲ 12.1
平成19年	2,576 ▲ 2.7	30,926 ▲ 1.0	34,732 18.6	7,028 3.0	65,076 6.2	12,609 10.5	9,604 1.4	96,002 3.8	47,341 16.4
西区	113	923	460	319	3,319	596	432	4,242	1,057
北区	605	8,002	10,218	794	7,748	1,374	1,399	15,750	11,593
大宮区	470	7,076	11,451	1,383	12,963	3,134	1,853	20,039	14,585
見沼区	245	2,882	2,308	720	6,337	1,130	965	9,219	3,438
中央区	141	2,383	3,397	528	5,288	940	669	7,671	4,336
桜区	186	2,250	2,204	335	3,502	704	521	5,752	2,908
浦和区	185	1,789	1,178	1,046	8,136	1,678	1,231	9,925	2,856
南区	283	2,855	1,662	661	5,976	1,030	944	8,831	2,692
緑区	153	1,122	705	544	5,888	1,063	697	7,010	1,768
岩槻区	195	1,644	1,148	698	5,919	961	893	7,563	2,109

出典：経済産業省「商業統計調査」(各年6月1日現在)

注1)平成16・19年の下段は、対前回調査増減率(%)。

2)平成14・16年には、岩槻市分を含む。

○平成19年商業統計調査結果を首都圏の他の政令指定都市と比較すると、本市の事業所数、従業者数及び年間商品販売額は、いずれも横浜市に次ぐ規模となっています。また、本市のみ小売業の事業所数、従業者数及び年間商品販売額は、対平成16年比でプラスとなっています。(表5-1-6)

表5-1-6 商業の都市間比較

	卸売業				小売業				合計		
	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	年間商品 販売額 (億円)	1事業所 当たり (百万円)	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	年間商品 販売額 (億円)	1事業所 当たり (百万円)	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	年間商品 販売額 (億円)
平成16年											
さいたま市	2,647	31,236	29,281	1,106	6,823	61,283	11,406	167	9,470	92,519	40,687
千葉市	1,918	22,815	23,281	1,214	5,870	52,902	9,630	164	7,788	75,717	32,910
横浜市	6,523	70,480	56,889	872	22,004	182,546	36,216	165	28,527	253,026	93,105
川崎市	1,955	19,641	18,995	972	8,372	66,357	11,400	136	10,327	85,998	30,396
平成19年											
さいたま市	2,576 ▲ 2.7	30,926 ▲ 1.0	34,732 18.6	1,348 21.9	7,028 3.0	65,076 6.2	12,609 10.5	179 7.3	9,604 1.4	96,002 3.8	47,341 16.4
千葉市	1,692 ▲ 11.8	22,140 ▲ 3.0	26,004 11.7	1,537 26.6	5,476 ▲ 6.7	55,834 5.5	11,207 16.4	205 24.8	7,168 ▲ 8.0	77,974 3.0	37,211 13.1
横浜市	5,634 ▲ 13.6	66,299 ▲ 5.9	60,688 6.7	1,077 23.5	20,398 ▲ 7.3	182,313 ▲ 0.1	37,194 2.7	182 10.8	26,032 ▲ 8.7	248,612 ▲ 1.7	97,882 5.1
川崎市	1,629 ▲ 16.7	22,203 13.0	24,748 30.3	1,519 56.4	7,476 ▲ 10.7	63,117 ▲ 4.9	11,659 2.3	156 14.5	9,105 ▲ 11.8	85,320 ▲ 0.8	36,407 19.8

出典：経済産業省「商業統計調査」(各年6月1日現在)

注1)平成22年4月1日に政令指定都市に移行した相模原市を除く。

2)平成16・19年の下段は、対前回調査増減率(%)。

3)平成16年には、岩槻市分を含む。

○また、小売業の立地環境特性を比べると、首都圏の他の政令指定都市では、商業集積地区やオフィス街地区を中心に事業所が集積しているのに対し、本市では、住宅地区に占める割合が高いことが特徴的といえます。(表5-1-7)

表5-1-7 小売業の立地環境特性の都市間比較

	小売業 事業所総数 (事業所)	商業集積 地区	オフィス街地区	住宅地区	工業地区	その他
さいたま市	7,028	2,251 32.0	440 6.3	3,681 52.4	194 2.8	462 6.6
千葉市	5,476	2,570 46.9	192 3.5	2,105 38.4	200 3.7	409 7.5
横浜市	20,398	11,882 58.3	1,465 7.2	5,876 28.8	637 3.1	538 2.6
川崎市	7,476	3,883 51.9	460 6.2	2,610 34.9	474 6.3	49 0.7

出典：経済産業省「商業統計調査」(平成19年6月1日現在)

注1)平成22年4月1日に政令指定都市に移行した相模原市を除く。

2)上段は各地区の事業所数(事業所)、下段は総数に占める割合(%)

<農業の現状>

○平成22年における本市の総農家数は4,252戸であり、平成7年の5,486戸と比べ22.5%（1,234戸）減少しています。その内訳をみると、平成7年には販売農家³⁷74.5%、自給的農家³⁸25.5%であったのに対し、平成22年では販売農家58.3%、自給的農家41.7%となっています。（図5-1-11³⁹）

○平成22年の経営耕地面積は2,994haであり、その内訳は販売農家が2,673ha（構成比89.3%）、自給的農家が322ha（10.7%）となっています。（図5-1-12）

○平成7年と比べると販売農家は31.1%（1,206ha）減少している一方、自給的農家は26.3%（67ha）増加しており、市全体で農家数及び経営耕地面積が減少している中、生業としての農業を止めている農家が増加している傾向が顕著となっています。（同上）

○平成18年の農業産出額⁴⁰は78億4千万円であり、平成2年の119億47百万円と比べ7割に満たない水準に低下しています。また、品目別では、平成2年以降いずれの年も野菜が全体の約半数を占めており、特に小松菜や甘藷（さつまいも）は、県内有数の生産量を誇っています。（図5-1-13）

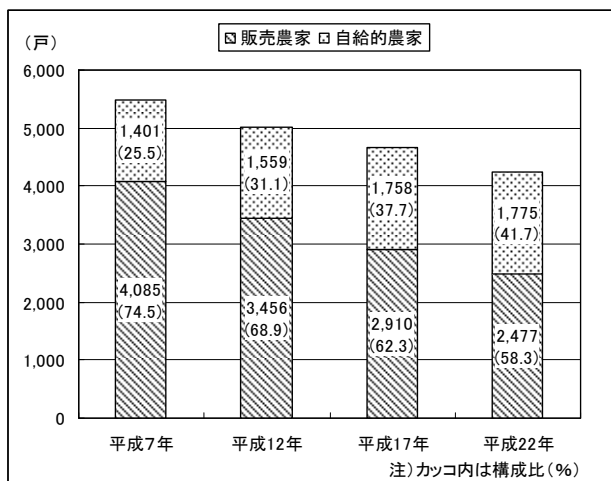


図5-1-11 農家数の推移
出典：農林水産省「農林業センサス」

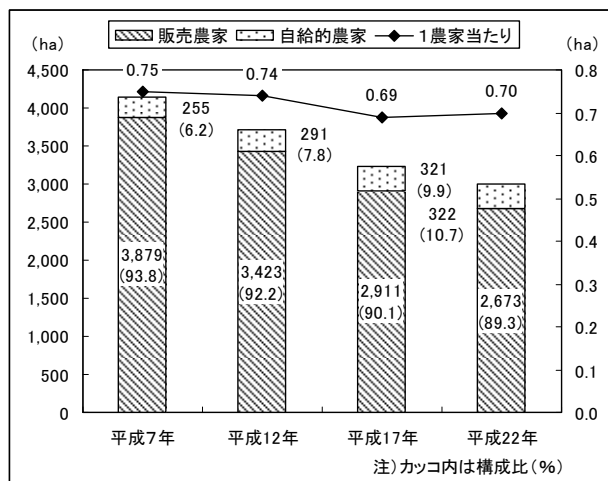


図5-1-12 経営耕地面積の推移
出典：農林水産省「農林業センサス」

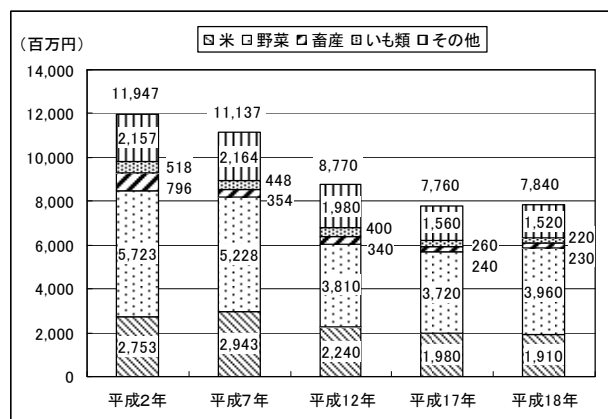


図5-1-13 農業産出額の推移
出典：関東農政局「埼玉農林水産統計年報」

³⁷ 経営耕地面積30a以上又は農産物販売金額が年間50万円以上の農家。

³⁸ 経営耕地面積30a未満又は農産物販売金額が年間50万円未満の農家。

³⁹ 図5-1-11～13の平成17年以前のデータには、岩槻市分を含む。

⁴⁰ 平成19年より市町村単位の集計は行われていない。

(2) 新しい産業の育成

ア) 概況

○平成 20 (2008) 年のリーマンショック後、国内の景気は、アジアを中心とした海外経済の堅調な成長による輸出需要の回復、エコカー補助金や家電エコポイント制度などの景気刺激策を背景に、平成 21 (2009) 年春頃から、持ち直し傾向にあったものの、翌年秋頃には、アジアを中心とした生産調整により輸出が弱含みとなり、さらに、エコカー補助金の終了とも重なり、足踏み状態となりました。(図 5-2-1)

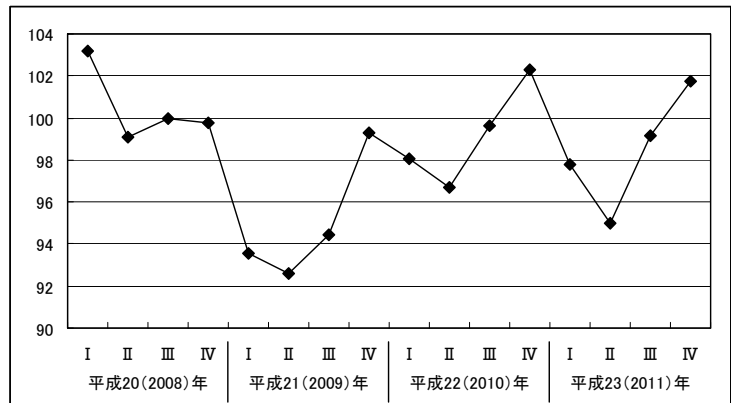


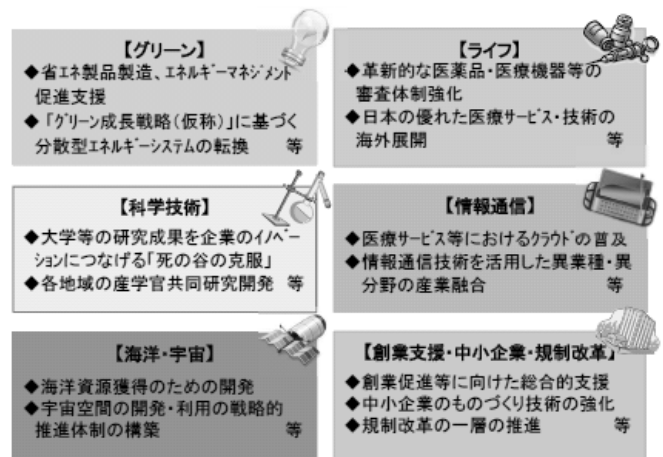
図 5-2-1 平成 20 (2008) 年第 3 四半期 (Ⅲ) = 100 とした場合の実質国内総生産 (支出側) の推移
出典：内閣府「四半期別 GDP 速報」に基づき作成

○その後は、各種の経済対策による一時的な反動が緩和していくにつれ、平成 22 (2011) 年に入り、景気は再び持ち直しに転じ、東日本大震災の直前には、リーマンショック以前に近い水準まで回復していましたが、震災発生後の電力供給の制約やサプライチェーンの寸断、風評被害などによって、国内企業は生産活動の低下を余儀なくされるなど、極めて厳しい局面に立たされました。(同上)

○その後、生産活動は、やや持ち直しの動きが見られたものの、欧州債務危機及び米国債務上限問題に端を発した最近の歴史的な円高の進行は、国内企業の輸出競争力を大きく損なうとともに、国内への投資の減少をもたらし、ひいては地域経済の重要な担い手である市内中小企業にも大きな影響を及ぼすことが懸念されます。

○このような状況下、平成 23 年 12 月には、原発事故などの危機を乗り越え、新たな成長につなげる指針として「日本再生の基本戦略」が閣議決定されました。この基本戦略では、我が国の再生に向け、経済・社会・国際の 3 つの分野で新たな可能性を開拓する「フロンティアへの挑戦」が強く打ち出されています。

○経済のフロンティアでは、ヘルスケアや子育て支援など新たなサービスの潜在需要を掘り起こすとともに、我が国の強みであるものづくり分野の技術開発を進め、革新的な材料・製品を生み出すなど、成長分野でのイノベーションを進め、新産業・新市場を創出することが不可欠とされています。



＜イノベーションを通じた新産業・新市場の創出＞
出典：国家戦略会議「日本再生の基本戦略」(平成 23 年 12 月)

- 本市は、東日本の交通要衝という地理的優位性に加え、製造出荷額が全国政令指定都市の中で第1位である光学機械器具・レンズ製造業を含む精密機械器具をはじめ、業務用機器、輸送機器、金属製品、電子部品・デバイスなど、高度な基盤技術を有する多彩な製造業が集積し、新産業・新市場にも結び付くポテンシャル（潜在能力）に恵まれています。
- これまで本市では、後述するさいたま市産業振興ビジョンに掲げた「強い産業力の醸成と躍動する都市づくり」を基本目標に、戦略的な企業誘致活動などを通じ、本市の立地特性を活かした企業の本社・研究開発機能の集積や、研究開発型企業の育成と集積に積極的に取り組んできました。
- 人口減少社会の到来や少子高齢化、経済のグローバル化の急速な進行など、社会全体が大きな転換期を迎える中、本市が将来にわたって活力ある都市であり続けるためには、本市の特性やポテンシャルを活かした新産業の育成・強化などを通じ、より足腰の強い自立型の経済産業構造を確立することが重要な政策課題の1つとなっています。

イ) 本市の主な取組

- 産業振興を進める上での課題や新たな可能性を整理した上で、現在実施中の施策及び新たに取り組むべき施策の整理・見直しを図り、本市経済の発展をより一層進めていくため、平成21年3月に「さいたま市産業振興ビジョン（計画期間：平成21年度～25年度）」を改訂しました。
- 産業経済の活性化及び新たな雇用機会の創出を図るため、関係機関と連携し、国内外企業への積極的な誘致活動に取り組んでいます。これらの取組の結果、平成17年度～23年度までに86社の立地を実現しました。また、戦略的な企業誘致活動を継続的に展開するため、その受け皿となる新たな産業集積拠点の創出に向けた検討も進めています。
- 産業連携支援センター埼玉⁴¹を活用し、企業間又は大学等と研究機関とのマッチングを促進するとともに、産学連携をテーマとする研修会や講習会等の実施を通じて、市内における新産業の創出及び基盤技術産業などの育成に取り組んでいます。
- 研究開発型企業の競争力向上及び市内産業全体のイメージアップを図るため、獨創性・革新性に優れた技術を持つ研究開発型企業を「さいたま市テクニカルブランド企業」（平成23年度末現在31社）として認証し、積極的な広報活動を展開するとともに、競争力向上に向けた支援に取り組んでいます。
- 本市を中心として地域に集積する研究開発型ものづくり企業の医療機器関連分野への新規参入や事業拡大を支援するため、平成24年1月に「さいたま医療ものづくり都市構想（目標年次：平成33年度）」を策定し、産学官医が連携する参入支援プラットフォーム構築に取り組んでいます。
- 平成23年12月の「次世代自動車・スマートエネルギー特区」の指定を踏まえ、市内企業等との連携による、低炭素型パーソナルモビリティの研究開発を進めています。
- 国の支援事業の活用や関係機関と連携した取組を行うことにより、外国企業の立地誘導や市内企業の海外展開に向けた支援に取り組んでいます。

⁴¹ さいたま市産業創造財団と（財）埼玉県産業振興公社の運営により、新製品・新技術の開発を支援するために、産学連携相談をはじめとする各種事業を実施。

□市内産品等の消費促進や市内企業の取引活性化、さらには本市産業全体のイメージアップを図るため、事業者や生産団体と協働し、地域資源や地域特性を活かした「さいたま市ブランド」づくりに取り組んでいます。

ウ) 今後の重点課題

- ◆地域経済活力の維持・増進を図るため、今後も引き続き、市内産業の基盤を支えている中小企業への支援、産学官連携の推進による技術革新・新産業の創出を積極的に進める必要があります。
- ◆東日本の一大交流拠点都市としての本市の立地優位性を活かし、研究開発型企業をはじめとした国内外の優良企業の誘致・育成に取り組むとともに、グローバル化の視点から、企業間の国際連携促進による新製品開発や市場開拓など、市内企業の国際化推進を図ることにより、本市産業をけん引する企業を創出していくことが求められています。
- ◆地域の中でより活発な経済循環が生まれるような、より足腰の強い自立型の経済産業構造の確立に向け、環境や医療をはじめとした、市民の暮らしの質の向上につながる、さまざまな社会・地域課題の解決に資する新たな事業活動の創出に努める必要があります。

(3) 生活関連産業の振興

①商業

ア) 概況

○平成 19 年における国内小売業の年間販売額、事業所数及び従業者数のうち、中小小売店の 1 つである商店街が占める割合は、いずれも約 4 割を占めており、地域住民の暮らしに密着した生活関連産業として、商店街が重要な役割を果たしていることがうかがえます。
(図 5-3-1)

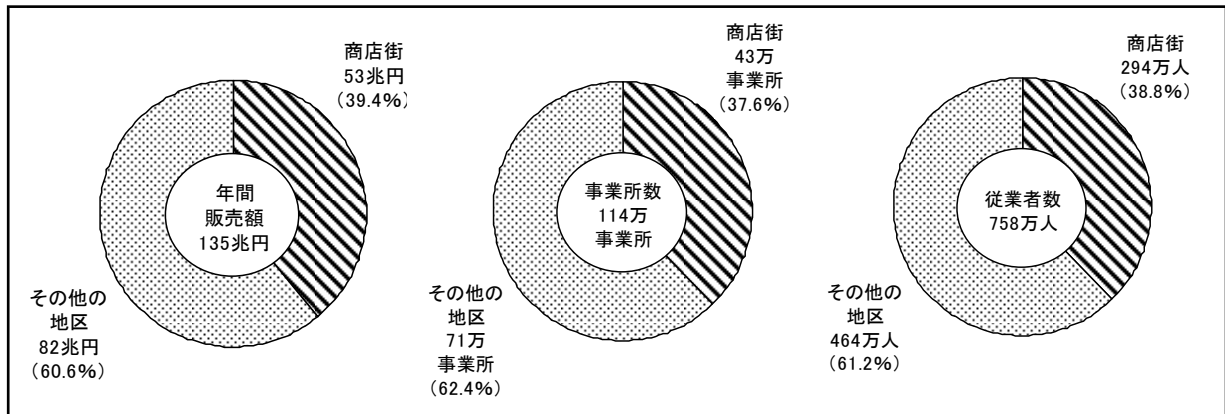


図 5-3-1 商店街の経済的な地位
出典：経済産業省「平成 19 年商業統計調査」

○「2011 年版中小企業白書」（中小企業庁）によると、人口減少により国内需要が縮小する中で、小売業の年間販売額及び売場面積が、売場面積 500 m²以上の事業所では増加し、500 m²未満の事業所では大幅に減少するという現象が全国的に進行するなど、商業をめぐる状況は大きく変化しています。(図 5-3-2)

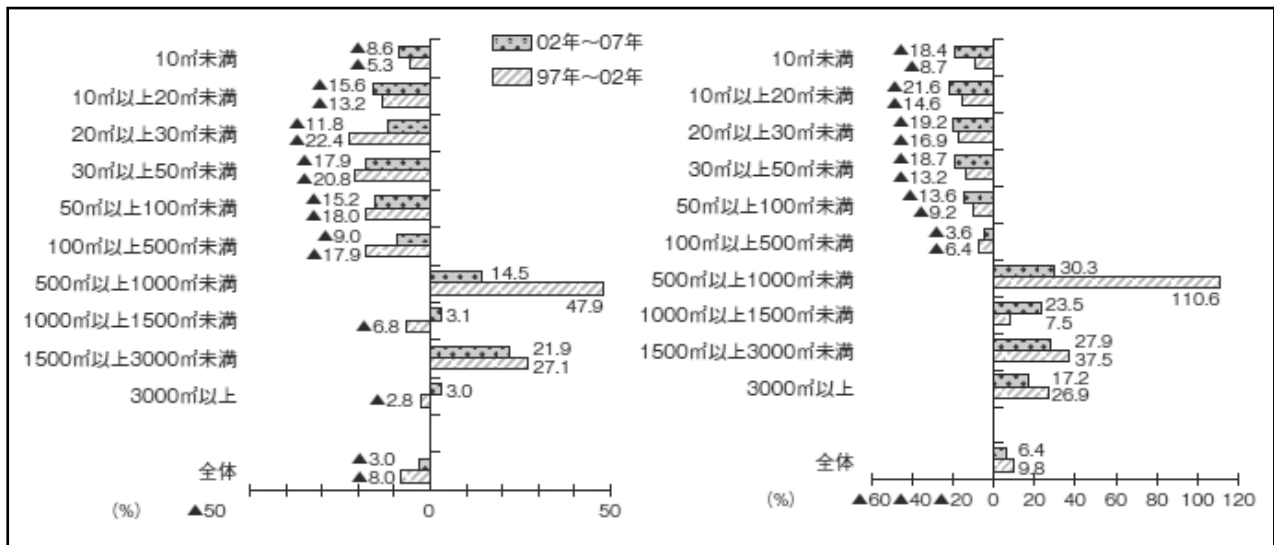


図 5-3-2 売場面積規模別の小売業の年間販売額及び売場面積
出典：中小企業庁「2011 年版中小企業白書」（平成 23 年 7 月）

○中小企業庁の「平成 21 年度商業実態調査報告書」によると、平成 15 年度以降、空き店舗率は年々増加し、平成 21 年度では前回調査から 1.84 ポイント増加の 10.82%となっており、本調査が開始された平成 7 年度以降、初めて 10%を超えています。また、退店（廃業）した理由では、「店主の高齢化・後継者の不在」が 62.6%と半数以上を占め、次いで「他の地域への移転」が 23.2%、「商店街に活気がない」が 19.4%となっています。（図 5-3-3）

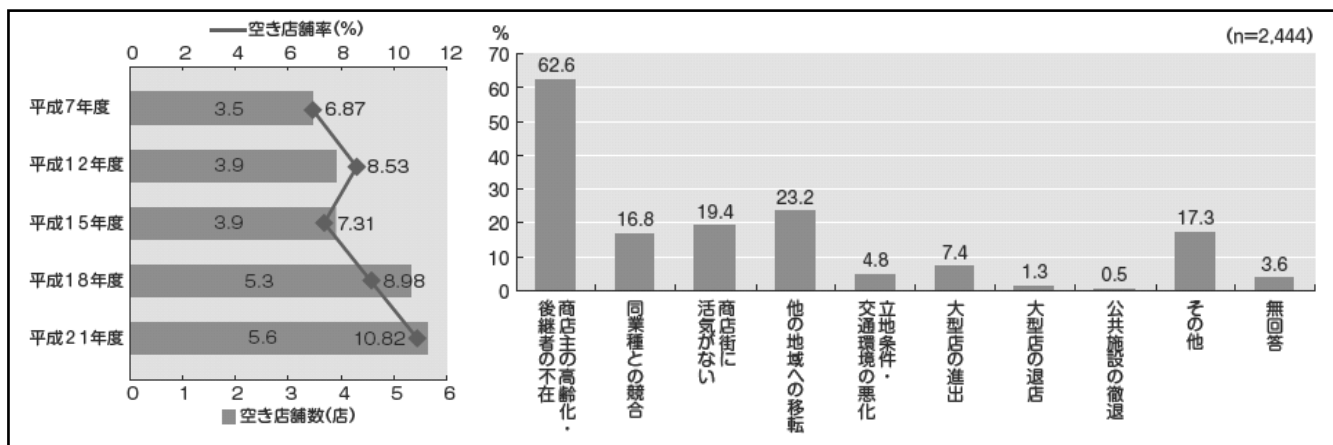


図 5-3-3 左：1 商店街当たりの空き店舗数及び空き店舗率の推移
右：過去 3 年間に退店（廃業）した理由
出典：中小企業庁「平成 21 年度商業実態調査報告書」

○「平成 22 年度 埼玉県の消費者動向」（埼玉県産業労働部）によると、本市を含む県央県南地区では、地元商店（街）で「ほとんど買物しない」は、前回調査の平成 17 年の 45.2%から 7.7 ポイント増加の 52.9%で過半を超えています。（図 5-3-4）

○また、地元商店（街）でほとんど買物をしない理由では、「一ヶ所で買物が済まない」が 45.8%で最も高く、次いで「地元で商店（街）がない」の 35.5%、「駐車場がない」の 23.4%となっています。（表 5-3-1）

○本市の商業の概況については、平成 20 年に端を発したリーマンショックや長期化しているデフレによる影響、個人消費の減少等から、商店会数とその会員数及び商店会連合会加盟商店会数は一時増加する年度があるものの、緩やかに減少する傾向にあります。（表 5-3-2）

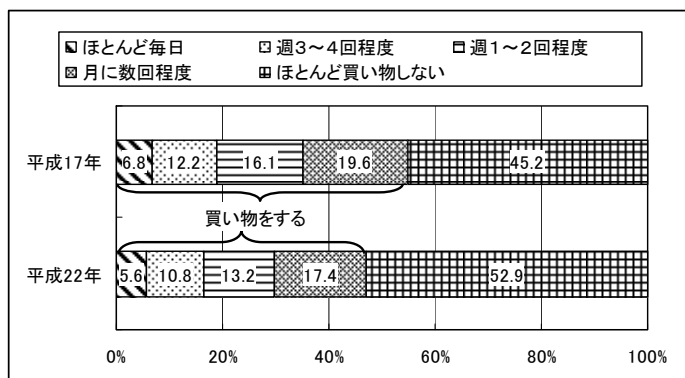


図 5-3-4 地元商店（街）での買物頻度（県央県南）
出典：埼玉県産業労働部「平成 22 年度 消費者動向調査」
注）端数処理の関係で個別に積み上げた値の合計が 100%と
ならない。

表 5-3-1 地元商店街で買物をしない理由（県央県南）

理由	回答率 (%)
1 一ヶ所で買物が済まない	45.8
2 地元で商店（街）がない	35.5
3 駐車場がない	23.4
4 価格が高い	21.3
5 品揃えが少ないから	20.2
6 店に入りにくい(出づらい)	19.8

出典：埼玉県産業労働部「平成 22 年度消費者動向調査」より抜粋

○一方、大型店においては店舗数や店舗面積は増加しており、大型店の中には商店会に加入しない店舗もありますが、大型店と商店会が共同で商店街の活性化事業を実施している例もあります。

○商店会会員減少の内的要因のひとつとして、会員の高齢化や後継者の不在等が挙げられ、そのことにより退店や休廃業するなど空き店舗が発生し、商店街の連続性が欠けるなど組織低下や商店街活動の低下などが生じています。

表 5-3-2 商店会の推移

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
商店会数	208	202	202	198	197
	—	▲ 2.9	0.0	▲ 2.0	▲ 0.5
会員数	7,879	7,375	7,394	7,233	6,945
	—	▲ 6.4	0.3	▲ 2.2	▲ 4.0
商店会連合会加盟商店会数	162	160	153	159	157
	—	▲ 1.2	▲ 4.4	3.9	▲ 1.3
会員数	5,906	5,496	6,197	5,916	6,048
	—	▲ 6.9	12.8	▲ 4.5	2.2

出典：さいたま市商店街実態調査等（各年4月1日現在）
注）上段は実数、下段は対前年度増減率（％）。

○商店街は、地域住民にとって買物の場としての機能だけでなく、近隣住民が集まる地域コミュニティの拠点となるほか、管理する街路灯による地域防犯力の向上等、様々な役割が求められており、人々で賑わい活気に溢れた商店街として存続していくためには、会員の増加や組織強化、賑わいを創出するための活性化事業や共同施設の整備などが必要と考えられます。

○商店街がにぎわいを創出するために設置する街路灯について、所有する商店会や街路灯基数は減少しているものの、東日本大震災の影響等もあり、街路灯のLED化に取り組む商店会は多く、LED街路灯基数は増加しています。現在までに街路灯を所有している商店会の34.0％がLED街路灯を導入し、LED街路灯基数は平成23年度までに全体の29.4％に上っています。（表5-3-3）

表 5-3-3 商店街（会）の街路灯LED化の状況

	a)街路灯所有商店街数	b)LEDを導入した商店会数	c)商店街街路灯基数(基)	d)LED街路灯基数(基)	b/a)商店会のLED街路灯導入率(%)	c/d)商店街街路灯LED化率(%)
平成21年度	161	10	6,497	235	6.2	3.6
平成22年度	160	34	6,364	888(653)	21.2	13.9
平成23年度	150	51	5,817	1,711(823)	34.0	29.4

出典：経済局経済部商工振興課資料(各年度末現在)

注)「c)商店街街路灯基数」には、水銀灯、蛍光灯を含む。

イ) 本市の主な取組

□商店会が賑わいを創出するために設置する商店街街路灯は、地球環境への負荷が少ない省エネルギーである、LED街路灯への建替え、既存街路灯ランプ(LEDランプを除く)のLEDランプへの交換を積極的に推進しています。

□商業等の振興に関する施策を総合的に推進することで、市内経済の発展と市民生活のさらなる向上を目指すことを目的として、平成23年4月1日から「さいたま市商業等の振興に関する条例」を施行しています。現在、本条例に基づき、「さいたま市商業等振興審議会」を設置し、商業等の振興に関し重要な施策の審議をしています。

□商店街は商業機能にとどまらず、地域コミュニティの拠点であるとの認識に立ち、少子高齢社会への対応やにぎわいの創出の核となるような商店街の取組みに対し支援を行うとともに、地域商業の活性化や個人消費の拡大を目的とした商店街での統一キャンペーン事業を通じ、地域商業の活性化や個人消費の拡大を目的とした商店街の組織強化と大型店等との連携の促進に取り組んでいます。

ウ) 今後の重点課題

- ◆消費者ニーズが高度化、多様化する一方で、店主の高齢化や商店会の組織力低下など、小売業を中心とした地域商業は依然として厳しい環境下であり、魅力的な商品開発や店舗づくりを進めるとともに、集客資源と連携することで、来街者を呼び込み、市内消費の拡大に繋がる取組みなど、従来の枠組みにとられない支援策が求められています。
- ◆商店街は、従来からの商業機能に加え、買い物などを通じて近隣住民が集い、交流する地域コミュニティの拠点としての機能を有しており、地域コミュニティの核として、賑わいを創出する各種イベントの開催や地域の課題や社会課題に対応した事業を取り組む商店会に対し、積極的に支援を行っていく必要があります。

②農業

ア) 概況

○平成 23 年 5 月に公表された農林水産省の「平成 22 年度 食料・農業・農村白書」によると、我が国全体の食料自給率（供給熱量ベース）は、近年 40%前後で推移しており、他の先進国と比べ、最低の水準となっています。（図 5-3-5）

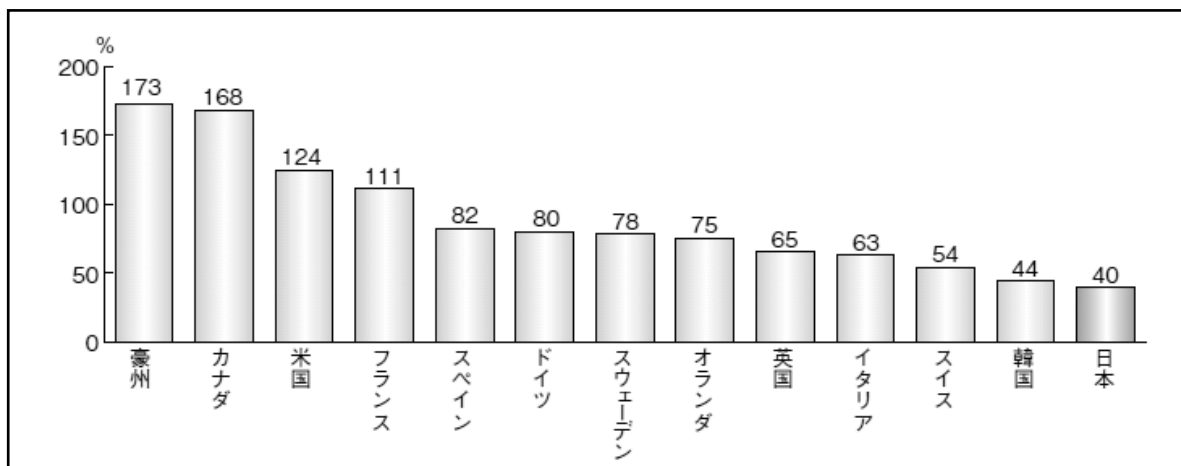


図 5-3-5 諸外国の食料自給率（供給熱量ベース）

出典：農林水産省「平成 22 年度 食料・農業・農村白書」（平成 23 年 5 月）

注）日本は平成 21 年度、それ以外の国は平成 19 年の値。

○このような状況下、国では平成 22 年 3 月に新たな「食料・農業・農村基本計画⁴²」を策定し、販売農家数や農業所得、農地面積の減少、耕作放棄地の増加、「品質」や「安全・安心」といった消費者ニーズなど、食料・農業・農村をめぐる状況を踏まえて、今後取り組むべき施策の基本的な方針を以下のとおり整理し、平成 32 年度までに供給熱量ベースでの総合食料自給率 50%の達成を目指すものとしています。

- ・再生産可能な経営を確保
- ・多様な用途・需要に対応して生産拡大と付加価値を高める取組を後押し
- ・意欲ある多様な農業者を育成・確保
- ・優良農地の確保と有効利用を実現
- ・活力ある農山漁村の再生に向けた施策の総合化
- ・安心を実感できる食生活の実感

○本市の農業については、首都圏の中では貴重で大規模な緑地空間にもなっている見沼田圃、荒川や綾瀬川、元荒川などの流域に広がる豊かな水田地帯をはじめとする優良農地が存在し、また首都圏という大消費地に位置する地理的優位性を活かし、高度技術集約的な農業経営の発展に努めています。

⁴² 食料・農業・農村基本法に基づき、食料・農業・農村に関し、政府が中長期的に取り組むべき方針を定めたものであり、情勢変化等を踏まえ、概ね 5 年ごとに変更することとされている。

○しかし、全国的な傾向と同様に、本市でも農家人口の減少や従事者の高齢化、後継者の不足、農地の減少に歯止めがかからない状況が続くなど、農業の経営は依然として大変厳しい状況に置かれています。(図5-3-6)

○新鮮で安全な農産物の都市住民への供給、身近な農業体験の場の提供、災害に備えたオープンスペースの確保、ヒートアイランド現象の緩和、心安らぐ緑地空間の提供といった都市農業の機能や効果が十分発揮できるよう、これらの機能・効果への都市住民の理解を促進しつつ、都市農業を守り、持続可能な振興を図るための取組を推進することが求められます

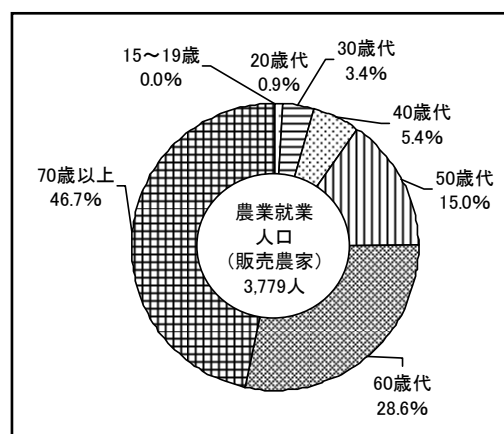


図5-3-6 農業就業人口（販売農家）の年齢構成比（平成22年）
出典：農林水産省「農林業センサス」

イ) 本市の主な取組

□農業を取り巻く環境の変化に対応しつつ、農業が持つ可能性を切り開き、持続可能な農業を目指して、平成21年4月に農業振興施策やその具体化に向けたアクションプランを示した「さいたま市農業振興ビジョン」を改訂し、地産地消の確立や農業経営の安定・生産性の向上、農地の保全と農業の持続、農のあるまちづくりの推進という4つの柱に沿って積極的に施策を進めています。

□地産地消の確立に向け、農産物を市内で生産消費する仕組を整備するとともに、消費者に安全・安心な農産物を供給するため、生産者に対するエコファーマー⁴³への転換や特別栽培農産物⁴⁴の生産等を促すとともに、市内の特色ある農産物を原料とした加工品の開発などに取り組んでいます。

□農業後継者の育成や地域の担い手を認定農業者⁴⁵として育成し、農業経営規模の拡大に努めるとともに、農業の多面的機能を活用した市民とのネットワークづくりなど、農業への理解を深め、特色ある都市農業の振興に取り組んでいます。平成24年1月現在、市内には166経営体（191人）の認定農業者がいます。

⁴³ 平成11年7月に制定された「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（持続農業法）」に基づき、「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画」を都道府県知事に提出し、当該導入計画が適当である旨の認定を受けた農業者の愛称名

⁴⁴ 農業及び化学肥料の使用を県慣行基準の半以下に減らして栽培された農産物のことであり、埼玉県による認証制度がある。

⁴⁵ 効率的で安定した魅力ある農業経営を目指す農業者が、自ら作成する農業経営改善計画（5年後の経営目標）を市町村が基本構想に照らして認定し、その達成に向けて様々な支援措置を講じていこうとするもの。

ウ) 今後の重点課題

- ◆農産物の価格や農業所得の低迷による経営不安、農業者の高齢化・担い手不足、農地の減少など、多くの問題・課題が生じている中で、従来にも増して迅速かつ柔軟に農業の持続と発展に向けた問題解決方法や、本市の特徴を活かした取組を展開する必要があります。
- ◆食の安全・安心の確保、災害時の避難場所や延焼遮断などの防災機能、農業体験等を通じた市民相互及び農業者とのコミュニケーションの形成など、農業・農地が果たしている多面的役割が、将来にわたり持続的に発揮されるよう、地域ぐるみで農業を守り支えていく必要があります。
- ◆より多くの市民が安心して地元の農産物を購入できるよう、都市農業に適した地産地消の総合的な取組や市内農業の効果的なPRなどを通じ、地産地消の拡大に向けた取組を進める必要があります。

③観光

ア) 概況

- 全国的に少子高齢化の進行や、地域における所得の多くを稼ぎ出している現役世代ともいえる生産年齢人口の本格的な減少に伴い、域内消費の減退が予測されている一方、これを補うために域外からより多くの人々を呼び込み、経済活力の維持・増進を図るため、観光を核とした地域振興に取り組む都市が増加傾向にあります。
- 近年、政府も観光立国の実現に向け、ビジット・ジャパン事業（訪日旅行促進事業）をはじめ、各種プロジェクトを積極的に推進しています。本市においても、次のような特徴ある観光資源があり、その様々な資源の魅力を高め、活用していくことで、地域経済の活性化や交流機会の増加、本市のイメージアップにつなげていくことが求められます。

- ・見沼田圃に代表される豊かな自然環境、緑地空間
- ・武蔵一宮氷川神社をはじめとする歴史文化資源
- ・大宮盆栽村、岩槻人形、浦和のうなぎなど固有の生活文化・伝統
- ・全国から鉄道ファンを集める鉄道博物館
- ・埼玉スタジアム 2002、さいたまスーパーアリーナ、大宮ソニックシティなどのコンベンション施設の存在

- 埼玉県の「入込観光客「推計」調査」によると、平成 21 年に本市を訪れた観光客数は 2,099 万 6 千人で、来訪目的で最も多かったのは「各種行事・まつり見学客」の 1,039 万 4 千人（構成比 49.5%）、以下、「スポーツ客」の 432 万 8 千人（20.6%）、「遊園地客」の 232 万 4 千人（11.1%）の順であり、上位 3 位までの合計が全体の 81.2%を占めています。（図 5-3-7）

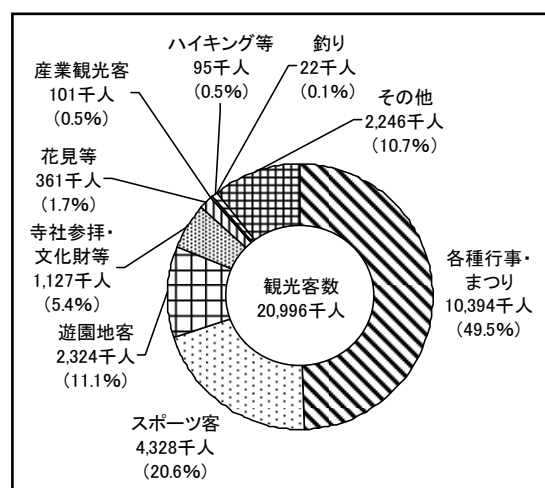


図 5-3-7 目的別入込観光客数の構成比
出典：埼玉県産業労働部観光課
「平成 21 年入込観光客「推計」調査」
注) 端数処理の関係で個別に積み上げた値の合計が 100%とならない。

- 本市は、サッカー J リーグに所属する浦和レッズと大宮アルディージャのホームタウンであるなど、スポーツに対する市民の関心が高く、入込観光客数に占めるスポーツ観戦者の割合が高いという特徴を持っています。
- スポーツをめぐることは、観光庁が、観光による内需拡大の必要性が高まる中、我が国の豊富なスポーツ資源を最大限に活用し、インバウンド拡大及び国内観光振興の起爆剤とすることが求められているという認識のもと、スポーツ観光を今後の成長分野の 1 つと位置付けています。
- 今後、本格的な人口減少・超高齢社会の到来による経済活力の低下が懸念される中、本市におけるスポーツを活用した観光の振興は、他業種への需要創出効果や雇用創出効果など、様々な面で大きな経済波及効果を生み出すことが大いに期待されます。

○平成 22 年 3 月、本市の新たな名所として、市民はもとより、国内外からの来訪者に盆栽の素晴らしさ、面白さに気軽にふれてもらうための主要な観光拠点として「大宮盆栽美術館」を開館しています。

イ) 本市の主な取組

- 平成 19 年 3 月、多くの人々が集い、楽しみ、にぎわうまちとなることを目指し、「訪れたいくなるまち・招きたくなるまち さいたま」を将来像として、その実現に向けた観光振興政策の基本方針や施策などを示した「さいたま市観光振興ビジョン」を策定しました。
- 平成 18 年 2 月に、市内の観光案内所（大宮駅、さいたま新都心、浦和）が、独立行政法人国際観光振興機構から、外国人観光客に外国語で対応できる観光案内所である「i」案内所の指定を受けるなど、国内観光客のみならず、外国人観光客の利便性向上にも取り組んでいます。
- 本市の観光資源の魅力を市内外に向け、広く発信するため、半日観光ルートマップの作成や「さいたま観光大使」による PR を推進するとともに、観光案内の拠点となる観光案内所の充実や観光客の移動手段の開発などに取り組んでいます。
- 市内在住・在勤・在学の方を対象に、今後の観光政策に活用していくため「さいたま市に行ってみたくなる」ような、また、本市の観光の魅力を言葉で伝えられる観光標語（観光キャッチフレーズ）を募集した結果、平成 23 年 2 月に「おいでよ さいたま 新発見！！」を観光標語に決定しました。
- 市民及び有識者等により組織する「さいたま市観光振興懇話会」を平成 22 年度に設置し、平成 23 年度までの 2 年間、「来訪する観光客の拡大策」や「観光振興ビジョンの推進方策」など本市の観光政策のあり方を研究しました。
- 大宮盆栽 JAPAN ブランド化事業については、中小企業庁の補助事業である中小企業海外展開支援補助金を活用し、(社)さいたま観光国際協会が事業主体となって実施しており、平成 23 年度には、大宮盆栽を JAPAN ブランドとして確立するため、海外市場調査及び海外展開戦略策定などを行いました。
- 「サッカーのまち」として全国的にも極めて高い知名度や全国規模での大会にも対応可能な大型施設の集積などの特性を活かし、スポーツの分野で新たな観光・交流人口の拡大を図るため、平成 23 年 10 月にスポーツに関するシティセールスや関連マーケティング活動を専門的に展開する組織として、本格的なスポーツコミッションとしては国内初となる「さいたまスポーツコミッション」を設立しています。



＜代表的な観光資源の例＞
(左から右へ：うなぎ、鉄道博物館、岩槻の人形、大宮盆栽)

ウ) 今後の重点課題

- ◆観光地としての都市間競争力を強化するため、ターゲットにすべき観光客及びニーズを明確に設定した上、既存の観光資源を相互にリンクさせた周遊型の観光商品づくりや、地域特性を活かした新たな観光資源の発掘とネットワーク化による有効利用など、市全体の観光資源の魅力向上に向けた取組を重層的に進める必要があります。
- ◆従来の紙媒体やホームページに加え、口コミサイトやブログ、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）など、情報発信ツールの多様化が急速に進む中、ターゲットとする観光客の特性に応じた情報発信ツールの使い分けや、多様な主体の取組によって、様々なルートを通じ観光情報が継続的に発信される機会の拡大を図る必要があります。
- ◆施策やプロジェクトなどの立案段階から、市内における交通・観光サービスの担い手である民間事業者や各種団体等を積極的に引き込むことで、より実効性の高い観光振興の推進体制を確立する必要があります。

(4) 産業活動の活性化の環境づくり（雇用等）

ア) 概況

- 現在、我が国の雇用を取り巻く環境は、歴史的な円高の進行や欧州の債務危機問題という景気下押し圧力に、東日本大震災やタイで発生した大洪水などの大規模な自然災害の影響が加わり、極めて厳しい状況に直面しています。
- 「平成 23 年版厚生労働白書」によると、完全失業率は高度経済成長期から 1970 年代までは 1%前後で推移していましたが、1980 年代は 2%台、1990 年代は 4%台、2000 年代は 5%台まで上昇しています。一方、平成 22 (2010) 年の有効求人倍率は 0.52 倍と、過去最悪を記録した前年に比べ若干改善されたものの、過去 3 番目に悪い水準となっています。(図 5-4-1)

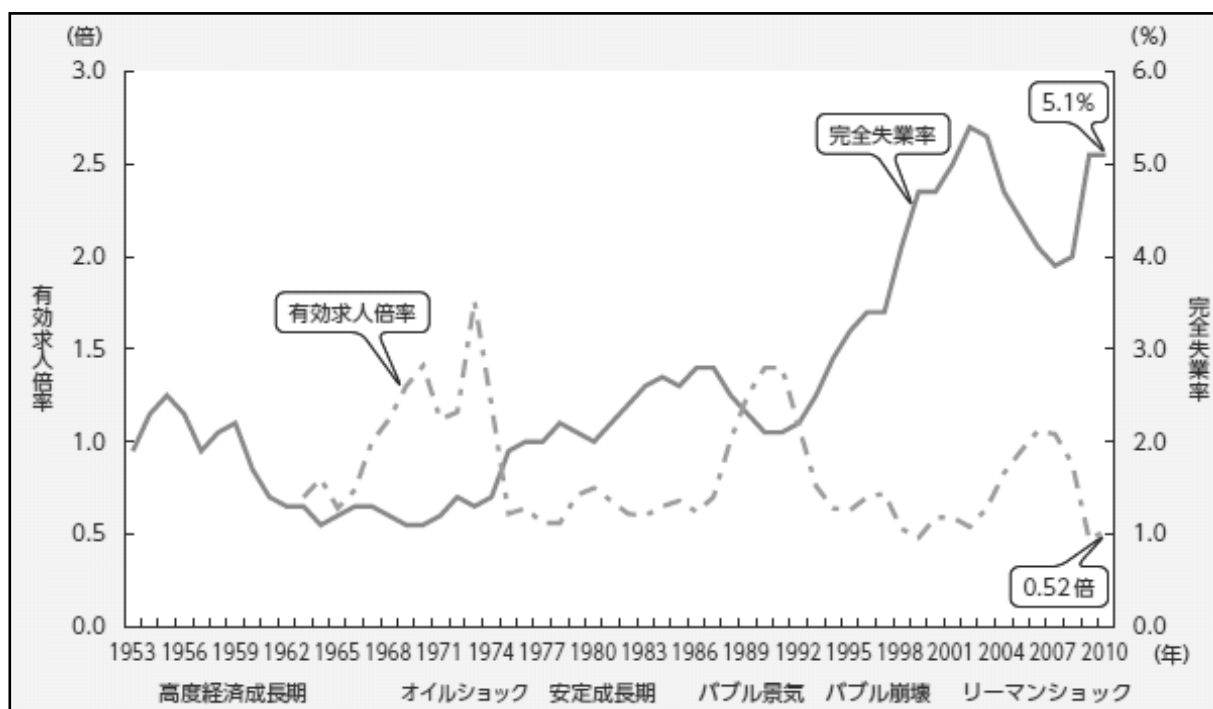


図 5-4-1 完全失業率と有効求人倍率の推移

出典：厚生労働省「平成 23 年版厚生労働白書」

- 総務省の「就業構造基本調査報告」によると、平成 19 年 10 月 1 日現在、15 歳以上の市民 101 万 8 千人のうち、有業者は 617,400 人、有業率は 60.6%となっています。また、無業者 400,600 人のうち、家事をしている者や通学している者などを除いた就職希望者は 109,600 人であり、無業者全体の 27.4%を占めています。
- 市内には、ハローワークやヤングキャリアセンター埼玉など、国・県の就労関連施設が数多く立地しており、就労支援に関しては比較的恵まれた環境にあるといえます。しかし、全国的な景気の低迷を背景として、埼玉県全体でも求人数が求職者数を大きく下回る状況が続き、平成 23 年 10 月の県内の有効求人倍率は 0.51 倍と大変厳しい状況にあります。(図 5-4-2)

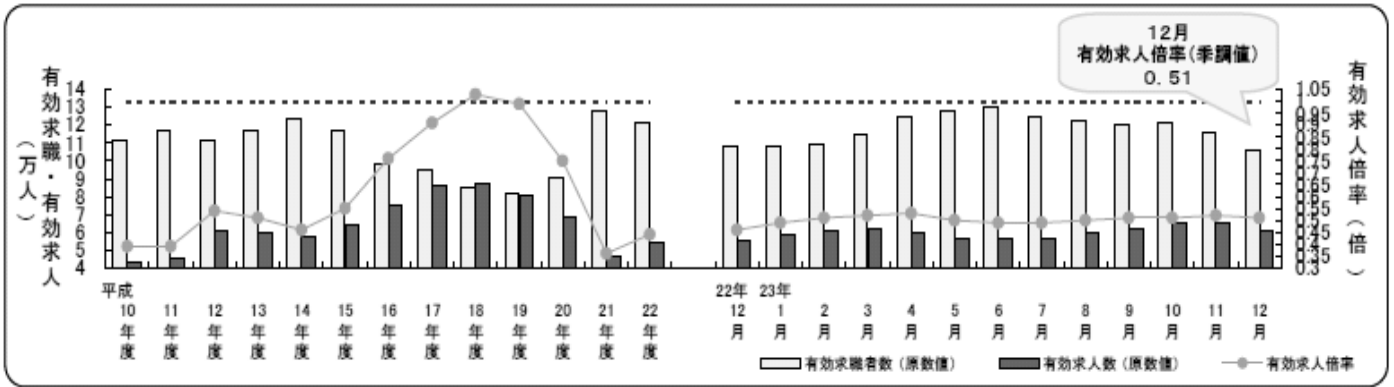


図5-4-2 埼玉県内の求人・求職者数及び求人倍率の推移

出典：埼玉労働局「埼玉労働市場ニュース」（平成23年12月分）

○本市が平成21年度に市内1万事業所に対して実施した「さいたま市事業所雇用実態調査」をみても、「昨年同期と比較した経営状況」では、「多少悪くなっている（34.9%）」と「かなり悪くなっている（36.2%）」を合わせた「悪くなっている」が71.1%を占めているほか、「来年度の雇用予定」につき、正規雇用では71.1%、非正規雇用でも69.6%の事業所が「現状維持の予定」となっています。（図5-4-3）

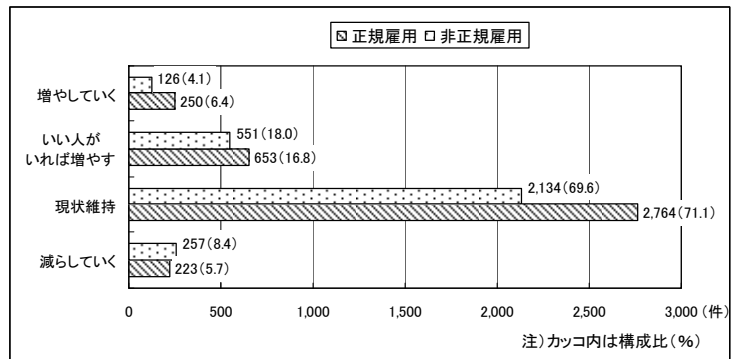
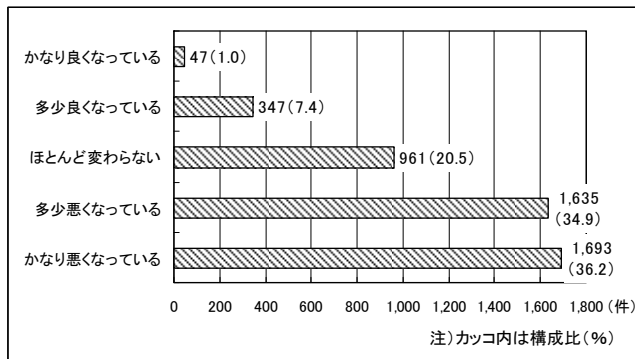


図5-4-3 左：昨年同期と比較した経営状況、右：来年度の雇用予定

出典：経済局経済部労働政策課「さいたま市事業所雇用実態調査」（平成22年3月）

○厚生労働省によると、平成23年4月1日現在の大学生の就職内定率は91.0%であり、平成12年3月卒の調査開始以来、最低の数値となっています。（図5-4-4）

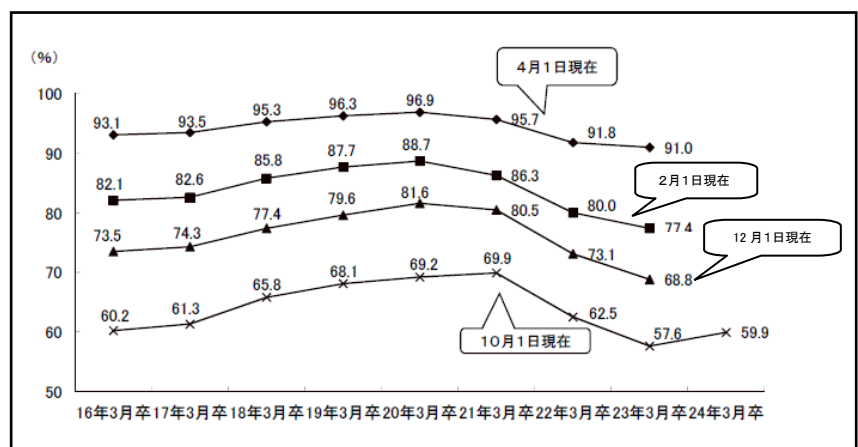


図5-4-4 大学生の就職（内定）率の推移

出典：厚生労働省「平成23年度 大学等卒業予定者の就職内定状況調査」

○さらに、「平成22年就業形態の多様化に関する総合実態調査」によると、平成22年10月時点における正社員以外の労働者の割合は38.7%となり、前回調査（平成19年）の37.8%から0.9ポイント増加し、過去最高を記録しています。（図5-4-5）

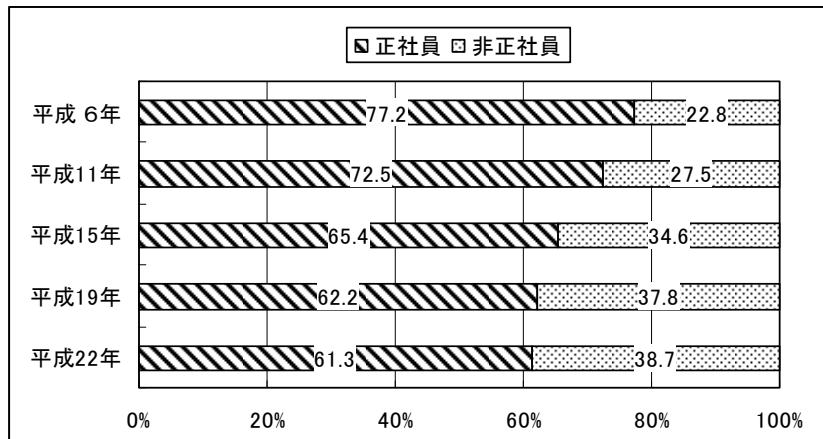


図5-4-5 就業形態別就労状況（労働者割合）の推移
出典：厚生労働省「就業形態の多様化に関する総合実態調査」

○併せて、長期的な生産年齢人口の減少が予想される中において、特に市内中小企業においては、優秀な人材の確保・定着・育成による労働生産性の確保が大きな課題となっていることから、特に体系的な人材育成が容易でない中小企業に対する支援を進めるとともに、将来を見据えた「職業観」の育成など、学齢期からの産業人材育成に取り組む必要があります。（図5-4-6）

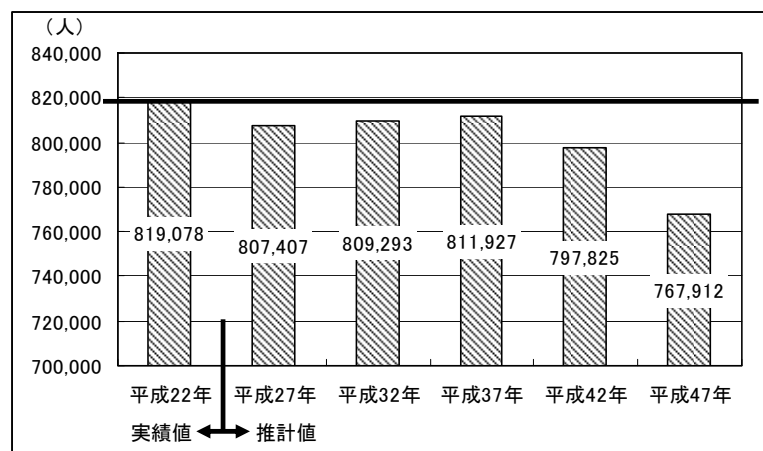


図5-4-6 本市の生産年齢人口の将来予測
出典：「さいたま市政策局推計」（平成24年3月）

○また、多様な就業機会の創出を図る上で、起業・創業の促進を図ることは非常に重要です。特に、本市においては、子育て期にある女性や企業を退職したOB人材（いわゆる「アクティブシニア」）が、そのスキルや経験を活かして、新たなビジネスチャンスを創出することが、地域や社会の課題解決を図るうえでも期待されるところです。

イ) 本市の主な取組

□平成19年3月、雇用の活性化を通じて、地域としての自立度や魅力を高め、躍動するまちづくりの形成につなげるため、平成19年度～23年度までを計画期間に、雇用施策の体系や先導的に取り組むべき事業などを示した「さいたま市雇用対策推進計画」を策定しています。なお、平成24年3月には計画期間を2年間延長するとともに、策定時から激変した雇用情勢に対応するべく、計画内容の見直しを行いました。

□市とハローワーク浦和が共同運営する新たな就職支援拠点「さいたま市ふるさとハローワーク」を平成21年5月に開設し、平成22年度は494件の就職実績をあげました。

□より安定した、又は希望する職種等への就労を目指したステップアップのための支援として、若年者向けの就職支援セミナー、キャリア・コンサルティング、新規学卒者等雇用型就業体験事業や、母子家庭の母親を対象とする資格取得支援を実施しています。

□働く場と同時に住居を失った市民に対する自立支援と、セーフティネット機能を強化するため、全 10 区の福祉事務所に自立生活支援相談窓口を設置し、関係支援機関との連携のもと、総合的な就労支援に取り組んでいます。

□起業・創業を支援するため、創業者育成施設「案産館」の設置や、さいたま市を元気にする斬新なアイデアあふれるビジネスプランを表彰する「さいたま市ニュービジネス大賞（S N B大賞）」などに取り組んでいます。平成 16 年度～23 年度までの創業実績は 174 件となっています。



□さらに、本市が中小企業や創業者をサポートするために設置した「さいたま市産業創造財団」を中心に、経営や創業、本市の融資制度に関する相談、アドバイザーの派遣、セミナー・研修会の開催、地域経済に関する調査など、様々な支援事業を実施しています。

ウ) 今後の重点課題

- ◆雇用のミスマッチの解消に向け、市内企業・事業所における求人ニーズや情報の的確な把握を行うとともに、求職者の就労意向・能力に応じたきめ細かな就労支援サービスの提供に努める必要があります。
- ◆国や県、また、市内企業や地元産業界との連携を図りながら、働きたい市民のライフサイクルに応じ、若年者、女性、中高年齢者、障害者などの多様なニーズにあわせた魅力ある就労支援を推進する必要があります。
- ◆市内企業の事業活動を支えるため、年代、ライフステージ等に応じた産業人材の育成に体系的に取り組む必要があります。
- ◆起業・創業を促進するため、今後も引き続き、関係支援機関との連携のもの、様々な支援事業に取り組む必要があります。

(1) 都市防災

ア) 概況

- 平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、東北地方から関東地方にかけての広い範囲で、戦後最大級といわれるほどに未曾有の大惨事をもたらしました。市内でも、道路や公共施設などが破損するとともに、多数の帰宅困難者が発生するなど、市民生活がかつて経験したことのない不安を受けました。
- 地震調査研究推進本部⁴⁶の報告によると、埼玉県には、群馬県西部から県北東部にかけて関東平野北西縁断層帯と、県南部から東京都南部まで延びる立川断層帯があるとともに、県内に被害を及ぼす地震には南関東で発生するマグニチュード7クラスの首都直下地震また相模トラフ沿いで発生するプレート間地震があるとされています。
- また、西部の山地（関東山地）に比べ、東部の関東平野、その中でも特に河川沿いの低地では、地盤増幅率が高く、今後 30 年以内に震度 6 以上の地震に見舞われる確率及び震度ともに大きくなるとされています。（図 6-1-1）

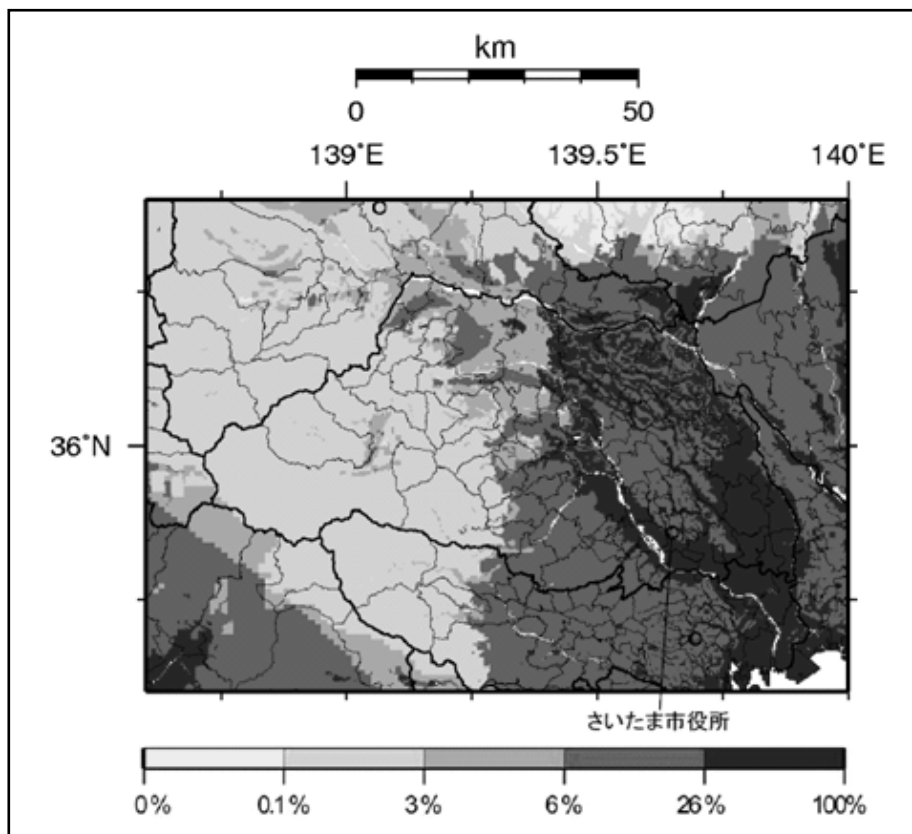


図 6-1-1 今後 30 年以内に震度 6 以上に見舞われる確率

出典：独立行政法人防災科学技術研究所「地震ハザードステーション」（平成 21 年版）

⁴⁶ 行政施策に直結すべき地震に関する調査研究の責任体制を明らかにし、これを政府として一元的に推進するため、平成 7 年 7 月に制定された地震防災対策特別措置法に基づき総理府に設置（現・文部科学省に設置）された政府の特別機関。

○一方、政府の地震調査研究推進本部によると、南関東を震源域とするマグニチュード7クラスの首都直下地震が、今後30年以内に約70%という高い確率で発生すると予測されています。さらに、最近では、東日本大震災で生じた地殻変動によって、首都圏の地盤に圧力が加わり、首都直下地震が誘発される可能性が高まっているといった指摘⁴⁷もなされています。

【参考】 さいたま市直下地震による本市の主な被害一覧

項目	予測内容	対象及び現況	さいたま市直下地震
建物被害	全半壊棟数	木造・非木造棟数 309,518棟	61,079棟
出火延焼被害	出火件数	—	248件
	焼失棟数		38,278棟
人的被害	死者数	総人口 1,215,846人	2,891人
	負傷者数		58,336人
生活支障	避難者数（1日後）	発災時人口 867,302人	223,410人
	帰宅困難者数		140,300人
上水道被害	断水人口（1日後）	供給人口 1,214,743人	506,431人
下水道被害	支障人口	処理人口 1,215,846人	7,959人

出典：総務局危機管理部防災課「さいたま市被害想定調査」（平成22年3月）

注1）被害が最大となる冬の18時、風速15m/秒を想定。

2）「さいたま市直下地震」はマグニチュード6クラスの最大である6.9を想定。

○平成23年度現在、市内に立地する住宅の耐震化率は、戸建住宅のうち木造が76%、非木造が89%、共同住宅のうち木造が76%、非木造が97%であり、木造住宅の耐震化の促進は、防災対策上重要な課題の1つとなっています。（表6-1-1）

表6-1-1 住宅の耐震化率の状況

（単位：戸）

種類	構造	現状(平成23年度)				e)合計	耐震化率 (%) (c+d)/e
		a)旧耐震 基準(~S56)	b)耐震性が 不十分	c)耐震性あり	d)新耐震 基準(S57~)		
戸建住宅	木造	56,500	49,700	6,800	153,700	210,200	76
	非木造	1,800	1,500	300	12,100	13,900	89
共同住宅	木造	8,600	7,600	1,000	23,500	32,100	76
	非木造	26,900	6,500	20,400	185,600	212,500	97
合計		93,800	65,300	28,500	374,900	468,700	86

出典：建設局建築部建築総務課「さいたま市建築物耐震改修促進計画」（平成24年3月）

⁴⁷ 東京大学地震研究所が平成24年1月に公表した計算結果によると、東日本大震災の発生から昨年12月までに首都圏で起きたマグニチュード(M)3以上の地震の観測データから、首都圏でM7クラスの直下型地震が4年以内に70%、30年以内では98%という極めて高い確率で起きる可能性があるとしている。

○いつ、どこで起こるのか分からない災害による被害を最小限に抑えるためには、自らの生命は自らが守る「自助」、地域での助け合いにより自分たちのまちは自分たちで守る「共助」、市民・地域による防災まちづくりへの支援と防災体制の強化である「公助」のそれぞれの対応力を高め、連携することが極めて重要といえます。共助の仕組の1つである自主防災組織について、平成23年4月1日現在の本市の結成率は86.2%であり、県内40市中21番目の水準にあります。

イ) 本市の主な取組

- 平成20年3月に、災害に強いまちづくりを推進していくための根本となる理念や視点、基本目標を定め、個別・具体的な施策を体系的に整理した「さいたま市災害に強いまちづくり計画」を策定しています。
- 本計画の基本理念である「みんなでつくろう、誰もが安心・安全に暮らせる災害に強いまち」の具現化に向け、実施計画事業に取り上げた各施策の達成度（平成22年度）を評価し、取組状況の確認などの進行管理を実施しています。
- 評価の結果によると、「C：予定より遅れている事業」では、緊急輸送道路の沿道における不燃化・耐震化の促進や、緊急輸送道路上の橋梁や跨道橋・跨線橋の重点的な耐震対策など、震災時の道路ネットワークの確保を目的とした事業が比較的目標立つ状況にあります。
- 地震災害に強いまちづくりを推進するために、民間の住宅や特定建築物⁴⁸の耐震診断、耐震補強設計・補強工事を行った所有者等への助成事業を実施するとともに、平成22年4月から建替えや耐震シェルターの設置に対する助成制度を創設するなど、既存建築物の耐震化の支援に取り組んでいます。
- さいたま市自主防災組織連絡協議会の運営を支援するとともに、自主防災組織の結成促進及び育成強化を図っています。また、避難生活に備えた自主的な訓練などを行うため、平成24年度末までに、避難区域の自主防災組織を主体とする避難場所運営委員会を、公民館を除く全ての避難場所199箇所に設置することを目指しています。
- 災害に強いまちづくりを目指し、地域の防災力向上と減災のために自ら率先して活動し、地元の自治会や自主防災組織及び避難場所運営委員会などとともに地域防災の担い手となる防災アドバイザーや、災害時に被災者のニーズと、応急対応、復旧・復興支援のために市内外から来られるボランティアとの架け橋となり、調整を図る役割を担う防災ボランティアコーディネーターなどの養成及び継続的なスキルアップに取り組んでいます。

⁴⁸ 多数の者が利用するなど、一定の用途で一定の規模以上の建築物のうち、昭和56年6月1日に施行された新耐震基準を満たしていない建築物。

ウ) 今後の重点課題

- ◆切迫する首都直下地震に備え、今後より一層、ハード・ソフトの両面から、より総合的かつ計画的に災害に強いまちづくりを推進することが求められています。
- ◆公共建築物の耐震化を計画的に推進するとともに、震災時の道路ネットワークの確保に向け、緊急輸送道路沿道の耐震化の促進に努める必要があります。
- ◆今後も引き続き、地域防災力の中枢を担う防災士（防災アドバイザー）や防災ボランティアコーディネーターの養成及び継続的なスキルアップを図るとともに、自主防災組織の強化を図る必要があります。
- ◆行政と企業が協力し、帰宅困難者も対象に含めた非常用物資の計画的備蓄や従業員の安全確保を進めるなど、社会全体として防災・減災力を高めていくことが極めて重要な課題となっています。

(2) 事故や犯罪の防止

ア) 概況

- 「平成 23 年版 犯罪白書（法務省）」によると、刑法犯の認知件数は、平成 8 年から毎年戦後最多を更新し、平成 14 年には 369 万 3,928 件に上ったものの、その後は一貫して減り続け、平成 22 年では 227 万 1,309 件（対前年比 12 万 8,393 件（5.4%）減）と平成 14 年の約 6 割の水準にまで低下しています。
- 本市の刑法犯認知件数は、平成 10 年頃から増加傾向が続いていました。しかし、近年、「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識の高まりから、自治会や PTA、地域関係団体等が自主的に防犯パトロールや子どもの見守り活動を行うようになったことも 1 つの要因となり、平成 16 年をピークに 17 年以降減少傾向に転じています。平成 22 年では 18,323 件と、平成 16 年の 34,613 件に比べ 47.1%（16,290 件）大きく減少しています。（図 6-2-1）

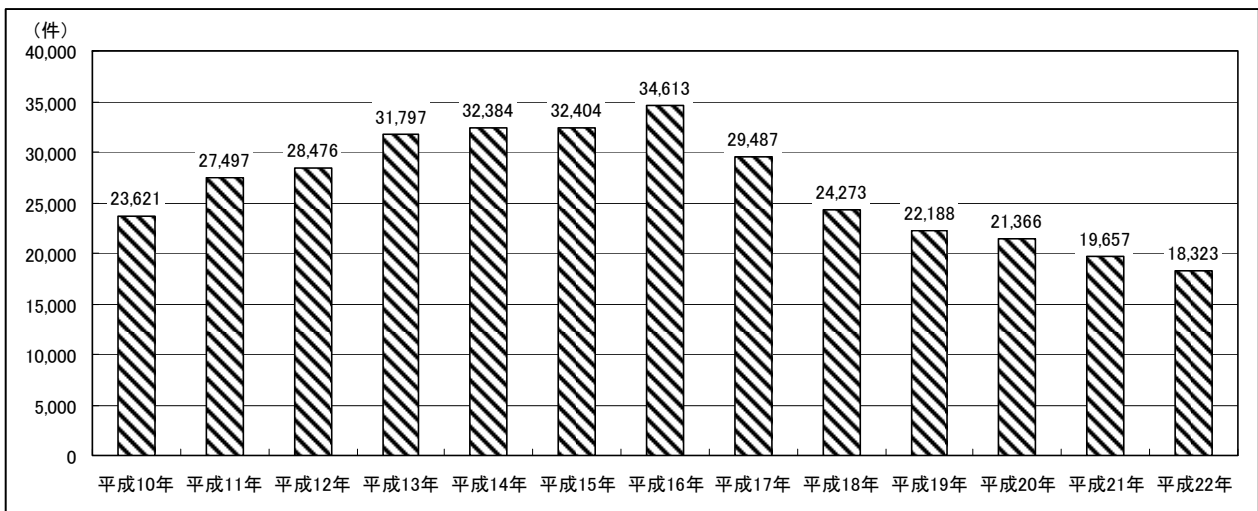


図 6-2-1 さいたま市刑法犯認知件数の推移

出典：埼玉県資料

注) 合併前のデータは旧市データの合計による。

- 平成 22 年の人口千人当たり換算した刑法犯認知件数は 14.96 件であり、政令指定都市 19 市中 10 番目に低い水準となっています。
- 本市における近年の特徴として、全体の中で多く占める犯罪（自転車盗）や、身近な脅威となる犯罪（ひったくりや侵入窃盗）など、市民生活に身近なところで発生する犯罪が多く、また、市民の犯罪に対する不安感や防犯対策への関心も総じて高い状況にあります。（図 6-2-2）

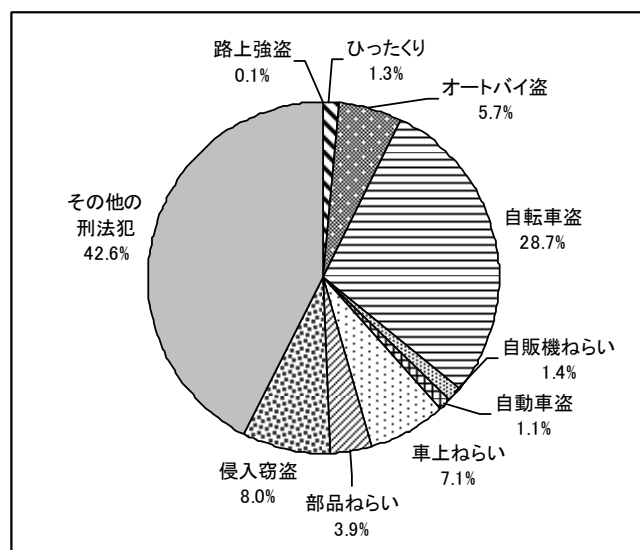


図 6-2-2 平成 22 年刑法犯認知件数内訳

出典：埼玉県資料

○平成 23 年の交通事故発生件数は 6,365 件であり、平成 19 年の 7,354 件に比べ 989 件、13.4%減少しています。区別にみると、見沼区が 855 件で最も多く、次いで大宮区の 755 件、岩槻区の 739 件の順となっています。(表 6-2-1)

○県内 48 市区の平成 23 年 12 月末現在の人口千人当たりの交通事故発生率をみると、大宮区が 6.88 件で第 1 位、岩槻区が 6.56 件で第 4 位となっている一方、南区が 3.75 件、浦和区が 3.77 件で、それぞれ少ない順の第 7 位、第 8 位に位置しています。(表 6-2-2)

表 6-2-1 交通事故発生件数等の推移

	件数 (件)	死者 (人)	負傷者 (人)
平成19年	7,354	20	8,847
平成20年	6,665	19	8,021
平成21年	6,385	23	7,610
平成22年	6,916	29	8,155
平成23年	6,365	19	7,585
西区	497	1	586
北区	701	2	846
大宮区	755	2	889
見沼区	855	2	999
中央区	489	1	560
桜区	437	1	532
浦和区	552	1	659
南区	658	4	771
緑区	682	1	823
岩槻区	739	4	920

出典：埼玉県警察資料

注)人身事故のみの数値であり、高速道路上の事故を除く。

表 6-2-2 人口千人当たりの人身交通事故発生率（発生率の高位順）

順位	市名	発生率 (件)	順位	市名	発生率 (件)	順位	市名	発生率 (件)
1	さいたま市大宮区	6.88	21	羽生市	5.32	41	さいたま市浦和区	3.77
2	八潮市	6.80	22	三郷市	5.30	42	さいたま市南区	3.75
3	戸田市	6.60	23	加須市	5.26	43	新座市	3.69
4	さいたま市岩槻区	6.56	24	和光市	5.21	44	志木市	3.61
5	本庄市	6.52	25	入間市	5.15	45	吉川市	3.52
6	幸手市	6.39	26	さいたま市中央区	5.11	46	飯能市	3.47
7	草加市	6.21	27	狭山市	5.08	47	富士見市	3.41
8	深谷市	6.16	28	桶川市	5.03	48	朝霞市	3.41
9	行田市	6.13	29	さいたま市北区	4.94			
10	さいたま市緑区	6.07	30	久喜市	4.92			
11	さいたま市西区	5.89	31	蕨市	4.81			
12	熊谷市	5.85	32	坂戸市	4.81			
13	越谷市	5.83	33	秩父市	4.56			
14	所沢市	5.70	34	さいたま市桜区	4.56			
15	蓮田市	5.70	35	春日部市	4.53			
16	上尾市	5.49	36	日高市	4.46			
17	東松山市	5.49	37	鴻巣市	4.32			
18	川越市	5.46	38	川口市	4.29			
19	さいたま市見沼区	5.41	39	北本市	3.94			
20	鶴ヶ島市	5.39	40	ふじみ野市	3.92			

出典：埼玉県警察資料（平成23年12月末現在）

注1) 高速道路の事故を除く。

2) 人口は、平成23年1月1日現在の埼玉県町(丁)字別人口調査結果報告の数値。

○65 歳以上の高齢者人口の増加とともに、高齢者の積極的な社会参加が進む中、県内では、平成 7 年以降連続で高齢者が交通事故死者の最多年齢層を記録し、平成 22 年中も 41.9% と他の年齢層に比べ突出した割合を占めています。

イ) 本市の主な取組

- 防犯のまちづくりの基本理念を定め、安全で安心な住みよい地域社会の実現に寄与することを目的に、「さいたま市防犯のまちづくり推進条例」を制定し、平成 18 年 4 月から施行しています。
- 平成 21 年 3 月には、この条例に示された基本理念を実現し、より一層、防犯のまちづくりを計画的に進めるために必要な具体的な施策を盛り込んだ「さいたま市防犯のまちづくり推進計画」を策定しました。
- 自主的に防犯活動を行っている地域の防犯団体に対して、青色防犯パトロール車両の導入経費をはじめ、防犯活動に要する経費の一部を助成しています。市民防犯意識の高揚と自主防犯活動を支援することにより、自主防犯活動団体の数を平成 22 年度の 716 団体から平成 25 年度末までには 780 団体にすることを目標としています。
- 廃止交番を利用した地域防犯ステーションや公共施設などを利用した防犯パトロール拠点施設の設置を推進しています。このような拠点施設は、平成 23 年度末現在の 15 箇所から、平成 24 年度末の 20 箇所に増設することを目指しています。
- 市街地内の交通事故発生率の高い地区を対象に、概ね 1 k m²のエリアを設定し、公安委員会とも連携して面的・総合的な交通安全対策を進めるとともに、事故危険箇所における安全対策に取り組んでいます。



<地域防犯ステーション>

ウ) 今後の重点課題

- ◆安心・安全な生活環境を実現するためには、刑法犯認知件数を減らしていく必要があります。刑法犯認知件数の中で多く占める自転車盗、身近な脅威となるひったくりや侵入窃盗、犯罪が多発する繁華街について、対策を強化していくことが課題となっています。
- ◆安心・安全なまちづくりを推進するため、地域の防犯活動の状況に基づき、関係機関と連携し、防犯パトロール拠点が必要な場所を検討・設置していくとともに、広報・啓発、補助金等の支援を継続し自主防犯活動団体を増やしていく必要があります。
- ◆「高齢者・子どもの交通安全確保」、「自転車・歩行者の交通安全確保」、「交差点の交通事故防止」を重点課題として、交通安全教室の開催などの交通安全に関する普及啓発活動を推進していく必要があります。

(3) 生活基盤

①上水道

ア) 概況

○水道事業は、利用者の水道料金などで事業を運営する地方公営企業⁴⁹であり、独立採算制が原則とされています。平成18年度以降の年間総給水量は減少傾向にあり、平成22年度では1億3,735万m³、平成18年度の1億3,942万m³に比べ207万m³、1.5%減少しています。その主な原因としては、景気の低迷や節水意識の定着化、節水型機器の普及などによる水需要の伸び悩みが考えられます。

○有収率は、年間総給水量に対する水道料金収入の対象となる水の割合で、送った水道水がどこまで効率よく収益につながったのかを表す指標であり、老朽管の布設替工事など漏水防止対策の推進によって、平成18年度の92.7%から平成22年度の93.7%に上昇しています。(表6-3-1)

表6-3-1 水道事業の基本業務量の推移

	給水件数 (件)	(A)年間 総給水量 (m ³)	1日最大 給水量 (m ³)	1日平均 給水量 (m ³)	(B)年間総 有収水量 (m ³)	(B/A) 有収率 (%)	1件1ヶ月 平均使用 水量(m ³)	水道料金 収入 ^{注)} (百万円)
平成18年度	520,405	139,424,410	432,050	381,985	129,283,652	92.7	21.52	28,508
平成19年度	531,885	139,136,000	420,850	380,153	129,224,910	92.9	21.16	28,404
平成20年度	542,530	136,771,880	409,270	374,717	127,624,849	93.3	20.52	27,827
平成21年度	550,339	136,273,270	417,030	373,351	127,699,892	93.7	20.22	27,688
平成22年度	555,804	137,351,660	419,020	376,306	128,674,138	93.7	20.10	27,833

出典:水道局経営企画室資料

注)「水道料金収入」は、消費税抜き金額。

○水道事業の会計は、収益的収支と資本的収支に分けて会計処理するよう法令で定められています。このうち、収益的収支とは、水道水を使用者へ送り届けるまでの費用とその財源であり、主な収入は、使用者からの水道料金です。また、資本的収支とは、水道施設を新たに建設したり、整備・改良したりするために必要な経費とその財源であり、主な収入は、国などからの借入金や工事負担金です。

○平成18年度以降、収益的収支は収入が支出を上回っており、毎年度約40億円の黒字となっています。一方、資本的収支は収入が支出を大きく下回り、平成22年度には不足額が128億6,858万円にも上っています。(表6-3-2)

表6-3-2 収益的及び資本的収支の推移

	収益的収支(百万円、税抜)			資本的収支(百万円、税込)		
	収益的収入	収益的支出	収支差引	資本的収入	資本的支出	収支差引
平成18年度	31,494	27,593	3,901	1,386	11,384	▲ 9,998
平成19年度	31,659	27,831	3,828	6,910	17,303	▲ 10,393
平成20年度	30,965	27,327	3,638	9,590	21,712	▲ 12,122
平成21年度	30,531	26,893	3,638	6,911	19,388	▲ 12,477
平成22年度	30,612	26,223	4,389	1,649	14,518	▲ 12,869

出典:水道局業務部水道財務課資料

⁴⁹ 地方公営企業とは、地方公共団体が経営する企業のうち、地方公営企業法が適用される事業をいう。地方公営企業は、経済性を発揮しながら、公共の福祉を増進することを経営の基本原則とし、その経費は経営に伴う収入をもって充てることとされている。

○近年、景気の低迷や節水意識の定着化、節水型機器の普及などにより、全国的にも水需要が伸び悩み、料金収入の増加が期待できない状況に陥る一方、高度経済成長期に集中的に整備された水道施設の老朽化が一斉に進み、その維持管理や更新・耐震化のために必要なコストの増大が見込まれています。

イ) 本市の主な取組

- 平成 22 年 1 月に、平成 32 年を目標年次とする水道事業の方向性を示した「さいたま市水道事業長期構想改訂版」を策定し、平成 23 年 3 月には、長期構想の実現を目指すため、平成 23 年度～27 年度を計画期間とする「さいたま市水道事業中期経営計画」を策定しています。(図 6-3-1)
- 安定的な給水の確保を図るため、老朽化した水道管や、上水道の基幹施設である浄・配水場の計画的な更新・改良及び耐震化に取り組んでいます。
- 鉛給水管の解消や配水管内の水質劣化防止事業等を通じて、安全で良質な水の供給に取り組んでいます。

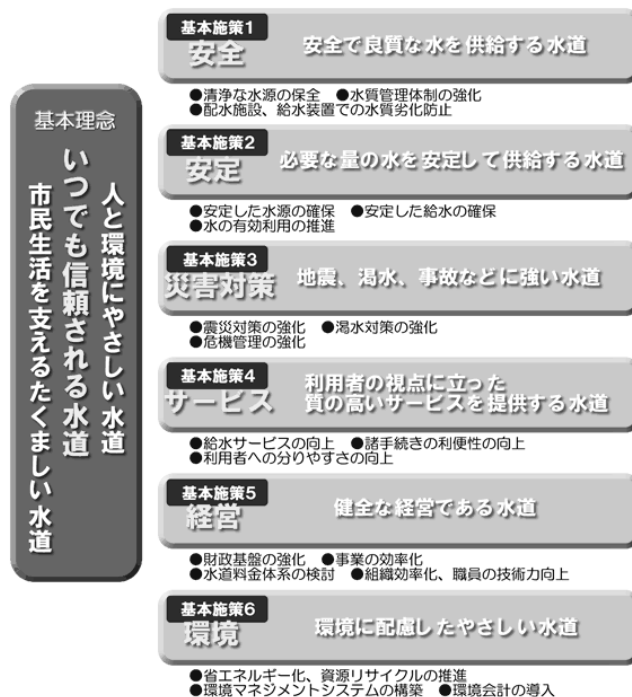


図 6-3-1 さいたま市水道事業長期構想改訂版

ウ) 今後の重点課題

- ◆市民の暮らしや都市活動を支える極めて重要なライフラインとして、利用者にもいつでも信頼される水道を維持し続けるためには、従来にも増して計画的かつ効率的な事業経営を推進することが求められています。
- ◆老朽化した配水管や既設の浄・配水場の更新や耐震化を進めるとともに、災害時の応急給水場所の拡充を図り、災害に強い水道を構築する必要があります。
- ◆水質管理体制の強化や貯水槽を経由しない直結給水の普及促進等により、安全で良質な水の供給を促進していく必要があります。

②下水道

ア) 概況

○本市の下水道事業では、行政区域の77%にあたる約16,800haを計画区域として定め、このうち12,835.9ha（認可区域）を、概ね5～7年で整備することを目指しています。（表6-3-3）

表6-3-3 下水道普及状況の推移

年度	下水道計画認可面積 (ha)	処理区域面積 (ha)	(A) 行政人口 (人)	(B) 処理区域内人口 (人)	(C) 水洗化人口 (人)	(B/A) 普及率 (%)	(C/B) 水洗化率 (%)
平成17年度	12,036.7	9,655.8	1,173,418	953,558	881,464	81.3	92.4
平成18年度	12,215.0	9,888.3	1,195,005	984,359	913,010	82.4	92.8
平成19年度	12,215.0	10,159.0	1,204,461	1,008,719	935,661	83.7	92.8
平成20年度	12,835.9	10,408.0	1,215,846	1,034,060	963,657	85.0	93.2
平成21年度	12,835.9	10,729.1	1,226,487	1,062,589	994,019	86.6	93.5
平成22年度	12,835.9	11,409.2	1,234,274	1,085,479	1,020,804	87.9	94.0

出典：建設局下水道部下水道総務課、下水道維持管理課、下水道計画課資料
注）平成17年度の行政人口は外国人登録人口を除く。

○平成22年度現在、下水道の処理区域内人口を行政人口で除して求めた下水道普及率は87.9%であり、平成17年度の81.3%に比べ6.6ポイント、処理区域内人口は131,921人増加しているものの、普及率は政令指定都市19市中、第15位という水準にとどまっています。また、合併処理浄化槽やコミュニティプラントなど、その他の生活排水処理施設を含めた汚水処理人口普及率は、91.1%となっています。（表6-3-4）

表6-3-4 下水道普及率の都市間比較（普及率の高位順）

順位	市名	下水道普及率 ^{注1)} (%)	市域面積 (ha)	公共下水道認可区域面積 (ha)	処理区域 ^{注2)}	
					面積 (ha)	人口 (人)
1	大阪市	99.9	22,243	19,391	19,050	2,666,356
2	横浜市	99.8	43,498	40,030	30,950	3,678,696
3	北九州市	99.8	48,789	18,743	16,191	985,559
4	札幌市	99.7	112,112	25,439	24,626	1,909,100
5	福岡市	99.5	34,132	17,244	16,627	1,462,100
6	京都市	99.2	82,790	16,028	15,369	1,459,600
7	川崎市	99.1	14,435	11,288	10,663	1,417,133
8	名古屋市	99.0	32,643	28,858	27,815	2,237,900
9	神戸市	98.7	55,283	22,573	16,954	1,522,676
10	仙台市	97.8	78,809	18,437	16,755	998,846
11	千葉市	97.2	27,208	13,067	12,075	932,767
12	堺市	96.1	14,999	11,027	9,255	804,879
13	相模原市	95.4	32,884	7,808	7,400	667,876
14	広島市	93.3	90,541	16,568	13,806	1,099,110
15	さいたま市	87.9	21,749	12,836	11,049	1,085,479
16	静岡市	79.3	141,185	9,666	8,428	573,916
17	浜松市	78.3	155,804	16,550	13,350	640,468
18	新潟市	77.1	72,610	14,888	10,902	619,569
19	岡山市	61.9	78,991	11,125	7,017	432,749

出典：各市所管課統計資料(平成22年度末現在、ただし、仙台市は平成21年度末現在)

注1)「下水道普及率」は、処理区域人口÷推計人口

2)「処理区域」は、排水区域のうち排除された下水を終末処理場により処理できる地域で、下水の処理の開始が公示された区域。

- 下水道事業会計は、一般会計からの繰入金により収支の均衡を保っている状況が続いており、平成 17 年度以降、収益的収支は、一般会計からの繰出し金により概ね一貫して収入が支出を上回っているものの、資本的収支は一貫して収入が支出を大きく下回り、収入の支出に対する不足額は、各年度約 60 億円から約 80 億円に上っています。
- 本市では、今後、下水道の未整備区域の解消や老朽化した施設の計画的な更新、合流式下水道の改善、さらに耐震性向上のため、建設改良コストが増大する一方、世帯規模の縮小に伴い 1 件当たりの汚水排水量は減少し、接続戸数の増加のわりに需要は鈍化し、下水道の料金収入は伸び悩むと見込まれています。このため、より一層効率的な経営改革の徹底を進め、下水道事業の経営健全化を図ることが急務となっています。

イ) 本市の主な取組

- 平成 20 年 3 月に、少子高齢化などの人口動向、地震や気候変動への対応、エネルギーや環境対策などの社会情勢を踏まえ、50 年先を見据えた長期的な視点に立ち、下水道事業としての基本的な方針や方向性を示した「希望（ゆめ）つなぐ下水道（みず）プラン（さいたま市下水道長期計画）」を策定しています。
- 経費回収率⁵⁰（汚水処理に要した費用に対する使用料による回収の程度であり、下水道事業の独立採算性を示す経営指標）の向上や、定員の適正管理を通じた経費の節減など、経営基盤の強化に向けた取組を推進しています。
- 市街化区域を最優先とした公共下水道（汚水）の整備を推進するとともに、市街地における浸水被害の軽減を図るため、都市に降った雨を集め河川に排除する雨水貯留施設の整備に取り組んでいます。
- 老朽化の著しい下水道施設による事故の未然防止や地震による被害を最小化するため、施設の重要度や老朽化の状況を考慮した下水道施設の計画的な改築・更新及び耐震化に取り組んでいます。

ウ) 今後の重点課題

- ◆下水道事業の経営健全化を実現するため、経費回収率の改善や経費の節減をはじめ、より一層効率的な経営改革に向けた取組をさらに強化する必要があります。
- ◆市民の生活環境や公共用水域の水質保全のため、公共下水道の整備をより一層推進する必要があります。
- ◆管きょ施設や中継ポンプ場などの老朽化した下水道施設の改築・更新や、耐震化を計画的に推進する必要があります。

⁵⁰ 平成 22 年度末で 77.9%であり、その他の政令指定都市の平均値 105.2%と比較して、その低さが際立つ状況にある。

③住宅

ア) 概況

- 我が国では、平成18年6月に「住生活基本法」が施行され、これまでの住宅の量の確保を図る政策から、住宅セーフティネットの確保を図りつつ、健全な住宅市場を整備するとともに、国民の住生活の質の向上を図る政策へと大きな転換が図られました。
- 社会構造の変化や少子高齢社会の進展等に伴い、ライフスタイルや価値観が多様化しております。こうした中で、住み方も多様化しており、地域の環境やライフステージに合わせた住環境へのニーズが変化しています。
- 平成20年10月1日現在、住宅の建て方別構成比は、共同住宅が52.4%、一戸建が46.0%となっています。また、建築の時期別では、昭和55年以前の旧耐震基準に基づく住宅が21.1%を占めています。(表6-3-5・6)

表6-3-5 住宅の建て方別住宅数・構成比

	総数	一戸建		長屋建		共同住宅		その他	
		(戸)	比率 (%)	(戸)	比率 (%)	(戸)	比率 (%)	(戸)	比率 (%)
市全体	465,890	214,250	46.0	6,430	1.4	244,260	52.4	950	0.2
西 区	28,960	19,260	66.5	340	1.2	9,350	32.3	10	0.0
北 区	53,840	22,030	40.9	580	1.1	31,140	57.8	80	0.1
大宮区	44,880	19,500	43.4	780	1.7	24,430	54.4	170	0.4
見沼区	56,370	31,920	56.6	1,080	1.9	23,290	41.3	70	0.1
中央区	38,520	13,570	35.2	630	1.6	24,280	63.0	30	0.1
桜 区	38,940	14,380	36.9	260	0.7	24,220	62.2	80	0.2
浦和区	60,300	22,280	36.9	780	1.3	37,020	61.4	230	0.4
南 区	67,560	22,570	33.4	660	1.0	44,260	65.5	80	0.1
緑 区	37,250	20,050	53.8	730	2.0	16,390	44.0	80	0.2
岩槻区	39,270	28,680	73.0	590	1.5	9,880	25.2	120	0.3

出典：総務省統計局「住宅・土地統計調査報告」(平成20年10月1日現在)

表6-3-6 建築の時期別住宅数・構成比

建築の時期	戸数 (戸)	比率 (%)
昭和25年以前	4,200	0.9
昭和26年～35年	4,500	1.0
昭和36年～45年	24,700	5.3
昭和46年～55年	64,700	13.9
昭和56年～平成2年	94,800	20.3
平成3年～7年	65,600	14.1
平成8年～12年	69,200	14.9
平成13年～15年	39,000	8.4
平成16年	13,300	2.9
平成17年	11,800	2.5
平成18年	10,400	2.2
平成19年	15,100	3.2
平成20年1月～9月	7,100	1.5
不詳	41,500	8.9
合計	465,900	100.0

出典：総務省統計局「住宅・土地統計調査報告」
(平成20年10月1日現在)

○平成 23 年 4 月現在、本市が所有する市営住宅は 38 団地、107 棟、2,586 戸であり、世帯数ベースでは市全体の約 0.5%に当たります。なお、市営住宅は、昭和 30 年代後半から昭和 40 年代にかけて建設されたものが約半数近くを占めており、平成 40 年代に入ると耐用年数を迎える住宅が急増すると見込まれています。

イ) 本市の主な取組

□平成 21 年 3 月に、国・県などの住宅政策との整合を図りつつ、豊かさを実感できる住宅・住環境の実現を目指した「さいたま市住生活基本計画」を策定し、安全で快適な住環境の形成と承継、地域独自の誇れる住環境の創造と住情報の発信、居住ニーズに対応した住環境の誘導、公・民の連携による住宅セーフティネットの再構築を基本目標に、質の高い住宅施策の推進に取り組んでいます。

□平成 23 年 3 月に策定した「さいたま市市営住宅等長寿命化計画」に基づき、全ての市営住宅について、建替えるのか、又は、修繕や機能改善を行ない長寿命化するのか今後の活用方法を検討し、ライフサイクルコストの縮減、予算・事業量の平準化を図り、住宅セーフティネット機能の適正な維持を推進しています。

ウ) 今後の重点課題

- ◆老朽化した市営住宅を対象に、その集約・高層化や適正なストック量を考慮した建替えを計画的に推進する必要があります。
- ◆住宅の質の向上及び災害に強いまちづくりに資するため、今後も引き続き、市民に対する情報提供や啓発活動などに努めながら、住宅の耐震化を促進する必要があります。
- ◆市営住宅の供給量を増やすことが困難な状況においては、既存ストックの有効活用を図るため、高額所得者、収入超過者対策を徹底し、入居機会の公平性を確保する必要があります。

(1) 世界に開かれた都市づくり

ア) 概況

○我が国の平成 22 年末現在の外国人登録者総数は 213 万 4,151 人、前年比で 5 万 1,970 人 (2.4%) 減少しているものの、10 年前 (平成 12 年末) に比べると 44 万 7,707 人 (26.5%) 増加し、10 年前の約 1.3 倍となっています。(図 7-1-1)

○このような状況下、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていく多文化共生社会の推進に取り組む意義が大いに高まっています。

○市町村が日本人と同様、外国人住民に対して基礎的行政サービスを提供するための基盤をなす制度の必要性が増したことから、外国人住民を住民基本台帳法の適用対象に加え、外国人住民の利便増進及び市町村等の行政の合理化を図るため、平成 24 年 7 月から「住民基本台帳法の一部を改正する法律」が施行されることとなりました。

○平成 24 年 1 月 1 日現在、本市の外国人登録者数は 16,954 人、対平成 18 年比で 9.6% (1,492 人) 増加しています。国別では、中国の 7,442 人 (構成比 43.9%)、韓国及び朝鮮の 3,586 人 (21.2%)、フィリピンの 1,814 人 (10.7%) の順であり、これらの合計で全体の 75.7% を占めています。また、平成 23 年 4 月 1 日現在の総人口に占める割合は 1.4% であり、政令指定都市 19 市中第 13 位となっています。(表 7-1-1・2)

○今後、我が国全体が本格的な人口減少社会を迎え、また、経済のグローバル化の一層の進展に伴い、国境を越えた人の移動がさらに活発化すると見込まれる中、本市においても外国人市民の総人口に占める割合は、緩やかに拡大する傾向で推移すると予測されます。

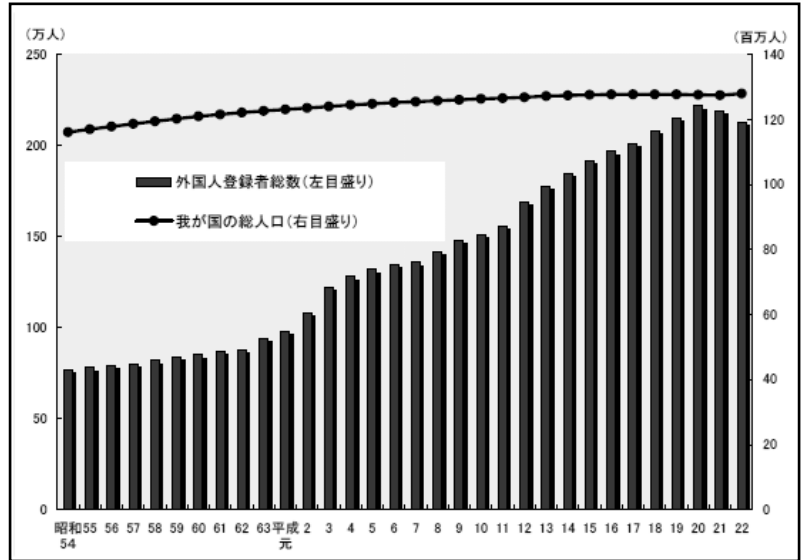


図 7-1-1 外国人登録者総数・我が国の総人口の推移
出典：法務省ホームページより
注) 外国人は各年末、我が国は各年 10 月 1 日現在

表 7-1-1 外国人登録者数の都市間比較

順位	市名	総数 (人)	外国人登録者数 (人)	総人口比 (%)
1	大阪市	2,535,735	119,474	4.7
2	浜松市	818,841	26,668	3.3
3	京都市	1,384,585	41,289	3.0
4	名古屋市	2,260,892	67,070	3.0
5	神戸市	1,542,258	44,156	2.9
6	千葉市	959,414	22,606	2.4
7	川崎市	1,372,386	32,146	2.3
8	横浜市	3,627,000	77,419	2.1
9	福岡市	1,409,297	24,122	1.7
10	相模原市	699,756	10,533	1.5
11	岡山市	699,595	10,057	1.4
12	堺市	837,977	11,963	1.4
13	さいたま市	1,234,274	17,382	1.4
14	広島市	1,159,388	16,078	1.4
15	北九州市	975,360	11,754	1.2
16	静岡市	715,637	8,389	1.2
17	仙台市	1,011,977	9,580	0.9
18	新潟市	801,809	4,404	0.5
19	札幌市	1,915,542	9,546	0.5

出典：各市資料(平成23年4月1日現在)
注)一部、平成23年1月1日及び5月1日現在のデータ有り。

表 7-1-2 外国人登録者数の推移

	総数	中国		韓国及び朝鮮		フィリピン		ブラジル		ベトナム	
		実数(人)	構成比(%)	実数(人)	構成比(%)	実数(人)	構成比(%)	実数(人)	構成比(%)	実数(人)	構成比(%)
平成18年	15,462	6,000	38.8	3,671	23.7	1,808	11.7	546	3.5	376	2.4
平成19年	15,571	6,083	39.1	3,657	23.5	1,847	11.9	526	3.4	431	2.8
平成20年	16,121	6,377	39.6	3,736	23.2	1,916	11.9	518	3.2	459	2.8
平成21年	16,591	6,786	40.9	3,797	22.9	1,898	11.4	481	2.9	530	3.2
平成22年	17,091	7,240	42.4	3,738	21.9	1,916	11.2	465	2.7	597	3.5
平成23年	17,507	7,736	44.2	3,697	21.1	1,873	10.7	439	2.5	589	3.4
平成24年	16,954	7,442	43.9	3,586	21.2	1,814	10.7	375	2.2	619	3.7
西区	572	175	30.6	124	21.7	121	21.2	20	3.5	7	1.2
北区	1,730	700	40.5	383	22.1	237	13.7	82	4.7	50	2.9
大宮区	2,155	1,164	54.0	481	22.3	145	6.7	21	1.0	21	1.0
見沼区	2,401	834	34.7	502	20.9	265	11.0	105	4.4	304	12.7
中央区	1,321	640	48.5	289	21.9	105	7.9	16	1.2	35	2.6
桜区	1,853	785	42.4	301	16.2	156	8.4	33	1.8	67	3.6
浦和区	1,710	783	45.8	444	26.0	135	7.9	25	1.5	12	0.7
南区	2,897	1,446	49.9	624	21.5	340	11.7	31	1.1	35	1.2
緑区	881	252	28.6	265	30.1	147	16.7	8	0.9	12	1.4
岩槻区	1,434	663	46.2	173	12.1	163	11.4	34	2.4	76	5.3

出典：市民・スポーツ文化局区政推進室資料(各年1月1日現在)

イ) 本市の主な取組

- 平成 15 年度に「さいたま市国際化推進基本計画」を策定し、国際化施策の指針としてきましたが、予想を超える速度で社会のグローバル化が進んでいることを背景に、平成 19 年 3 月には本計画をより実効性のある計画とするため、平成 19 年 3 月には「さいたま市国際化推進基本計画アクションプラン」を策定しています。
- 平成 19 年度に、埼玉県内では初（全国で 51 番目）の国際会議観光都市に認定され、国連軍縮会議 in さいたま（平成 20、22 年度）や国際さいたまシンポジウム（平成 20、21 年度）などの国際会議を開催しました。また、この他様々なコンベンション事業の誘致、開催支援を関係機関と協力しながら積極的に推進しています。
- 市立中学校の生徒や市内在住高校生の海外派遣、外国語指導助手や日本語指導員の市立小・中・高校等への派遣など、国際教育や交流に取り組んでいます。
- 海外の 5ヶ国 6 都市と姉妹・友好都市提携を締結し、周年時の相互訪問やスポーツをはじめとする様々な分野で交流を図っています。
- 平成 17 年度に国際交流センターを開設し、国際化の推進、外国人市民への支援、多文化共生社会の推進に取り組んでいます。
- だれもが住みやすい多文化共生社会を推進するため、外国人市民の意見を聴取する外国人市民懇話会の設置、公共施設等の案内表示やパンフレット・冊子等の多言語化、外国人市民と地域住民の相互に理解を深める各種イベントや講座などの開催及び市職員の認識を広めることを目的とした、多文化共生庁内研修を行っています。

ウ) 今後の重点課題

- ◆国際会議やイベント等の誘致及び支援並びに市民・行政レベルでの様々な分野における国際交流や国際協力をさらに推進するとともに、これらを地域の活性化及び都市としての魅力の向上につなげていく必要があります。
- ◆言葉や生活習慣などの文化の違いを互いに認め合い、地域社会の仲間として共に快適に暮らしていくことができる多文化共生社会の実現に向け、今後も引き続き、社団法人さいたま観光国際協会をはじめとする関係機関との連携・協力のもと、外国人市民の生活支援や日本人市民との交流・共生を深めるための活動に取り組む必要があります。

(2) 男女共同参画

ア) 概況

○国では、男女共同参画社会基本法に基づき、平成22年12月に「第3次男女共同参画基本計画」を閣議決定しました。本計画では、社会経済状況の変化等に対応し、「男性、子どもにとっての男女共同参画」「貧困など生活上の困難に直面する男女への支援」「高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備」「科学技術・学術分野における男女共同参画」「地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進」の5つの重点分野が新設されたほか、実効性のあるアクション・プランとすべく、それぞれの重点分野に成果目標などが盛り込まれています。

○本市では、男女共同参画拠点施設として、平成16年5月にさいたま市男女共同参画推進センター「パートナーシップさいたま」を設置し、相談事業、情報収集・提供事業、学習・研修事業、団体・交流支援事業などを実施しています。さらに、「女・男(ひと・ひと)プラザ」でも同様の事業を実施しています。

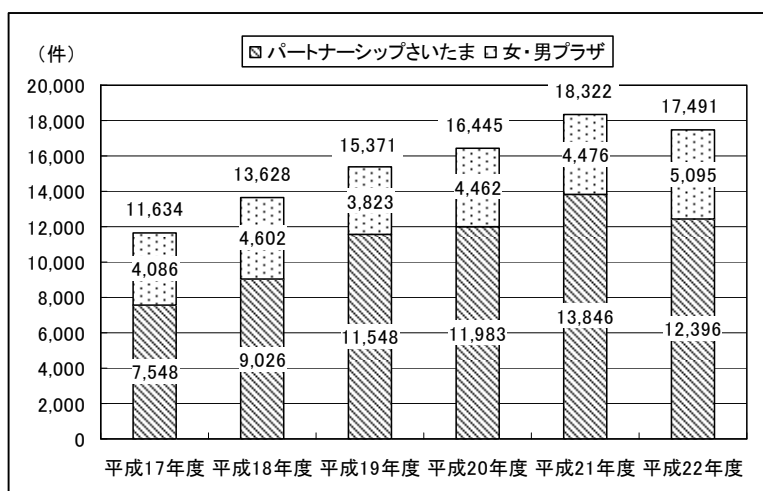


図7-2-1 男女共同参画施設の年間利用者数の推移
出典：市民・スポーツ文化局市民生活部男女共同参画課資料

○パートナーシップさいたま及び女・男プラザの利用者数は平成22年度では17,491件、平成17年度の11,634件に比べ1.5倍に大きく増加しています。(図7-2-1)

○同様に電話による女性相談件数も一貫して増え続けており、平成22年度では5,505件と対平成17年度比で1.4倍となっています。また、その内訳をみると、夫からの暴力に関する相談件数は、平成22年度では547件で相談件数の9.9%となっています。(図7-2-2)

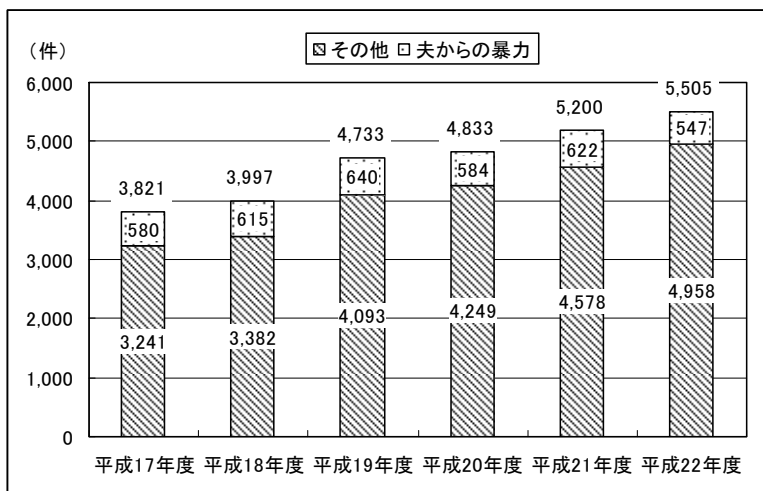


図7-2-2 女性相談件数の推移
出典：市民・スポーツ文化局市民生活部男女共同参画課資料

○平成 23 年 8 月に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」によると、「男は仕事、女は家庭」という男女の役割分担の考え方について、『反対』（「反対」と「どちらかといえば反対」の合計）が 49.4%、『賛成』（「賛成」と「どちらかといえば賛成」の合計）が 38.2%となっており、『反対』が『賛成』を 10 ポイント以上上回っています。（図 7-2-3）

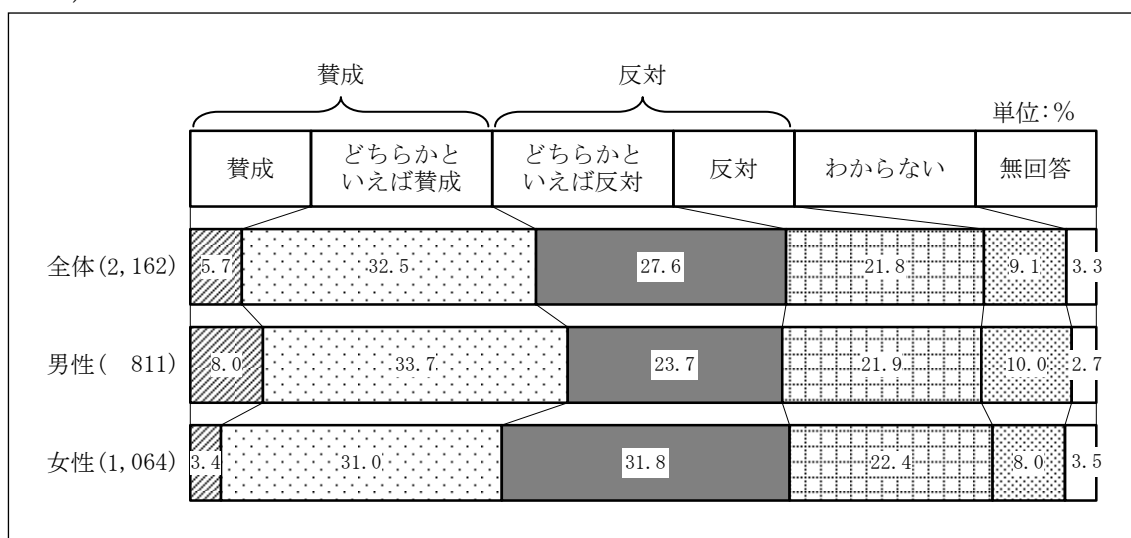


図 7-2-3 「男は仕事、女は家庭」という男女の役割分担意識（男女別）

出典：市民・スポーツ文化局市民生活部男女共同参画課

「男女共同参画に関する市民意識調査報告書」（平成 23 年度）

注）端数処理の関係で個別に積み上げた値が 100%にならない場合がある。

○また、男女の地位の平等感では「学校教育の場」が65.0%で最も高い回答率となっているのに対し、「家庭生活の場」は27.1%で平成19年1月調査の22.9%より改善されているものの、比較的低い回答率にとどまっている状況にあります。また、「社会通念や慣習など」は14.7%、「職場」は13.8%、「政治の場」は11.8%で、平等感は低くなっています。
(図7-2-4)

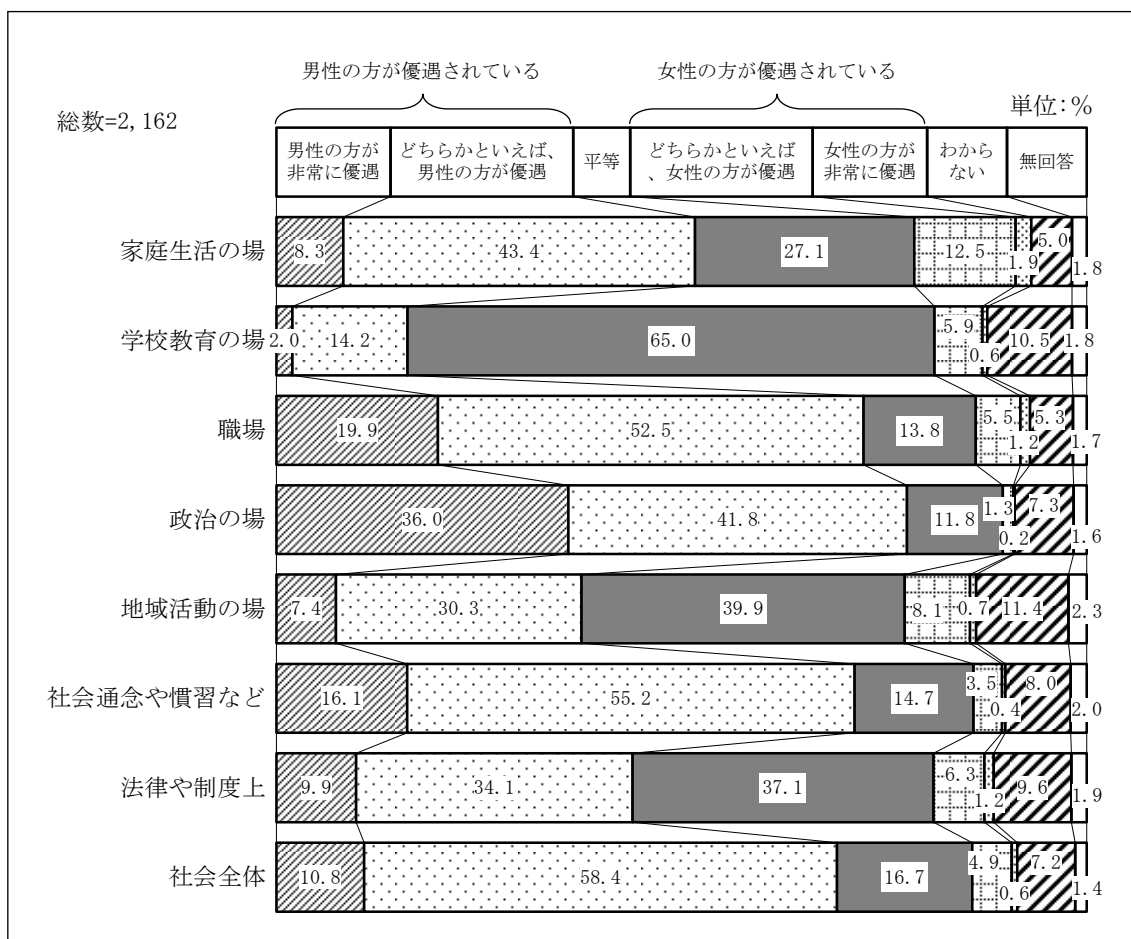


図7-2-4 各分野における男女の地位の平等感
 出典：市民・スポーツ文化局市民生活部男女共同参画課
 「男女共同参画に関する市民意識調査報告書」(平成23年度)
 注) 端数処理の関係で個別に積み上げた値が100%にならない場合がある。

○先述した「男女共同参画に関する市民意識調査」によると、配偶者などからの暴力被害経験が「あった」という回答は、「なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなど身体に対する暴力」で、女性は21.3%、男性は13.4%、「自分や家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じた」で、女性は13.0%、男性は4.3%、「いやがっているのに性的な行為を強要された」で、女性は11.2%、男性は1.4%となっており、いずれも女性が男性を上回っています。(図7-2-5)

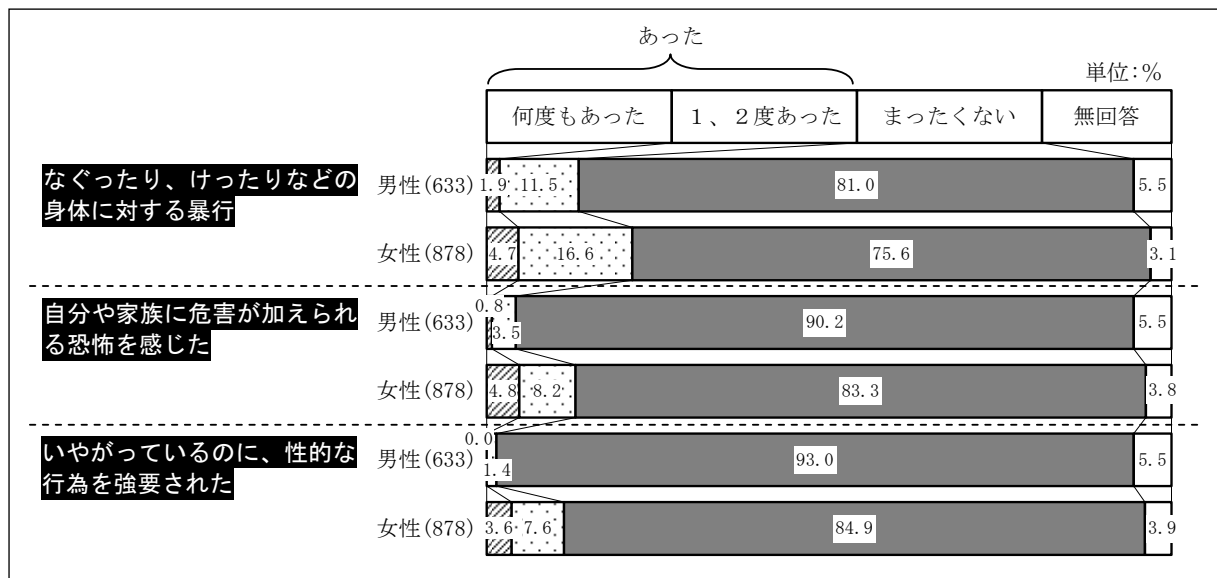


図7-2-5 配偶者などからの被害経験(男女別)

出典：市民・スポーツ文化局市民生活部男女共同参画課

「男女共同参画に関する市民意識調査報告書」(平成23年度)

注) 端数処理の関係で個別に積み上げた値が100%にならない場合がある。

○また、平成21年11月に実施した「若年層における交際相手からの暴力(デートDV)に関する意識・実態調査」によると、高校生や大学生といった若年層においても全体の32.2%がデートDVの被害経験があると回答しており、女性(35.5%)が男性(27.6%)を上回っています。(図7-2-6)

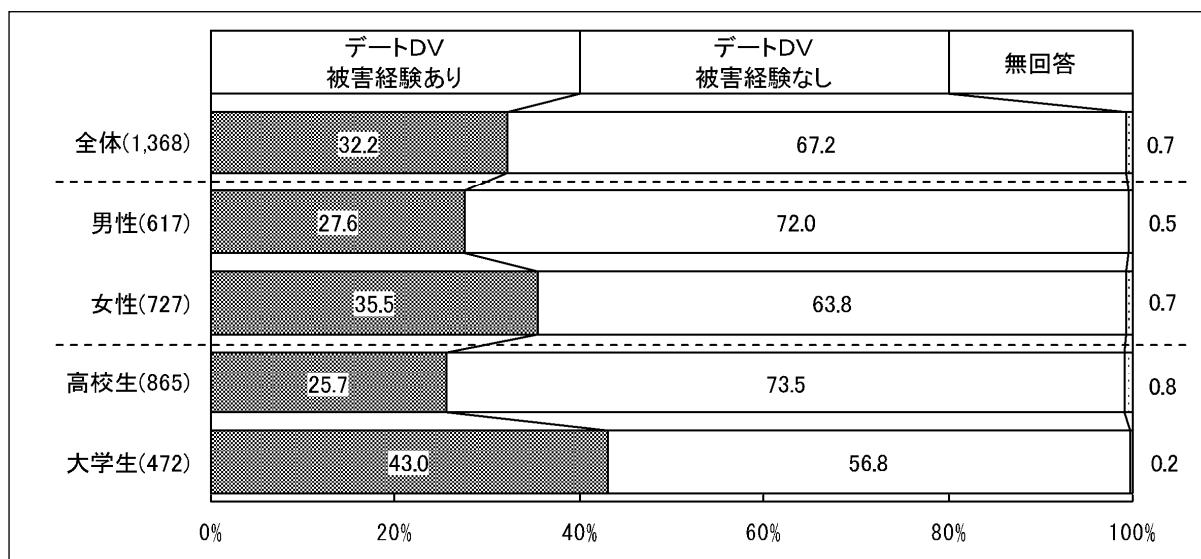


図7-2-6 デートDV被害経験

出典：市民・スポーツ文化局市民生活部男女共同参画課

「若年層における交際相手からの暴力(デートDV)に関する

意識・実態調査報告書」(平成21年度)

注) 端数処理の関係で個別に積み上げた値が100%にならない場合がある。

イ) 本市の主な取組

- 平成 15 年 4 月に、男女共同参画のまちづくりを総合的かつ計画的に推進し、だれもが自分らしく生きられるまちづくりに寄与することを目的として、「さいたま市男女共同参画のまちづくり条例」を制定しました。
- 平成 21 年 3 月には、平成 21 年度～25 年度を計画期間とする「第 2 次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン」を策定し、現在は、本計画に基づき男女共同参画社会の実現に向けた事業を、市民・事業者と連携して推進しています。
- 市の政策・方針決定の場である審議会等委員への女性登用を推進した結果、審議会等における女性委員の割合は、平成 16 年の 23.5%から平成 22 年には 38.3%に増加し、政令指定都市平均の 32.4%、都道府県平均の 33.9%を上回っています。
- さらに、平成 23 年 3 月には、平成 20 年 1 月の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正により、市町村に基本計画策定の努力義務が規定されたことを踏まえ、DV の防止と被害者支援の取組をこれまで以上に充実させるため、平成 23 年度～27 年度を計画期間とする「さいたま市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画」を策定しています。

ウ) 今後の重点課題

- ◆性別にとらわれることなく個性や能力を発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて、家庭や地域、職場など様々な場面で、男女間の格差や不平等を解消し、多様な活動への参画を促すため、依然として根強く残る固定的な性別役割分担を前提とした制度・慣行を見直し、市民一人ひとりの男女平等意識・関心を高めるとともに、固定的な性別役割分担意識にとらわれることのない柔軟な意識を育み、社会全体の気運を高める必要があります。
- ◆配偶者や交際相手等からの暴力から被害者を守るため、市民への意識啓発、早期発見・通報体制の整備及び充実、相談体制の強化及び周知など、関係機関と連携し、暴力の防止から被害者の保護、自立支援に至るまで総合的な対策を講じる必要があります。
- ◆男女共同参画推進センターでは、今後も引き続き、情報の収集・提供、学習や研修の機会の確保、市民の活動・交流の支援などを推進し、また、女性がひとりで悩むことのないよう、生き方、夫婦・親子の問題、職場・近隣の間人間関係、心の健康など、相談体制の強化等による支援策の一層の充実及び周知を図る必要があります。

(3) 地域コミュニティ

ア) 概況

- 近年、全国的に少子高齢化の進行や人々の価値観・ライフスタイルの変化から、相対的に地域社会とのつながりが弱いと考えられる単独世帯や夫婦のみ世帯が増加していることなどを背景に、自治会や町内会などに代表される地縁的なつながりを基盤とする地域コミュニティの機能低下が大いに懸念されています。
- 一方、我が国全体が安定・成熟型の社会へと移行が進み、今後さらに財政上の制約が強まっていくと予測される中、従来のように行政が地域のニーズを一手に引き受け、様々な課題を単独で解決するのは、もはや限界にさしかかっており、地域コミュニティの機能をいかに維持・向上させるのかが、全国共通の重要な政策課題の1つとなっています。
- 平成18年以降、本市の自治会の加入率は一貫して減り続け、平成23年では68.5%、平成18年の72.3%に比べ3.8ポイント減少しています。区別にみても、平成23年の自治会加入率は、全ての区で平成18年を下回っている状況にあります。(図7-3-1)

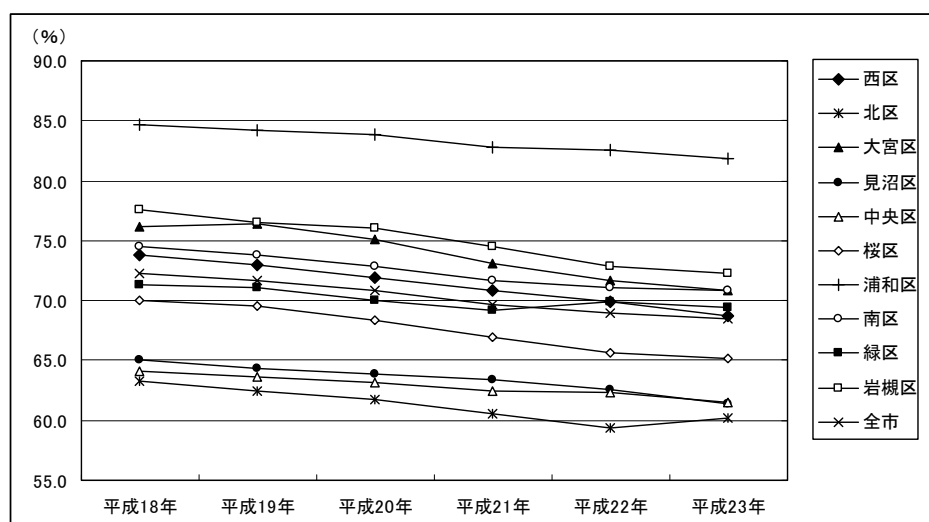


図7-3-1 自治会加入率の推移

出典：市民・スポーツ文化局市民生活部コミュニティ推進課資料

- 首都圏のベッドタウンとしての性格が強く、また、人口が増え続け、年齢構成も他の政令指定都市と比べて比較的若く、人口流動も激しい本市では、新旧の市民が混在し、その分だけ新たな課題が生じやすい状況にあるといえます。このような特性を踏まえ、自治会等の地域団体が地域社会の担い手として果たすべき役割は、今後とも大きいと考えられます。
- 平成23年度に実施した市民意識調査によると、「自治会、婦人会、老人会、青年団、消防団などによる地域のまちづくり活動」に「現在参加していないが、今後は参加したい」という市民の割合は18.4%であり、年代別にみると男性では、年代が上がるにつれてその割合が上昇傾向にあります。(図7-3-2)

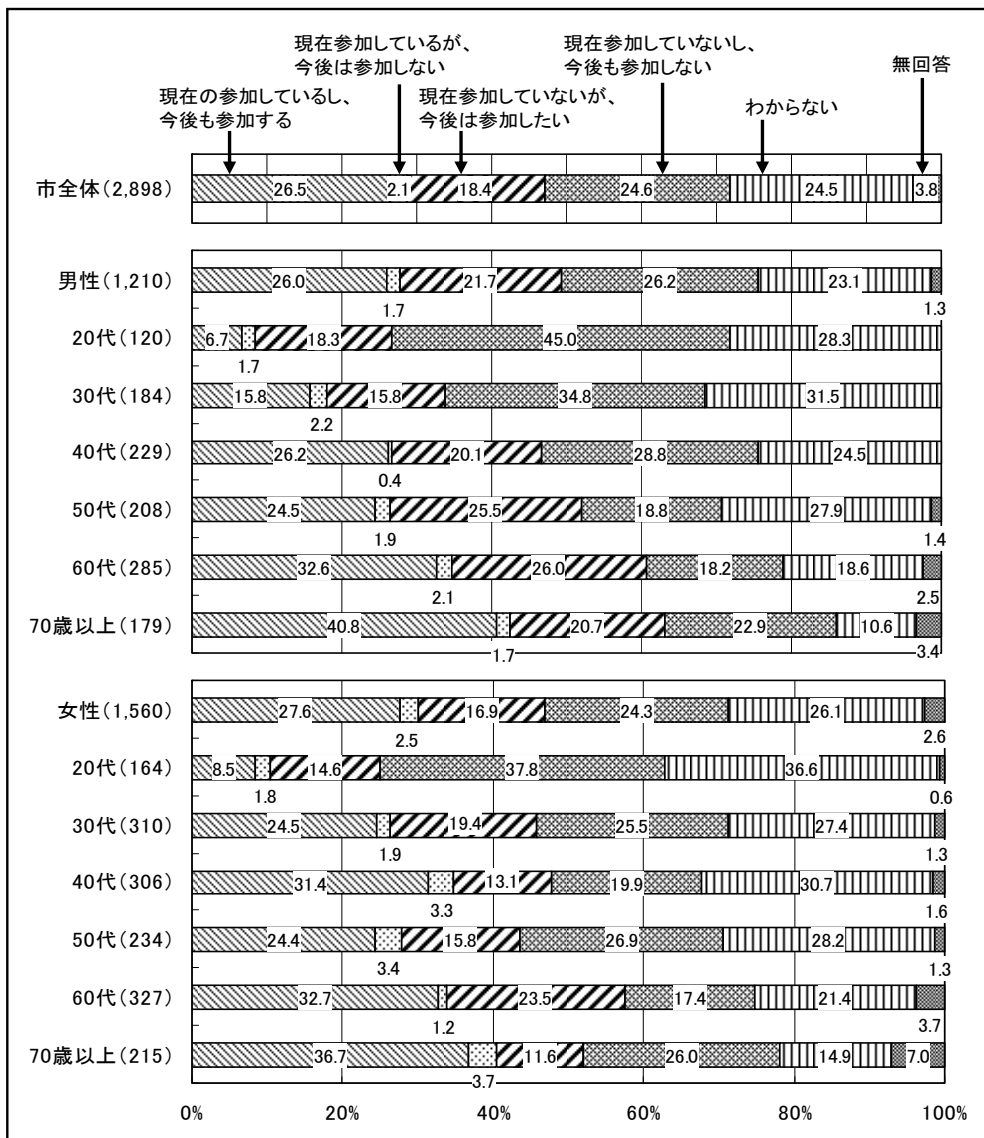


図 7-3-2 地域活動の参加状況と今後の参加意向
 (自治会、婦人会、青年団、消防団などによる地域のまちづくり活動)
 出典：市長公室広聴課「平成 23 年度さいたま市民意識調査」
 注) 端数処理の関係で個別に積み上げた値が 100%にならない場合がある。

○近年では、自治会等の地域団体だけではなく、地域の課題解決や活性化に向けて、NPO 法人やボランティア団体など様々な市民活動団体の活躍も期待されています。

○地域や社会の様々な課題の解決を目指して活動する非営利で公益的な市民活動団体や、これから活動を始めようと考えている人たちを支援するための施設である「さいたま市市民活動サポートセンター」の登録団体数は、平成22年度末時点で1,236団体であり、平成19年度末時点の371団体から増加し続けています。(図 7-3-3)

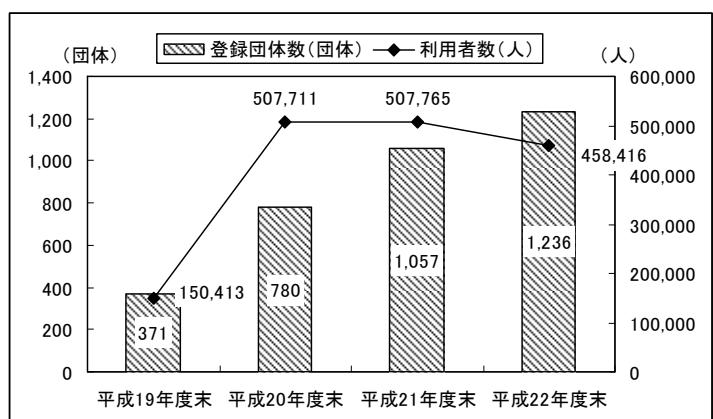


図 7-3-3 市民活動サポートセンターの登録団体数・利用者数
 出典：市民・スポーツ文化局市民生活部
 コミュニティ推進課市民活動支援室資料

イ) 本市の主な取組

- 平成 18 年 10 月、新しい公共⁵¹という考え方のもと、今後、本市が積極的に市民活動を推進し、市民と行政の協働を総合的かつ計画的に実施するため、『「市民活動の推進」と「市民と行政の協働の促進」に関する指針』を策定するとともに、平成 19 年 4 月には「さいたま市市民活動及び協働の推進条例」を施行しています。
- 地域住民のコミュニティ形成の拠点となる施設として、平成 18 年 4 月に片柳コミュニティセンター、平成 19 年 10 月に浦和コミュニティセンターを、また、市民の高まる生涯学習や芸術文化活動へのニーズに的確に対応するとともに、地域の活性化や地域づくりを支援するための中核施設として、平成 17 年 7 月にプラザウエスト、平成 20 年 5 月にプラザノースを開設しています。
- 自治会やボランティア団体、NPO などの市民活動を行っている団体や、これから地域で活動を始めたいと思っている市民を支援するため、平成 19 年 10 月に「さいたま市市民活動サポートセンター」を開設しています。
- 市民と行政の協働の機会を拡充し協働への理解を深めるため、「市民提案型協働モデル事業」(市民活動団体から事業提案を受けて実施)を平成 19 年度～21 年度まで実施しました。
- 市民が市民活動に参加・応援しやすくなる環境づくりの一環として、平成 22 年 3 月に市民からの寄附と市の積立による「さいたま市市民活動及び協働の推進基金（さいたまマツチングファンド制度）」を創設しています。現在、この基金を活用し、市民活動に参加しやすい環境の整備や、市民と行政の協働の機会拡大に取り組んでいます。
- 区民が主体となって、区と区民との協働、区の特徴・特性を活かした魅力あるまちづくりを行うとともに、区政に広く区民の意見を反映させることを目的に、「区民会議」が平成 15 年度から運営されてきました。また、区内において広くまちづくりを行う区長の認定を受けた個々の市民活動団体である「コミュニティ会議」が地域コミュニティの醸成と魅力あるまちづくりを推進するために実施する事業に対し、まちづくり推進事業補助金を交付してきました。
- この「コミュニティ会議」については、平成 21 年 4 月 1 日現在、10 区で 310 団体が認定され、補助金の交付を受け実施された事業は、平成 20 年度実績で 45 件となっています。
- 「区民会議」と「コミュニティ会議」については、平成 21 年度から「さいたま市市民活動推進委員会」でそのあり方が検討され、その答申を踏まえ、参加と協働による区政運営の実現を図るため、平成 23 年度より、区民が主体となって、区内の様々な課題を協議し、区長に提言する「区民会議」と、市民活動団体を支援するとともに団体間のゆるやかなネットワークを図り、市民活動及び協働を推進することを目的とする、市民活動団体の登録制度「市民活動ネットワーク」として運用を開始しています。

⁵¹ これまで「官」が独占してきた領域を「公（おおやけ）」に開いたり、官だけでは実施できなかった領域を官民の協働で担うなど、市民、NPO、企業などが公的な財・サービスの提案及び提供主体となり、身近な分野において、共助の精神で行う仕組み・体制・活動などを指す。

ウ) 今後の重点課題

- ◆今後、団塊の世代を中心とした多くの市民が、地域社会に生活の重心を移すと見込まれる中、人々が地域とのつながりに新たな生きがいを見出し、引いては地域社会の活性化に結びつけていく必要があります。
- ◆地域のつながりや地域力を維持・向上させるための取組を強化し、地域に暮らす人々が適切に役割と責任を分担し合いながら、主体的に地域の課題を解決していくまちづくりを、様々な面でさらに拡大していく必要があります。

IV 将来推計

1 将来人口の推計

(1) 推計方法の概要

ア) 基準人口と推計対象年

○今後のまちづくりのあり方を検討する際の最も基礎的な資料の一つとして、平成 62(2050)年までの本市の将来人口を推計しました。推計の初期値となる基準人口は、平成 22(2010)年 10 月 1 日(以降、平成 22(2010)年を「基準年」といいます。)の市内 10 区別の国勢調査人口としました。

イ) 推計方法

○推計方法は、人口の増減要因を出生・死亡による「自然動態」と転入・転出による「社会動態」に要素分解して各々の将来推移を個別に予測し、これらを合算して総人口の増減を予測するコーホート要因法⁵²を採用しました。

○推計に必要となる、将来の出生率、生残率、出生性比及び純移動率の仮定値は、以下のとおりです。

表 4-1 将来人口推計に係る仮定値設定の考え方

仮定値	内容
出生率	15～49 歳の女性の 5 歳階級別の出産確率を表す。 国立社会保障・人口問題研究所『日本の都道府県別将来推計人口(平成 19 年 5 月推計)』における埼玉県の 15～49 歳の女性・5 歳階級別出生率を基に、さいたま市と埼玉県の合計特殊出生率の比で補正した仮定値を用いる。
生残率	年齢階級ごとの次の年齢階級に至るまでの生存確率を表す。 国立社会保障・人口問題研究所『日本の市区町村別将来推計人口(平成 20 年 12 月推計)』の仮定値を用いる。80 歳以上の年齢階級の生残率は、『日本の都道府県別将来推計人口(平成 19 年 5 月推計)』を基に調整した。
出生性比	生まれてくる新生児の男女の比率を表す。 直近 5 年のさいたま市の出生数に占める男女比の平均を用いる。
純移動率	人口動態から出産・死亡による自然動態を除いた転入超過の割合を表す。
(パターン 1)	平成 12(2000)年～平成 17(2005)年及び平成 17(2005)年～平成 22(2010)年の趨勢が将来的にも継続すると仮定し、2 期間の男女別・5 歳階級別の純移動率の平均値を用いる。
(パターン 2)	転入や転出などの社会動態による人口増減がない状態(若しくは転入と転出が均衡する状態)を仮定し、将来の純移動率をゼロと設定する。

⁵² コーホート要因法は、人口を男女別・年齢階層別に区分し、別途設定された男女別・年齢階層別の生残率によって、翌年の男女別・年齢階層別の人口を求め、同じ操作を繰り返すことにより、将来人口を推計する手法です。

- 社会動態を表す純移動率⁵³は、社会経済状況の変化に大きく影響を受ける可能性があるなど、その見通しを予測することは困難であることから、基礎調査の一環として行う本推計においては、過去の転入超過基調の趨勢が今後も継続すると仮定する「パターン1」と、転入超過傾向に歯止めが掛かる事態を想定し、理論値ではありますが市内10区各々の男女別・5歳階級別に転入と転出が均衡する状態を仮定する「パターン2」の2通りの仮定値を設定し、現時点においては推計結果に幅を持たせることにしました。
- また、本推計は趨勢を踏まえて行ったものであり、開発等の政策的要因を加味したものではありません。
- 以上の点を踏まえ、次期基本計画の前提となる将来人口の見通しについては、東日本大震災が全国的な人口移動に与える影響など今後の動向を見極めながら、平成25年度の計画策定時までには、本推計結果を基に、さらに検討を進めることとします。
- なお、本推計は市内10区別に行い、市内10区各々の男女別・5歳階級別の将来推計人口を算出した後に、それらを合算して本市全体の将来推計人口としています。推計方法の詳細なフローは、以下の図のとおりです。

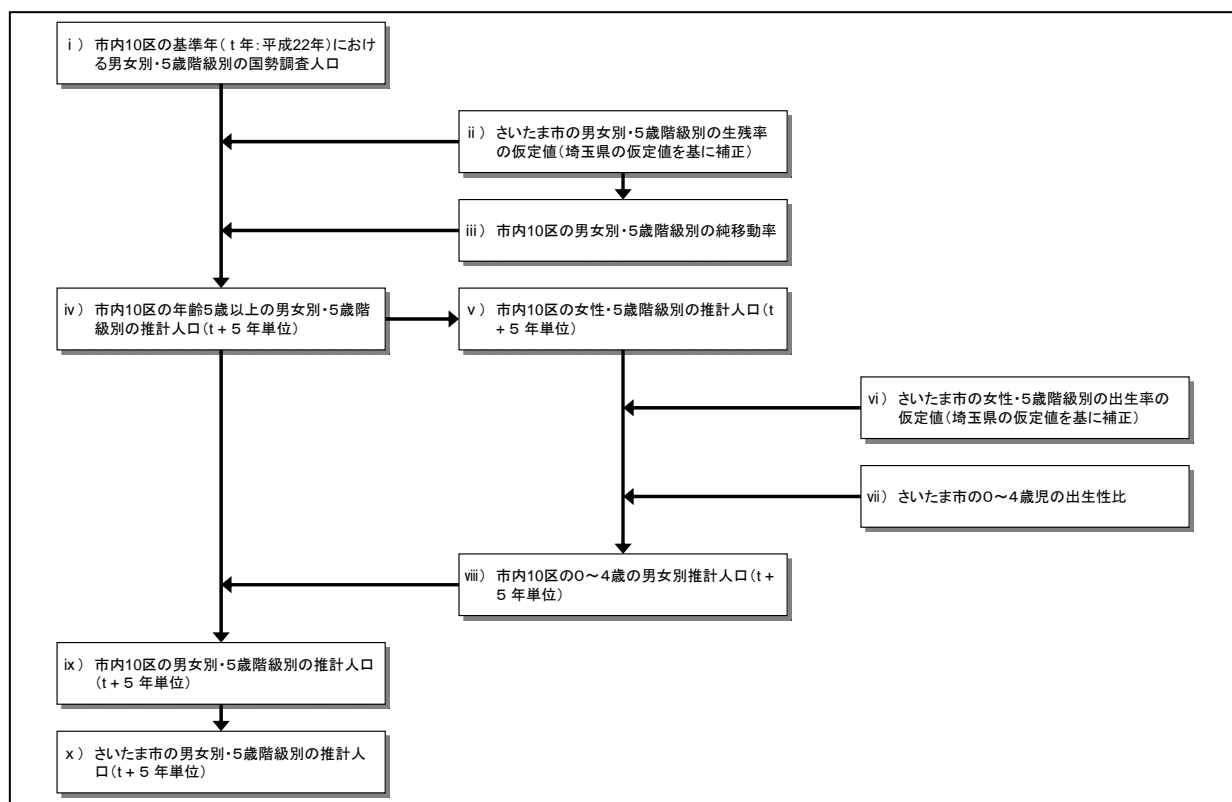


図4-1 国勢調査人口に基づく将来人口の推計フロー

⁵³ 国立社会保障・人口問題研究所『日本の市区町村別将来推計人口（平成20年12月推計）』では、平成12（2000）～平成17（2005）年の純移動率が今後縮小を続けると仮定して推計を行っており、具体的には、平成22（2010）～平成27（2015）年の男女・年齢別純移動率を平成12（2000）～平成17（2005）年の男女・年齢別純移動率の0.7倍とし、この間の純移動率を直線的に縮小させ、平成22（2010）年～平成27（2015）年以降の期間については縮小させた値を一定として仮定値を設定している。しかしながら、同推計による平成22（2010）年時点の本市の推計値が本市の実績値より過小となっている点、同研究所が前提とする社会動態の縮小傾向は本市を含め東京圏では確認できない点などを踏まえ、本推計においては、純移動率の補正は行っていない。

(2) 将来人口の推計結果

ア) 総人口の見通し（平成 22（2010）年～平成 62（2050）年）

○前述の推計方法に基づく本市の将来推計人口は、以下の表及びグラフのとおりです。

○パターン1の純移動率を基に推計した本市の将来推計人口は、堅調な出生数と転入者数により今後しばらくは増加傾向にあると予測されますが、平成42（2030）年の129.6万人をピークとしてその後は減少に転ずる見通しです。

○一方、これまでの転入超過傾向に歯止めがかかる事態を想定し、市内10区各々の男女別・5歳階級別に転入と転出が均衡する状態を仮定したパターン2の純移動率を基に推計した場合、本市の将来推計人口は、平成32（2020）年には119.7万人に減少すると予測され、その後もさらに減少を続け、推計対象の最終年である平成62（2050）年には92.0万人まで減少する見通しです。

表4-2 本市の将来推計人口（総人口）

	基準人口	推計人口							
	平成22年 2010年	平成27年 2015年	平成32年 2020年	平成37年 2025年	平成42年 2030年	平成47年 2035年	平成52年 2040年	平成57年 2045年	平成62年 2050年
パターン1(転入超過維持)	122.2	125.4	127.6	129.0	129.6	129.5	128.5	127.3	125.7
パターン2(転入転出均衡)	122.2	121.5	119.7	116.9	113.2	108.7	103.6	98.0	92.0

(単位：万人)

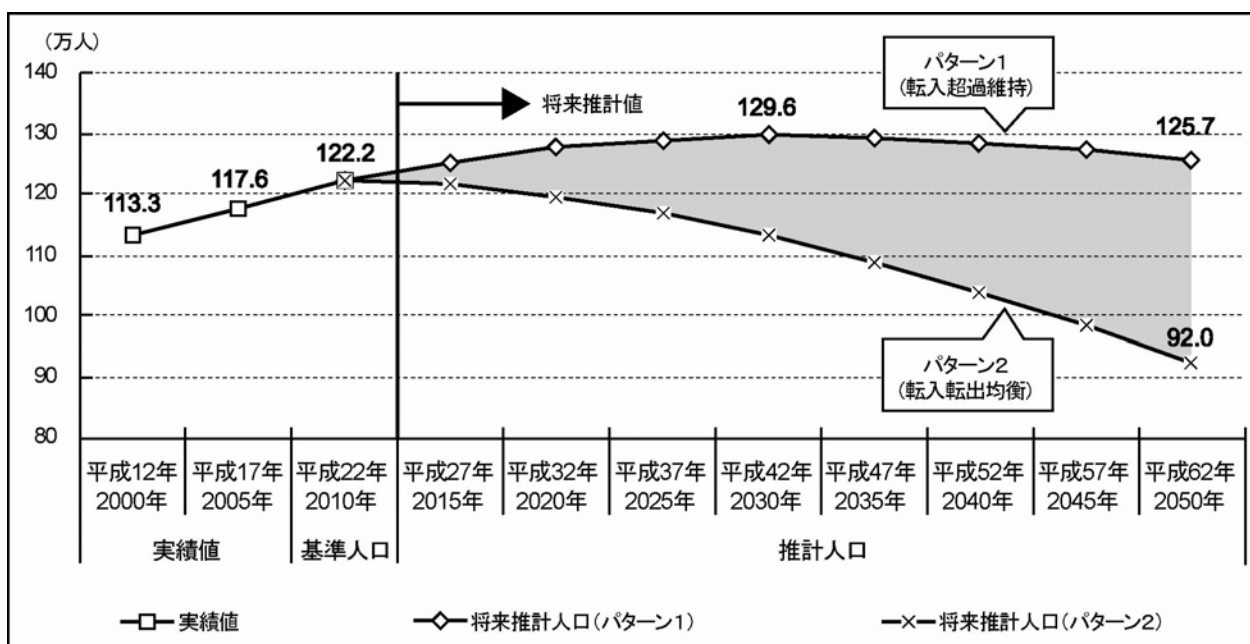


図4-2 本市の総人口の将来推計値（平成 22（2010）年～平成 62（2050）年）

イ) 年齢4区分別人口の見通し（平成22（2010）年～平成62（2050）年）

- パターン1の純移動率による場合の将来推計人口に基づく年齢4区分別の人口及び構成比は、以下の表及びグラフのとおりです。
- 0～14歳の年少人口は、実数・構成比ともに基準年である平成22（2010）年の16.8万人（13.8%）をピークとして減少し、推計対象の最終年である平成62（2050）年には、実数で13.4万人、構成比で10.6%まで減少する見通しです。
- 15～64歳の生産年齢人口は、実数では平成37年までは81万人前後で推移しますが、その後減少に転じ、構成比では基準年である平成22（2010）年の67.0%から一貫して減少し続けることが予測されます。推計対象の最終年である平成62（2050）年には、実数で69.7万人、構成比で55.5%まで減少する見通しです。
- 65～74歳の前期高齢者人口は、実数・構成比ともに増減を繰り返し平成52（2040）年にピークである19.1万人（14.9%）まで達し、その後、平成62（2050）年には15.6万人（12.4%）まで減少することが予測されます。75歳以上の後期高齢者人口は実数・構成比ともに一貫して増加し続け、推計対象の最終年である平成62（2050）年には、実数で27.0万人、構成比で21.5%まで増加する見通しです。

表4-3 本市の年齢4区分別将来推計人口（パターン1）

		基準人口	推計人口							
		平成22年 2010年	平成27年 2015年	平成32年 2020年	平成37年 2025年	平成42年 2030年	平成47年 2035年	平成52年 2040年	平成57年 2045年	平成62年 2050年
総人口(万人)		122.2	125.4	127.6	129.0	129.6	129.5	128.5	127.3	125.7
実数 (万人)	0～14歳人口 (年少人口)	16.8	16.0	15.3	14.6	14.4	14.3	14.2	13.8	13.4
	15～64歳人口 (生産年齢人口)	81.9	80.7	80.9	81.2	79.8	76.8	72.8	70.8	69.7
	65～74歳人口 (前期高齢者人口)	13.7	15.8	15.2	13.5	14.5	16.9	19.1	18.2	15.6
	75歳以上人口 (後期高齢者人口)	9.8	12.8	16.2	19.7	21.0	21.4	22.4	24.4	27.0
構成比	0～14歳人口 (年少人口)	13.8%	12.8%	12.0%	11.3%	11.1%	11.1%	11.0%	10.9%	10.6%
	15～64歳人口 (生産年齢人口)	67.0%	64.4%	63.4%	63.0%	61.6%	59.3%	56.7%	55.6%	55.5%
	65～74歳人口 (前期高齢者人口)	11.2%	12.6%	11.9%	10.5%	11.2%	13.1%	14.9%	14.3%	12.4%
	75歳以上人口 (後期高齢者人口)	8.1%	10.2%	12.7%	15.3%	16.2%	16.6%	17.4%	19.2%	21.5%

注) 端数処理の関係で、実数の合計が総人口と一致しない場合がある。また、同様に構成比の合計が100%にならない場合がある。

- なお、パターン2の純移動率に基づいて推計した場合、前期高齢者人口と後期高齢者人口の合計は緩やかに増加し、平成32（2020）年には30.4万人となることが見込まれる一方で、移動率の高い若年層の流入が見込めないため、生産年齢人口及び年少人口は同年でそれぞれ75.9万人及び13.4万人となるなど、減少が加速することとなり、パターン1と比べて、高齢化率及び後期高齢化率はより高まると予測されます。

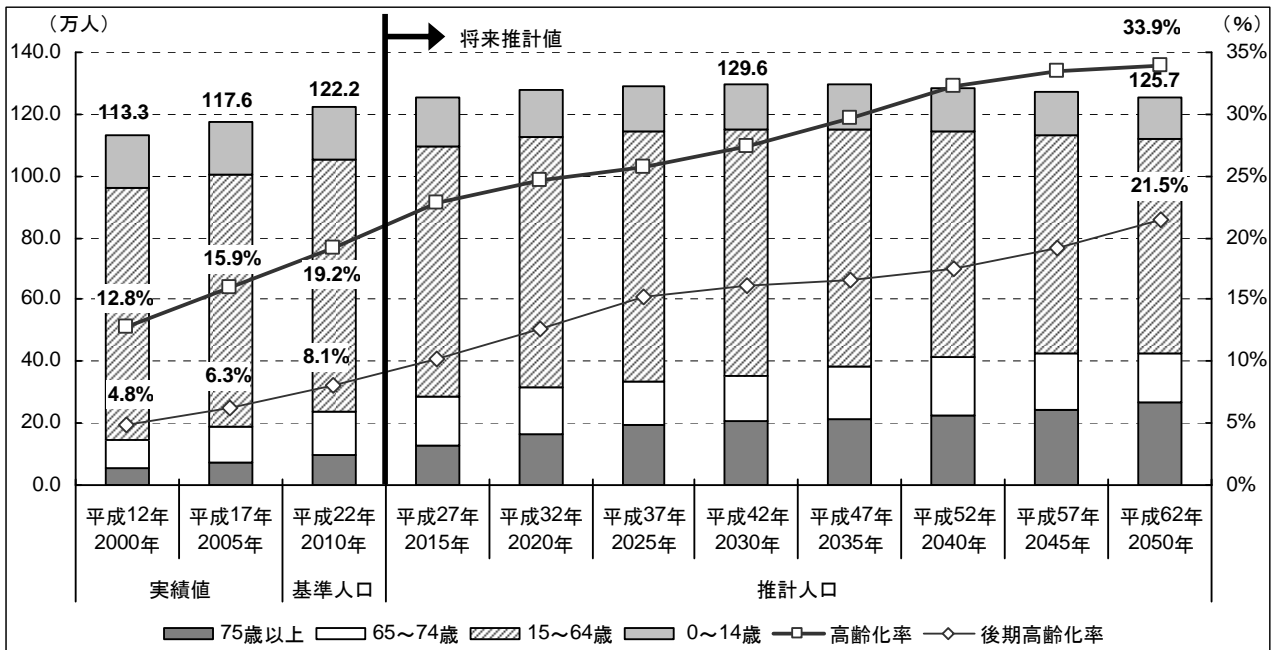


図 4-3 本市の年齢 4 区分別将来推計人口の構成 (パターン 1)

ウ) 男女別・5歳階級別人口の見通し (平成 22 (2010) 年～平成 62 (2050) 年)

○パターン 1 の純移動率による場合の将来推計人口に基づく男女別・5歳階級別人口は、以下の表のとおりです。

○男女別の傾向と総人口ベースでの傾向に大きな違いは見られませんが、男性よりも女性の方が平均寿命が長いため、基準年である平成 22 (2010) 年時点でほぼ同数であった男女比は女性の構成比が徐々に増加し、かつ高齢者人口比率も徐々に女性の方が男性よりも高くなる傾向が見られます。

表 4-4 男性の 5 歳階級別の将来推計人口 (パターン 1)

		人口実績値		基準人口	推計人口							
		平成12年 2000年	平成17年 2005年	平成22年 2010年	平成27年 2015年	平成32年 2020年	平成37年 2025年	平成42年 2030年	平成47年 2035年	平成52年 2040年	平成57年 2045年	平成62年 2050年
年少人口	0～4歳	29,507	28,348	27,447	25,551	24,370	24,291	24,453	24,260	23,513	22,618	21,910
	5～9歳	28,954	29,815	28,368	27,619	25,680	24,473	24,378	24,539	24,353	23,609	22,702
	10～14歳	28,252	29,164	30,022	28,577	27,833	25,879	24,661	24,564	24,729	24,547	23,803
生産年齢人口	15～19歳	32,691	30,578	31,795	32,607	31,027	30,208	28,060	26,731	26,621	26,797	26,588
	20～24歳	42,433	37,112	35,343	36,641	37,580	35,713	34,750	32,385	30,918	30,844	31,069
	25～29歳	53,181	42,328	38,109	35,957	37,216	38,354	36,509	35,583	33,433	32,041	32,064
	30～34歳	49,907	53,979	44,533	39,484	37,287	38,627	39,855	37,940	36,995	34,818	33,402
	35～39歳	44,273	49,867	55,068	44,986	39,906	37,671	39,036	40,308	38,388	37,453	35,266
	40～44歳	38,137	44,251	50,543	55,447	45,311	40,219	37,963	39,334	40,628	38,697	37,762
	45～49歳	38,927	37,963	44,298	50,506	55,431	45,323	40,258	38,001	39,368	40,686	38,762
	50～54歳	46,378	38,401	38,263	44,226	50,480	55,450	45,366	40,301	38,046	39,412	40,720
前期高齢者人口	55～59歳	40,790	45,530	38,056	37,800	43,753	50,014	55,005	45,030	39,998	37,750	39,113
	60～64歳	33,592	39,137	43,593	36,512	36,265	42,019	48,143	53,045	43,395	38,506	36,311
後期高齢者人口	65～69歳	25,949	31,690	37,035	41,334	34,721	34,547	40,082	45,986	50,680	41,449	36,758
	70～74歳	18,215	23,681	29,171	34,177	38,370	32,393	32,346	37,640	43,198	47,620	38,942
小計	75～79歳	10,591	15,756	20,529	25,583	30,280	34,278	29,149	29,277	34,070	39,097	43,099
	80～84歳	5,856	8,055	12,138	16,097	20,415	24,530	28,135	24,196	24,309	28,306	32,469
	85～89歳	3,112	3,630	4,903	7,714	10,514	13,636	16,661	19,360	16,633	16,681	19,425
	90歳～	1,055	1,687	2,022	2,839	4,463	6,506	8,951	11,592	13,997	13,840	13,767
小計		571,800	590,972	611,236	623,657	630,902	634,131	633,761	630,072	623,272	614,771	603,932

表4-5 女性の5歳階級別の将来推計人口（パターン1）

		人口実績値		基準人口	推計人口							
		平成12年 2000年	平成17年 2005年	平成22年 2010年	平成27年 2015年	平成32年 2020年	平成37年 2025年	平成42年 2030年	平成47年 2035年	平成52年 2040年	平成57年 2045年	平成62年 2050年
年少人口	0～4歳	28,553	27,113	26,493	24,537	23,398	23,306	23,458	23,269	22,551	21,692	21,002
	5～9歳	27,655	28,482	27,087	26,507	24,506	23,344	23,231	23,380	23,204	22,496	21,631
	10～14歳	27,272	27,844	28,687	27,301	26,747	24,724	23,552	23,438	23,596	23,431	22,731
生産年齢人口	15～19歳	30,409	28,732	29,593	30,372	28,895	28,304	26,172	24,939	24,823	24,994	24,820
	20～24歳	37,801	33,129	32,307	32,899	33,765	32,111	31,448	29,183	27,864	27,781	28,000
	25～29歳	49,327	39,650	35,887	34,735	35,423	36,421	34,696	33,991	31,773	30,448	30,447
	30～34歳	46,376	51,117	42,457	37,938	36,840	37,629	38,758	36,945	36,231	33,985	32,633
	35～39歳	40,581	47,149	52,254	43,329	38,757	37,655	38,449	39,641	37,814	37,125	34,852
	40～44歳	34,560	41,050	47,921	53,009	43,988	39,371	38,261	39,060	40,296	38,461	37,792
	45～49歳	37,247	34,873	41,559	48,479	53,655	44,553	39,906	38,802	39,606	40,883	39,046
	50～54歳	47,034	37,093	34,973	41,585	48,539	53,763	44,659	40,013	38,920	39,726	41,021
	55～59歳	41,043	46,246	36,945	34,630	41,186	48,090	53,306	44,294	39,670	38,581	39,372
60～64歳	33,118	40,072	45,581	36,269	33,998	40,441	47,242	52,409	43,542	38,979	37,897	
前期高齢者人口	65～69歳	26,368	32,221	39,272	44,590	35,541	33,362	39,718	46,433	51,525	42,811	38,319
	70～74歳	20,321	25,496	31,296	38,206	43,510	34,763	32,692	38,987	45,577	50,594	42,033
後期高齢者人口	75～79歳	14,829	19,053	24,346	29,856	36,661	41,933	33,623	31,706	37,803	44,193	49,078
	80～84歳	10,211	13,132	17,367	22,216	27,612	34,257	39,472	31,830	29,955	35,689	41,731
	85～89歳	6,117	8,122	10,517	14,146	18,460	23,369	29,376	34,149	27,481	25,772	30,692
	90歳～	2,678	4,768	6,656	9,403	13,221	18,216	24,456	32,238	39,818	40,411	39,680
小計		561,500	585,342	611,198	630,007	644,702	655,612	662,475	664,707	662,049	658,052	652,777

エ) 人口ピラミッド

○パターン1の純移動率による場合の将来推計人口に基づく男女別・5歳階級別の人口ピラミッドは、以下のグラフのとおりです。人口ピラミッドは、基準年である平成22（2010）年、団塊世代⁵⁴が高齢者になる平成27（2015）年、団塊世代が後期高齢者になる平成37（2025）年、団塊ジュニア⁵⁵が高齢者になる平成52（2040）年、団塊ジュニアが後期高齢者になる平成62（2050）年の5時点について作成しました。

○男性の人口ピラミッドを見ると、基準年である平成22（2010）年は「35～39歳」が最も多く、かつ「60～64歳」にも凸がある2こぶ型の形状であり、平成27（2015）年も凸が5歳分スライドしたのみでその傾向は概ね変わりません。その後、平成37（2025）年には「50～54歳」をピークとした釣り鐘型に近い形状となりますが、平成52（2040）年には「65～69歳」が最も多く、かつ「40～44歳」に新たな凸が発生して再度2こぶ型の形状となり、平成62（2050）年は2こぶ型の形状のまま凸が10歳分スライドした形状となる見通しです。

○女性の人口ピラミッドを見ると、平成22（2010）年及び平成27（2015）年は男性の人口ピラミッドとほぼ変わらない形状ですが、平成37年（2025）時点でも2こぶ型の形状が維持されており、かつ高齢者の構成比が男性以上に高くなることが予測されます。平成52（2040）年には男性と同様に「65～69歳」が最も多く、かつ「40～44歳」に新たな凸が発生しますが、同時に「90歳以上」の割合も高くなり、平成62（2050）年はそのまま凸が10歳分スライドした形状となる見通しです。

⁵⁴ 団塊世代とは、第一次ベビーブームに出生した1947年から1949年までの3年間に生まれた世代を指す。

⁵⁵ 団塊ジュニアとは、主に団塊世代の子ども世代である1971年から1974年までのベビーブームに生まれた世代を指す。

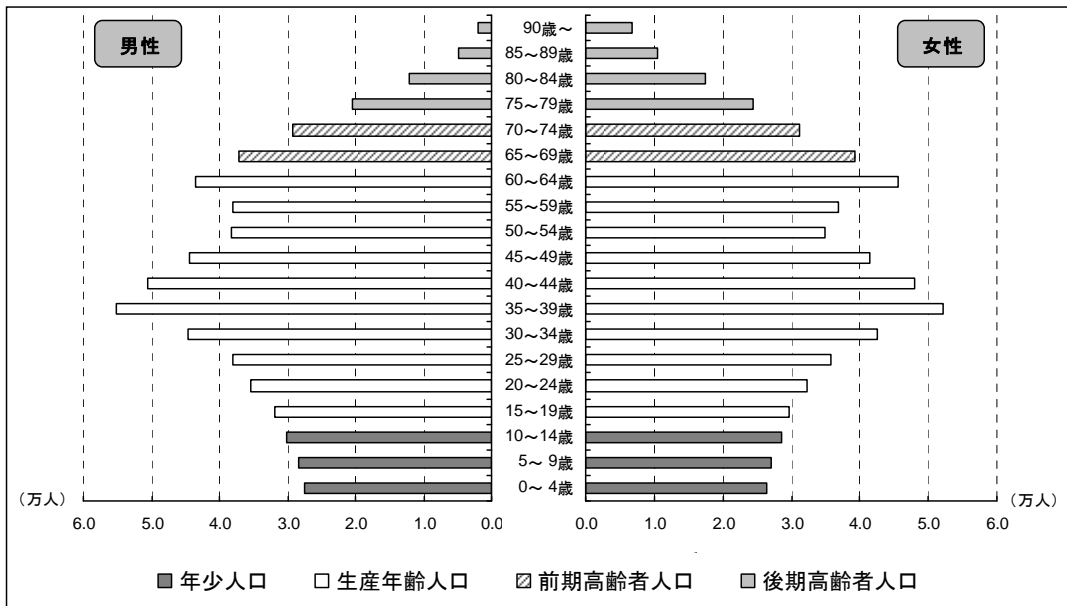


図4-4 平成22(2010)年時点の男女別人口ピラミッド(パターン1)

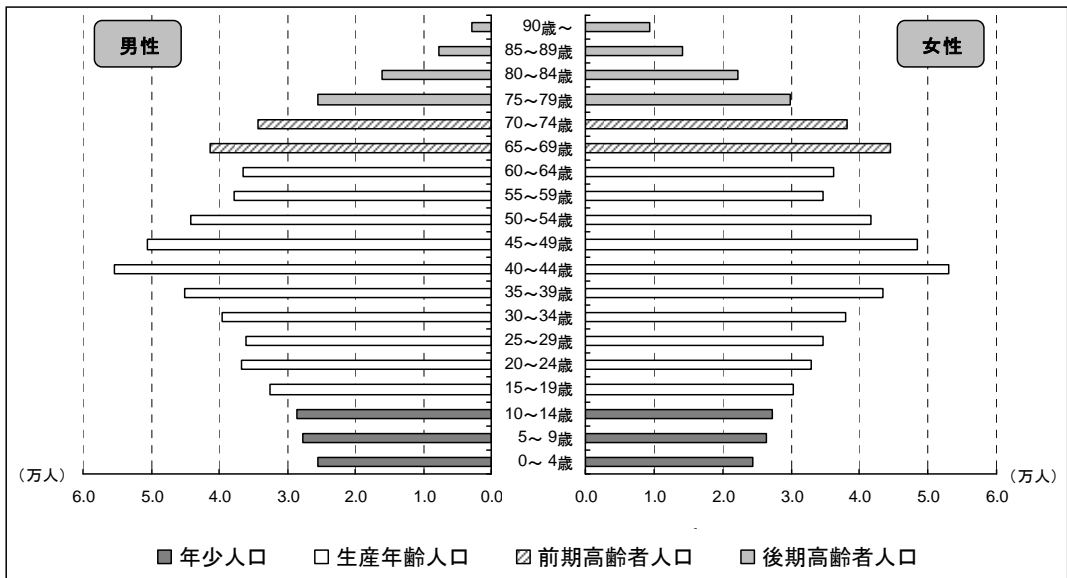


図4-5 平成27(2015)年時点の男女別人口ピラミッド(パターン1)

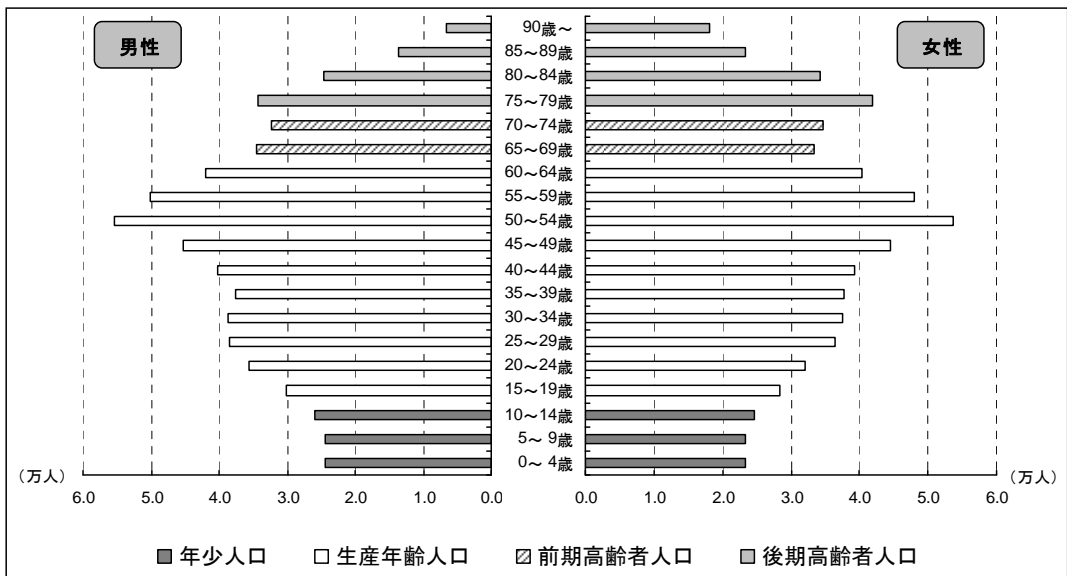


図4-6 平成37(2025)年時点の男女別人口ピラミッド(パターン1)

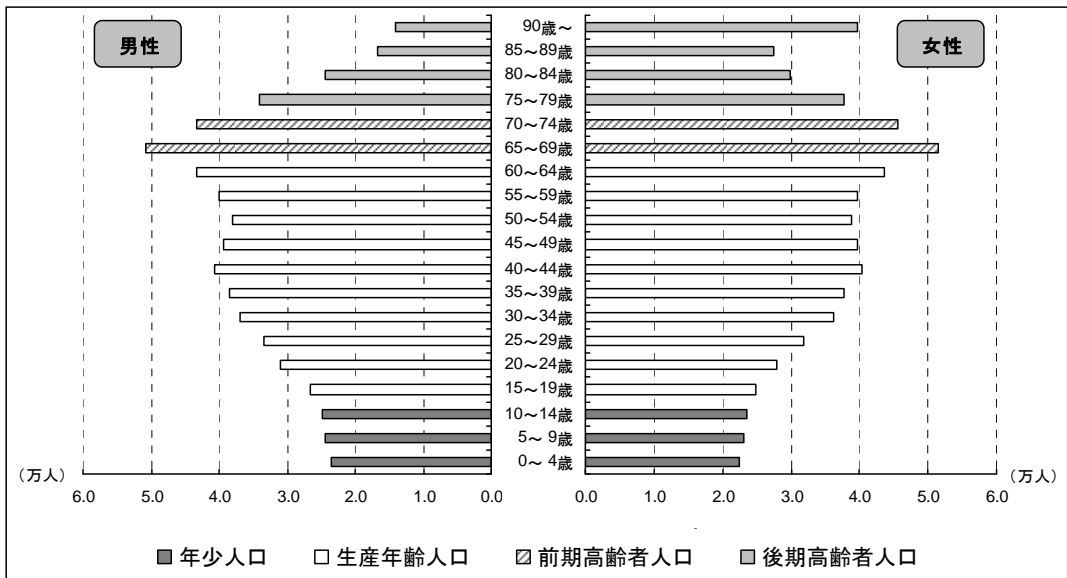


図4-7 平成52(2040)年時点の男女別人口ピラミッド(パターン1)

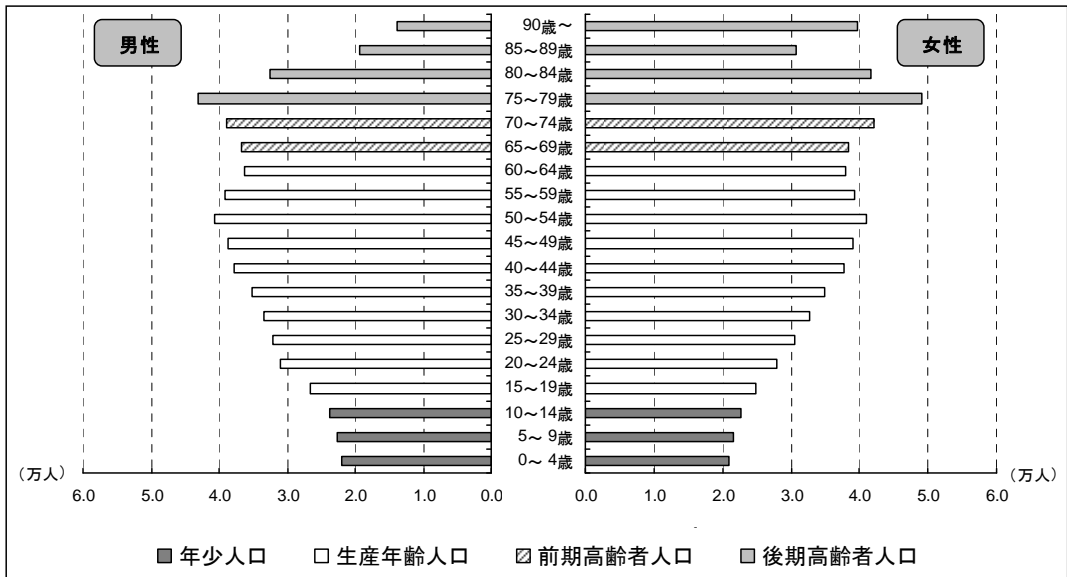


図4-8 平成62(2050)年時点の男女別人口ピラミッド(パターン1)

イ) 北区

○北区の将来推計人口は、近年の転入者数の増加傾向を受けてパターン1による推計においても一貫して増加傾向が見られ、推計対象の最終年である平成62(2050)年まで増加を続け、最終的な区の総人口が16.8万人まで増加すると予測されます。

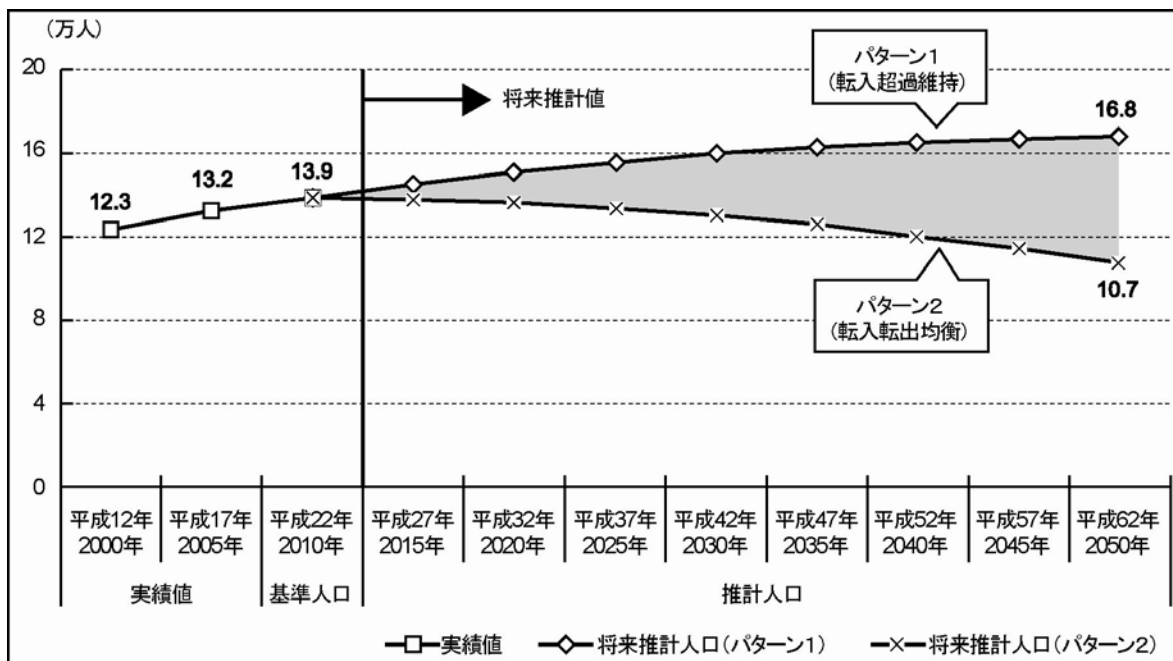


図4-10 北区の総人口の将来推計値 (平成22(2010)年～平成62(2050)年)

○パターン1の年齢4区分別の将来推計人口の実数及び構成比は、以下の表のとおりです。0～14歳の年少人口、15～64歳の生産年齢人口ともにほぼ一定数を保ち、最終的には年少人口は基準年より若干減少して2.0万人(構成比11.6%)、生産年齢人口は若干増加して9.6万人(構成比57.0%)となることが予測されます。65歳以上の高齢者人口はほぼ一貫して増加傾向をたどり、最終的に前期・後期合わせて5.3万人(構成比31.4%)まで増加する見通しです。

表4-7 北区の年齢4区分別将来推計人口 (パターン1)

		基準人口	推計人口							
		平成22年 2010年	平成27年 2015年	平成32年 2020年	平成37年 2025年	平成42年 2030年	平成47年 2035年	平成52年 2040年	平成57年 2045年	平成62年 2050年
北区総人口(万人)		13.9	14.5	15.0	15.5	16.0	16.3	16.5	16.7	16.8
実数 (万人)	0～14歳人口 (年少人口)	2.0	2.0	1.9	1.9	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
	15～64歳人口 (生産年齢人口)	9.4	9.5	9.7	9.9	9.9	9.8	9.5	9.5	9.6
	65～74歳人口 (前期高齢者人口)	1.4	1.6	1.7	1.6	1.8	2.1	2.4	2.3	1.9
	75歳以上人口 (後期高齢者人口)	1.1	1.4	1.7	2.1	2.3	2.4	2.7	3.0	3.3
構成比	0～14歳人口 (年少人口)	14.6%	13.6%	12.9%	12.4%	12.3%	12.3%	12.1%	11.9%	11.6%
	15～64歳人口 (生産年齢人口)	67.7%	65.7%	64.8%	64.0%	62.2%	59.9%	57.5%	56.7%	57.0%
	65～74歳人口 (前期高齢者人口)	10.0%	11.3%	11.0%	10.2%	11.3%	13.0%	14.3%	13.6%	11.5%
	75歳以上人口 (後期高齢者人口)	7.8%	9.4%	11.3%	13.4%	14.2%	14.8%	16.1%	17.9%	19.9%

注) 端数処理の関係で、実数の合計が総人口と一致しない場合がある。また、同様に構成比の合計が100%にならない場合がある。

ウ) 大宮区

○大宮区の将来推計人口は、社会動態による人口増減が少ないため、パターン1、2ともにほぼ同じ推移となっており、パターン1によると平成27(2015)年をピークとして一貫して減少し続け、推計対象の最終年である平成62(2050)年には区の総人口が9.0万人まで減少すると予測されます。

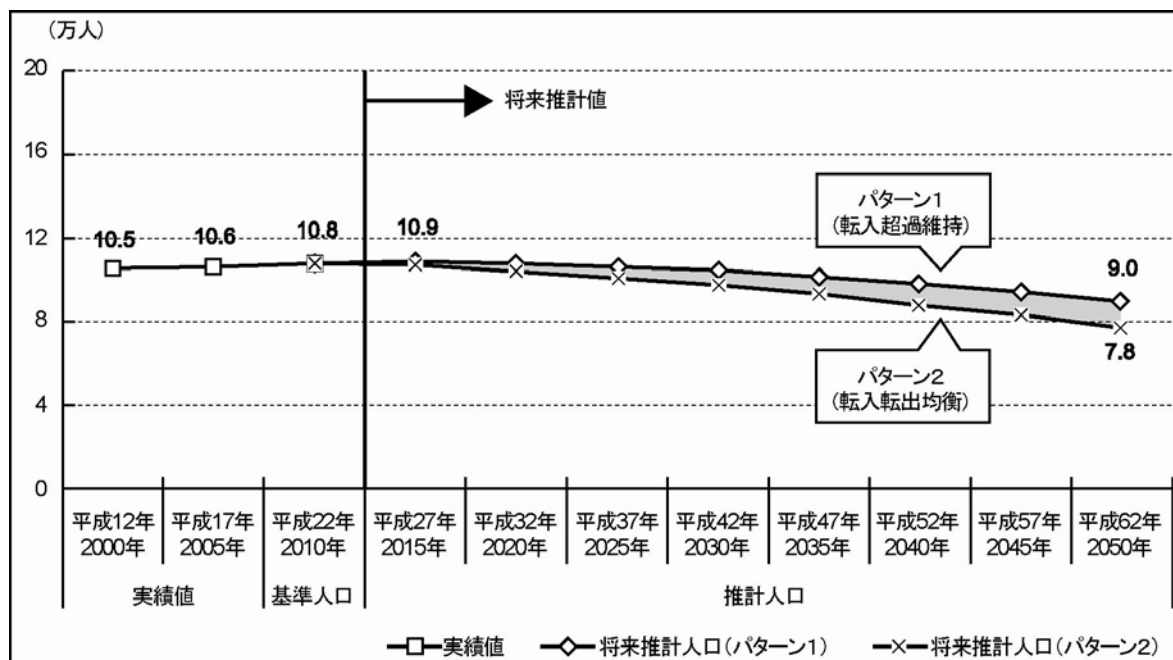


図4-11 大宮区の総人口の将来推計値 (平成22(2010)年～平成62(2050)年)

○パターン1の年齢4区別の将来推計人口の実数及び構成比は、以下の表のとおりです。0～14歳の年少人口、15～64歳の生産年齢人口ともに一貫して減少を続け、平成62(2050)年には最終的に各々0.8万人(構成比8.4%)、4.8万人(構成比53.5%)まで減少すると予測されます。一方で、65歳以上の高齢者人口は後期高齢者人口を中心として増加傾向をたどり、最終的に前期・後期合わせて3.4万人(構成比38.1%)まで増加する見通しです。

表4-8 大宮区の年齢4区別将来推計人口 (パターン1)

		基準人口	推計人口							
		平成22年 2010年	平成27年 2015年	平成32年 2020年	平成37年 2025年	平成42年 2030年	平成47年 2035年	平成52年 2040年	平成57年 2045年	平成62年 2050年
大宮区総人口(万人)		10.8	10.9	10.8	10.7	10.5	10.2	9.8	9.4	9.0
実数 (万人)	0～14歳人口 (年少人口)	1.3	1.2	1.1	1.1	1.0	0.9	0.9	0.8	0.8
	15～64歳人口 (生産年齢人口)	7.3	7.0	6.8	6.6	6.3	6.0	5.5	5.1	4.8
	65～74歳人口 (前期高齢者人口)	1.2	1.4	1.4	1.3	1.3	1.4	1.6	1.5	1.3
	75歳以上人口 (後期高齢者人口)	1.1	1.3	1.5	1.7	1.8	1.9	1.9	2.0	2.1
構成比	0～14歳人口 (年少人口)	11.7%	11.0%	10.3%	9.8%	9.4%	9.1%	8.8%	8.6%	8.4%
	15～64歳人口 (生産年齢人口)	67.1%	64.4%	63.0%	61.9%	60.4%	58.5%	55.9%	54.4%	53.5%
	65～74歳人口 (前期高齢者人口)	11.1%	13.0%	13.1%	12.2%	12.8%	14.1%	15.9%	15.9%	14.4%
	75歳以上人口 (後期高齢者人口)	10.1%	11.7%	13.6%	16.1%	17.4%	18.4%	19.4%	21.1%	23.6%

注) 端数処理の関係で、実数の合計が総人口と一致しない場合がある。また、同様に構成比の合計が100%にならない場合がある。

エ) 見沼区

○見沼区の将来推計人口は、パターン1による場合、今後も増加を続けて平成32(2020)年には16.0万人となりますが、その後は減少に転じ、推計対象の最終年である平成62(2050)年には区の総人口が14.0万人となることが予測されます。

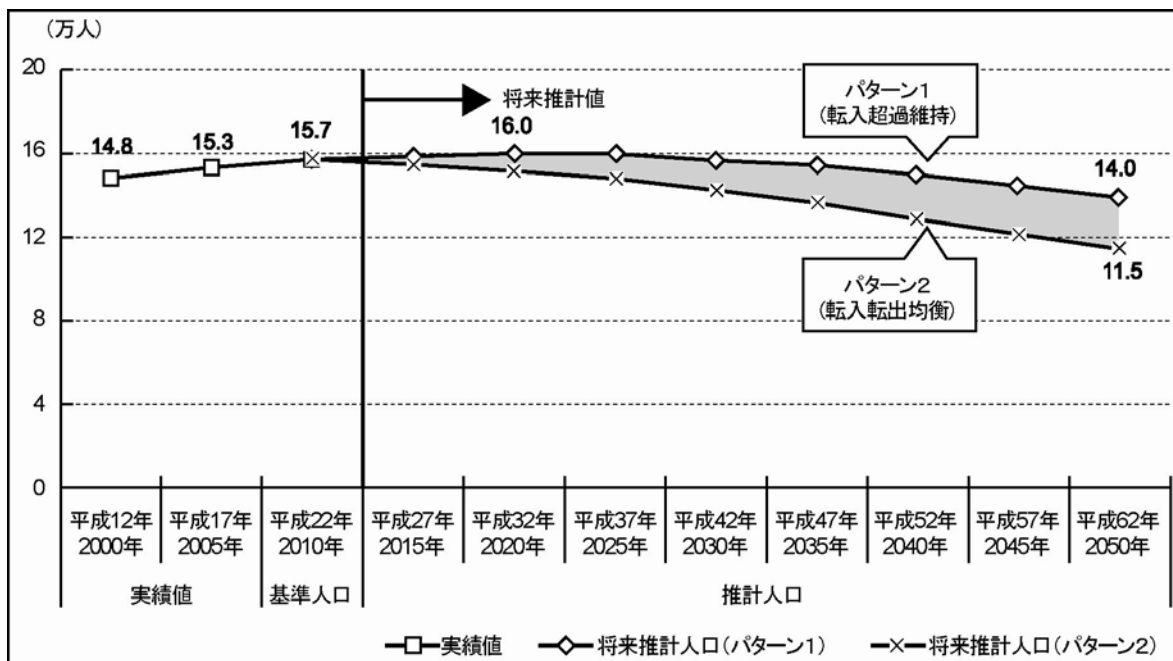


図4-12 見沼区の総人口の将来推計値 (平成22(2010)年～平成62(2050)年)

○パターン1の年齢4区分別の将来推計人口の実数及び構成比は、以下の表のとおりです。0～14歳の年少人口、15～64歳の生産年齢人口ともに一貫して減少を続け、平成62(2050)年には最終的に各々1.3万人(構成比9.4%)、7.0万人(構成比49.9%)まで減少すると予測されます。一方で、65歳以上の高齢者人口は後期高齢者人口を中心として増加傾向をたどり、最終的に前期・後期合わせて5.7万人(構成比40.6%)まで増加する見通しです。

表4-9 見沼区の年齢4区分別将来推計人口 (パターン1)

		基準人口		推計人口						
		平成22年 2010年	平成27年 2015年	平成32年 2020年	平成37年 2025年	平成42年 2030年	平成47年 2035年	平成52年 2040年	平成57年 2045年	平成62年 2050年
見沼区総人口(万人)		15.7	15.9	16.0	16.0	15.8	15.5	15.0	14.5	14.0
実数 (万人)	0～14歳人口 (年少人口)	2.2	2.0	1.8	1.7	1.6	1.6	1.5	1.4	1.3
	15～64歳人口 (生産年齢人口)	10.2	9.8	9.6	9.5	9.1	8.5	7.7	7.3	7.0
	65～74歳人口 (前期高齢者人口)	2.0	2.3	2.1	1.8	1.9	2.1	2.4	2.3	1.8
	75歳以上人口 (後期高齢者人口)	1.3	1.9	2.4	3.0	3.2	3.3	3.3	3.5	3.8
構成比	0～14歳人口 (年少人口)	13.8%	12.6%	11.5%	10.5%	10.1%	10.1%	10.0%	9.8%	9.4%
	15～64歳人口 (生産年齢人口)	65.1%	61.5%	60.0%	59.3%	57.6%	54.9%	51.7%	50.2%	49.9%
	65～74歳人口 (前期高齢者人口)	12.5%	14.2%	13.3%	11.3%	11.8%	13.9%	16.1%	15.6%	13.1%
	75歳以上人口 (後期高齢者人口)	8.5%	11.7%	15.2%	18.9%	20.5%	21.1%	22.2%	24.4%	27.5%

注) 端数処理の関係で、実数の合計が総人口と一致しない場合がある。また、同様に構成比の合計が100%にならない場合がある。

才) 中央区

○中央区の将来推計人口は、近年の転入者数の増加傾向を受けてパターン1による推計においても一貫して増加傾向が見られ、パターン1による場合、推計対象の最終年である平成62(2050)年まで増加を続け、最終的な区の総人口が13.8万人まで増加すると予測されます。

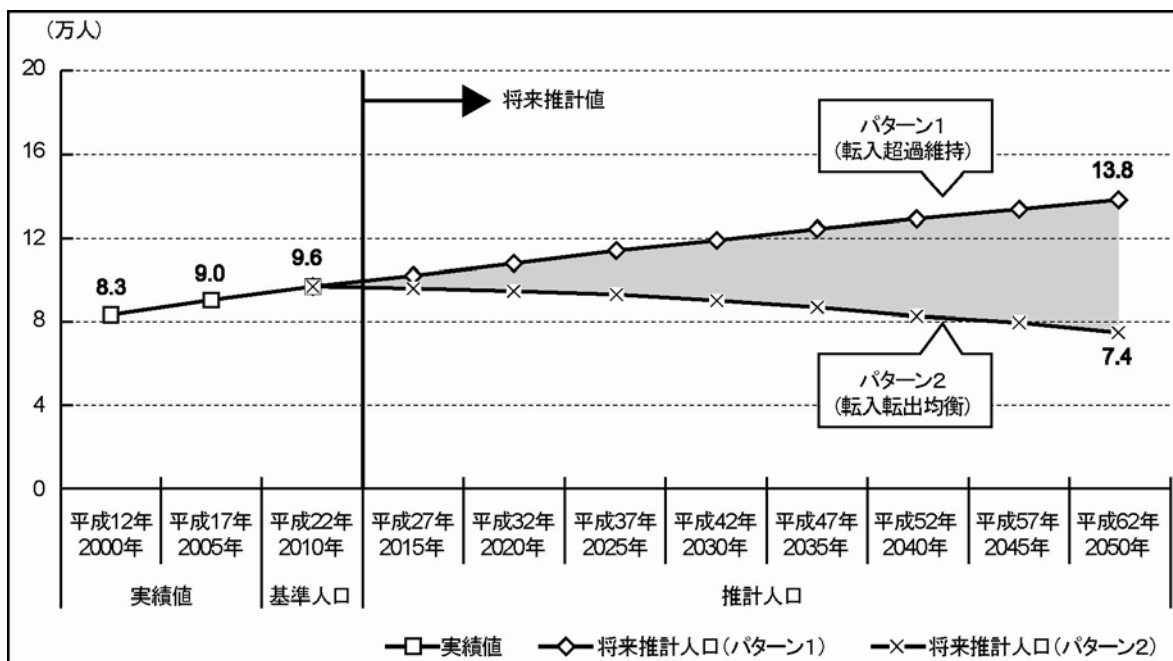


図4-13 中央区の総人口の将来推計値 (平成22(2010)年～平成62(2050)年)

○パターン1の年齢4区別の将来推計人口の実数及び構成比は、以下の表のとおりです。0～14歳の年少人口、15～64歳の生産年齢人口とも一貫して増加傾向にあり、平成62(2050)年には最終的に各々1.7万人(構成比12.2%)、8.1万人(構成比58.9%)まで減少すると予測されます。しかし65歳以上の高齢者人口はそれ以上の増加傾向で増加し、最終的に前期・後期合わせて4.0万人(構成比28.9%)まで増加する見通しです。

表4-10 中央区の年齢4区別将来推計人口 (パターン1)

		基準人口	推計人口							
		平成22年 2010年	平成27年 2015年	平成32年 2020年	平成37年 2025年	平成42年 2030年	平成47年 2035年	平成52年 2040年	平成57年 2045年	平成62年 2050年
中央区総人口(万人)		9.6	10.2	10.8	11.3	11.9	12.4	12.9	13.4	13.8
実数 (万人)	0～14歳人口 (年少人口)	1.3	1.4	1.4	1.4	1.4	1.5	1.6	1.6	1.7
	15～64歳人口 (生産年齢人口)	6.6	6.8	7.1	7.5	7.7	7.8	7.8	7.9	8.1
	65～74歳人口 (前期高齢者人口)	0.9	1.1	1.1	1.0	1.2	1.5	1.8	1.8	1.6
	75歳以上人口 (後期高齢者人口)	0.8	1.0	1.2	1.4	1.5	1.6	1.8	2.0	2.4
構成比	0～14歳人口 (年少人口)	13.9%	13.4%	12.7%	12.3%	12.0%	12.1%	12.3%	12.3%	12.2%
	15～64歳人口 (生産年齢人口)	68.4%	66.4%	66.1%	66.0%	65.2%	63.0%	60.4%	59.2%	58.9%
	65～74歳人口 (前期高齢者人口)	9.8%	10.8%	10.3%	9.2%	9.9%	11.8%	13.7%	13.2%	11.6%
	75歳以上人口 (後期高齢者人口)	7.9%	9.4%	10.8%	12.5%	12.9%	13.1%	13.7%	15.3%	17.3%

注) 端数処理の関係で、実数の合計が総人口と一致しない場合がある。また、同様に構成比の合計が100%にならない場合がある。

カ) 桜区

○桜区の将来推計人口は、社会動態による人口増減が少ないため、パターン1、2ともにほぼ同じ推移となっており、パターン1による場合、基準年である平成22(2010)年から平成32(2020)年まではほぼ一定数を維持しつつもその後は減少を始め、推計対象の最終年である平成62(2050)年には区の総人口が8.6万人まで減少すると予測されます。

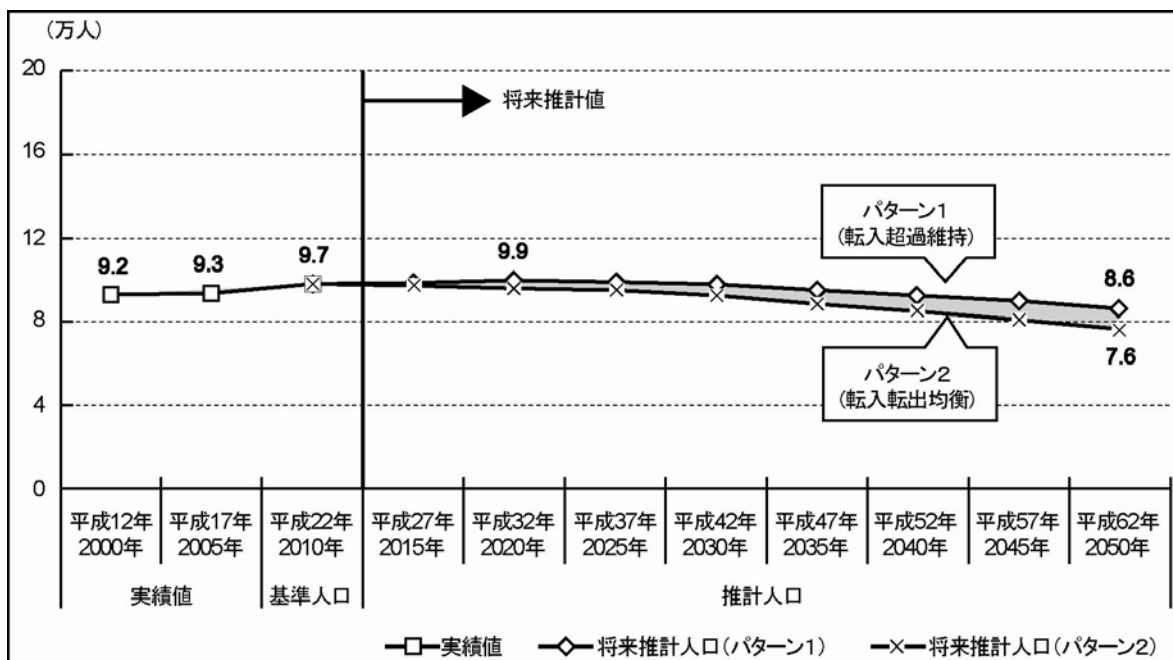


図4-14 桜区の総人口の将来推計値 (平成22(2010)年～平成62(2050)年)

○パターン1の年齢4区別の将来推計人口の実数及び構成比は、以下の表のとおりです。0～14歳の年少人口、15～64歳の生産年齢人口ともに一貫して減少を続け、平成62(2050)年には最終的に各々0.7万人(構成比8.8%)、4.8万人(構成比56.4%)まで減少すると予測されます。一方で、65歳以上の高齢者人口は後期高齢者人口を中心として増加傾向をたどり、最終的に前期・後期合わせて3.0万人(構成比34.9%)まで増加する見通しです。

表4-11 桜区の年齢4区別将来推計人口 (パターン1)

	基準人口 平成22年 2010年	推計人口								
		平成27年 2015年	平成32年 2020年	平成37年 2025年	平成42年 2030年	平成47年 2035年	平成52年 2040年	平成57年 2045年	平成62年 2050年	
桜区総人口(万人)	9.7	9.8	9.9	9.8	9.7	9.5	9.2	8.9	8.6	
実数 (万人)	0～14歳人口 (年少人口)	1.3	1.2	1.1	1.0	1.0	0.9	0.9	0.8	0.7
	15～64歳人口 (生産年齢人口)	6.7	6.5	6.5	6.4	6.1	5.8	5.3	5.0	4.8
	65～74歳人口 (前期高齢者人口)	1.1	1.3	1.1	1.0	1.1	1.3	1.4	1.3	1.1
	75歳以上人口 (後期高齢者人口)	0.6	0.9	1.2	1.5	1.5	1.5	1.6	1.7	1.9
構成比	0～14歳人口 (年少人口)	13.3%	11.8%	10.8%	10.1%	9.9%	9.8%	9.6%	9.2%	8.8%
	15～64歳人口 (生産年齢人口)	68.9%	66.4%	65.5%	65.1%	63.5%	60.8%	57.9%	56.7%	56.4%
	65～74歳人口 (前期高齢者人口)	11.5%	12.8%	11.6%	9.9%	10.9%	13.2%	15.3%	14.7%	12.7%
	75歳以上人口 (後期高齢者人口)	6.3%	9.0%	12.1%	15.0%	15.8%	16.1%	17.2%	19.4%	22.2%

注) 端数処理の関係で、実数の合計が総人口と一致しない場合がある。また、同様に構成比の合計が100%にならない場合がある。

キ) 浦和区

○浦和区の将来推計人口は、近年の転入者数の増加傾向を受けてパターン1による推計においても一貫して増加傾向が見られ、推計対象の最終年である平成62(2050)年まで増加を続け、最終的な区の総人口が16.3万人まで増加すると予測されます。

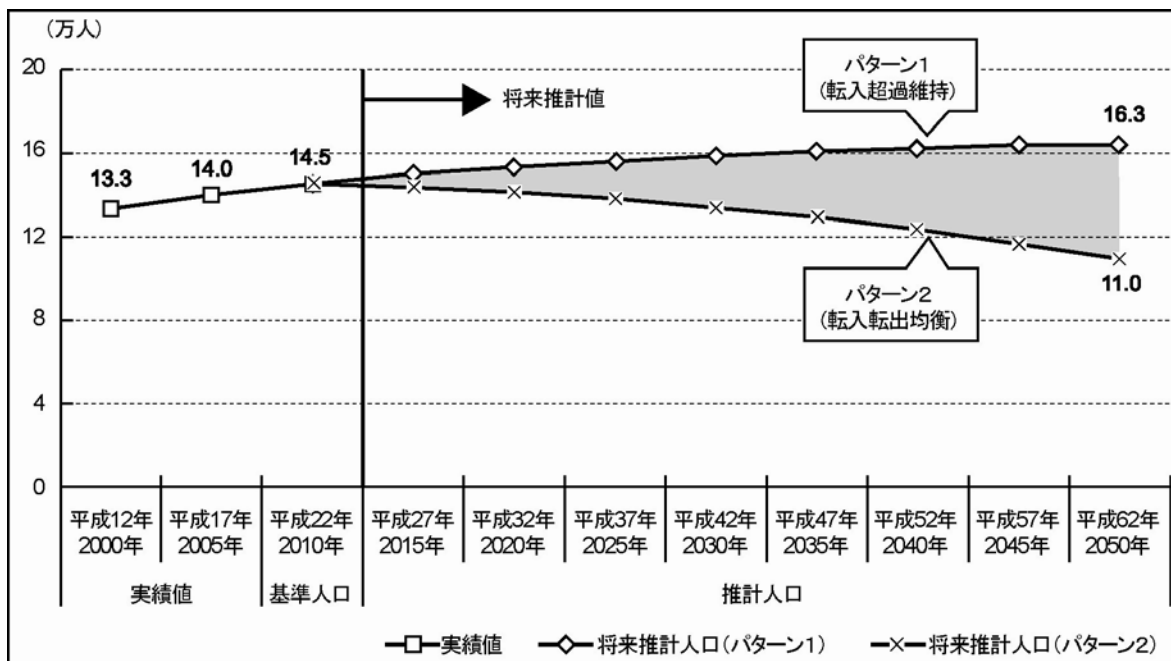


図4-15 浦和区の総人口の将来推計値 (平成22(2010)年～平成62(2050)年)

○パターン1の年齢4区分別の将来推計人口の実数及び構成比は、以下の表のとおりです。0～14歳の年少人口は平成62(2050)年に最終的に1.9万人(構成比11.5%)まで、15～64歳の生産年齢人口はほぼ一定数を保ちつつも最終的には9.6万人(構成比59.2%)まで減少すると予測されます。一方で、65歳以上の高齢者人口はほぼ一貫して増加傾向をたどり、最終的に前期・後期合わせて4.8万人(構成比29.2%)まで増加する見通しです。

表4-12 浦和区の年齢4区分別将来推計人口 (パターン1)

		基準人口		推計人口						
		平成22年 2010年	平成27年 2015年	平成32年 2020年	平成37年 2025年	平成42年 2030年	平成47年 2035年	平成52年 2040年	平成57年 2045年	平成62年 2050年
浦和区総人口(万人)		14.5	14.9	15.3	15.6	15.9	16.1	16.2	16.3	16.3
実数 (万人)	0～14歳人口 (年少人口)	2.0	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9
	15～64歳人口 (生産年齢人口)	9.8	9.9	10.1	10.2	10.2	10.0	9.7	9.7	9.6
	65～74歳人口 (前期高齢者人口)	1.4	1.7	1.7	1.6	1.8	2.1	2.3	2.2	2.0
	75歳以上人口 (後期高齢者人口)	1.3	1.4	1.6	1.9	2.0	2.1	2.3	2.5	2.8
構成比	0～14歳人口 (年少人口)	13.6%	12.8%	12.3%	12.0%	11.8%	11.7%	11.7%	11.6%	11.5%
	15～64歳人口 (生産年齢人口)	67.8%	66.6%	66.2%	65.6%	64.2%	62.1%	60.1%	59.4%	59.2%
	65～74歳人口 (前期高齢者人口)	9.8%	11.1%	10.9%	10.3%	11.5%	13.0%	14.0%	13.2%	12.1%
	75歳以上人口 (後期高齢者人口)	8.7%	9.6%	10.6%	12.1%	12.6%	13.1%	14.1%	15.7%	17.1%

注) 端数処理の関係で、実数の合計が総人口と一致しない場合がある。また、同様に構成比の合計が100%にならない場合がある。

ク) 南区

○南区の将来推計人口は、近年の転入者数の増加傾向を受けてパターン1による推計においても一貫して増加傾向が見られ、ピークとなる平成57(2045)年には19.9万人に至り、その後、推計対象の最終年である平成62(2050)年までそのまま推移すると予測されます。

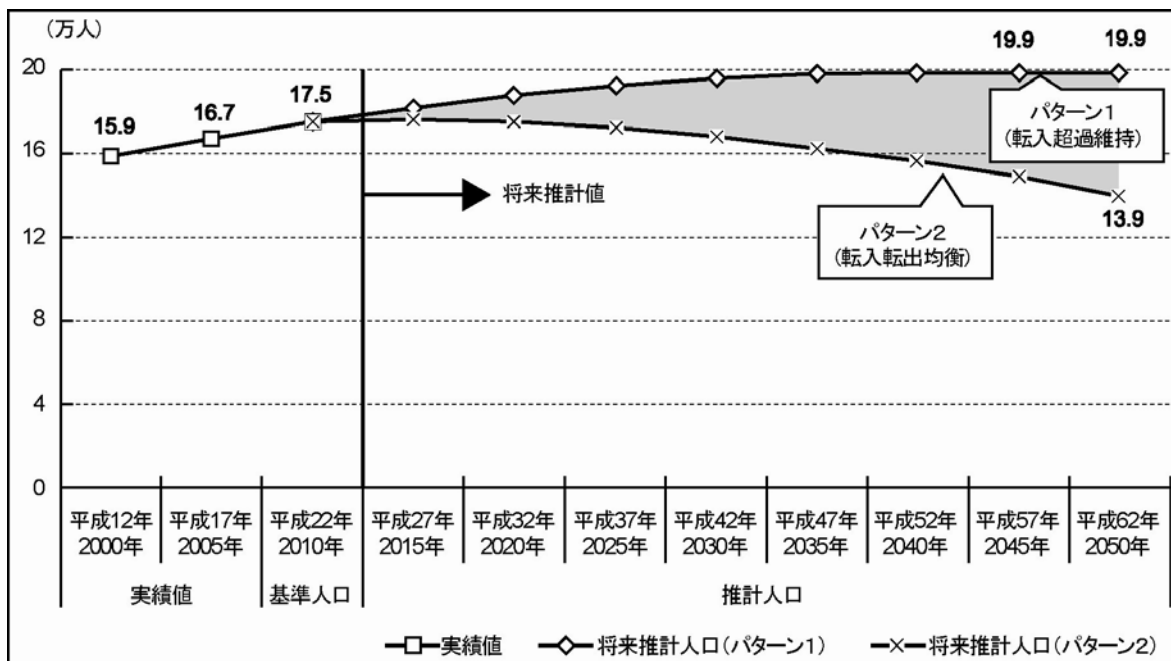


図4-16 南区の総人口の将来推計値 (平成22(2010)年～平成62(2050)年)

○パターン1の年齢4区分別の将来推計人口の実数及び構成比は、以下の表のとおりです。0～14歳の年少人口、15～64歳の生産年齢人口ともにほぼ一定数を保ちつつも最終的には基準年より若干減少し、各々2.2万人(構成比11.2%)、11.9万人(構成比59.6%)となることが予測されます。65歳以上の高齢者人口はほぼ一貫して増加傾向をたどり、最終的に前期・後期合わせて5.8万人(構成比29.2%)まで増加する見通しです。

表4-13 南区の年齢4区分別将来推計人口 (パターン1)

		基準人口		推計人口						
		平成22年 2010年	平成27年 2015年	平成32年 2020年	平成37年 2025年	平成42年 2030年	平成47年 2035年	平成52年 2040年	平成57年 2045年	平成62年 2050年
南区総人口(万人)		17.5	18.1	18.7	19.2	19.6	19.8	19.9	19.9	19.9
実数 (万人)	0～14歳人口 (年少人口)	2.5	2.4	2.3	2.3	2.4	2.4	2.4	2.3	2.2
	15～64歳人口 (生産年齢人口)	12.2	12.4	12.6	12.8	12.7	12.4	12.0	11.9	11.9
	65～74歳人口 (前期高齢者人口)	1.7	1.9	1.9	1.8	2.1	2.5	2.7	2.5	2.2
	75歳以上人口 (後期高齢者人口)	1.1	1.5	1.9	2.3	2.5	2.6	2.8	3.2	3.6
構成比	0～14歳人口 (年少人口)	14.3%	13.1%	12.5%	12.2%	12.1%	12.1%	11.9%	11.5%	11.2%
	15～64歳人口 (生産年齢人口)	69.9%	68.2%	67.5%	66.7%	64.8%	62.5%	60.3%	59.6%	59.6%
	65～74歳人口 (前期高齢者人口)	9.4%	10.5%	10.0%	9.1%	10.5%	12.5%	13.6%	12.7%	11.1%
	75歳以上人口 (後期高齢者人口)	6.4%	8.2%	10.0%	11.9%	12.5%	13.0%	14.3%	16.2%	18.0%

注) 端数処理の関係で、実数の合計が総人口と一致しない場合がある。また、同様に構成比の合計が100%にならない場合がある。

ケ) 緑区

○緑区の将来推計人口は、パターン1による場合、基準年である平成22(2010)年以降も緩やかな増加を続け、平成47(2035)年に12.2万人となりピークを迎える見通しです。その後は緩やかながらも減少に転じ、推計対象の最終年である平成62(2050)年には区の総人口が12.0万人となることと予測されます。

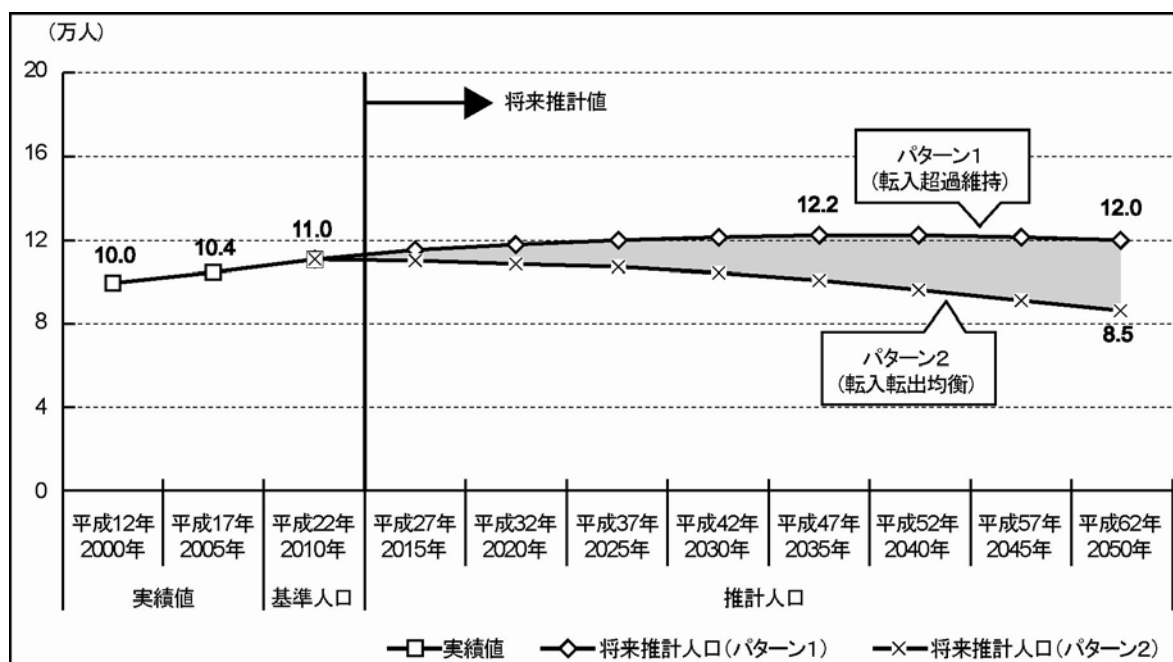


図4-17 緑区の総人口の将来推計値 (平成22(2010)年～平成62(2050)年)

○パターン1の年齢4区別の将来推計人口の実数及び構成比は、以下の表のとおりです。0～14歳の年少人口、15～64歳の生産年齢人口ともに緩やかに減少を続け、平成62(2050)年には各々1.4万人(構成比11.7%)、6.5万人(構成比54.0%)となることが予測されます。65歳以上の高齢者人口は後期高齢者人口を中心として増加傾向をたどり、最終的に前期・後期合わせて4.1万人(構成比34.4%)まで増加する見通しです。

表4-14 緑区の年齢4区別将来推計人口 (パターン1)

		基準人口	推計人口							
		平成22年 2010年	平成27年 2015年	平成32年 2020年	平成37年 2025年	平成42年 2030年	平成47年 2035年	平成52年 2040年	平成57年 2045年	平成62年 2050年
緑区総人口(万人)		11.0	11.4	11.7	11.9	12.1	12.2	12.2	12.1	12.0
実数 (万人)	0～14歳人口 (年少人口)	1.7	1.6	1.6	1.5	1.5	1.5	1.5	1.4	1.4
	15～64歳人口 (生産年齢人口)	7.3	7.2	7.3	7.4	7.3	7.1	6.7	6.6	6.5
	65～74歳人口 (前期高齢者人口)	1.2	1.4	1.4	1.3	1.3	1.6	1.8	1.8	1.5
	75歳以上人口 (後期高齢者人口)	0.8	1.1	1.4	1.8	2.0	2.0	2.2	2.3	2.6
構成比	0～14歳人口 (年少人口)	15.3%	14.2%	13.4%	12.5%	12.2%	12.2%	12.2%	12.0%	11.7%
	15～64歳人口 (生産年齢人口)	66.3%	63.5%	62.2%	61.8%	60.3%	58.1%	55.3%	54.1%	54.0%
	65～74歳人口 (前期高齢者人口)	10.8%	12.6%	12.1%	10.5%	11.1%	12.9%	14.8%	14.5%	12.4%
	75歳以上人口 (後期高齢者人口)	7.6%	9.6%	12.3%	15.2%	16.4%	16.8%	17.7%	19.4%	21.9%

注) 端数処理の関係で、実数の合計が総人口と一致しない場合がある。また、同様に構成比の合計が100%にならない場合がある。

コ) 岩槻区

○岩槻区の将来推計人口は、社会動態による人口増減が少ないため、パターン1、2ともにほぼ同じ推移となっており、パターン1による場合、基準年である平成22(2010)年をピークとして一貫して減少し続け、推計対象の最終年である平成62(2050)年には区の総人口が8.0万人まで減少すると予測されます。

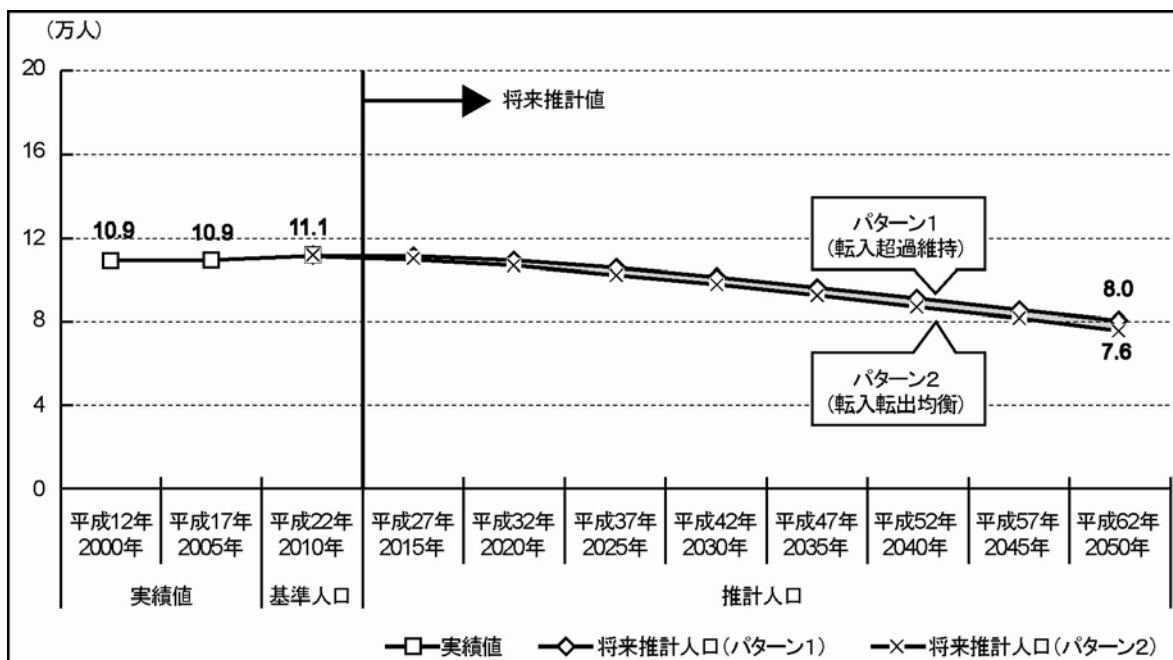


図4-18 岩槻区の総人口の将来推計値 (平成22(2010)年～平成62(2050)年)

○パターン1の年齢4区別の将来推計人口の実数及び構成比は、以下の表のとおりです。0～14歳の年少人口、15～64歳の生産年齢人口ともに一貫して減少を続け、平成62(2050)年には最終的に各々0.7万人(構成比8.8%)、3.8万人(構成比47.7%)まで減少すると予測されます。一方で、65歳以上の高齢者人口は後期高齢者人口を中心として増加傾向をたどり、最終的に前期・後期合わせて3.5万人(構成比43.4%)まで増加する見通しです。

表4-15 岩槻区の年齢4区別将来推計人口 (パターン1)

		基準人口	推計人口							
		平成22年 2010年	平成27年 2015年	平成32年 2020年	平成37年 2025年	平成42年 2030年	平成47年 2035年	平成52年 2040年	平成57年 2045年	平成62年 2050年
岩槻区総人口(万人)		11.1	11.1	10.9	10.5	10.1	9.6	9.1	8.6	8.0
実数 (万人)	0～14歳人口 (年少人口)	1.4	1.3	1.2	1.0	0.9	0.9	0.8	0.8	0.7
	15～64歳人口 (生産年齢人口)	7.1	6.5	6.2	6.0	5.7	5.2	4.6	4.2	3.8
	65～74歳人口 (前期高齢者人口)	1.6	1.9	1.7	1.3	1.2	1.4	1.6	1.5	1.2
	75歳以上人口 (後期高齢者人口)	1.0	1.3	1.8	2.2	2.3	2.2	2.0	2.1	2.3
構成比	0～14歳人口 (年少人口)	12.9%	12.0%	10.8%	9.6%	9.1%	9.1%	9.2%	9.2%	8.8%
	15～64歳人口 (生産年齢人口)	63.5%	58.9%	57.2%	57.3%	56.7%	54.4%	50.5%	48.5%	47.7%
	65～74歳人口 (前期高齢者人口)	14.6%	16.9%	15.3%	12.1%	11.6%	14.1%	17.9%	18.1%	15.2%
	75歳以上人口 (後期高齢者人口)	8.9%	12.2%	16.7%	21.0%	22.6%	22.4%	22.3%	24.3%	28.2%

注) 端数処理の関係で、実数の合計が総人口と一致しない場合がある。また、同様に構成比の合計が100%にならない場合がある。

2 将来世帯数の推計

(1) 推計方法の概要

ア) 基準世帯数と推計対象年

○今後のまちづくりのあり方を検討する際の最も基礎的な資料の一つとして、平成 62(2050)年までの本市の将来世帯数を推計しました。推計の初期値となる基準世帯数は、平成 22(2010)年 10月 1日の国勢調査世帯数としました。

イ) 推計方法

○推計には世帯主率法を用いました。世帯主率法は、世帯数は世帯主数に等しいことを利用して、人口に世帯主率（人口に占める世帯主数の割合）を乗じることによって世帯主数、すなわち世帯数を求める手法です。

○まず将来推計人口及び男女別・5歳階級別の一般世帯主⁵⁶率を基に男女別・5歳階級別の一般世帯主数（＝一般世帯数）を推計し、一般世帯主数を全世帯に占める一般世帯の割合で割ることで全世帯数を推計します。また推計した一般世帯数と一般世帯に占める各世帯分類の割合より、世帯分類ごとの世帯数を推計します。

○なお、将来世帯数の推計には、パターン 1 の将来推計人口を用います。

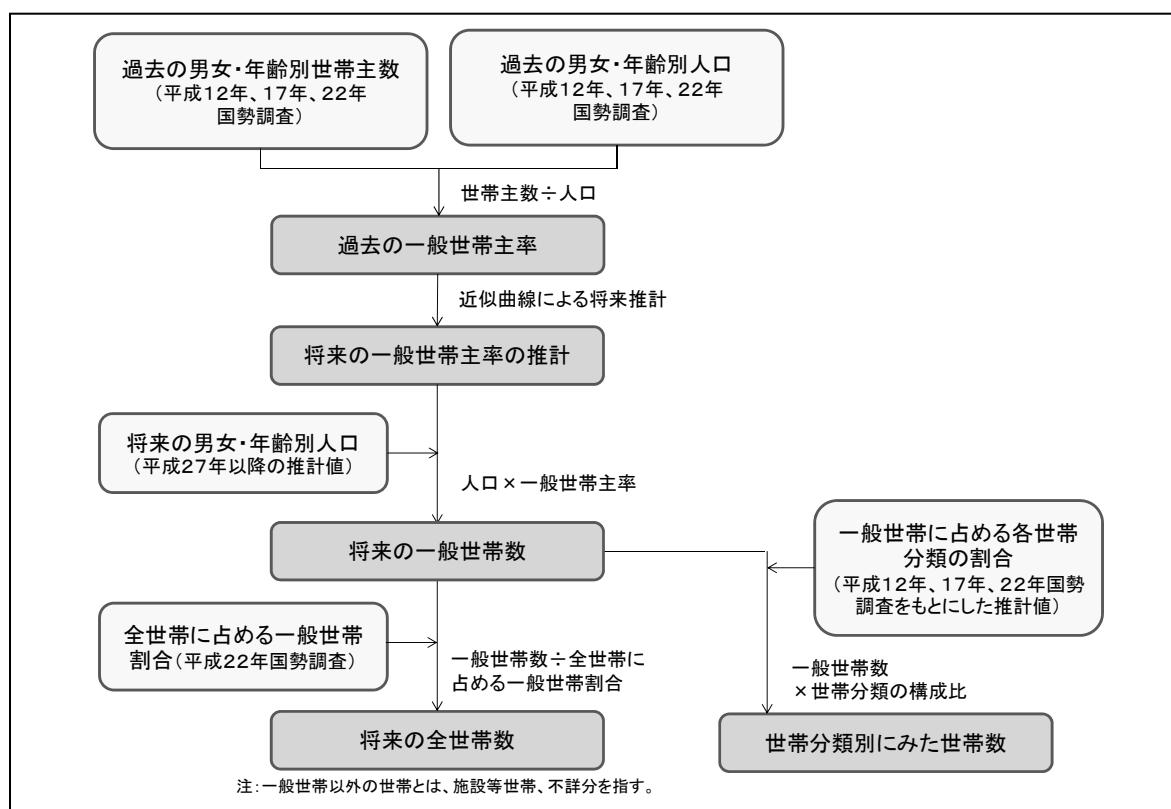


図 4-19 国勢調査に基づく将来世帯数の推計フロー

⁵⁶ 一般世帯とは、以下の条件に該当する世帯を指す。

- ① 住居と生計を共にしている人々の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者
(ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含める)
- ② 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者
- ③ 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舎、独身寮などに居住している単身者

○推計に必要となる、将来の一般世帯主率、全世帯に占める一般世帯の割合及び一般世帯に占める各世帯分類の割合の仮定値は、以下のとおりです。

表 4-16 将来世帯数推計に係る仮定値設定の考え方

仮定値	内容
一般世帯主率	男女別・年齢階級別人口に占める一般世帯主の割合を表す。 平成 12 (2000) 年、平成 17 (2005) 年、平成 22 (2010) 年の一般世帯主率 (表 4-17 参照) を基に、対数近似式により将来の一般世帯主率を推計する。ただし、15 歳未満については、平成 22 (2010) 年の値で固定とする。
全世帯に占める一般世帯の割合	一般世帯数に施設等の世帯 ⁵⁷ 数を合算した全世帯数に占める一般世帯の割合を表す。 平成 12 (2000) 年及び平成 17 (2005) 年 (表 4-18 参照) は世帯不詳分が 1,000 世帯を超えているため、不詳分のない平成 22 (2010) 年 (表 4-18 参照) の一般世帯主率を将来推計における仮定値とする。
一般世帯に占める各世帯分類の割合	一般世帯に占める「核家族世帯」「その他の親族世帯」「非親族を含む世帯」「単独世帯」「(単独世帯のうち) 65~74 歳世帯」「(単独世帯のうち) 75 歳以上世帯」の割合を表す。 平成 12 (2000) 年、平成 17 (2005) 年、平成 22 (2010) 年の割合 (表 4-19 参照) を基に、対数近似式により将来の「核家族世帯」「その他の親族世帯」「単独世帯」「(単独世帯のうち) 65~74 歳世帯」「(単独世帯のうち) 75 歳以上世帯」の割合を推計し、一般世帯割合と「核家族世帯」「その他の親族世帯」「単独世帯」の合計との差を「非親族を含む世帯」の割合とした。

⁵⁷ 施設等の世帯とは、以下の条件に該当する世帯を指す。

- ①寮・寄宿舎の学生・生徒 (学校の寮・寄宿舎で起居を共にし、通学している学生・生徒の集まり)
- ②病院・療養所の入院者 (病院・療養所などに、既に 3 か月以上入院している入院患者の集まり)
- ③社会施設の入所者 (老人ホーム、児童保護施設などの入所者の集まり)
- ④自衛隊営舎内居住者 (自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者の集まり)
- ⑤矯正施設の入所者 (刑務所及び拘置所の被收容者並びに少年院及び婦人補導院の在院者の集まり)
- ⑥その他 (定まった住居を持たない単身者や陸上に生活の本拠 (住所) を有しない船舶乗組員など)

表 4-17 男女別・5歳階級別の一般世帯主率

【 男性 】				【 女性 】			
年齢	平成12年 2000年	平成17年 2005年	平成22年 2010年	年齢	平成12年 2000年	平成17年 2005年	平成22年 2010年
～15歳	0.000	0.000	0.000	～15歳	0.000	0.000	0.000
15～19歳	0.064	0.073	0.085	15～19歳	0.034	0.038	0.050
20～24歳	0.291	0.298	0.322	20～24歳	0.146	0.161	0.200
25～29歳	0.518	0.511	0.556	25～29歳	0.115	0.153	0.202
30～34歳	0.726	0.683	0.703	30～34歳	0.093	0.118	0.140
35～39歳	0.824	0.788	0.774	35～39歳	0.092	0.115	0.139
40～44歳	0.870	0.851	0.836	40～44歳	0.107	0.131	0.160
45～49歳	0.897	0.889	0.883	45～49歳	0.134	0.145	0.182
50～54歳	0.932	0.912	0.916	50～54歳	0.148	0.161	0.188
55～59歳	0.959	0.942	0.939	55～59歳	0.155	0.172	0.198
60～64歳	0.967	0.957	0.960	60～64歳	0.179	0.184	0.207
65～69歳	0.955	0.958	0.964	65～69歳	0.217	0.222	0.234
70～74歳	0.935	0.942	0.957	70～74歳	0.259	0.273	0.287
75～79歳	0.887	0.913	0.932	75～79歳	0.286	0.317	0.349
80～84歳	0.812	0.852	0.885	80～84歳	0.262	0.321	0.369
85歳～	0.702	0.711	0.737	85歳～	0.194	0.227	0.266

表 4-18 人口及び各種世帯数

項目	平成12年 2000年	平成17年 2005年	平成22年 2010年
人口(万人)	113.3	117.6	122.2
全世帯数(万世帯) ※不詳分含む	42.5	46.0	50.3
一般世帯数(万世帯)	42.4	45.7	50.2
施設等の世帯(万世帯)	0.0	0.0	0.1
世帯不詳分(万世帯)	0.1	0.3	0.0
一般世帯率	99.7%	99.2%	99.8%

表 4-19 一般世帯の世帯分類別の構成比

世帯分類	平成12年 2000年	平成17年 2005年	平成22年 2010年
一般世帯	100.0%	100.0%	100.0%
親族世帯	74.0%	71.7%	67.2%
核家族世帯	65.4%	64.1%	60.9%
その他の親族世帯	8.6%	7.6%	6.2%
非親族を含む世帯	0.5%	0.6%	0.9%
単独世帯	25.5%	27.7%	31.7%
65～74歳	2.5%	3.1%	3.8%
75歳以上	1.9%	2.7%	3.6%
不詳分	0.0%	0.0%	0.2%

(2) 将来世帯数の推計結果

ア) 全世帯数の見通し（平成 22（2010）年～平成 62（2050）年）

○前述の推計方法に基づく本市の将来世帯数は、以下の表及びグラフのとおりです。

○本市の全世帯数は、1世帯当たり人員の減少傾向にあわせて基準年である平成 22（2010）年の 50.3 万世帯から平成 57（2045）年には 59.1 万世帯へと増加しますが、人口減少の長期的な影響を受け、その後は減少に転ずると予測されます。

○1世帯当たり人員は、基準年である平成 22（2010）年の 2.4 人から一貫して減少傾向で推移し、推計対象の最終年である平成 62（2050）年には 2.1 人まで減少する見通しです。

表 4-20 本市の将来世帯数（全世帯数）

	基準世帯数	推計世帯数							
	平成22年 2010年	平成27年 2015年	平成32年 2020年	平成37年 2025年	平成42年 2030年	平成47年 2035年	平成52年 2040年	平成57年 2045年	平成62年 2050年
人口（万人）	122.2	125.4	127.6	129.0	129.6	129.5	128.5	127.3	125.7
全世帯数（万世帯）	50.3	53.3	55.7	57.5	58.6	58.9	59.0	59.1	58.7
1世帯当たり人員（人）	2.4	2.4	2.3	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.1

注）将来推計人口はパターン1の純移動率（IV-1 ページ参照）による推計値である。

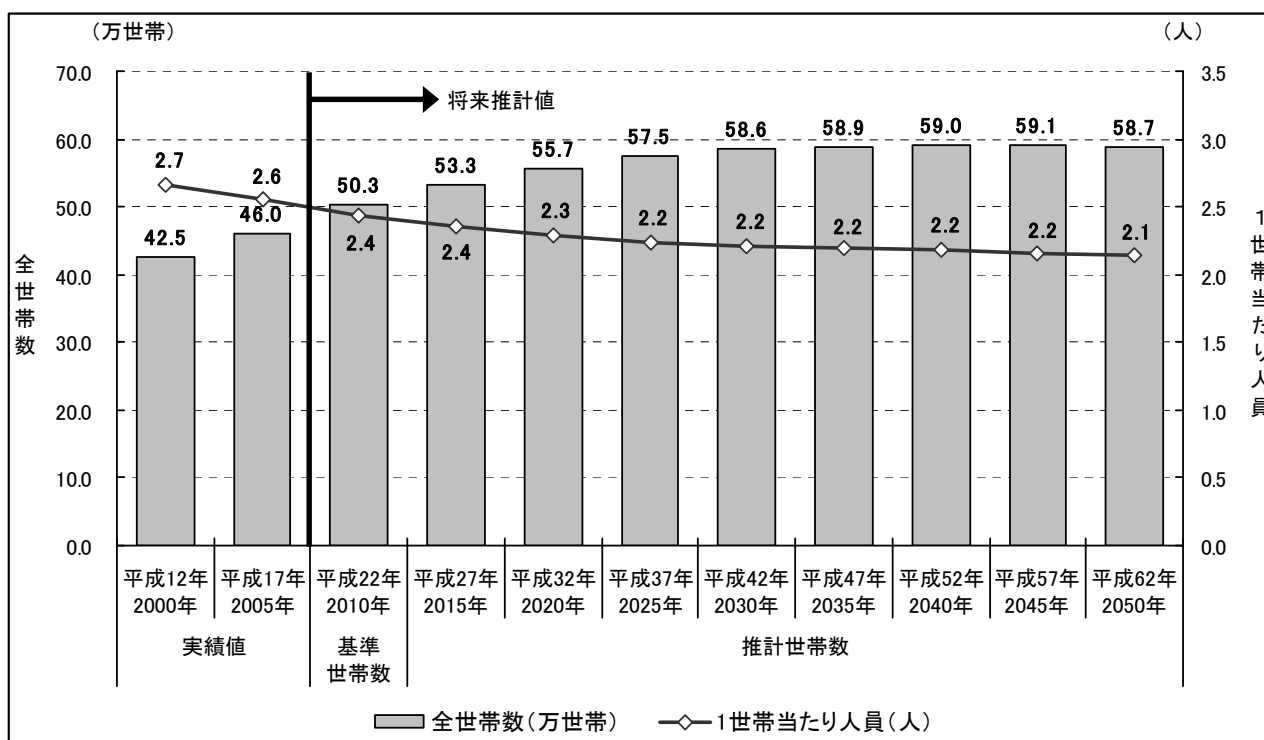


図 4-20 本市の将来世帯数と 1 世帯当たり人員の推計値

イ) 世帯分類別世帯数の見通し（平成 22（2010）年～平成 62（2050）年）

○世帯分類別の将来世帯数は、以下の表及びグラフのとおりです。

○一般世帯のうち核家族世帯は、基準年である平成 22（2010）年の 30.6 万世帯から推計対象の最終年である平成 62（2050）年には 33.1 万世帯に増え、単独世帯は平成 22（2010）年の 15.9 万世帯から平成 62（2050）年には 22.2 万世帯まで増加すると予測されます。

○世帯分類の構成をみると、単独世帯が平成 22（2010）年の 31.6%から平成 62（2050）年には 37.9%まで増加する見通しです。

○高齢単独世帯数は、平成 22（2010）年の 3.7 万世帯（構成比 7.4%）から平成 62（2050）年の 6.3 万世帯（構成比 10.7%）へと約 1.7 倍に増加する見通しです。

	基準世帯数	推計世帯数								
		平成22年 2010年	平成27年 2015年	平成32年 2020年	平成37年 2025年	平成42年 2030年	平成47年 2035年	平成52年 2040年	平成57年 2045年	平成62年 2050年
全世帯数(万世帯)	50.3	53.3	55.7	57.5	58.6	58.9	59.0	59.1	58.7	
実数 (万世帯)	一般世帯	50.2	53.2	55.6	57.4	58.4	58.8	58.9	59.0	58.6
	親族世帯	33.7	35.3	36.2	36.7	36.8	36.6	36.3	35.9	35.4
	核家族世帯	30.6	32.1	33.1	33.8	34.0	34.0	33.8	33.5	33.1
	その他の親族世帯	3.1	3.1	3.0	2.9	2.8	2.6	2.5	2.4	2.2
	非親族を含む世帯	0.5	0.6	0.7	0.8	0.9	0.9	1.0	1.0	1.0
	単独世帯	15.9	17.3	18.7	19.9	20.7	21.3	21.7	22.1	22.2
	65～74歳	1.9	2.2	2.4	2.6	2.7	2.9	2.9	3.0	3.1
	75歳以上	1.8	2.1	2.4	2.6	2.8	2.9	3.0	3.1	3.2
	不詳分	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	施設等の世帯	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
構成比	一般世帯	99.8%	99.8%	99.8%	99.8%	99.8%	99.8%	99.8%	99.8%	99.8%
	親族世帯	67.0%	66.2%	64.9%	63.8%	62.9%	62.1%	61.4%	60.8%	60.2%
	核家族世帯	60.8%	60.3%	59.4%	58.7%	58.2%	57.6%	57.2%	56.8%	56.4%
	その他の親族世帯	6.2%	5.9%	5.4%	5.0%	4.7%	4.5%	4.2%	4.0%	3.8%
	非親族を含む世帯	0.9%	1.2%	1.3%	1.4%	1.5%	1.6%	1.6%	1.7%	1.7%
	単独世帯	31.6%	32.4%	33.6%	34.6%	35.4%	36.1%	36.8%	37.3%	37.9%
	65～74歳	3.8%	4.0%	4.3%	4.5%	4.7%	4.9%	5.0%	5.1%	5.2%
	75歳以上	3.6%	3.9%	4.3%	4.5%	4.8%	5.0%	5.1%	5.3%	5.4%
	不詳分	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	施設等の世帯	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%

表 4-21 本市の将来世帯数（世帯分類別）

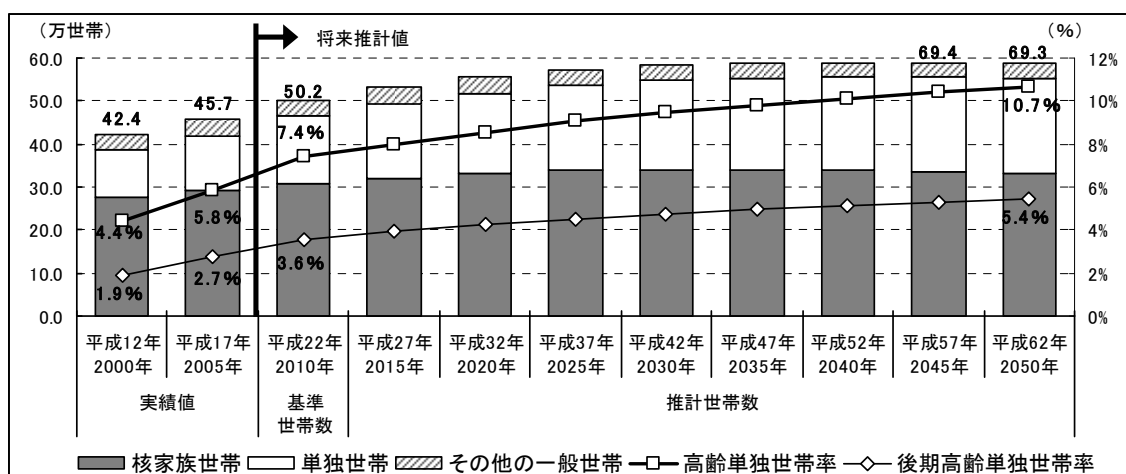


図 4-21 世帯類型別一般世帯数及び高齢者単独世帯率

平成 23 年度
さいたま市総合振興計画次期基本計画
策定のための基礎調査報告書

平成 24 年 3 月 発行

編集・発行 さいたま市 政策局 政策企画部 企画調整課
〒330-9588 さいたま市浦和区常盤 6 丁目 4 番 4 号
電話 048-829-1111 (代表)
URL <http://www.city.saitama.jp/>

この冊子は 600 部作成し、1 部当たりの印刷経費は 700 円です。

(さいたま市総合振興計画次期基本計画策定のための基礎調査等業務委託料のうちの印刷に要した経費です。)